

昭和三年十月

歐米局長

共産運動研究資料集第四輯

共産「インターナショナル」ト其ノ補助機關

極秘

5

歐米局第一課

堀内寄附調書

欧一  
133  
外史

共産運動研究資料集第四輯  
共産「インターナショナル」ト其ノ補助機關

凡 例

一、本書ノ編纂ニ當リテハ單行ノ著書ノ外主トシテ在外公館ノ報告、共產「インターナショナル」執行委員會ノ機關誌タル『共產、インターナショナル』、共產「インターナショナル」ノ對外宣傳機關ト目セラルル「インプレコール」(International Press Correspondenceノ略稱)、在露府第三「インターナショナル」反對國際同盟發行ノ「ヴァーグ、ルーシ」並「ソヴェト」聯邦中央執行委員會機關紙「イズヴェスチヤ」及全聯邦共產黨機關紙「ブラウダ」等ヲ參考セリ

一、共產「インターナショナル」及其ノ補助機關ノ組織及活動狀況ノ研究ハ「ソヴェト」聯邦並此等ノ機關自體ニ於テ秘密ニ附シ從テ正確ナル資料ヲ得難キト其ノ創立後日尙淺ク其ノ組織並此等ノ改變屢々ナルトニ因リ極メテ困難ニシテ到底本書ノ如キニ於テ完璧ヲ期シ難キモ最近日本共產黨事件ノ發生等ニ鑑ミ我關係當局ニ於テモ若々共產運動ノ取締方攻究勵行シツツアルヲ以テ共產「インターナショナル」並其ノ補助機關ニ關シ比較的正確ナル概念ヲ有シ置クノ緊要ナル可キヲ思ヒ茲ニ從來試ミ來レル研究ノ結果ヲ取纏メ之ヲ印刷ニ附スルコトトセリ。說イテ盡ササル所アリ、解シテ誤レル點ナキニ非サルヘキモ此等ハ一切將來ノ訂正ニ讓ラントス。





二

第二節 共產「インターナショナル」ノ加入條件…………… 四四

第三節 共產「インターナショナル」ノ組織…………… 四七

第一款 概 説…………… 四七

第二款 構成ノ原則…………… 五〇

第三款 機關ノ構成…………… 五一

第一項 世界大會…………… 五二

第二項 執行委員會…………… 五五

第三項 擴大執行委員會…………… 五八

第四項 執行委員會幹部會…………… 五八

第五項 組織 局…………… 五八

第六項 書記 局…………… 五九

第七項 婦人運動書記局…………… 六一

第八項 國際監督委員會…………… 六一

第九項 西 歐 局…………… 六二

第十項 共產「インターナショナル」組織ノ現狀…………… 六二

第四款 支部ノ組織…………… 六三

第一項 概 説…………… 六四

第二項 細胞組織…………… 七〇

第三項 地方部ノ組織…………… 八一

第四項 中央部ノ組織…………… 八九

第五項 各國共產黨ノ現狀…………… 一〇七

第五款 黨外團體(「フラクチャ」)ノ組織…………… 一一七

第一項 緒 言…………… 一二七

第二項 労働組合ニ於ケル共產黨外團體ノ組織及構成ニ關スル模  
範的方針…………… 一二八

第四節 共產「インターナショナル」ノ活動方針…………… 一二七

第一款 概 説…………… 一二七

第二款 第二回大會ニ於テ採擇セラレタル活動方針…………… 一三〇

三



第三款 第五回大會ニ於テ採擇セラレタル活動方針……………	一五八
第四款 第六回大會ニ於テ提出セラレタル活動方針……………	一九二
第四章 共産「インターナショナル」ノ會議……………	二六一
第一節 會議年鑑……………	二六一
第二節 諸會議ノ業績……………	二六三
第三節 諸會議ノ組織及決議……………	二六五
第一款 第一回大會……………	二六五
第二款 第二回大會……………	二七七
第三款 第三回大會……………	二九三
第四款 第四回大會……………	二九八
第五款 第五回大會……………	三〇四
第六款 擴大執行委員會第五回會議……………	三一一
第七款 第六回大會……………	三二五
第五章 共産「インターナショナル」ノ戰術上ノ諸問題……………	三三一

四

第一節 概 説……………	三三一
第二節 革命的議會政策……………	三四〇
第三節 民族問題植民地問題ニ對スル共産「インターナショナル」ノ對策……………	三五二
第一款 民族問題ニ關スル「レーニン」主義ノ原理……………	三五二
第二款 民族問題及植民地問題ニ關スル「テーズ」……………	三六四
第四節 「ファシズム」ニ對スル政策……………	三七五
第一款 「ファシズム」ノ本質……………	三七五
第二款 「ファシズム」ニ對スル對策……………	三七七
第六章 共産「インターナショナル」ノ煽動宣傳……………	三八二
第一節 「マルクス」主義宣傳ノ組織……………	三八二
第二節 綱領及宣傳ノ方法……………	三八六
第七章 共産「インターナショナル」ノ豫算……………	三八九
第八章 「ソヴェート」聯邦ニ於ケル政府、共産黨及第三「インターナショナル」ノ相互關係……………	三九七

五

第二編 共産「インターナショナル」ノ補助機關……………四〇三

第二章 赤色職業組合「インターナショナル」(略稱「プロフィンテルン」)……………四〇三

第二節 概 説……………四〇三

第二節 「プロフィンテルン」ノ成立……………四〇七

第三節 「プロフィンテルン」ノ組織……………四〇九

第一款 大 會……………四〇九

第二款 中央評議會……………四一〇

第三款 執 行 局……………四一〇

第四節 「プロフィンテルン」第一回大會……………四一五

第五節 「プロフィンテルン」第二回大會……………四一七

第六節 「プロフィンテルン」第三回大會……………四一八

第七節 「プロフィンテルン」第四回大會……………四三八

第八節 「プロフィンテルン」ト「コミンテルン」トノ關係……………四五二



第九節 「プロフィンテルン」ト全聯盟職業組合中央評議會トノ關係……………四六二

第十節 「プロフィンテルン」ト全聯邦共產黨トノ關係……………四六二

第十一節 「プロフィンテルン」ノ活動……………四八三

第一款 「プロフィンテルン」ノ對歐洲活動……………四八三

第二款 「プロフィンテルン」ノ對東洋活動……………四八七

第一項 太平洋労働會議……………四八八

第二項 日本左傾労働團體ト莫斯科トノ關係……………四九二

一 「プロフィンテルン」ヨリ東京機械労働組合、芝浦労働組合日……………四九二

本印刷工聯合總會ニ宛テタル書翰……………四九二

二 亞細亞諸國及太平洋沿岸諸國ニ於ケル労働組合運動ニ關スル……………四九九

「ロゾフスキー」ノ所論……………四九九

三 日本左傾労働團體ニ關スル「ロゾフスキー」ノ演説……………五〇〇

四 日本共產黨事件ニ對スル太平洋労働聯盟書記局ノ通牒……………五〇三

五 支那革命擁護ノ爲日本ノ對支干涉ニ反對スル太平洋労働聯盟……………五〇三

書記局ノ概文	五〇五
六 「プロフィンテルン」執行局ノ支那労働者援助ノ概文	五〇八
七 全文労働聯盟ノ排日煽動の概文	五一〇
第三項 印度労働組合總聯盟第八回大會ニ宛テタル「プロフィンテルン」ノ書面	五一三
第四項 「プロフィンテルン」ノ執行局東方面長ノ談話	五一五
第三款 「プロフィンテルン」ノ對米活動	五一六
第一項 米國労働宣傳總聯盟ニ宛テタル「プロフィンテルン」ノ書面	五一六
第二項 南米諸國ニ於ケル「プロフィンテルン」ノ活動	五一八
第十二節 國際労働運動統一問題	五二〇
第一款 「アムステルダムインターナショナル」ト全聯邦職業組合中 央評議會トノ往復書翰	五二一
第二款 労働組合ノ國際的統一ニ關スル「アレドレー、ニン」ノ所論	五二九
第三款 「プロフィンテルン」ト「アムステルダム」派トノ比較	五三一

第十三節 「プロフィンテルン」ニ於テ問題トナリタル諸事項	五三二
第一款 工場委員會	五三二
第二款 産業別組合	五三三
第三款 國際宣傳委員會	五三四
第二章 赤色農民「インターナショナル」(略稱「クレスチンテルン」)	五三五
第一節 概説	五三七
第二節 「クレスチンテルン」ノ成立	五三七
第三節 「クレスチンテルン」ノ組織	五三八
第四節 「クレスチンテルン」第一回大會	五三九
第五節 第一回大會以後加ハリタル諸國農業團體	五四〇
第六節 「クレスチンテルン」ト「コミンテルン」トノ團體	五四一
第一款 第五回「コミンテルン」大會ノ決議	五四二
第二款 「一九二五年「コミンテルン」擴大執行委員會ノ提議	五四五
第七節 「クレスチンテルン」ト「プロフィンテルン」トノ關係	五四六

第八節 「クレスチンテルン」ノ事業ニ關スル全聯邦共產黨ノ政策……………五四六

第一款 課税問題ト勞農關係……………五四六

第二款 諸市工業製品ノ價格ト農民……………五四七

第三款 農村ト戰爭……………五四七

第四款 一般の根本方針……………五四八

第五款 對農民組合政策……………五四八

第六款 對小作人政策……………五五〇

第七款 宣傳要領……………五五〇

第三章 青年共產「インターナショナル」(略稱「キム」)

第一節 概 説……………五五二

第二節 青年共產「インターナショナル」ノ成立……………五五四

第三節 青年共產「インターナショナル」ノ加入條件……………五六一

第四節 青年共產「インターナショナル」ノ組織……………五六二

第一款 青年共產「インターナショナル」ノ機關……………五六二

(一) 青年共產「インターナショナル」大會……………五六二

(二) 青年共產「インターナショナル」執行委員會……………五六三

(三) 青年共產「インターナショナル」書記局……………五六四

第二款 青年共產「インターナショナル」ノ細胞……………五六六

第五節 青年共產「インターナショナル」ノ活動方針……………五六六

第一款 概 説……………五六六

第二款 帝國主義ニ對スル活動方針……………五七〇

第三款 朝鮮ニ對スル活動方針……………五七一

第四款 支那ニ對スル活動方針……………五七三

第四章 革命闘士國際救援協會(略稱「モブル」)

第一節 概 説……………五八〇

第二節 「ソヴェト」聯邦革命闘士國際救援協會支部……………五八七

第一款 特別ノ地位……………五八八

第二款 會則及構成……………五八九



三

第三款 會員數及財政狀態……………五九一

第四款 救援事業……………五九五

第五款 細胞ノ事業……………六〇〇

第六款 活動ノ員……………六〇一

第七款 外國監獄ニ對スル名譽監督……………六〇三

第三節 「ソツ・イ・エト」聯邦以外ニ於ケル革命闘士國際救援協會支部……………六〇六

第二款 概説……………六〇六

第二款 諸國ニ於ケル支部ノ概況……………六二〇

(一) 獨逸……………六二〇

(二) 佛蘭西……………六二一

(三) 伊太利……………六二二

(四) 英吉利……………六二二

(五) 波蘭……………六二三

(六) 埃太利……………六二三

(七) 支那……………六二四

第五章 勞働者救援「インターナショナル」(略稱「メテラフボム」)……………六二五

第一節 勞働者救援「インターナショナル」ノ成立……………六二五

第二節 勞働者救援「インターナショナル」ノ組織……………六二八

第三節 勞働者救援「インターナショナル」ニ關スル共產「インターナショナル」ノ決議……………六二〇

第六章 赤色「スポーツ、インターナショナル」(略稱「スポルチンテルン」)……………六二三

第一節 赤色「スポーツ、インターナショナル」ノ成立……………六二三

第二節 赤色「スポーツ、インターナショナル」ノ組織……………六二四

第三節 赤色「スポーツ、インターナショナル」ノ活動方針……………六二五

第七章 赤色婦人「インターナショナル」……………六二七

第一節 赤色婦人「インターナショナル」ノ成立……………六二八

第二節 赤色婦人「インターナショナル」ノ組織……………六三八

三



第三節 赤色婦人「インターナショナル」第三回大會……………六三九

第四節 婦人ノ共產國際的結合ト國際共產婦人書記局ニ關スル……………六四〇

第五節 各國ニ於ケル婦人共產運動……………六四九

    (一) 「ソヴェト」聯邦ニ於ケル婦人共產運動……………六四九

    (二) 英國ニ於ケル婦人共產運動……………六四九

    (三) 獨逸ニ於ケル婦人共產運動……………六五〇

    (四) 瑞典ニ於ケル婦人共產運動……………六五〇

    (五) 佛國ニ於ケル婦人共產運動……………六五〇

第八章 教育勸勞者「インターナショナル」……………六五一

    第一節 概 説……………六五一

    第二節 教育勸勞者「インターナショナル」ノ成立……………六五二

    第三節 教育勸勞者「インターナショナル」ノ組織……………六五三

第九章 「プロレタリア」無信仰者「インターナショナル」……………六五七

第一節 概 説……………六五七

第二節 「プロレタリア」無信仰者「インターナショナル」ノ成立及組織……………六五八

第三節 「プロレタリア」無信仰者「インターナショナル」ノ活動……………六五九

第十章 「プロレタリア、ラヂオ、インターナショナル」……………六六一

第十一章 對外文化聯絡協會(略稱「ウオクス」)……………六六三

    第一節 概 説……………六六三

    第二節 對外文化聯絡協會ノ組織……………六六五

    第三節 對外文化聯絡協會ノ活動……………六六五

第十二章 帝國主義反對及民族獨立期成聯盟……………六六七

    第一節 概 説……………六六七

    第二節 帝國主義反對及民族獨立期成聯盟ノ成立……………六六九

    第三節 帝國主義反對及民族獨立期成聯盟ノ組織……………六七五

    第四節 帝國主義反對及民族獨立期成聯盟總委員會第一回會議……………六八〇

第十三章 「ソヴェト」聯邦ノ友ノ會……………七一一



第二節 「ソヴェト」聯邦ノ友ノ會ノ成立……………七二二

第二節 「ソヴェト」聯邦ノ友ノ會ノ第一回會議……………七一八

(附)

共產「インターナショナル」第五回大會委員會表……………七二七

### 共產「インターナショナル」ト其ノ補助機關

#### 緒言

一九一四年世界大戰ノ勃發ニ際シ第二「インターナショナル」ニ屬スル交戦各國ノ社會黨ハ一九〇七年「ストックホルム」大會ニ於テ採擇セル戦争反對ノ決議ヲ破リテ競テ軍事豫算ヲ可決シ第二「インターナショナル」ハ事實上茲ニ崩解スルニ至ルヤ「レーニン」ノ率ユル「ボリシエヴィーキ」ハ露國革命ノ餘燼未タ消エサル一九一九年三月早クモ各國社會主義者中ノ極左分子ヲ糾合シ所謂世界革命ヲ標榜シテ第三「インターナショナル」ヲ創設スルニ至レリ

一九一九年三月莫斯科ニ於テ開催セル第三「インターナショナル」第一回大會ニハ各國ヨリ六十三名ノ代表者出席シ其ノ翌一九二〇年七月同ジク莫斯科ニ於テ開催セラレタル第二回大會ニハ二一四名ノ代表者出席セリ、爾來一九二一年六月第三回大會、一九二二年十一月第四回、一九二四年六月第五回大會ヲ開催シ、今年七月第六回大會ヲ開催スルニ至レリ、右大會ノ外又別ニ第三「インターナショナル」執行委員會擴大總會アリ、今春ヲ以テ正ニ其ノ第九回總會ヲ見タリ





斯少、如ク第三「インターナショナル」ハ年ト共ニ益々猖獗ニ向ヒ一九二四年ノ第五回大會當時其ノ加入國ハ總數四十ノ多キニ達シ加入會員ハ露國側ノ主張ニ依レハ三百萬人ニ達スト云フ  
第三「インターナショナル」ハ其ノ創立以來各種ノ機關ヲ創設シ此等ヲ通ジテ間接ニ共產主義ノ宣傳ニ努メツ、アツ、即チ各國ノ職業組合ヲ以テ赤色職業組合「インターナショナル」(略稱「プロフェンタルン」)ヲ組織シ、農民ヲ糾合シテ赤色農民「インターナショナル」(略稱「キム」)ヲ組織シ、ソノ設置シ、又青年共產主義者ヲ以テ青年共產「インターナショナル」(略稱「キム」)ヲ組織シ、或ハ「スポルト」ヲ利用シテ共產主義ヲ扶植スル爲「スポルト、インターナショナル」(略稱「モボル」)ヲ創設シ、或ハ各國文化ノ融合ニ藉口シテ露國ノ社會及國家組織ノ紹介ヲ爲ス爲「對外文化聯絡協會」(略稱「ゾオクス」)ヲ設立セリ、更ニ或ハ革命闘士教授協會(略稱「モボル」)ヲ組織シテハ革命運動ノ犠牲者ヲ救恤シ或ハ労働者救援「インターナショナル」(略稱「メデラ」)ボム」)ヲ組織シテハ困窮セル労働者ノ援助ニ努ム、斯クノ如ク露國ハ世界ニ於ケル各種ノ不平等子ニ向テ或ハ理想ヲ指示シテ其ノ達成ヲ慫慂シ或ハ巧ニ思ヲ買リテ其ノ同情ヲ買ヒ汎ユル手段ニ訴ヘテ共產主義ノ宣傳ニ努メツ、アリ、其ノ用意ノ周到ナル其ノ組織ノ完備セル之ヲ第一及第二「インターナショナル」ニ比較シテ格段ノ差異アルノミナラス世界ノ如何ナル宣傳機關ト雖露國ノ

此ノ右ニ出ヅルモノ蓋シコレ無カル可シ  
而シテ露國ノ前記機關ノ外ニ世界ニ於ケル共產主義者ハ又相集リテ赤色婦人「インターナショナル」、教育労働者「インターナショナル」、プロレタリア「無信仰者「インターナショナル」、プロレタリア、ラヂオ、インターナショナル」等ノ如キ各種ノ「インターナショナル」ヲ組織シ、又帝國主義反對及民族獨立期成聯盟及「ソヴェト」聯邦ノ友ノ會等ノ如キ諸種ノ團體ヲ創設セリ  
此等ハ必シモ第三「インターナショナル」ニ對シ直接ノ隸屬關係ニアリト云フヲ得ザル場合アレドモ其ノ目的トスル所ハ第三「インターナショナル」ト同一ニシテ從テ其ノ活動カ間接ニ第三「インターナショナル」ノ目的達成ヲ助クルノ事實竝ニ第三「インターナショナル」ガ此等ノ機關ニ對シ直接又ハ間接ノ支援ヲナシ居ルノ事實ニ鑑ミ此等ヲ其ノ補助機關ト見ルヲ得ベシ  
以下先ヅ露國對外宣傳ノ核心タル第三「インターナショナル」ノ構成及活動ヲ究明シ更ニ進テ其ノ補助機關タル各種ノ「インターナショナル」及團體ニ付順ヲ追ヒテ検討スル所アルベシ



## 第一編 共産「インターナショナル」

### 第一章 概 説

一九一九年「モスコウ」ニ於テ成立スルニ至リタル共産主義者ノ國際的結合ハ其ノ成立ヲ歴史的地ヨリ見テ即チ第一及第二「インターナショナル」ニ對スル關係ヨリ見テ通常第三「インターナショナル」III. Internationale. IIIe Internationale. Dritte Internationale ト稱スラル

而レドモ其ノ成立後ニ於テハ右國際的結合ガ共産主義的「プログラム」ヲ遂行シ之ガ爲メ官僚的舊社會民主黨及社會民主主義團體第二「インターナショナル」ニ對シ抗爭スルモノナル點ヲ重視シテ自ラ共産「インターナショナル」Komyninternecchi Internationale Communistische Internationale Cominterniste. Kommunistische Internationale ト稱スルニ至リタルモノナリ(加入條件ニ關スル決議ノ第十七條及規約第三條參照)或ハ略シテ「コミンテルン」Komintern ト云フ

茲ニハ其ノ成立及思潮ノ見地ヨリ第一、第二、第二半及第三「インターナショナル」ヲ概観セントス

一、第一「インタナショナル」ノ概観

各國ニ於テ社会主義的運動ヲ統一シ、單一ノ國際組織ヲラシメ、トスル。「マルクス」流ノ思想ヲ實現セシトスル企圖カ最初ニ具體化スルニ至リタルハ、一八六四年倫敦ニ於ケル會議ニ依リ創立セラレタル國際労働聯合(International Association)ニシテ、所謂第一「インタナショナル」之ナリ、其ノ理想ハ各國ニ於ケル労働運動ノ規範タルヘキ單一ノ「プログラム」ヲ有スル單一ノ團體ヲ造ルコトニ在リキ。

該設立會議ハ「マルクス」ニ其ノ「プログラム」及聲明書ノ作成ヲ一任シ、同氏ノ作成セル「プログラム」及聲明書ハ一八六六年、倫敦ニ於テ開催ノ第二回會議ノ承認スル所トナリ、タルカ右ニ依レハ此ノ「インタナショナル」ハ各國ノ社会主義的團體ヨリ成ル單一ノ團體ニアラスシテ、單ニ其ノ聯合(Union)ニ過キサリキ。從テ第一「インタナショナル」ハ其ノ思想中ニ包含セラルル任務即チ各國ニ於ケル社会主義運動ヲ統一的ニ指導シ、而モ單一ノ團體トシテ活動セシメントスル任務ヲ充分ニ果スコトヲ得ス。實際ニ於テハ各國代表者或ハ各種見解ノ討論場トナリタルノ觀アリキ。

當時英佛獨三國ノ代表間ニ根本的見解ノ相異アリ、獨逸代表ハ全然「マルクス」ノ見解ヲ持シ、社

會運動ノ終局ノ目的ヲ以テ政治的權力ノ獲得及生産手段ノ形式的社会化ノ完成ニ在リトシ、階級戰ヲ以テ其ノ目的達成ノ主ナル手段ト思考セリ。英國代表ハ所謂労働組合主義ニ據リ、單ニ労働條件ノ改善ヲ以テ終局ノ目的トシ、企業者ト労働契約ヲ締結スルニ際シ、労働者ガ一致團結スルコトヲ以テ其ノ手段ナリト主張セリ。又佛國代表ハ大多數「ブルドン」ノ主義ヲ奉シ、労働者ノ状態ヲシテ獨立ノ企業者タル迄ニ向上セシムル事ヲ目的トシ、思想ニ於テ又實際ノ計畫ニ於テモ産業組合的の生産及交易組織並信用組織ヲ以テ其ノ手段トセリ。

最初ハ佛國代表ノ見解カ團體内ニ於テ指導的勢力ヲ有シタルモ、後ニ至リ「マルクス」的見解漸ク優勢トナルニ及ヒ、其ノ地位ヲ失フニ至レリ。労働組合主義ハ最初ヨリ何等重キヲ爲サズ、從テ英國代表ハ早クヨリ團體ヲ脱退スルニ至レリ。

即チ一八六八年「ブラッセル」ニ於テ開催セラレタル第三回會議ニ於テハ「マルクス」的見解漸ク多數ヲ制スルニ至リタルモ、其ノ間「ブルドン」黨ハ其ノ失ハレタル指導的勢力ヲ挽回セントスルノ希望ヲ尙斷タザリキ。然ルニ翌年「バトゼル」ニ於テ開催ノ第四回會議ニ於テハ「マルクス」黨ノ勢力益々強ク「ブルドン」黨ハ其ノ企圖ヲ斷念セザルヲ得ザルニ至レリ。尙同會議ニ於テハ「ブルドン」黨「マルクス」黨ノ反目ニ代リ「マルクス」黨ト「バクレーニン」ノ指揮ノ下

セ。

ニ立ツ無政府黨ノ對立顯著トナリタルモ無政府主義ハ小數ニシテ一八七二年「ハーグ」ノ會議ニ於テ脱退スルニ至レリ翌年壽府開催ノ會議ニハ最早英獨及米ヨリ代表者ヲ送リタルニ過ギズ其後此ノ團體ノ衰勢漸ク著シク一八七六年ニハ形式的ニ解散ノ餘儀ナキニ至レリ

二、「インターナショナル」ノ概観

一八八九年巴里ニ於ケル社會主義者會議ノ席上ニ於テ各國ノ社會主義的團體間ニ稍密接ナル結合機關成立セリ所謂第二「インターナショナル」ナリ  
其ノ第一「インターナショナル」ト異ル所ハ其ノ外形の組織ニ在リ第二「インターナショナル」ハ固有ノ「プログラム」ヲ有スル單一ニシテ且強固ナル常設の團體ヲ組織スルコトヲ目的トスルモノニアラズシテ各國ニ於ケル社會主義的團體ノ緩和ナル結合ニシテ時ニ共同會議ヲ開キ各團體ノ活動ノ方針ヲ評議スルニ過ギズ又其ノ決議ハ各團體ニ對シ拘束力ナシ  
調和スベカラザル思想ノ對立ヲ避クル爲左右兩極端ノ團體ノ加入ハ之ヲ許サザルコトトシ一方ニ於テハ英國ノ労働組合、他方ニ於テハ無政府主義ヲ以テ社會主義ニアラザルモノト認メ之ヲ除外セリ尙同會議ハ社會主義ヲ以テ生産手段ノ社會化ヲ目的トシ政治的權力ノ獲得ヲ其ノ手段ト爲スモノナラザルベカラズトシ從テ英國ノ労働組合ハ其ノ政治的活動ニ關スル限リ此ノ結合

ニ加入スルコトナレリ

第二「インターナショナル」ハ兩極端ノ團體ヲ除外スルニ努メタルニ拘ラズ其ノ後開催セラレタル會議毎ニ急進派穏和派間ノ激烈ナル反目顯著トナレリ、而シテ此ノ對立タルヤ最早第一「インターナショナル」ニ於テ存シタル各國代表間ノ反對ノ如ク激シカラズ各國内ノ團體相互間ニ於ケルソレ（佛國ニ於ケル「サンデカリスト」ト「ボッシピリスト」、英國ニ於ケル社會民主黨ト労働組合、獨逸ニ於ケル「マルクス」派ト修正派）ト同程度ノモノナリ從テ第二「インターナショナル」ニ於テモ「プロレタリア」ノ團結ナク寧ロ社會主義運動ノ目的及意義ニ關スル見解ノ差異明白トナレルノ觀アリキ

右不統一ハ世界戦争ニ因リ外部ヨリ促進セラレ第二「インターナショナル」衰亡ノ本來ノ原因トナレリ、即チ同「インターナショナル」ハ内部的ニハ戦争ニ依リ提出セラレタル問題ニ對シ一致ノ態度ヲ採ルヲ得ザリシ爲又外部的ニハ殆ンド總テノ非「オポポチュニスト」ノ團體ガ脱退セルニ因リ衰亡ニ瀕セリ、然レドモ形式的ニハ解散セズ尙其ノ活動ヲ繼續ス

三、共產「インターナショナル」(通稱「コミンテルン」)ノ概観

Kommunist. Komynunistenvereinig. Internationale Arbeiterassoz. Internationale Communiste, Die Kommunist.

大戦後ニ於テハ第二「インターナショナル」ト並びテ社會主義團體ノ國際的結合ニ個成立セリ  
ハ「マルクス」ノ思想ニ據ル最初ニシテ且眞實ノ國際團體トラントスルモノニシテ他ハ只斯ノ  
如キ眞實ノ國際團體ヲ創設スル準備ヲ以テ其ノ任務ト爲スモノナリ前者ハ所謂第三「インター  
ナショナル」ニシテ後者ハ國際社會主義労働者同盟ナリ

共產「インターナショナル」ハ一九一九年「モスコウ」ニ於テ設立セラレ團體組織ノ形式ノ關  
スル限リ「マルクス」主義ニ據ル最初ニシテ且眞實ノ國際團體ナリト云フヲ得ベシ即チ確乎タ  
ル「プログラム」ト單一ノ規約ヲ有スル強固ナル中央集權的國際團體ニシテ其ノ内部ニ於テハ  
各國ノ國內的團體ハ只其ノ分子トシテ存在ス

「プログラム」及規約ハ「ボルシェビキ」ノソレニ範ヲ採リ最近ノ意味ニ於ケル極端ナル共產主  
義的性質ヲ有スルモノナリ

四、國際社會主義労働者同盟 (Internationale Sozialistische Arbeitergemeinschaft)

一九二〇年「ブレトメン」ニ於テ創立シ第二第三「インターナショナル」ノ何レニモ屬セザ  
ル各國社會主義團體ノ緩和ナル結合ニシテ其ノ見解ハ右兩「インターナショナル」ノ見解ヲ拆

衷セルモノニシテ此ノ基礎ノ上ニ「プロレタリア」ヲ包括スル新ナル國際組織ヲ造リ出す事ニ  
努メテゾアリ第二半「インターナショナル」ト通稱セラレ

第二章 共產「インターナショナル」ノ成立

第一款 歴史的背景

露國ノ一角ニ於テ醸成セラレ來タリタル「プロレタリア」革命ノ機運ハ一九一七年ノ三月革命及  
同年十月ノ革命ヲ期ドシニケル波紋ヲ畫キテ地表六分ノ一ノ廣汎ナル範圍ニ普及シ竝ニ「プロレ  
タリア」革命ノ一支點ヲ築キ得タリ

右「プロレタリア」革命ノ波紋ガ露國國境ヲ超エ漸ク國際的範圍ニ及バントスル時恰モ世界大戦  
ニ際會シ右革命ノ指導者タル「レーニン」一派ハ從來其ノ發育セラレ來タリタル第三「インターナ  
ショナル」ノ搖籃ヲ出デ所謂「チンメルツルド」聯合中ノ左翼トシテ新ナル「インターナショナル」  
ノ創立ニ發途セリ共產「インターナショナル」ハ此ノ機運ト必要ノ下ニ新生ヲ告グルニ至リタル  
モノナリ

從ツテ共產「インターナショナル」ノ成立ヲ歴史的ニ觀察セントセバ先ヅ(一)露國革命ノ延長又ハ推

移トシテ觀察スルト同時ニ(二)第二「インターナショナル」ノ極左派ノ分立運動トシテ之ヲ觀察セザルベカラズ(三)而シテ露國革命ノ原動力タル露國共產主義者ガ同時ニ第二「インターナショナル」ヨリ分立スルニ至リタル其ノ左翼タル點ニ於テ右ニ方面ノ觀察ハ一ノ共通點ヲ有スルモノナリ  
今共產「インターナショナル」ヲ第一及第三ノ見地ヨリ見ル時ハ共產「インターナショナル」ノ内部ニ於テ各國共產黨ハ形式上同等ノ地位ニ立ツニ拘ラズ實際上ハ露國共產黨ガ主導的地位ヲ占ムル所以ヲ解スベク又第二「インターナショナル」ノ極左派ノ分立運動トシテ見ル時ハ第三「インターナショナル」ガ成立以來第二「インターナショナル」右翼即チ社會民主主義者ヲ以テ仇敵トナシ宿命の戦闘ヲ繼續シツ、アル所以ヲ解シ得ベシ

第一 露國革命ノ延長トシテノ共產「インターナショナル」ノ成立

「スターリン」ハ其ノ著「レニ主義ノ原理」ニ於テ露國革命ヲ以テ既ニ二期ヲ經過シ十月革命後第三期ニ入レルモノトナス今暫ク彼ノ云フ處ニ從ヘバ  
第一期(一九〇三年ヨリ一九一七年二月ニ至ル)ニ於テハ革命ノ目的ハ「ツァーリズム」ノ顛覆ト中世紀の傳統ノ徹底の全廢ナリキ而シテ此ノ目的ノ爲メ「プロレタリア」ハ農民ノ結合シ自由主義的君主主義的「ブルジョア」ニ對シテ戦闘セリ「ケレンスキー」一派ノ所謂三月革命ハ此ノ目的

ヲ達セルモノナリ

第二期(一九一七年三月ヨリ同年十月ニ至ル)ニ於テハ革命ノ目的ハ露國ニ於ケル帝國主義ノ顛覆及ビ帝國主義戦争ノ終焉ナリキ而シテ此ノ目的ノ爲メ「プロレタリア」ハ村落貧民ト結合シテ小「ブルジョア」の民主主義者(「メンシニビキ」又ハ社會革命派)ニ對シテ戦闘セルガ同年十月「レニン」一派カ所謂十月革命ニ依リ「メンシニビキ」一派ヲ打破シテ露國內ニ「プロレタリア」獨裁ヲ確立セリ

第三期(一九一七年十月以降)、「プロレタリア」ハ既ニ露國ニ於テ「プロレタリア」獨裁ヲ確立セルヲ以テ之ヲ支點トシテ總テノ國ニ於ケル帝國主義ヲ顛覆スル事ヲ目的トス從テ「プロレタリア」革命ハ今ヤ一國ノ國境ヲ超エテ世界革命ノ時期ニ入レリ

此ノ目的ヲ遂行スル爲メ「プロレタリア」ハ既ニ露國ニ於テ確立セル「プロレタリア」ノ獨裁ヲ支點トシ各國ニ於ケル「プロレタリア」ノ革命運動ヲ主力トシ植民地及被抑壓國ニ於ケル民族解放運動ト結ビ帝國主義ノ唯一ノ支柱タル小「ブルジョア」換言スレバ第二「インターナショナル」所屬ノ社會民主黨及社會民主主義團體ヲ孤立セシメントスルニ至レリ而シテ茲ニ第三「インターナショナル」創立ノ必要ト任務ハ包含セララルモノナリ

第二「インターナショナル」極左派ノ分裂運動トシテノ  
共産「インターナショナル」

一、緒言  
前述ノ如ク一八八九年以來存立セル第二「インターナショナル」ハ亦其ノ會議ニ於テ各種見解ノ相異ヲ漸ク暴露スルニ至リシモ少クモ外形上ハ一致ヲ保持シ來タレリ而ルニ世界戦争ハ此ノ外形上ノ結合ヲ破壞シ「インターナショナル」改造ノ機運ヲ醸成セリ  
即歐洲大戰ノ勃發ニ際シ第二「インターナショナル」所屬ノ各國社會黨ハ愛國心ニ燃エ戰爭ヲ謳歌シ軍事豫算ヲ可決セリ茲ニ於テ第二「インターナショナル」ノ左翼ハ從來「スワットガルト」ノ會議ニ於テ決定セル非戰的態度ヲ固持セントシテ「チンメルワルト」及「キーンタル」ニ大會ヲ開催シテ愈々其結束ヲ固メタリ所謂「チンメルワルト」派トハ之ナリ  
之ニ對シ第二「インターナショナル」ノ右翼ハ「ベルヌ」會議ヲ開催形式上ハ第二「インターナショナル」ヲ復興セントシ其ノ實ハ「チンメルワルト」派中ノ左翼即チ「レニン」一派ニ當ラントセリ茲ニ於テ「レニン」一派ハ「チンメルワルト」派中ノ右翼ヨリ分離シ新「インターナショナル」ノ創立ヲ企圖シ遂ニ一九一九年所謂第三「インターナショナル」トシテ創立ヲ見タリ

二、第二「インターナショナル」ノ分裂

抑々第二「インターナショナル」ノ諸會議ヲ通シ最モ重大ナル議題ハ軍國主義ト國際戦争ノ問題ナリキ、而シテ社會主義者ノ非戰運動ハ一八八九年ノ巴里大會ニ濫觴ヲ有シ一八九一年「ブラツセル」ノ大會ニ至リ漸ク具體的運動ニ進ミ其後一九〇七年「スワットガルト」ニ於テ開催セラレタル國際社會主義會議ニ於テ革命派代表タリシ「レニン」及「ロザルクゼンブルグ」ヨリ戰爭勃發ノ際ハ社會主義者ハ速ニ之ニ終焉セシムル爲戰爭ニ干與シ且ツ戰爭ニ因リ惹起セラレタル經濟上政治上ノ危機ヲ利用シテ國民ヲ奮起セシムル爲メアラユル手段ヲ盡シ以テ資本主義ノ没落ヲ促進スヘキ義務ヲ有スヘキ旨ヲ提議スル處アリ大會ノ決議ヲ見タリ  
右決議ハ其後一九一〇年ノ「コペンハーゲン」大會及一九一二年ノ「バーゼル」大會ニ於テ確認セラレ茲ニ於テ戰爭ニ對シテ第二「インターナショナル」ノ執ルヘキ態度ハ確立セラレタリ而ルニ一九一四年八月歐洲大戰勃發ト共ニ大多數ノ社會主義者ハ國防ノ理由ノ下ニ戰爭ヲ諷刺シ「フランス」及ビ「ドイツ」ノ社會黨ハ八月四日同刻ニ愛國ニ熱狂シ殆ンド滿場一致ヲ以テ政府ノ要求セル軍事豫算ニ賛成セリ、茲ニ於テ常ニ「プロレタリア」ノ味方ト豪語シ社會運動ノ前衛ヲ以テ誇レル第二「インターナショナル」ハ破産スヘキ當然ノ途ヲ辿ルニ至レ

リ、而シテ當時「スツットガルト」ノ決議ヲ忠實ニ主張セルモノハ「セルビア」ノ三名露國ノ十三名ニ過ギザリキ

而ルニ一九一四年九月頃ヨリ社會主義者中ニ穩和派即チ日和見主義者ノ態度ニ對シテ反對シ「スツットガルト」ノ決議ヲ勵行セントスル小數派ノ出現ヲ見ルニ至レリ而シテ此ノ中心勢力トナリタルモノハ當時ノ中立國ノ社會黨並ニ「イタリヤ」及「スキス」ノ運動ナリキ茲ニ於テカ第二「インターナショナル」ハ二個ノ分子ニ分裂スルニ至レリ

### 三、「チンメルワルド」大會

茲ニ於テ左傾派ハ「インターナショナル」ニ忠實ナル分子ノミヲ糾合スルノ必要ヲ感ジ一九一五年五月十五日「ボロニア」ニ會合シ穩和社會黨ニ對抗シテ左傾派ノ大會ヲ開催スルコトニ決議シ同年七月十一日「ベルヌ」ニ於テ準備會議ヲ開催セリ同會議ニ於テ「スキス」及「イタリヤ」ノ社會黨員ハ新ナル「インターナショナル」ノ創立ヲ主張セザリシモ「レニン」一派ハ既ニ第三「インターナショナル」ノ出現ヲ以テ歴史的使命ナリトセリ「ベルヌ」準備會議ニ依リ「チンメルワルド」會議招集セラルルニ至リタルガ右會議コソ第三「インターナショナル」出現ノ第一歩トナリタリ

斯クテ第二「インターナショナル」ノ左傾派ハ一九一五年九月五日ヨリ八日ニ互リ「スキス」國「チンメルワルド」ニ於テ大會ヲ開催セリ

右會議ニ參加シタル諸國ノ社會黨ハ次ノ如シ

「イタリヤ」委員ハ同國社會黨ヲ代表シ「ロシア」ハ社會民主黨中央委員會、革命社會黨委員及ヒ「ユダヤ」労働聯合「リシアニア」「ポーランド」「ロシア」ヲ代表シ「ルーマニア」「ブルガリア」社會民主黨ハ同時ニ「バルカン」社會黨同盟ヲ代表シタリ其ノ他「スウェーデン」「ノールウェー」「オランダ」「スキス」ノ代表者モ亦出席セリ、「ドイツ」ノ多數社會黨ハ公式ノ招待ニ與ラサルヲ理由トシテ參加ヲ拒絕シ、「フランス」ハ大會ノ數日前「モルガン」カ頻リニ參加ヲ勸メタルニモ拘ラス「ドイツ」ノ小數派ノ參加ヲ口實トシ是レ亦參加ヲ拒ミタリ、但シ労働組合側ニ於テハ「メレム」ハ労働總同盟(CGT)ノ金屬組合ヲ代表シ「プウルドロン」ハ(CGT)ノ小數派ヲ代表シテ此ノ大會ニ出席セリ

「イギリス」側ヨリハ獨立労働黨其ノ他社會黨員ノ參加アルモノト期待セラレタルモ政府ニ於テ絶對ニ旅行券ヲ下付セザリシ爲メ代表者ハ同大會ニ對シ賛成ノ通知ヲ發スルニ止マリ實際ノ出席ハ不可能トナレリ



同大會ニ於テ先ツ(イ)「フランス」側ノ代表「メレム」、「ブウルドロント」、「ドイツ」側ノ代表「アド  
 ルフ・ホフマン」、「ゲオルグ」、「レデブール」ハ共同宣言ヲ發シ(ロ)又大會ハ「トロツキー」起草ノ  
 草案ヲ可決シ最後ニ(ハ)代表者三十七人ノ内(獨)「レデブール」、「ホフマン」(佛)「メレム」、「ブ  
 ルドロント」(伊)「モデリアニ」、「ラツアツリ」(露)「レーニン」、「アキセルロツド」、「ボブローフ」(波  
 蘭)「ラビンスキー」、「ツルスキー」、「ハネツキー」(維)「ラコウスキ」(勃)「コロロツフ」(瑞  
 典)「ホーグランド」(那威)「ネルマン」(和蘭)「ホルスト」(瑞西)「グリム」、「ネーヌ」其他「チ  
 エルノフ」、「ラデツク」ノ總數十九名ハ左ノ意味ノ決議文ニ署名セリ  
 「歐洲大戰ハ資本主義且ツ帝國主義ノ戰爭ナリ、從ツテ其ノ責任ハ交戰國政府ノ負フヘキモ  
 ナリ、我等ハ各國ニ於ケル多數派社會黨ノ階級協同ヲ否定シ飽クマデ「スツツトガルト」、「コバ  
 ン・ハイゲン」、「バーゼル」ノ決議ヲ嚴守シ、斷乎トシテ戰爭ニ反對スルヲ以テ社會主義者ノ本  
 領トセサル可カラス而シテ各國労働者ハ國境ヲ超越シテ結束スルヲ必要トス」ト

四「キーンタル」大會

「チンメルワルド」大會ハ勿論政府ヨリ相當ノ壓迫ヲ受ケ又佛獨ノ多數社會黨ヨリ猛烈ナル攻撃  
 ヲ受ケタルガ其ノ第二回大會タル「キーンタル」大會ハ一九一六年四月二十四日ヨリ三十日ニ

互リ開催セラレ右大會ニハ四十四名ノ代表出席セリ其ノ國別左ノ如シ

「ドイツ」社會民主黨員「ホフマン」、「メーエル」等ノ七名、「フランス」ラツファン、「ヂュウヂヤ  
 ン」、「ブリッゾン」、「アレキサンデル」、「プラン」及ヒ「アンリ、ギルボ」ノ四名(労働者側ハ政府  
 カ旅行券ヲ下付セサリシ爲メ不參)「イギリス」一名(賓客ノ資格)、「イタリア」モルガリ、「モデ  
 リアニ」等八名、「ロシア」(「リツアニア」ヲ含ム)八名、「ポーランド」五名、「セルビア」一名  
 (「カツレロウイツチ」)、「ポルトガル」一名、「スキス」、「グラベル」、「ネーヌ」、「グラム」等五名、青年  
 萬國社會黨代表一名、「チンメルワルド」派委員三名ニシテ、英、澳、羅、勃、瑞典、ノールウ  
 エー、和蘭ノ代表ハ遂ニ參加セザリキ

「キーンタル」大會ハ「チンメルワルド」大會ノ決議ヲ承認シ「眞ノ平和ハ社會主義實現ノ結  
 果ニ由ルノ他ナク、無産階級ハ此ノ意味ニ於テ決定的ニ資本主義ト争ハサルヘカラサル」旨決  
 議シ而シテ徹底的ニ即時休戦、不併合、不賠償、戰時豫算ノ拒絶ヲ主張セリ、此ノ點ニ於テ「キ  
 ーンタル」ノ決議ハ「チンメルワルド」ニ比シテ更ラニ具體的ニシテ且又一層激烈ナリキ  
 斯クノ如ク「キーンタル」大會ノ主張政策ハ「ブリユツセル」ノ第二「インターナショナル」ノ  
 微温的態度ニ比シテ格段ノ差異アリタルモ未タ決定的ニ之ト分離スルニ至ラザリキ而シテ當時

「チムメルワルド」派ノ内部ニ於テハ既ニ其ノ行動政策ノ點ニ於テ硬軟兩派ノ對立ノ傾向顯著ナリキ、即チ「レーニン」一派ノ左翼ハ愛國社會黨ノ失權ヲ宣告シ新ラタニ第三「インターナショナル」ノ組織ヲ主張シ之ニ反シテ右翼ハ微温的社會黨ノ連中ト手ヲ分ツニ至ラスシテ之ト行動ヲ共ニセントシ戰爭終熄ノ爲メニ前者ハ革命ヲ後者ハ平和主義ヲ主唱セリ而シテ是レカ解決ハ次回ノ「ストツクホルム」大會ニ於テ決セララルニ至レリ

五「ストツクホルム」大會

「キーンタル」大會後一箇年ヲ出デズシテ「ロシア」帝國ハ一九一七年ノ三月革命ト共ニ崩壞シテ「ロシア」統御ノ鞭ハ風雲見「ケレンスキー」ノ掌手ニ歸セリ、而レドモ此ノ急變ハ三月革命ヲモツテ終結ヲ告ケス「ケレンスキー」對「ゴルニコフ」ノ暗闘トナリ次テ後者ノ没落ニヨリ更ニ「ケレンスキー」派ト「ボリセキキ」派トノ對立トナレリ露國革命ノ第一期ナリ當時「チムメルワルド」派ニ屬スル「ペトロヴラド」ノ勞兵會ハ和蘭及ヒ「スカンディナヴィア」社會黨委員會協議ノ上一九一七年九月九日ヨリ同月十六日ニ互リテ「キーンタル」大會ノ延長トモ云フ可キ萬國社會黨大會ヲ「ストツクホルム」ニ於テ開催セントスルニ至レリ是ニ於テ「ペトロヴラド」ノ勞兵會ハ「ストツクホルム」大會ノ打合及ビ召集ニ就キテ聯絡ヲトル爲

メ「ロンドン」「パリ」「ローマ」ニ四名ノ代表者即チ「エルリツヒ」「ゴルデンベルグ」「ルツノフ」及ヒ「スミルノフ」ヲ派遣セリ。彼等ハ「ヘンダーソン」「ラムセ、マクドナルド」及ヒ「ツルドル」ノ三名ト共ニ一九一七年七月二十八日「パリ」ニ入り「フランス」ノ社會黨トモ協議ノ上大體「ストツクホルム」大會ノ參加ニ異議ナキコトヲ協定セリ而シテ「イギリス」代表ノ發議ニ依リ其ノ前ニ聯合國側社會黨ノ會合ヲ「ロンドン」ニ開クコトトシ、其ノ期日ヲ八月二十八、二十九ノ兩日ト定メタルガ「ロンドン」ニ於ケル八月十日ノ英國勞働大會ハ一、八四八、〇〇〇對五五〇、〇〇〇ノ大多數ニテ「ストツクホルム」大會ヘノ參加ニ反對スルニ至レリ

聯合國ノ社會黨ハ斯クノ如クニシテ八月二十八日「ロンドン」ニ會合シテ「ストツクホルム」大會ニ對スル打合ヲ了シタリ之ニ參加セル國ハ、「ベルギー」「ロシア」「フランス」「イタリヤ」「ポルトガル」「ギリシヤ」、南阿及ビ「イギリス」ノ諸國ナリキ。然ルニ聯合國側ノ政府及ビ「ロシア」ノ假政府ハ「ストツクホルム」大會ニ對シ好意ヲ有セザルハ勿論ニシテ斷然此等ノ社會黨ノ代表ニハ旅券ヲ下付セザルノ方針ヲ採レリ斯クテ「ストツクホルム」大會モ殆ンド有名無實ニ終リタルガ、「ス

トツクホルム」大會ノ提唱者ハ形式ニ於テ失敗シ事實ニ於テ成功セリ。  
六、「ベルヌ」會議

同年十一月七日「チンメルワルド」派ノ「ボルシビキ」ハ「ケレンスキー」政府ヲ轉覆シ、彼等ノ主張ヲ實現セントセリ茲ニ露國革命ハ既ニ其ノ第二期ニ達セリ  
然ルニ、聯合國ノ社會黨ハ依然トシテ自國本位ノ立場ヲ離レズシテ一九一八年二月「ロンドン」ニ於テ、戦争ノ責任、領土、植民地、被害地、講和會議等ノ諸問題ニ對シテ國防社會主義者ト和會議ト同時ニ、同場所ニ於テ萬國社會黨大會ヲ開クベキコトヲ決議シ此レガ執行委員トシテ「ヂムバース」、「ヘンダーソン」、「アルベール、トマ」、「ヴァンデルヴェルデ」ヲ任命セリ  
其ノ間歐洲戦争ハ休戦トナレリ、一九一八年九月ノ聯合會「ロンドン」大會ノ決議ニ從ヘバ萬國ノ労働大會ハ當然「パリ」ニ於テ開カル可キモノナリシモ一方「パリ」ハ敵國社會黨員ノ出席ニ不便ナリシト且又當時「クレマンソー」ノ聲明ニ依ルモ「パリ」ハ大會ノ開催地トシテ當ヲ得ザリシヲ以テ寧ロ中立國ニ於テ開催スルコトトシ、「スキス」國政府ト交渉ノ結果、同政府ヨリ「ロトザス」、「ジネーブ」以外ナラ差支ナシトノ許可ヲ得タルヲ以テ大會ヲ「ベルヌ」

三三

ニ開催スルニ決セリ

「ベルヌ」大會ハ一九一九年二月三日開催セラレタリ右大會ハ社會黨、労働組合聯合ノ會合ニシテ彼等ノ所謂破産セル第二「インターナショナル」ヲ復活セシメントスルモノナリキ而シテ是レ戦争以來初メテ各國ノ多数派社會黨及労働組合ノ代表ガ會合スルノ機會ヲ作レルモノニシテ右「ベルヌ」大會ニハ二十六箇國ノ代表九十七名出席セリ

「ベルヌ」大會ハ議長「ブランチング」(瑞典)ノ開會ノ辭ニ始マリ、戦争責任、國際聯盟、領土、労働誓文、獨領植民地、捕虜、勞農、ロシアノ關係等ヲ以テ主ナル議題トセリ同大會ニ於ケル決議事項ヲ簡單ニ述フレハ(イ)戦争ノ責任問題ニ對シテハ、「ベルヌ」大會ハ新「ドイッ」革命精神ヲ認メ、新「ドイッ」ノ社會主義者ヲ戦争ノ責任者ト一致混同セザルコト(ロ)國際聯盟ヲ承認スルモ國際聯盟ハ政府間ノ國際聯盟タル可ラストセリ、尙ホ労働組合側ハ國際聯盟ヲシテ單ニ各國ノ政治問題ノミニ立脚セシメテ各國ノ經濟的關係ヲモ重視セシムル様主張セリ(ハ)領土問題、特ニ「アルザス、ローレン」問題ニ對シ、「ドイッ」多数派ノ代表ハ同問題ハ住民ノ自決ニ俟ツベシト主張シ、「フランス」側ハ投票ヲ國際聯盟ノ監理ノ下ニ置クコトヲ主張セリ(ニ)「労働誓文」ハ十五箇條ヨリ成立シ、要スルニ現在ノ資本主義ニ於テハ労働者ノ地位ハ

三三

肉體的ニモ精神的ニモ益々低下スルモノナリ故ニ「ベルヌ」大會ハ此ノ地位ヲ向上セシムル爲メニ國際勢僞局ト協力シ以テ之ガ改善ニ努メザルベカラズ(ホ)然ルニ「ベルヌ」大會ハ勞農「ロシア」ニ對シテハ反對ノ態度ヲ執リ「モスコウ」ノ共產主義及無産階級ノ獨裁ヲ以テ社會主義ノ精神ニ相反スル專制ナリトセリ

結局「ベルヌ」大會ハ「ヘンダーソン」發議ノ下ニ實行委員會組織シ「ブランチング」、「ヘンダーソン」、「ユウイマンス」ノ三名ヲ次回ノ大會マテノ實行委員トセリ

七、「チンメルワールド」派ノ新「インターナショナル」構成  
「ベルヌ」大會ノ外面ハ皆テ「破産」セル第二「インターナショナル」ヲ復活セントスル如ク見エタルモ事實ハ聯合國中立國及敵國ノ穩和社會主義カ相提携シテ「モスコウ」ニ當ラントスルノ結果ニ至レリ

是ニ於テ「チムメルワールド」派ハ「ベルヌ」大會ニ雁行シテ同ク「ベルヌ」ニ「チムメルワールド」派ノ委員會ヲ開キ撥ヲ全世界ノ無産者ニ飛バシテ革命的「インターナショナル」ノ新生ヲ告ゲタリ、是レ即チ「モスコウ」ノ第三「インターナショナル」ノ前身ナリ  
一九一九年「モスコウ」ニ於テ開催セラレタル共產主義者ノ大會ハ先ヅ「チムメルワールド」委

員會ヲ正式ニ解散シ、其ノ書類ノ全部ヲ共產「インターナショナル」委員會ニ移シ論争アリタルモ其ノ大會席上ニ於テ即時所謂第三「インターナショナル」ヲ設立セリ

八、戦後ニ於ケル社會主義的思想ノ對立  
上述ノ如ク戰爭中ハ獨逸及其他ノ諸國ニ於テ各團體間ニ激烈ナル反對ヲ生シ其ノ結果各種團體ノ集散分離ヲ見タルカ其ノ内多數諸國ニ於テ其代表者ヲ得タル團體ハ三ヶナリキ

(一) 社會「ショウビニスト」獨逸ニ於ケル多數社會黨ノ如ク戰債募集ニ賛成シ平和回復後ハ「ブルジョア」的民主黨ト提携セントスルモノナリ(第二「インターナショナル」ノ右翼)

(二) 中間派、獨逸ニ於ケル「カウツキ」一派ニ獨立社會黨之ニ屬ス彼等ハ戰爭ヲ速ニ終結セシムル事ニ賛成シ從テ戰爭ノ募集ニハ反對スルモノナルガ故ニ又社會平和主義者ト稱セラ

(三) 共產主義即「プロレタリア」獨裁及「ソヴェエト」制度ノ要求ヲ代表スルモノニシテ其ノ主タル代表者ハ露國ニ於ケル「ボルシエビキ」獨逸ニ於ケル「スバルタカス」ノ團體ナリ(「チンメルワールド」派ノ左翼)此等兩派ニ屬スルモノハ團結シテ所謂第三「インターナショナル」ヲ構成シ一九一九年三月二日ヨリ六日ニ互リ「モスコウ」ニ於テ其ノ最初ノ國際會議ヲ開催セ



(附録)「ベルヌ」会議代表團別人名表

社 会 黨 側

- 「ヘ イ シ」 Hermann Müller, Molkenthau, Walls Kurt Wiesner, Haase, Knutsky, Jaekel, Herzfeld (全録照)  
 Janson, Kube Habsch (全録照)  
 「アルゼンチン」 S. Grunbach.  
 Dr. Jisko, Tomaso.  
 「アルメニア」 Dr. Ohanjjan an Isahakian.  
 「ネーデルラント」 Seitz, Eilenbogen, Dorer, Abram, Garmvater, Ivan, Fritz Adler.  
 「オーストリア」 Bechlyns, Nemez, Franke, Hampl, Tayerle, Burian.  
 「オーストリア」 Art. Henderson, Miss Donnfield, Mistress Snowden, Grunp, Ramsay Macdonald  
 Mac Gark, Greenall, J. H. Thomas, Saint Banning, Shirkie.  
 「ベルガリン」 Saksof, Dimitrof.

- 「カナダ」 Frank-Drapor.  
 「デンマーク」 Borgberg, Nina Bang, Kieler, Nielsen.  
 「スペイン」 Basterio.  
 「オーストリア」 Martha.  
 「スイス」 Kato, Vuoljoki.  
 「フランス」 Cahin, J. Jougnet, Mistral, Pressomane, Frossard, Lorient, Paul Faure, Verfaul, Edgard Milhaud, Ernest Poisson, Pierre Renaudel, Albert Thomas.  
 「チェコスロヴァキア」 Tschonkeli, Chvichvily.  
 「ギリシヤ」 Petridis.  
 「オランダ」 Troelstra, Wihaut.  
 「ハンガリー」 Buchinger, Bibo, Jaszai, Kunffy.  
 「イタリア」 Cassiani, Peroni, Rosetti, Silvestri. (初編社会民主党)  
 「ポルトガール」 Soja.  
 「ノルウェー」 Aare Lian, Kringem, Scheffo, Trammel.

「ネーランド」 Kosowsky, Kursky.

「ロシヤ」 Axelrod, Binstock, D. Gavronsky (労働社会民主党)

Ranbunovitch, Rousanof, Soukhomline, Tschoupak. (社会革命黨)

「スウェーデン」 Hjalmar Banning, Boecklund, Engberg, Muller, Holmstrom, Soederberg, Thorberg.

労働組合側

「スイス」 Wilhelm Jansson, Hermann Kube Carl Hirsch, Hermann Jaccke.

「オーストリア」 Franz Dornier, Julius Grünwald, Johann Gion.

「ベルギー」 Rudolf Iyerle, Anton Hampt

「イギリス」 G.H. Stuart, Banning, Miss Bonfield, Robert Shirkie Thomas Greenhill.

「デンマーク」 Dimotroff, Dr. Saltssoff.

「カナダ」 Gustavo Francoy.

「フィンランド」 J.P. Nielen, Kiefer.

「スペイン」 Largo Caballero.

「フランス」 Jouhaux, Dumolins, Merthein, Bourderon, Doumenc, Bidegarr, y Lefevre, Chauvein, Rivili, Dumas, Savoie Laquet, Imbs.

「ギリシヤ」 Petridis.

「オランダ」 Oudegeest.

「ハンガリヤ」 S. Jaszai.

「イタリア」 Alfredo Bianchi, Giuseppe Caramiti, Umberto Peroni.

「ノールウェー」 Ole D. Liann, P. Aare, Olan Kringen.

「スキューデン」 Ernst Soederberg, Aron Thorberg, K. W. Holmstrom.

「スイス」 Durr Karl, Selureh Charles, Rysor Emile, Marti Emrit, Grospienne Achille,

Hig Konrad, Duby Emile, Hugler Auguste, Schmeorviger Oscar.

(註) 尚ホ右大會ニ「ベルギー」「アメリカ」「スウェーデン」側ノ不參加ハ次ノ理由ニ基クモナリ  
「ベルギー」側トシテハ「インターナショナル」復活ノ大會ニ先立ツテ聯合國ニ於テ一應協議ヲ重  
ネ、豫メ共同ノ歩調ヲ探ルコトヲ希望セルガ其ノ不成功ニ了リタル爲メ同國社會黨ハ不參加ニ決  
シ此レカ責任上「ツァンデルヴェルド」ハ第二「インターナショナル」ノ議長ヲ辭職セリ。又タ「ア

メツカ」側ノ意嚮ハ「ベルヌ」大會ノ如キハ講和締結後ニ開カル可キ性質ノモノナリトセリ、尙  
佛「ルノ非デル」ハ「ゴムバース」ノ真意ヲ以テ、從來彼レカ探リ來タレル經路ヨリ見ルモ、  
社會主義トノ共同運動ヲ忌避スルモノト認ムベキモノナリトセリ。スキス」ノ社會黨ハ特ニ左傾  
色彩ヲ帶ブルヲ以テ同黨トシテハ「ベルヌ」大會ノ如キ穩和的傾向ノ會合ニ參加セザリキ

### 第二款 成立ノ経緯

共產「インターナショナル」ノ第一回大會ニ於テハ先ヅ(一)「チンメルワルド」派ヨリノ加入者ノ  
聲明アリ之ニ基キ同大會ハ「チンメルワルド」聯合ノ破産ヲ決議セリ次テ(二)各國共產黨ヨリ第三  
「インターナショナル」ノ構成ニ關シテ提議アリ(三)大會共產「インターナショナル」ノ即時創立ヲ  
決議シ又(四)其ノ組織ニ關シテ概略決議スル處アリタリ、並ニ右ニ關スル文獻ヲ蒐録セントス

#### 一、「チンメルワルド」派ヨリノ參加者ノ聲明

「チンメルワルド」及「キーンタル」會議ガ何等カノ形式ニ於テ帝國主義ノ暴虐ニ反抗セント  
スル「プロレタリア」ノ分子ヲ結合セル意味ニ於テ重要ナルモノナリキ而ルニ「チンメルワ  
ルド」聯合ニ於テハ純然タル共產主義分子ト共ニ中間派即チ平和主義的浮動分子モ加入シ來リ今  
ヤ後者ハ「ベルシ」會議ニ於テ示セルガ如ク社會平和主義者ト提携シテ革命的「プロレタリア

「ア」ニ對スル抗争ニ従事シ以テ「チンメルワルド」聯合ヲ反動政策ノ目的ニ利用シツツアリ

同時ニ共產主義運動ノ勢力ハ又各國ニ於テ漸ク盛ントナリ社會革命ノ發達ヲ妨害スル中間派分  
子ニ對スル争闘ハ革命的「プロレタリア」ノ最も緊切ナル任務タルニ至レリ

「チンメルワルド」聯合ハ衰滅シ、同派中ニ於テ眞ニ革命的ナル分子ハ共產「インターナシヨナ  
ル」ニ移動セリ

「チンメルワルド」派ヨリノ下名參加者ハ「チンメルワルド」ノ團體ヲ以テ破産ト見做シ「チ  
ンメルワルド」會議ノ事務局ハ其ノ文書ノ總テヲ第三「インターナショナル」ノ執行委員會ニ  
移轉スベキ事ヲ促ス

右署名者「ラコフスキ」「レニン」「ジノビエフ」「トロツキー」「ブラッテン」

尙共產「インターナショナル」第一回大會ハ右聲明ヲ受理シ「チンメルワルド」聯合ノ破産ヲ  
決議セリ

#### 二、第三「インターナショナル」創設ニ關スル提議

獨逸共產黨、瑞典ノ左傾社會民主黨巴爾幹半島ノ社會民主的革命的労働組合、洪牙利共產黨、  
ハ第三「インターナショナル」ノ設立ヲ提議セリ其ノ論據左ノ如シ

- (一) 「プロレタリア」獨裁ノ根本原則ノ上ニ立ツ共產主義分子ノ單一且ツ國際的團體ヲ組織スル事必要ナリ
  - (二) 日和見主義ノ「インターナショナル」ヲ再興シ旗幟不鮮明ナル「プロレタリア」ヲ集合スルノ企圖ニ對シテ抗爭スルヲ要ス
  - (三) 「モスコウ」ニ於テ開催中ノ第一回國際會議ニ於テ第三「インターナショナル」ノ構成セラレナル時ハ外界ニ對シテ共產黨ノ不一致ヲ暴露シ以テ事態ヲ紛糾セシムルノミナラズ各國ニ於テ未ダ確信ナキ共產主義分子ノ間ニ動搖ヲ惹起スベシ
- 以上ノ理由ニ依リ第三「インターナショナル」ノ設立ハ絶對的歴史的使命ナリトス
- 三、第三「インターナショナル」ノ即時構成ニ關スル決議文
- 一九一九年三月四日「モスコウ」ニ於テ開會セル國際共產主義者會議ニ於テ共產「インターナショナル」ノ構成ニ關シ決議スル處アリ、同會議ハ夫自身共產「インターナショナル」トシテ構成セラルヘキ事及共產「インターナショナル」ト稱スベキ事ヲ決定セリ只各團體ハ八ヶ月以内ニ其ノ加入ヲ決定的ニ表示スベキ權利ヲ留保セリ
- 四、第三「インターナショナル」ノ組織ニ關スル決議

遲滞ナク其ノ活動ヲ開始シ得ル爲メ會議ハ即時必要ナル機關ヲ選任シ次ノ會議ニ於テ共產「インターナショナル」ノ構成ニ關スル根本法ヲ提出スヘキ事ヲ決セリ

尙共產「インターナショナル」ノ指揮ハ之ヲ執行委員會ニ一任ス而シテ同委員會ハ主タル各國ノ共產黨ヨリ各一名ツツ選出セル代表者ヨリ成立スベシ最初ノ執行委員會ニハ露國、獨逸ノ各共產黨、獨逸共產黨、洪牙利共產黨、「バルカン」労働組合、瑞西共產黨及「スカンデナヴィヤ」共產黨ヨリ即時其ノ代表ヲ派遣スベシ共產「インターナショナル」第二回會議以前ニ其ノ参加ノ意思ヲ表明セル各國團體ハ執行委員會ニ於テ一席ヲ保有ス

外國ヨリノ代表者ノ到着スル迄ハ執行委員會所在國ノ同志カ其ノ事務ヲ擔任ス

執行委員會ハ五名ヨリ成ル書記局ヲ選任ス

### 第二章 共產「インターナショナル」ノ本體

#### 第一節 共產「インターナショナル」ノ規約

本件ニ關シテハ既ニ共產「インターナショナル」第二回大會ニ於テ採決スル處アリタルカ其後第五回大會ニ於テ修正採擇セラルルニ至レルヲ以テ茲ニ第五回大會採擇ニ繫ル共產「インターナショナル」



六ル」ノ章程ヲ蒐録セントス  
尙本規約 Y. Gramsci, Selection. ハ(一)基本規定(二)世界大會(三)執行委員會ト其ノ機關(四)擴大執行委員會  
(五)國際監督委員會及(六)共產「インターナショナル」支部執行委員會トノ相互關係ナル六篇ヨリ成  
ル

三四

一、基本規定

第一條 新國際労働者同盟ハ多數國ノ共產黨ヲ結合セル世界的團體ニシテ各國無産階級革命運動  
ノ指導者並組織者トシテ、共產主義ノ原則ト目的ニ多數ノ労働階級及更ニ廣汎ナル貧困農民階  
級ヲ引入シ、無産階級ノ獨裁政權ヲ樹立シ社會主義「ソヴェト」共和國ノ世界的聯邦ヲ創設シ  
階級ヲ徹底的ニ打破シ以テ共產主義的社會ヘ進ムベキ第一階梯トシテ社會主義ヲ實現スル爲メ  
戰闘ス

第二條 新國際労働者同盟ハ之ヲ共產「インターナショナル」ト稱ス

第三條 共產「インターナショナル」加入ノ團體ハ「、、、國共產黨」(共產「インターナシヨナ  
ル」支部)ト稱ス、各國ニ於ケル共產黨ハ一黨ニ限リ共產「インターナショナル」ニ加入スルコ  
トヲ得

第四條 共產黨員及共產「インターナショナル」員ハ何人タルヲ問ハズ現住國共產黨ノ「プログラ  
ム」及規約並ニ共產「インターナショナル」ノ夫レヲ承認シ黨ノ基礎タル下級黨機關組織員トシ  
テ積極的活動ヲ爲シ黨及共產「インターナショナル」ノ總テノ決定ニ服從シ正規ニ黨費ヲ納付ス  
ル者ヲ云フ

第五條 基本的黨組織即チ黨ノ基本タルヘキモノハ企業(工業、製造所、坑業所、事務所、商店、  
農園領地等)ニ於ケル細胞 *Streicha, Betriebszelle* ニシテ上記企業ニ労働スル凡テノ共產黨員ハ  
之ニ加入セサルベカラズ

第六條 共產「インターナショナル」及共產黨ハ民主主義的集權主義基礎ノ上ニ建設セラルベシ其  
ノ基礎の原則左ノ如シ

- (イ) 黨員總會、大會及黨會議ニ於テ其ノ上級、下級黨機關ヲ選舉スルコト
  - (ロ) 黨機關ハ選舉者ニ對シ定期報告ヲ爲スコト
  - (ハ) 下級機關ハ上級機關ノ決議ニ從ヒ義務ヲ負フ、黨規律ヲ嚴守スルコト並ニ共產「インターナ  
ショナル」執行委員會及黨執行機關ノ命令ヲ敏速且正確ニ實行スルコト
- 黨ニ關スル各種問題ハ關係機關ニ於テ之ヲ決議スル以前ニ於テノ黨員並黨諸機關ニ於テ之ヲ

三五

論議スルコトヲ得、右問題ニ關シ共產「インターナショナル」會議、支部大會ニ於テ又ハ黨執行機關ニ依リ決定セル後ハ右決議ハ黨員内又ハ地方黨機關ニ於テ異議アル場合ト雖モ絶對ニ之ヲ實施セザル可カラズ  
黨ノ存在ガ不法ナル場合下級機關ヲ任命スルハ上級機關ノ認可ヲ要シ又補缺選舉ニ付テハ上級機關ノ確認ヲ要ス

三六

二、共產「インターナショナル」世界大會

第七條 共產「インターナショナル」ノ最高機關ハ之ニ加入スル總テノ政黨支部及團體ノ世界的大會 Beampunah Kourpoc. Welkongress ナリ

共產「インターナショナル」世界大會ハ共產「インターナショナル」竝各支部ノ事業ト關聯スル「プログラム」、政策並組織上ノ諸問題ヲ討議決定ス、共產「インターナショナル」ノ「プログラム」規約ヲ變更スル權能ヲ有スルモノハ世界大會ノミナリ

共產「インターナショナル」世界大會ハ少クトモ二年ニ一回開催ス大會召集期ハ同執行委員會之ヲ定ム、各加入支部ハ代表者ヲ大會ニ派遣ス、代表者ノ數ハ執行委員會ノ定ムル所ニヨル  
大會ニ於ケル各支部ノ決議權ノ數ハ當該黨員ノ數、並當該國ノ政治的意義ニ應ジ其ノ都度大會

ノ特別決定ニヨリ之ヲ定ム、強制委任ハ認容セス豫メ之ヲ無効トス

第八條 共產「インターナショナル」臨時世界大會ハ政黨ノ要求ニ依リ之ヲ召集スルコトヲ得但シ其ノ議決權ヲ合シテ前回ノ大會ニ於ケル議決權ノ半數以上ヲ占ムルコトヲ要ス

第九條 世界大會ハ共產「インターナショナル」ノ議長(一名)執行委員會及國際監督委員會ヲ選舉ス

第十條 共產「インターナショナル」執行委員會ノ所在地ハ大會ニ於テ其ノ都度之ヲ定ム

三、共產「インターナショナル」執行委員會ト其ノ機關

第十一條 執行委員會 Исполнительный Комитет. Exekutionkomitee (E. K. K.) ハ共產「インターナショナル」世界大會ヨリ次ノ大會ニ至ル期間ニ於テ共產「インターナショナル」ノ執行機關トナリ之ニ加入セル黨並諸團體ニ對シ義務的の命令ヲ與ヘ其ノ行動ヲ監査ス

執行委員會ハ少クトモ四國語ヲ以テ共產「インターナショナル」ノ中央機關紙ヲ發行ス

第十二條 執行委員會ノ規定ハ總テノ支部ニ對シ義務的ニシテ當該支部ハ遲滞ナク之ヲ實施セサル可カラズ、支部ハ共產「インターナショナル」大會ニ於テ執行委員會ノ決議ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スノ權利ヲ有スルモ大會ノ之ヲ取消ス迄ハ各支部ハ其ノ實施ヲ避クルコトヲ得ズ

三七

第十三條 共產「インターナショナル」加入ノ各支部中央機關ハ支部大會及其產「インターナショナル」執行委員會ニ對シテ責任ヲ有ス、執行委員會ハ支部中央機關並支部大會ノ決議ヲ取消シ變更シ且支部中央機關ノ實施セザル可ラサル決議ヲ採擇スルノ權ヲ有ス(第十二參照)

第十四條 共產「インターナショナル」執行委員會ハ共產「インターナショナル」ノ「プログラム」規約、世界大會並執行委員會ノ決定ニ違反スル政黨、團體及各黨員ヲ共產「インターナショナル」ヨリ除名スルノ權限ヲ有ス、之等政黨團體各黨員ハ世界大會及執行委員會ノ擴大總會ニ抗議ヲナスノ權利ヲ有ス

第十五條 共產「インターナショナル」執行委員會ハ共產「インターナショナル」ニ加入各支部ノ綱領ヲ認可ス、認可セラレザル場合支部ハ世界大會ニ抗議ヲ爲ス權利ヲ有ス

第十六條 共產「インターナショナル」執行委員會ノ決定及公文書ハ共產「インターナショナル」ニ加入スル各支部ノ機關紙ニ於テ發表スルコトヲ希望ス、但シ支部ノ執行機關ハ右決定及公文書ヲ公布スルノ義務ヲ有ス

第十七條 共產「インターナショナル」執行委員會ハ共產主義ニ同情ヲ有シ或ハ共產「インターナショナル」ニ接近スル團體又ハ政黨ヲ共產「インターナショナル」ニ加入センメムルノ權ヲ有ス

右政黨團體ハ評議權ヲ有ス

第十八條 共產「インターナショナル」執行委員會ハ其ノ委員中ヨリ幹部會ヲ選任ス

幹部會ハ常設機關トシテ執行委員會ノ會期ニ於テ凡テノ業務ヲ掌理シ執行委員會ニ對シ責任ヲ負フモノトス、執行委員會並幹部會ノ議長ハ共產「インターナショナル」ノ議長ヲ以テ之ニ任ズ

第十九條 執行委員會ハ組織局 Organizatsionnoye Upravleniyeヲ選任ス組織局ハ執行委員會ノ構成及財政ニ關スル問題ヲ審議決定ス組織局ノ決議ニ對シ執行委員會幹部會ニ異議ヲ申立テ得ルモ幹部會ニ於テ右決議ノ取消又ハ變更ヲ行フ迄ハ組織局ノ決議ハ拘束力ヲ有ス、執行委員會ハ組織局ノ人員ヲ定ム

第二十條 共產「インターナショナル」執行委員會ハ書記局 Sekretariatヲ選任ス書記局ハ執行委員會其ノ幹部會並組織局ノ執行機關タリ、書記局ノ委員ハ組織局ニ編入セラル

第二十一條 執行委員會ハ共產「インターナショナル」ノ月刊雜誌其他出版物ノ編輯部ヲ選出ス

第二十二條 執行委員會ハ國際共產婦人運動書記局 Sekretariat Internationaler Arbeiterinnenbewegungヲ選任シ同書記局ト共ニ國際共產婦人運動ニ必要ナル決議ヲ採擇ス而シテ右決議ハ政治的性質ヲ有スルモノトク

ルト組織問題ニ關スルモノタルヲ問ハズ  
第二十三條 執行委員會ハ情報統計部、煽動宣傳部、組織部、東分部ヲ設置ス、必要ニ當リテハ  
他ノ部ヲモ増設シ且一般ニ機關ヲ最モ有效ニ組織スルノ權能ヲ有ス

第二十四條 執行委員會及其ノ幹部會ハ共産「インターナショナル」ノ各支部ニ代表者ヲ派遣スル  
ノ權ヲ有ス、右全權代表者ハ執行委員會ノ指令ヲ受ケ其ノ行動ニ付テハ執行委員會ニ對シ責任  
ヲ負擔ス、尙右全權代表者ハ執行委員會ニ依リ派遣ヲ命セラレタル各支部ノ中央並地方機關ノ  
總テノ集會及會議ニ出席スルコトヲ許サルモノトス執行委員會ノ代表者ハ當該支部中央委員  
會ト最モ密接ニ提携シ其ノ使用ヲ遂行ス但シ右代表者ハ執行委員會ノ命令ヲ徹底的ニ遂行スル  
爲メニハ當該支部中央委員會ノ召集スル大會會議評議會ノ席上ニ於テ當該支部中央委員會ノ意  
見ト異リタル意見ヲ發表スルモ差支ナシ

執行委員會ノ代表ハ其ノ派遣サレタル支部ノ共産「インターナショナル」大會及執行委員決定ノ  
實行振ヲ特ニ注意スルノ義務ヲ負フ

第二十五條 執行委員會ノ會議ハ少クトモ毎月一回開催ス本會議ハ執行委員會委員ノ半數ヨリ少  
ナカラサル出席者ヲ以テ有效トス

四、擴大執行委員會

第二十六條 特ニ重要ニシテ遲滞ヲ許サザル問題解決ノ爲共産「インターナショナル」執行委員會  
ハ世界大會間ノ期間ニ於テ少クトモ年二回擴大執行委員會 *Расширительное Исполнительное*  
*Собрание* 總會ヲ召集ス

擴大總會ニハ執行委員會ノ外共産「インターナショナル」加入ノ各支部ノ代表者參加ス擴大總會  
ニ於ケル支部代表者ノ數ハ共産「インターナショナル」會議ニ於テ之ヲ定ム  
擴大總會ノ會議ハ前記所定期ノ外共産「インターナショナル」大會直前ニ之ヲ召集ス

五、國際監督委員會

第二十七條 會議ニ於テ選舉セラレタル、國際監督委員會 *Международная Комиссия*  
*Контроля Интернационала* ハ左ノ使命ヲ有ス (イ) 共産「インターナシ  
ナル」執行委員會各部ノ行動ニ對スル不服ヲ調査シ現存缺陷ノ排除方法ニ關スル建議ヲ執行委  
員會ニ提出スルコト (ロ) 各支部ノ行ヒタル懲戒手段ニ對スル各個黨員又ハ團體總體ノ不服ノ申立  
ヲ審査シ本件ニ對スル自己ノ意見ヲ執行委員會ニ建議スルコト、執行委員會ハ之ニ決定的決斷  
ヲ下スモノトス (ハ) 執行委員會ノ財政ノ檢査ヲ爲スコト (ニ) 執行委員會幹部會若ハ組織局ノ決定ニ

依リ各支部ノ財政検査ヲ行フコト

監督委員會ハ政治問題竝ニ各支部内若ハ各支部ト執行委員會トノ間ニ惹起スルコトアルベキ組織上行政上ノ紛争ニ干與スルコトナシ

監督委員會ノ所在地ハ執行、監督兩委員會ノ合議ニヨリ之ヲ決定ス

六、共產「インターナショナル」支部ト執行委員會トノ相互關係

第二十八條 共產「インターナショナル」ニ加入セル各支部中央委員會竝共產「インターナショナル」ニ同情ヲ有スルモノトシテ加入ヲ許サレタル支部ノ中央委員會ハ其ノ會議議定書及事業報告ヲ正規ニ執行委員會ニ送付スルノ義務ヲ負フ

第二十九條 各支部中央委員會所屬黨員ガ個人トシテ之ヲ行フト又ハ全團體トシテ之ヲ行フトヲ問ハズ個々ニ又ハ團體トシテ委任事務ヲ辭退スルコトハ共產運動ヲ紊亂スルモノト認ム、共產黨ノ總テノ指導的地位ハ其當事者ニ屬セズシテ共產「インターナショナル」ニ屬ス、各支部中央機關ノ選舉シタル會員ハ共產「インターナショナル」執行委員會ノ同志ニ依リテノミ其ノ委任ヲ許スコトヲ得、支部中央委員會ノ同意ヲ得ルモ共產「インターナショナル」執行委員會ノ同意ヲ得ザル脱退行爲ハ之ヲ無効トス

第三十條 共產「インターナショナル」ニ加入ノ支部特ニ隣接國ノ支部ハ互ニ最モ密接ナル組織上情報上ノ連絡ヲ維持スルヲ要ス右連絡ハ共產「インターナショナル」ノ同意ヲ以テ其ノ支部會議及支部會ニ代表者ヲ相互ニ派遣シ竝ニ適當ナル指導員ヲ相互ニ交換スルノ方法ニ依リ之ヲ維持スベシ

右代表者ガ其ノ支部ニ報告ヲ提出スル場合ニ於テ右報告ノ寫ヲ共產「インターナショナル」ニ送付スベシ

共產「インターナショナル」ノ二個又ハ二個以上ノ支部（「スカンデナヴィア」及「バルカン」諸國支部ノ如キ）ハ執行委員會ノ同意ヲ得テ共通又ハ合同運動ノ爲互ニ聯合スルコトヲ得、右聯合セル支部ハ執行委員會ノ指揮及監督ノ下ニ行動ス

第三十一條 共產「インターナショナル」ノ各支部ハ執行委員會ニ對シテ定期ニ報告ノ義務ヲ負フ其ノ程度ハ執行委員會之ヲ定ム

第三十二條 一國內ノ黨大會ハ例會タルト臨時會タルトヲ問ハズ總テ共產「インターナショナル」執行委員會ノ同意ニヨリテノミ各支部之ヲ召集スルコトヲ得  
黨大會ニシテ共產「インターナショナル」會議前ニ開催セラレザルトキハ當該支部ハ（會議ヘノ

代表者選出前ニ、中央委員會ノ會議ヲ開キ世界大會ノ問題ヲ準備セザル可ラズ  
第三十三條 青年共產「インターナショナル」ハ共產「インターナショナル」ノ完全ナル會員ニシテ執行委員ニ隷屬ス

第三十四條 共產黨ハ不法團體トシテ其ノ活動ヲ繼續スルノ準備ヲ整ヘ置カザル可ラズ、斯カル政黨ニ對シ執行委員會ハ不法行動ノ準備ニ援助ヲ與ヘ且ツ其不法行動ヲ遂行シ得ル様注意スルヲ要ス

第三十五條 支部員一國ヨリ他國ヘノ移動ハ其ノ從前所屬セル支部ノ中央委員會ノ許可ヲ要ス居住地ヲ變更セル黨員ハ其ノ出向セル國ノ支部ニ入黨スルヲ要ス所屬支部中央委員會ノ許可ナク離去セル共產主義者ハ共產「インターナショナル」他ノ支部ニ入黨スルコトヲ得ズ

第二節 共產「インターナショナル」加入條件  
共產「インターナショナル」ノ第二回大會（一九二〇年七月十九日ヨリ八月七日ニ至ル）ハ同「インターナショナル」加入ノ資格條件ニ關シ二十一箇條ヲ決議セリ

其ノ成立ノ章ニ於テ既述セルガ如ク共產「インターナショナル」ハ第二「インターナショナル」ノ社會民主黨及社會民主主義團體ニ對シテ戰闘スル事ヲ以テ其ノ宿命ナリトセルモノニシテ本決議

ハ右分子ニ對シ第三「インターナショナル」ガ築ケル城塞ナリ  
其ノ重ナル條項次ノ如シ

一、總テノ宣傳及實際運動ハ眞ニ共產主義的性質ヲ有シ且ツ第三「インターナショナル」ノ「プログラム」及決議ニ從フ事ヲ要ス各團體ノ機關新聞ハ「プロレタリア」ノ革命ニ對シ忠實ニシテ且ツ信用シ得ベキ共產主義者ニ依リ指揮セラルベシ「プロレタリア」ノ獨裁ニ付テハ之ヲ以テ單ニ精練セラレタル一般的形式トシテ論スル事ナク日常生活ニ於ケル事實ニ依リ一般労働者、兵卒及農民ニ對シテ其ノ絕對必要ナル事ヲ了解セシムル様宣傳スベシ

新聞ハ右日常生活上ノ事項ヲ組織的ニ觀察シ且ツ之ヲ利用セザルベカラズ（第一條）  
二、共產「インターナショナル」ニ加入セント欲スル團體ハ總テ法規及「プログラム」ノ定ムル處ニ從ヒ労働運動ニ於ケル多少トモ責任アル地位（各團體組織、編輯、労働組合、議院內政黨、産業組合、地方自治體行政）ヨリ社會政策派及中間派ニ屬スル者ヲ遠サケ確實ナル共產主義者ヲ以テ之ニ代ヘザルベカラズ、但特ニ其最初ニ於テハ無智ナル労働者ガ精練ナル「オボチュニス」ト「ノ地位ヲ占ムルニ至ルモ己ムヲ得ザルベシ（第二條）

三、第三「インターナショナル」ニ加入セントヲ希望スル各團體ハ社會平和主義ノミナラズ社會



主義ノ虚偽ノ假面ヲ剥キ且ツ革命ニ依リ資本主義ヲ打破スルニアラザレバ軍備制限ニ關スル協定及國際聯盟ノ民主主義的改造ヲ遂グ以テ帝國主義ニ基因スル將來ノ戰爭ヲ防止スル事不可能ナル旨ヲ一般労働者ニ對シ組織的系統的ニ明示スヘキ義務ヲ有ス(第六條)

四、共產「インターナショナル」ハ現今「チュラチ」(Turchak)「カウツキー」(Kautsky)「ヒルフェディング」(Hilferding)「ヒルギー」(Hilger)「ロング」(Longuet)「ベクドナルド」(Bekundorff)「モディグリアニ」(Modigliani)等ニ依リ代表セラルル「オボチュニスト」カ第三「インターナショナル」ニ加入スヘキ權利ヲ有スル事ヲ容認スルヲ得ズ然ラザレバ第三「インターナショナル」ハ第二「インターナショナル」ト選ブ所ナキニ至ルベシ

五、以上ニ關聯シ共產「インターナショナル」ニ加入セントスル團體ハ總テ其ノ名稱ヲ變更セザルベカラズ共產「インターナショナル」ニ加入セントスル團體ハ某國共產黨(第三「インターナショナル」支部)ナル名稱ヲ有セザルベカラズ名稱ノ問題ハ單ニ形式ノ問題ニアラズシテ重大ナル意義ヲ有スル政治問題ナリ共產「インターナショナル」ハ全「ブルジョア」及總テノ黄色社會民主黨ニ對シテ宣戰セリ故ニ一般労働者ニ對シ共產主義ト労働者ノ旗幟ニ對シテ反逆セル官僚的舊社會主義團體トノ區別ヲ明確ナラシムルコトハ絶對ニ必要ナリ(第十七條)

第三節 共產「インターナショナル」ノ組織  
第一款 概 説

一、共產「インターナショナル」ハ其ノ成立ノ章ニ於テ述ヘタルガ如ク「プロレタリア」ノ獨裁樹立ヲ以テ其ノ歴史的使命トナスモノニシテ其ノ構成ヨリ之ヲ見ル時ハ「プロレタリア」獨裁ノ指導力アル共產黨ノ國際的結合(共產「インターナショナル」規約第一條參照)ニシテ各國共產黨ハ其ノ支部タリ

而シテ共產黨ハ其ノ細胞ヲ以テ組織ノ基本ト爲ス  
各國共產黨ニシテ第三「インターナショナル」ノ支部タルモノハ共產「インターナショナル」第五回大會當時ニ於テ四十個ヲ算ス、獨逸、佛國、英國、「チチコ、スロバキア」、伊國、米國、勃牙利、波蘭、瑞典、諾威、「ユーゴスラヴ」、「ルーマニア」、「フィンランド」、「リシアニア」、「ラトビア」、「エストニア」、「カナダ」、埃國、西班牙、和蘭、瑞西、丁扶、希臘、印度、「ポルトガル」、「白耳義」、「アルゼンチン」、「メキシコ」、「ブラジル」、支那、「ジャバ」、土耳其、波斯、埃及、「オーストラリア」、洪牙利、蒙古、「アイルランド」、「アイスランド」、「ソヴイエト」聯邦ノ共產黨及共產主義團體之ナリ

其他個人資格ニ於テ評議權ヲ以テ大會ニ參加スルモノ七ナリ

二、而レドモ共產黨ハ「プロレタリア」獨裁ノ指導力ニシテ之ノミヲ以テハ「プロレタリア」獨裁ヲ實現スルコトヲ得ズ共產黨ト一般大衆トノ間ヲ聯絡シ共產黨ノ指令ヲ一般大衆ニ傳達スベキ機關 (Transmission Head) ナカラサルベカラズ所謂大衆團體之ナリ (スターリン著「レニン主義ノ原理」參照)

四八

而シテ右大衆團體ノ主タルモノトシテハ (イ) ソヴェエト (ロ) 青年團體 (ハ) 婦人團體 (ニ) 職業組合 (ホ) 産業組合等ヲ擧ケル事ヲ得ヘク「ソヴェエト」ハ勤勞者ノ大衆團體ニシテ國家組織ノ形式ニ於テ勤勞大衆ト共產黨ヲ結合スルモノニシテ (ロ) 青年團體ハ勞農青年ノ大衆團體ニシテ青年ノ社會主義的教育ノ點ニ關シ共產黨ヲ補助スルモノナリ又 (ハ) 婦人團體ハ勤勞女性及婦人勞働者ノ大衆團體ニシテ女性ト共產黨ヲ聯絡スルノ作用ヲ爲スモノナリ、而シテ (ニ) 職業組合ハ右大衆團體中最モ重要ナルモノニシテ勞働者ノ一般的大衆組織トシテ一般勞働階級ヲ生産ノ過程ニ於テ共產黨ニ聯絡スルモノナリ (ホ) 産業組合ハ主トシテ農民ノ大衆團體トシテ農民ヲ社會主義的建設ノ事業ニ引キ入ルルモノナリ

共產黨ハ此等大衆團體ヲ指揮シテ「プロレタリア」獨裁ヲ實現スルモノニシテ從テ此ノ目的ノ

爲メ右大衆團體ト共產黨トノ間ニハ組織上聯絡ノ形式ナカラザルベカラズ其ノ形式ハ大衆團體ノ性質使命及重要ノ度ニ於テ異ル (イ) 「ソヴェエト」ハ共產黨監督委員會ノ監督ヲ受ケ (ロ) 青年團體及婦人團體ハ細胞組織 (ヤチエカ) ニ於テ聯絡シ共產黨ノ指揮ヲ受ク又 (ハ) 勞働組合産業組合ハ黨外團體「フラクチャ」ヲ通シテ共產黨ノ指揮ヲ受ク

右大衆團體中「ソヴェエト」ヲ除キ其他ハ其自身國際團體ヲ構成シ共產「インターナショナル」大會ニ評議權ヲ以テ參加ス共產「インターナショナル」第五回大會當時ニ於テ共產「インターナショナル」ニ隸屬セル「インターナショナル」ハ其ノ數十四ニ及フ次ノ如シ

- (1) 青年共產黨「インターナショナル」
- (2) 赤色婦人「インターナショナル」
- (3) 赤色職業組合「インターナショナル」
- (4) 赤色産業組合「インターナショナル」
- (5) 赤色農民「インターナショナル」
- (6) 勞働者救援「インターナショナル」
- (7) 赤色「スポルト」インターナショナル

四九



- (8) 對外文化聯絡協會
  - (9) 教育勤勞者「インターナショナル」
  - (10) 帝國主義反對民族獨立期成聯盟
  - (11) 「ソヴェト」聯邦ノ友ノ會
  - (12) 無信仰者「インターナショナル」
  - (13) 革命闘士救援國際協會
- 三、從テ共產「インターナショナル」ノ組織ヲ知ラントセバ (一) 共產「インターナショナル」自體ノ機關 (二) 共產「インターナショナル」ノ支部 (中央部、地方部、細胞組織)ノ組織及 (三) 共產「インターナショナル」ト前記大衆團體トノ關係ヲ論究セザルベカラズ
- 第二款 構成ノ原則
- 共產「インターナショナル」及共產黨ハ民主主義的集權主義基礎ノ上ニ建設セラルヘシ其ノ基礎的原則左ノ如シ
- (イ) 黨員總會、大會及黨會議ニ於テ其ノ上級、下級黨機關ヲ選舉スルコト
  - (ロ) 黨機關ハ選舉者ニ對シ定期報告ヲ爲スコト

(ハ) 下級機關ハ上級機關ノ決議ニ從ヒ義務ヲ負フ黨規律ヲ嚴守スルコト就共產「インターナショナル」執行委員會及黨執行機關ノ命令ヲ敏速正確ニ實行スルコト

第三款 機關ノ構成

- 一、共產「インターナショナル」ノ機關ハ (1) 世界大會 (2) 執行委員會 (3) 執行委員會幹部會 (4) 擴大執行委員會 (5) 組織局 (6) 書記局 (7) 婦人書記局 (8) 西歐局 (9) 國際監督委員會ナリ
- 二、共產「インターナショナル」ハ權利ノ分立ハ之ヲ認メサルモ其ノ機關ハ權能ヨリ見テ議決機關ト執行機關ニ分ツ事ヲ得議決機關トシテ最高ノ機關タルモノハ世界大會ナリ、而シテ世界大會ニ次クモノハ大會ノ一會期ヨリ次ノ會議ノ間ニ於テ存スル執行委員會ナリ、執行委員會ハ其ノ議決權ニ關シテモ大會ノ下ニ位スルモノニシテ世界大會ハ一定ノ場合執行委員會ノ議決ヲ變更又ハ取消スコトヲ得、執行委員會ノ一會期ヨリ次ノ會期間ニ於テハ常設機關タル執行委員會幹部會議決ノ權能ヲ有ス、幹部會ハ執行委員會ニ隸屬ス
- 又執行委員會ハ世界大會ノ開會セラレ居ラサル場合ニ於テ特ニ重要ニシテ遲滯ヲ許ササル問題ニ付キ議決スル爲メ加入支部ノ代表者ト所謂擴大執行委員會ヲ開催ス
- 右四個ノ議決機關ハ廣ク一般ノ事項ニ互リ議決ノ權能ヲ有ス之ニ對シテ特定ノ限ラレタル範圍



五二

内ニ於テノミ議決ノ権能ヲ有スルモノアリ (イ) 組織局及 (ロ) 西歐局之ナリ、組織局ハ組織財政ノ問題ニ關シ西歐局ハ地域上西歐ヲ主トスル事項ニ限リ議決ノ権能ヲ有シ兩者共ニ幹部會ノ指揮ヲ受ケ幹部會ハ一定ノ場合ニ其ノ議決ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

三、右諸種ノ議決機關ノ議決ヲ執行スルノ任ニ當ルモノハ書記局ナリ而シテ書記局ハ議決機關ノ議決ニ對シ立案シ又其ノ決議ニ付キ外部ニ向テ之ヲ執行シ且各都トノ連絡ノ街ニ當ルモノニシテ共產「インターナショナル」ノ心臓ト稱セラレ實際上最重要ナル機關ナリ

四、各支部中央機關ニ對シテハ共產「インターナショナル」執行委員會直接之ヲ監督シ世界大會最高ノ監督ヲ有ス

五、右諸種機關ノ性質權限ハ別ニ項ヲ分チテ詳説ス尙此等機關ノ構成員ノ名ハ共產「インターナショナル」ノ諸會議ノ章ニ於テ詳説ス

第一項 世界大會

一、組織

世界大會ハ加入支部及加入團體ノ代表者ヨリ成ル加入支部ノ議決權ノ數ハ其ノ都度執行委員會之ヲ定ム其ノ標準左ノ如シ

(1) 當該支部黨員ノ數  
(2) 當該支部所屬國ノ政治的意義

二、召集

世界大會ハ分チテ通常大會臨時大會トス

通常大會ハ少クトモ二年ニ一回之ヲ召集スベク執行委員會之ヲ召集ス

臨時大會ハ數個ノ政黨ノ要求ニ依リ之ヲ召集ス但其ノ議決權ノ數ハ合シテ最後ノ大會ニ於ケル議決權總數ノ半以上ニ達スルコトヲ要ス

三、權能

(1) 議決權

(イ) 議決權ノ實質的範圍

共產「インターナショナル」及各支部ノ事業ノ關聯スル「プログラム」政策並ニ組織上ノ諸問題ニ及ブベク何等制限ナシ

共產「インターナショナル」「プログラム」及規約ノ改廢權限ヲ有スルモノハ世界大會ノミナリ (規約第七條第二項)

五三

(ロ) 議決権ノ形式的效力

執行委員會ノ議決ニ對シテ、各支部ヨリ異議ノ申立アリタル時ハ之ヲ取消スノ權ヲ有ス(規約第十二條)

以上(イ)及(ロ)ノ點ヨリシテ世界大會ハ最高ノ議決機關ナリト云ハル(規約第七條第一項)

(2) 監督權

各支部ニ對シテハ執行委員會直接ノ監督權ヲ有スルモ除名及支部「プログラム」ノ認可ノ二點ニ於テハ制限セラル(規約第十四條第十五條)

(3) 選舉權

世界大會ニ於テ選舉セラルル機關左ノ如シ

(イ) 共產「インターナショナル」ノ議長

共產「インターナショナル」成立以來「ジノヴィエフ」議長タリシモ昨年反幹部派ノ失脚ト

共ニ「スターリン」之ニ代ルニ至レリ

(ロ) 執行委員會

世界大會ノ最終ノ會合ニ於テ次ノ大會ニ至ル迄ノ期間ノ執行委員會ヲ選舉スルヲ常トス

(ハ) 國際監督委員會

第二項 執行委員會

一、性 質

執行委員會ハ大會ノ一會期ヨリ次ノ會期ニ至ル期間ニ於テ大會ニ代ルベキ機關ニシテ限ラレタル議決權及各支部ニ對スル監督權ヲ有スルモノナリ

執行委員會ノ會議ハ少クとも毎月一回之ヲ開催ス但シ右會議ハ執行委員會委員ノ半数ヨリ少ナカラザル出席者アルニアラザレバ議事ヲ開ク事ヲ得ズ

執行委員會ハ共產「インターナショナル」世界大會ニ於テ選舉セラル

二、權 能

(1) 議 決 權

執行委員會ノ議決權ハ其ノ實質的範圍ニ於テ制限ヲ受クルノミナラズ其ノ議決ノ效力モ亦絶對的ニアラズ

(イ) 實質的範圍

「プログラム」及規約ノ改廢ハ世界大會ニ限ル、從テ執行委員會ハ「プログラム」及規約ニ

違反シタル決議ヲ爲スヲ得ズ

(b) 議決權ノ效力

執行委員會ノ議決ハ條件付ナリ

(1) 右議決ニ關シテハ各支部ハ大會ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

(2) 大會ハ之ヲ取消スコトヲ得

(3) 但シ大會ノ取消アル迄ハ有效ナリ

此レ執行委員會ガ最高性ヲ欠ク所以ナリ

(2) 監督權

執行委員會ハ各支部ニ對シテ監督權ヲ有ス此ノ目的ノ爲メ左ノ權限ヲ有ス

(イ) 執行委員會又ハ幹部會ノ代表ヲ派遣スルノ權

執行委員會又ハ幹部會ハ各支部ニ代表者ヲ派遣シ各支部ノ行動ヲ監督ス(規約第二十四條)

(ロ) 支部中央委員會ノ報告ヲ受理スルノ權(規約第二十八條同第三十條同第三十一條)

(ハ) 支部大會ノ召集ヲ許可スルノ權(規約第三十二條)

(ニ) 除名權

執行委員會ハ共產「インターナショナル」ノ「プログラム」ノ規約、世界大會、並ニ執行委員會ノ決定ニ違反スル政黨及黨員ヲ除名スルノ權ヲ有ス

右除名權ニ對シテハ制限アリ(規約第十四條)

(ホ) 支部「プログラム」認可ノ權(規約第十五條)

但シ制限アリ從テ執行委員會ハ其ノ支部監督權ニ於テモ亦制限セラレ居リ世界大會ガ各支部ニ對シ最高ノ監督權ヲ有ス

(3) 加入及選舉ノ權

(イ) 共產主義ニ同情ヲ有シ或ハ共產「インターナショナル」ニ接近セル團體ヲ共產「インターナショナル」ニ加入セシムルノ權ヲ有ス

右團體ハ評議權ヲ有ス(規約第十七條)

(ロ) 幹部會、組織局、書記局、共產婦人運動書記局、及書記局内ノ各分課ヲ選任スルノ權ヲ有ス

三、中央機關紙ノ發行

執行委員會ハ少クトモ四ヶ國語ヲ以テ共產「インターナショナル」ノ中央機關誌ヲ發行ス

右中央機關誌ハ(共產「インターナショナル」)ト稱セラル

四、所在地

執行委員會ノ所在地ハ大會ニ於テ其ノ都度決定スベキモノニシテ(規約第十條)創立以來常ニ  
モスクワヲ以テ所在地トナス

第三項 擴大執行委員會

擴大執行委員會ハ大會ノ閉會中特ニ重要ニシテ遲滯ヲ許サザル問題ヲ議決スル爲メ開催セラルル  
議決機關ナリ

擴大執行委員會ハ通常及臨時ノ二種ニ分タレ通常會議ハ少クトモ年二回開催セラルベク臨時會議  
ハ共產主義インターナショナル大會直前之ヲ召集ス

擴大執行委員會ハ(一)執行委員會委員及(二)各支部ノ代表者ヨリ成ル

第四項 執行委員會幹部會

執行委員會委員中ヨリ大會ニ於テ選舉セラル常設機關ニシテ執行委員會ノ會期間ニ於テ凡テノ業  
務ヲ處理ス

第五項 組織局

組織局ハ執行委員會内ニ於テ執行委員會ニ依リ選任セラルルモノニシテ組織問題及財政問題ニ關  
スル特別ノ議決機關ナリ

組織局ハ組織問題財政問題ニ關スル議決權ヲ有スルモ其ノ議決ニ付キテハ幹部會取消變更ノ權ヲ  
有ス此ノ意味ニ於テ組織局ハ幹部會ノ下ニ立ツモノナリ

第六項 書記局

書記局ハ執行委員會其ノ幹部會並ニ組織局ノ執行機關ナリ書記局ハ執行委員會之ヲ選任ス

書記局ノ委員ハ同時ニ執行委員會組織局ニ編入セラレ以テ議決機關タル組織局ト執行機關タル書  
記局トノ間ニ聯絡ヲ保持セントス

書記局ハ(イ)地域の範圍ニ於テ又(ロ)管轄事項ニ依リ其ノ内部ニ各分課ヲ定ム

(イ) 地域的分轄

一九二六年三月十三日執行委員會ノ決議ニ依レバ書記局ハ十一部ニ分タル而シテ各部ハ各國  
支部ノ代表者ト擔任書記ヨリ成ル

(1) 佛、佛領植民地、伊、白、瑞西

(2) 「チッコ、スロヅキア」、奥、洪牙利

- (3) 英、「アイルランド」和蘭、漳州、南「アフリカ」
- (4) 英領及蘭領東印度
- (5) 米合衆國、「カナダ」、「日本」
- (6) 西班牙、「ポルトガル」、「メキシコ」、「南米」
- (7) 瑞典、丁抹、諾威、「アイスランド」
- (8) 波蘭、「フィンランド」、「エストニア」、「ラトビア」、「リトアニア」
- (9) 「ブルガリア」、「ユーゴスラヴ」、「ルーマニア」、「アルバニア」、「ギリシヤ」
- (10) 芬國
- (11) 支那、朝鮮、蒙古、土耳其、波斯、「エジプト」、「シリア」、「パレスチナ」
- (ロ) 事務ノ性質ニ依ル分課
- 執行委員會ハ必要ニ應ジ書記局内ニ情報統計部、煽動宣傳部、組織部、東方部等ヲ設クル事ヲ得ベシ
- 現在書記局内ニ設置セラレタル分課ハ東方部、情報部、煽動宣傳部、組織部、出版部國際聯絡部、事務局（理事局）ノ七部ナリ（一九二六年度「モスクワ」年鑑ニ據ル）

六〇

第七項 婦人運動書記局

執行委員會ハ婦人運動書記局ヲ選任シテ之ト共ニ婦人運動ニ必要ナル決議ヲ採擇ス

第八項 國際監督委員會

國際監督委員會ハ大會之ヲ選舉ス

其ノ任務ハ左ノ如シ

- (イ) 共產「インターナショナル」執行委員會各部ノ行動ニ對スル不服ノ申立ヲ調査シ現存缺陷ノ排除方法ニ關シ執行委員會ニ建議スルコト
- (ロ) 各支部ノ行ヒタル懲戒手段ニ對スル各黨員又ハ團體ノ不服ノ申立ヲ審査シ右ニ對スル自己ノ意見ヲ執行委員會ニ建議スルコト、（執行委員會ハ之ニ決定的決斷ヲ下スモノトス）
- (ハ) 執行委員會ノ財政ノ検査ヲ爲スコト
- (ニ) 執行委員會幹部會若ハ組織部ノ決定ニ依リ各支部ノ財政検査ヲ行フコト
- 國際監督委員會ハ執行委員會及各支部ノ監督機關ナルモ只執行委員會ニ對シ建議ノ方法ニ依リ自己ノ意見ヲ開陳シ得ルニ止ル又其ノ任務ノ範圍ニ付キテモ政治問題、組織問題、行政問題ニハ干與スルコトヲ得ス

六一

第九項 西歐局

西歐ニ於ケル共產「インターナショナル」ノ支部ト共產「インターナショナル」執行委員會トノ聯絡ヲ密接ナラシムル目的ヲ以テ擴大執行委員會第九回會議ハ本年執行委員會中ニ西歐局新設方ヲ幹部會ニ命ジタリ

第十項 共產「インターナショナル」組織ノ現狀

- 一、共產「インターナショナル」加入黨員ノ全數ハ固ヨリ精確ヲ期シ難キモ一九二六年共產「インターナショナル」ノ發表スル處ニ依レバ約三百萬人ト稱セラル而レドモ共產「インターナショナル」ノ機關紙「イブレコール」(昭和三年五月十七日)ハ黨費ヲ納ムル黨員ノ數ヲ以テ百七十萬七千七百六十九人ト算セリ
- 二、共產「インターナショナル」ニ加入セル國ハ一九二五年第五回大會ノ現在ニ於テ四十ニシテ其ノ國名ニ付キテハ第四節第五款(第五回大會ノ構成及決議)參照
- 三、代表關係ヨリ見ル時ハ(イ)第一回大會以來常ニ代表者ノ數ヲ増加セル事及(ロ)票決權全部中ニ於ケル露國側票決權ノ割合ガ急激ナル増加ヲ示セルコトヲ認メ得ベシ而シテ後者ハ共產「インターナショナル」内ニ於ケル露國共產黨ノ勢力ヲ反映セルモノニシテ特ニ注意スベキモノトス即

チ第一大回會ニ於テハ表決權ノ總數ハ四十九票ニシテ露國及獨逸佛國共ニ五票ナリシガ第五回大會ニ於テハ表決權總數ハ三百二十六票ニシテ其ノ内露國ハ實ニ百十七票ヲ占ム(第四節第五款參照)

- 四、共產「インターナショナル」執行委員會ハ現今露國共產黨(全聯邦共產黨)代表者ノ外世界各國ノ共產黨代表者ヨリ成レリ現在露國共產黨ノ外ニ其ノ代表者ヲ「モスクワ」ニ有スルモノハ埃國、米國、英國、獨逸、白耳義、「ブルガリヤ」、「オランダ」、「ユゴスラビヤ」、「アイルランド」、「伊國、那威、波蘭」、「ルマニヤ」、「佛國」、「チエコスロヴキヤ」、「瑞典、印度、支那、日本、南米、西班牙、芬蘭土、沿「バルチック」諸國ノ共產黨トス又同執行委員會ハ其ノ委員ヲ以テ以テ幹部會ヲ組織スベク同幹部會ニ委員ヲ有スルモノハ英、獨逸、伊國、「チエコスロヴキヤ」佛國、日本、「スカンジナビヤ」半島諸國ノ共產黨トス
- 五、共產「インターナショナル」ハ此外監督委員會ヲ有シ同委員會ハ露國、獨逸、英國、北米、「ブラジル」、「伊國」、「ラトヴィヤ」、「リビア」、「エストニア」、「波蘭、佛國、「チエコスロヴキヤ」、「メキシコ」土耳其等ノ諸國ノ共產黨代表者ヨリ成ル

第四款 支部ノ組織

第一項 概 説

六四

一、「スターリン」ハ其ノ著「レニン」主義ノ原理ニ於テ社會革命期ニ於ケル共產黨ト第二「イン  
 ターナショナル」優勢期ニ於ケル其ノ所屬政黨ト比較シ其ノ間ノ性質任務及組織上ノ差異ヲ明  
 ニセリ

彼ノ言フ處ニ據レバ平和的發達期ニ於テハ「プロレタリア」ハ議會戰ヲ以テ其ノ戰闘ノ基本的  
 形式ト爲スヲ以テ右時期ニ於ケル政黨即チ第二「インターナショナル」所屬政黨ハ選舉機關タル  
 ノ性質ヲ有シ從テ其ノ院內團體ガ最重要ナル「プロレタリア」ノ政治的團體タリ之ニ反シ社  
 會革命期ニ於ケル共產黨ハ革命的戰闘團體タルノ性質ヲ有スルモノニシテ從テ(イ)「プロレタ  
 リア」ノ政權獲得戰ヲ遂行スルニ充分ナル大膽サ(ロ)革命ノ環境ニ順應シ得ルノ爲充分ナル經驗  
 及(ハ)其ノ道程ニ横ハレル總テノ障害ヲ打破シ專ラ其目的ニ邁進シ得ル伸縮性ヲ有スルモノナラ  
 サルベカラズト爲セリ

二、「尚「スターリン」ハ革命期ニ於ケル共產黨ノ特徴トシテ左ノ六點ヲ舉グ

- (イ) 共產黨ハ労働者階級ノ前衛ナリ
- (ロ) 共產黨ハ労働階級ノ組織的系統的團體ナリ

(ハ) 共產黨ハ「プロレタリア」階級組織ノ最高形式ナリ

(ニ) 共產黨ハ「プロレタリア」獨裁ノ具ナリ

(ホ) 分派ノ存在ヲ許サザル單一ノ意思團體ナリ

(ヘ) 日和見主義者ノ一掃ニ依リ共產黨ノ基礎ハ強固トナルモノナリ

三、共產黨ノ構成ニ關シテハ(一)第二回大會ニ於テ採擇セル加入條件ニ關スル決議及(二)第五回大會  
 ニ於テ採決セル共產「インターナショナル」ノ規約中ニ於テ之ヲ規定セルガ尙共產「インターナ  
 ショナル」執行委員會ハ一九二五年五月四日各國共產黨ニ對スル模範的規約案ヲ採擇セリ右ニ依  
 リ共產黨ノ構成ニ關スル一般趨勢ヲ察知シ得ベキヲ以テ以下右ニ據リ共產黨ノ組織ヲ解説セ  
 ントス

四、右決議ニ依ル重要ナル諸點左ノ如シ

(一) 名 稱

名稱ニ關シテハ各國共產黨ハ……國共產黨共產「インターナショナル」……支部ト稱スベキ事  
 ヲ定ム名稱ノ問題ガ政治的的重大ナル意義ヲ有スルコトハ他章ニ於テ既述セリ(規約及加入條件參  
 照)

六五



(二) 黨員ノ資格

(1) 黨員タル要件左ノ如シ

(イ) 共產「インターナショナル」及共產黨ノ「プログラム」及規約ヲ承認スルコト

(ロ) 黨ノ基礎的下級團體(細胞)ノ一員トシテ積極的活動ニ従事シ、共產「インターナショナル」及共產黨ノ總テノ決議ニ服從シ規定ノ通り黨費ヲ收ムモノタル事

(2) 加入ノ條件

(A) 個人的加入

(イ) 合法的共產黨ニ於テハ新加入ハ只黨細胞ヲ通ジテノミ之ヲ行フベク且ツ市區執行機關又ハ小管區執行機關ノ承認ヲ要ス

(ロ) 半合法及不法團體ニ於テハ新加入ハ一名ノ黨員ノ紹介ヲ要ス

(B) 團體加入

團體トシテ新ニ加入セントスル場合ハ中央委員會ノ決議ニ依ル

(3) 黨員ノ異動

職業細胞員ガ労働場所ヲ變更シタルトキハ新舊兩職業細胞執行員ニ届出ヲ爲スヲ要ス

街路細胞員ハ其ノ住所ヲ變更シタル場合ハ新舊兩街路細胞ノ執行員ニ届出ヅルヲ要ス  
外國ニ移住セントスル場合ハ共產黨中央委員會ノ許可ヲ要ス

(三) 黨ノ建設ノ原則

共產黨構成ノ原則ハ民主主義的集權主義ナリ(規約第六條參照)

(四) 黨大會

(1) 黨大會ノ性質

黨大會ハ最高ノ機關ナリ

黨大會ハ共產「インターナショナル」執行委員會ノ同意ヲ以テ黨會議ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(2) 召集

(イ) 通常大會

黨大會ハ毎年一回、共產「インターナショナル」執行機關ノ同意ヲ得テ中央委員會之ヲ召集ス

(ロ) 臨時大會

臨時黨大會ハ自己ノ發意ニ因リ又ハ共產「インターナショナル」執行委員會ノ發意ニ因リ中央委員會之ヲ召集ス

數個ノ黨團體ガ召集ヲ要求シタル時又之ヲ召集ス但シ此ノ場合ハ其ノ全部ヲ合シテ前回黨大

會ニ於テ半數以上ヲ代表シタル事ヲ要ス

何レノ場合ニ於テモ臨時黨大會ノ召集ハ其産「インターナショナル」ノ同意ヲ要ス

(3) 召集ノ通知

黨大會ノ召集及日程ハ少クトモ一月前ニ黨員ニ通知スルヲ要ス

(4) 議決權

黨大會ハ全黨員ノ半數以上出席スルニアラザレバ議決ヲ爲スヲ得ズ

(5) 代表

黨大會ノ代表ニ關スル規定ハ中央委員會又ハ黨大會ノ直前ニ開催セラレタル黨會議ニ於テ之ヲ決定ス

(6) 黨大會ノ任務

(イ) 中央委員會及中央監督委員會ノ報告ヲ受理ス

(ロ) 黨ノ「プログラム」問題ヲ決ス

(ハ) 政治問題戰術問題及組織問題ヲ決議ス

(ニ) 中央委員會中央監督委員會ヲ選舉ス

中央委員會ハ管區ニ於テ選舉セラレタル代表者ヨリ成ル

(五) 黨會議「コンフェレンス」

(1) 黨大會ノ代表

黨會議ハ年二回會合ス黨會議ノ代表及會合ニ關スル規定ハ黨ノ中央部之ヲ定ム

管區代表者ハ管區執行機關之ヲ選舉ス又中央委員會ハ黨ノ勞働者ヲシテ黨會議ニ列席セシムル

コトヲ得但シ右勞働者ハ單ニ評議權ヲ有スルノミ

(2) 黨會議ノ決議

黨會議ノ決議ハ中央委員會ノ確認ヲ經テ效力ヲ發生ス

(3) 黨會議ト世界大會

黨會議ハ若シ世界大會直前ニ集會セル場合ハ世界大會ヘ派遣スベキ代表者ヲ選舉ス

(六) 中央監督委員會

會計簿記其他ノ事務全般ニ互リ之ヲ監督スルヲ以テ目的トナス

中央監督委員會ハ黨大會之ヲ選舉ス

(七) 共產黨ノ財政

黨ノ資金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ調達ス

(イ) 黨費

(ロ) 特別集金

(ハ) 黨企業

五、中央委員會ノ組織ハ別ニ項ヲ改メテ詳説ス

第二項 細胞組織

一、共產黨組織ノ基本タルベキモノハ企業團體内ニ於ケル細胞ニシテ右企業内ニ労働スル凡テノ共產黨員ヲ結合スルモノナリ(規約第五條參照)

二、以下ハ「共產黨ノ組織ノ建設ノ方針」ニ關スル一九二五年五月七日ノ共產「インターナショナル」執行委員會組織會議ノ決議ト一九二六年三月二十六日共產「インターナショナル」執行委員會ノ補足的提案ニ據ル

第一、共產黨構成ノ基本トシテノ職業細胞

(一) 共產黨成立ノ基礎ハ労働者階級ニシテ共產黨ハ労働者階級中最モ階級意識強固ニシテ且最モ

積極的ニシテ且最モ革命的ナル分子ヨリ成ル而シテ共產黨ノ戰術綱領及標語ヲ労働者間ニ宣傳シ且労働者階級ヲ結合シテ階級戰ヲ遂行スル爲ニハ労働者及婦人労働者ヲ企業團體及地區ヲ基礎トシテ結合セサルベカラズ職業細胞之ナリ

右組織ハ實際ノ狀況ニ適應シ、企業者労働者間ノ凡テノ爭議ニ積極的ニ參與シ、労働者ノ要求ヲ表現シ且階級戰ノ戰術ヲ指示スルモノナリ

(二) 職業細胞ハ工場其他ノ労働場所ニ於ケル労働者ノ精銳ヲ黨細胞ニ集合スルモノニシテ(イ)其ノ共產主義的活動ヲ其ノ各細胞組員ノ間ニ分配シ以テ彼等ヲ黨活動ニ引キ入ルルモノミナラズ且ツ(ロ)彼等ヲ積極的黨務ニ對シテ養成スルモノナラザルベカラズ

(1) 共產黨員ハ(イ)職業細胞ニ於テ結合セラレ、(ロ)同細胞内ニ於テ積極的黨務ニ服シ、(ハ)黨及其産「インターナショナル」ノ決議ニ從ヒ(ニ)規則的ニ黨費ヲ負擔シ且(ホ)黨機關紙ヲ支持セザルベカラズ

(2) 職業細胞ハ企業組織内ニ於ケル共產黨ノ團體ニシテ責任ヲ以テ同企業組織ニ於ケル黨務ヲ遂行スルモノナリ

(3) 職業細胞ノ細胞員ハ定期ニ細胞總會ヲ開ク

(4) 職業細胞總會ハ當該區域内ノ問題ノミナラス黨内ノ問題、政治經濟問題及勞働組合問題等凡テノ問題ヲ審議シ且之ニ關シ決議ス

細胞執行機關、細胞集團執行機關或ハ市部執行機關ノ活動ニ關スル報告ヲ徵シ又細胞ノ爲メ特別ノ任務ヲ遂行スル共產主義同志又ハ團體ノ報告ヲ徵ス職業細胞總會ハ三名乃至七名ノ黨員ヨリ成ル細胞執行機關ヲ選舉シ及細胞集團ノ會議ニ派遣スベキ代表者ヲ選舉ス

(5) (イ)細胞執行機關ハ執行機關ニシテ細胞總會ノ一會期ヨリ次ノ會期ニ至ル迄ノ期間ニ於テ細胞ノ活動ヲ指揮シ且之ヲ統一ス

(ロ)執行機關ハ細胞總會ヲ組織シ、其ノ日程ヲ準備シ、報告者ヲ定メ、提案ヲ作成シ、細胞ノ黨員ヲ集合シ内政及外交問題ニ關シ報告ス

(ハ)細胞執行機關ハ細胞内ノ黨務ヲ各細胞員間ニ分配シ各細胞員ヲシテ一定黨務ヲ擔任セシメ且右分配ニ關シ之ヲ其ノ總會ニ報告ス而シテ細胞總會ハ該分配ニ關シ之ヲ承認シ又修正スルノ權能ヲ有ス

執行機關ハ又訓令ヲ發シ黨員ニ依ル黨務ノ遂行ヲ監督ス右黨務トハ(イ)勞働組合ノ事務(ロ)婦人ニ關スル事務(ハ)職業組合ニ於ケル事務(ニ)選舉事務(ホ)失業及產業組合ノ事務(ヘ)政治的訓練

事務(ト)文獻ノ販賣事務(チ)細胞機關紙ノ編輯(リ)青年細胞トノ連絡(ス)運動競技團體ニ關スル事務(ル)細胞内ノ各部ニ於ケル事務(フ)疾病保險及保險(ワ)農民トノ聯絡(カ)軍隊内ニ於ケル事務(或ハ外國語ヲ話ス勞働者ニ關スル事務)(ヨ)革命闘士救助會ノ事務等ナリ

尙細胞執行機關ハ各細胞員ニ細胞内ノ非共產主義者ニ對シテ個人的ニ宣傳ヲ試ミル事ヲ委託ス

(ニ)細胞執行機關ハ細胞總會ニ對シ月一回以上定期的ニ其ノ活動ニ關シ報告ヲ爲スノ義務ヲ有ス、黨務ノ分配及其遂行狀態ニ關シテ報告ヲ爲スベシ、一定ノ事務ヲ委託セラレタル各細胞員ノ重要ナル報告ハ又細胞總會ニ提出セザルベカラズ

(ホ)細胞執行機關ハ新黨員ノ入黨申込ヲ受理シ審査ノ上之ヲ總會ノ決定ニ委ス

(ハ)細胞執行機關ハ又共產黨黨員ノ出捐金ノ出納ヲ管理ス

(6)細胞執行機關ノ任期ハ三ヶ月トス

(7)細胞執行機關ハ其ノ黨員中ヨリ一名ノ細胞長及其他ノ機關ヲ選舉ス

(8)細胞事務局又ハ總會ノ決議ハ總會ノ細胞黨員ニ對シ拘束力ヲ有ス

(註)同様ノ權能ヲ有スル共產黨細胞ヲ店舗、娯場、仕事場及地所等勞働者婦人勞働者及雇傭者ノ存スル所ニ於

ヲ構成スルヲ得ベシ

(イ) 小規模企業組織内ニ於ケル共產黨員(家婦、家僕、個人企業者、貧困ナル農民等)ハ其ノ住所ニ從ヒ街路細胞ヲ構成ス

(ロ) 街路細胞ハ凡テノ黨内職ヲ許諾決議シ、其ノ區域内ノ黨務ヲ進行シ、家内運動宣傳ヲ行ヒ且共產黨文獻ヲ配布ス、街路細胞ハ其ノ所在地ノ職業細胞ヲ侵犯スルヲ得ズ、其ノ重要ノ程度ニ於テハ職業細胞ニ及バズ只職業細胞ノミカ共產黨組織ノ基本ナリ(共產、インテリゲンチヤナラシメ第五回會議ノ決議ニ據ル)

(ハ) 一個ノ細胞組織ヲ構成スルニ充分ナル黨員(三名以上)ヲ有セザル小規模企業組織ニ於テ活動スル黨員及何等ノ企業組織ニモ屬セザルモ職業細胞ヲ有スル企業組織ノ附近ニ住所ヲ有スル黨員ハ何レモ最寄地ノ職業細胞ニ加入ス

(ニ) 失業者ハ其ノ従前所屬セル企業組織内ノ職業細胞ノ細胞員タルベシ然レドモ其ノ失業状態水キニ互ル時ハ其ノ所屬職業細胞所在地ノ管區執行機關ノ許可ヲ以テ其ノ住所地ヲ管轄スル行政管區内ニ於テ何レカノ細胞ニ加入シラレベシ

第二、職業細胞ノ構成

一、職業細胞ノ組成員

企業組織、「コシミュニオン」、國家營造物、事務所及店舗ノ總テニ於テ三名以上ノ黨員存スル時ハ共產黨ノ職業細胞ヲ構成ス而シテ右職業細胞ニハ

(イ) 當該企業組織ニ於テ勞働スル總テノ共產黨員

(ロ) 一企業團體ヨリ追放セラレタル失業勞働者ハ他ノ企業組織ニ於テ職ヲ得且其ノ職業細胞ニ從屬スル迄

(註) 其ノ住所遠隔ノ地ニアルカ爲メニ所屬職業細胞ノ活動ニ規則的ニ參與スルコト不可能ナル失業者ハ當該黨監督機關ノ承認ヲ經テ住所地ノ職業細胞ニ移ルヲ得

(ハ) 職業細胞ノ管内ニ居住スルモ(イ)何等ノ企業組織ニ於テ勞働セザルモノ、又ハ(ロ)職業細胞ヲ構成スルヲ得ザル小規模營業團體ニ屬スル共產主義者及(ハ)大規模企業團體内ニ於テ單獨ニ活動スル共產主義者

二、職業細胞總會

(a) 定期總會ハ毎週一定ノ日ニ集會ス但シ部分細胞ニ分タルル職業細胞ニ於テハ二週間毎ニ且總テノ黨員ノ集合シ得ル時期(或ハ日曜日)ニ總會ヲ開催シ其間ニ於テハ各部分細胞ノ總會等ヲ開ク

定期總會ノ外特ニ小職業細胞又ハ各部分細胞ニ於テハ勞働休息時間中又ハ營業ノ終了ノ直後、秘密ニ會合シ得ル場所ニ於テ、細胞ノ實際活動ニ關シ短時間協議ヲ行ヒ得ベシ

(b) 總會ノ召集



七六

總會ノ召集ハ新聞紙等ニ依ル公ノ通告ヲ以テセズ出來得ル限り細胞ノ執行機關下級會計員又ハ各部分細胞長側ノ個人的招請ニ基キ之ヲ行フ

總會ノ召集ハ又書面ニ依ル事ヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ絕對ニ開封セル葉書ヲ以テシ又ハ印刷物トシテ之ヲ送付スルコトヲ得ズ

(c) 時間及場所

勞働終了後間モ無ク出來得ル限り當該企業團體ノ附近ノ一定ノ場所又ハ黨員ノ數ガ之ヲ許ス場合ニ於テハ黨員ノ住宅ニ於テ會合ス正確ニ時間通り開會スル様充分準備スベシ

通常ノ場合ニ於テハ其ノ日程ニ二個以上ノ問題ヲ上程スルヲ得ズ且其ノ各問題ニ關シ正確ニ起草セラレタル決議文ヲ作成スベシ

各會議毎ニ議事録ヲ作成シ(周到ナル形式、出席者名ハ偽名)上級執行者ニ之ヲ送付ス三ヶ月乃至四ヶ月ノ間隔ヲ置キ特別ノ細胞會議ヲ開キ其ノ席上細胞執行員ハ其ノ行績ニ關シテ報告シ又新ニ執行委員ヲ選舉ス

三、細胞執行者

(イ) 細胞執行者ノ選舉

最初ノ職業細胞會議ニ於テ細胞執行者ヲ選舉ス、通常ノ場合ハ初メハ暫定的細胞執行者タルベク當該細胞ニ於テ其ノ基礎或程度迄強固トナリ黨員ガ或程度ノ活動力ヲ具フルニ至リタル場合ニ於テ細胞執行者ノ決定的選舉ヲ行ハサルベカラス

(ロ) 細胞執行者ノ數

細胞執行者ノ人數ハ當該細胞ノ行動範圍ノ廣狹及細胞組織黨員ノ多少ニ依リ定マル十人以上ヨリ成ル細胞ニ於テハ其ノ執行員ハ最少限三人ニシテ通常ノ場合ハ十五人ヲ超ユルコトヲ得ズ

十人ヲ超エザル職業細胞ニ於テ其ノ活動區域廣汎ナラザル場合ハ單ニ一人ノ細胞長ト其ノ代理者ヲ選舉スルヲ以テ足ル其ノ他ノ場合ニ於テハ黨員カ七、八、九名ニ過キザル場合ニ於テモ三人ヨリ成ル細胞執行機關ヲ選舉ス

(ハ) 細胞執行機關ノ職能

細胞執行機關ハ其ノ第二回會合ニ於テ其ノ數ニ應ジ左ク其ノ職能ヲ分配ス(1)細胞長(2)細胞次長(3)煽動宣傳指揮者(4)勞働組合及職業委員會ノ指揮者(5)婦人運動組織者其ノ他青年共產黨細胞長モ亦之ニ屬ス

七七

活動範圍ノ廣狹ニ應ジ産業組合問題、農村問題、革命闘士援助會、運動競争等ヲ審議シ及敬  
状ヲ報告スルヲ任務トスル特別ノ委員ヲ選任ス  
若シ職業細胞執行機關ノ人員少數ナル時ニハ主タル黨務ハ之ヲ各個ノ黨員ニ分配スベシ

第三、職業細胞ノ任務

- (1) 組織ニ關スル任務
  - (イ) 黨員ノ收ムル黨費ノ出納
  - (ロ) 細胞ノ財政
  - (ハ) 黨員ノ決議及任務ノ遂行振リノ監督
  - (ニ) 細胞員ノ勞働組合所屬關係ヲ監督スルコト
  - (ホ) 同情者ノ登録
  - (ヘ) 黨員ノ加入
  - (ト) 文獻販賣事務
- (2) 政治的活動ニ關スル任務
  - (イ) 總テノ政治問題ニ對スル其ノ方針決定

- (ロ) 戦闘及選舉等ニ於ケル細胞ノ活動方針決定
- (ハ) 黨問題ニ對スル方針ノ決定
- (3) 日常事務ノ處理
- (4) 婦人間ニ於ケル活動
- (5) 企業團體外ニ於ケル活動
- (6) 教育事務
- (7) 青年共產聯盟ノ積極的支持

第四、職業細胞活動補助手段

- (一) 職業細胞活動ノ最重要ナル補助手段ハ(一)職業細胞ノ機關紙(二)勞働者通信(三)宣傳「ポスト  
」等ナリ
- (二) 職業細胞ノ機關紙
  - (イ) 任務及内容  
職業細胞ヲ有スル各大規模及中規模ノ企業組織ニ於テ出版セララルル職業細胞ノ機關紙ニシテ  
當該企業團體ノ組成員ノ煽動ヲ以テ目的トナス



從テ其ノ内容ハ實際的ニシテ細胞ノ豫定活動方針ト一致シ且當該企業團體ノ實情ニ關聯スルモノナラザルベカラズ

八〇

(P) 財

職業細胞ノ機關紙ヲ販賣シ得ル場合ニ於テハ其ノ財政ハ極メテ簡單ナルガ販賣不可能ナル場合ニ於テハ他ノ方法ヲ講セザルベカラズ即チ例ヘバ共產主義同情者又ハ新聞好讀者ニ付キ周到ノ注意ヲ以テ集金シ又ハ當該企業團體ノ附近ニ存在スル私人ト協定シ同人ヲシテ寄附金ヲ募集セシム

(ハ) 汎布

一、右機關紙ノ汎布ハ種々ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ

(1) 當該企業ノ建物ノ入口前ニ於テハ當該企業團體ニ於テ勞働セサル黨員或ハ最寄ノ街路細胞ノ組織員之ヲ汎布ス

(2) 當該企業組織自體ノ内ニ於テハ同組織内ノ各室ニ分屬スル同士又ハ共產主義同情者ヲシテ汎布セシム

二、右機關紙ノ汎布ハ勞働開始ノ直前又ハ勞働終了ノ直後ノ一定時ニ於テ且ツ當該營業組織ノ各部ニ於テ同時ニ之ヲ行ヒ數分間ニシテ終了セシムベシ

右方法ハ實際ニ於テ既ニ用ヒラレ汎布者ニ對スル危險ヲ最少ナラシムルコトヲ示セリ

汎布方法ノ研究及右方法ヲ當該企業團體ノ事情ニ適應セシムルコトハ細胞執行員ノ主要ナル任務ナリ

第三項 地方部ノ組織

一、地方部ハ地區、小管區、大都市、管區及上級管區ニ分タル

二、一九二五年五月七日共產「インターナショナル」執行委員會組織局ニ於テ採擇セラレタル「共產黨ノ組織的建設」ニ關スル方針決議及一九二六年三月二十六日執行委員會組織局ニ於テ採擇セル右補充的提案ニ據ル

第一、地區

一、職業細胞、街路細胞、仕事場細胞、地所細胞等所屬ノ總テノ細胞員ハ共同總會ヲ開キ既ニ各細胞組織ニ於テ審議シ且ツ其ノ態度ヲ決シタル黨問題ヲ更ニ審議シ且ツ議決ス

尙右總會ハ地區執行員及管區會議ヘノ代表者ヲ選舉ス

八一



(註) (イ) 何等の組織に加入せしめられたる村落ニ於テハ黨員ハ一種ノ村落團體ニ結合セラル  
(ロ) 黨員ノ組織メテ多數ナルカ又ハ黨力中ハ合法的團體トシテ認メラルル場合ハ各細胞ノ代表者ヨリ成ル地區  
會議ヲ以テ地區總會ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ細胞總會ハ地區會議ニ相當ノ代表者ヲ選任派遣ス

二、地區執行員ハ(イ)黨務ノ全般ヲ指揮シ(ロ)各細胞ニ對シテ訓令シ(ハ)當該地區ニ於ケル黨ノ總テ  
ノ戦闘ヲ統一シ且ツ遂行ス  
地區執行員ハ未ダ細胞組織ヲ有セザル總テノ工場、仕事場、店舗等ニ於テ細胞ヲ組織ス此ノ目  
的ノ爲メ斯ノ如キ企業、組織、仕事場、店舗等ニ黨員ヲ派遣シ同地ニ於ケル右活動ヲ指揮セシ  
メ或ハ其ノ附近ニ存在スル黨細胞ニ之ヲ委託ス

地區執行員ハ労働組合産業組合運動競技團體及其他ノ労働團體ニ於ケル共產主義者ヲ結合シテ  
共產黨ノ黨外細胞ヲ組織シ且右黨外細胞ノ活動ヲ指揮シ且ツ監督ス

三、地區執行者ハ一名ノ書記ヲ選任ス  
地區執行員ハ本局上級機關ト協定ノ上同地方ニ於ケル黨ノ全活動ヲ指揮スル爲メ必要ナル各部  
ヲ組織ス(例ヘハ組織部、宣傳部、労働組大部、婦人部等)  
書記ハ右各部ノ活動ヲ指揮ス

四、地區執行機關ハ少クトモ其ノ半数ハ直接工場仕事場所又ハ其他ノ労働場所ニ於テ労働スル  
職業細胞組員ヲ以テ組織セザルベカラス

五、地區執行員ハ定期ニ細胞總會ヲ訪問シ既遂ノ活動ニ關シ及將來ノ活動計畫ニ關シ報告ス

六、地區執行員ハ現役黨員トシテ細胞組織ニ於ケル最重要ナル黨務ヲ指揮セザルベカラス

七、自己所屬ノ企業團體所在地ヨリ遠隔ノ地ニ居住スル黨員ハ細胞集團或ハ市區又ハ地區執行機  
關ニ依リ特ニ登録セラレザルベカラス斯ノ如キ黨員ハ(イ)上記執行機關ノ命ニ服シ且ツ其ノ住所  
地ノ街路細胞ニ所屬スル事ヲ得或ハ(ロ)其ノ所屬細胞ヨリ特ニ委任セラレタル事務ヲ有セザル限  
リ労働終了後又ハ休日等ニ於テ共產主義者ハ存スルモ末ダ細胞組織ヲ有セザルカ又ハ全然共產  
主義者ガ労働ニ從事シ居ラザルガ如キ企業團體内ニ於テ地區執行員ノ委任ニ依リ一般労働者間  
ニ一定ノ任務ヲ遂行ス

(註) 中都市ノ黨組織ニ於テハ細胞ハ市區ニ結合セラレ市區ハ市區會議(或ハ總會)ヲ開キ市區執行員又ハ都市會議ヘ  
ノ代表者ヲ選舉ス

第二、小管區

中都市小都市村落等ニ於ケル黨團體ハ下級管區ニ結合セラル下級管區ノ組織ニ付テハ地區ニ於ケ

ル黨組織ノ規則ヲ準用ス

### 第三、労働区

地区ト小管区ノ間ニ労働区ヲ設クル事ヲ得労働区ノ執行機關ハ各地区ト小管区執行員間ノ聯絡機關ニシテ其ノ管轄區域内ニ於テ黨ノ決議ヲ實施スルニ努ム

其ノ主たる任務ハ凡テノ地区ヲシテ職業細胞ヲ組織的ニ形成セシムルニ在リ且労働区ハ多數ノ散在セル小規模ナル地區團體ヲ結合スルノ機能ヲ有ス

八四

### 第四、大都市

一、大都市ニ於テハ多數ノ細胞(市區ニ於ケル職業細胞街路細胞等)ヲ合シテ細胞集團ヲ組織ス

二、細胞集團總會ヲ開キ既ニ各細胞ニ於テ評議シ各細胞トシテノ態度ヲ決シタル總テノ政治上ノ問題ヲ審議シ且ツ議決ス、右總會ニ於テハ細胞集團執行員及市區會議ヘノ代表者ヲ選舉ス

(註) 黨員ノ數極メテ多數ナル時ハ細胞集團總會ニ代フルニ細胞ノ代表者會議ヲ以テス、其ノ代表員ノ數ハ比例代表法ニ依リ之ヲ定ム

三、細胞集團執行機關ハ少クトモ其ノ半数ハ職業細胞組織員ニシテ直接工場ニ於テ労働スルモノヨリナラザルベカラズ

四、細胞集團ノ執行員ハ細胞集團中ニ於ケル黨務ノ全般ヲ指揮シ、各細胞ニ訓令シ、細胞集團管轄區域ニ於ケル總テノ黨戰闘ヲ統一シ且ツ遂行ス

右執行員ハ又未ダ細胞組織ヲ有セザル總テノ工場、仕事場、店舗等ニ於テ細胞ヲ組織ス此ノ目的ノ爲メ斯ノ如キ企業團體仕事場等ニ黨員ヲ派遣シテ右活動ヲ指揮セシメ或ハ右新細胞ノ組織ヲ附近所在ノ黨細胞ニ一任スルコトヲ得

細胞集團ノ執行員ハ細胞集團ノ總會又ハ細胞集團會議及各細胞ニ於テ其ノ活動ニ關シ報告ス

五、市區執行員ト協議ノ上細胞集團ノ執行員ハ各部(組織部、労働組大部、宣傳部及婦人部)ヲ組織ス

六、細胞集團ノ執行員ハ其ノ集團長ヲ通ジ各市區團體トノ聯絡ニ努ム

七、多數ノ細胞集團ハ都市ノ行政区ニ從ヒ市區團體ヲ組織ス

八、市區總會或ハ市區會議ハ都市執行員ノ報告ヲ受理シ黨問題ニ對シ其ノ態度ヲ決シ市區執行員及都市會議ヘノ代表者ヲ選舉ス

九、市區執行機關ハ市區ニ於ケル黨務ノ全般ヲ指揮監督シ市區ノ總テノ團體ニ對シ訓令ヲ發シ市區ニ於ケル黨ノ戰闘ヲ統一シ且ツ遂行シ、共產黨外細胞ヲ組織シ之ヲ指揮ス

八五

一〇、細胞集團執行員及市區ノ執行員ハ定期ニ細胞總會ヲ訪問シ既遂ノ活動ニ關スル報告及將來

ノ活動ニ關スル計畫書ヲ與フベキ義務ヲ負フ

一一、細胞集團執行員及市區執行員ハ黨ノ現役黨員トシテ細胞ニ所屬スルモノナラザルベカラズ

一二、都市會議ハ總テノ黨問題ニ對スル態度ヲ決シ都市執行員及管區執行員ノ報告ヲ受理シ管區會議ヘノ代表及都市執行員ヲ選舉ス

都市執行員ガ同時ニ管區執行員タル場合ニ於テハ其ノ選舉ハ都市會議ニ於テ之ヲ行ハズ管區會議ニ於テ之ヲ行ヒ右管區會議ヘハ市區總會(或ハ會議)ガ直接其ノ代表者ヲ選舉ス

一三、都市執行員ハ全市ニ於ケル黨活動ノ全般ヲ指揮シ、都市ノ總テノ黨團體ニ對シ訓令シ、市

内ニ於ケル總テノ黨機關ヲ組織シ遂行シ、黨外ニ在ル大眾團體及市會等ニ於ケル共產主義的活動ヲ指揮シ、幹部會及書記ヲ選舉シ當該黨執行機關ト協議ノ上各部(例ヘバ宣傳部、組織部、婦人部、勞働組合部等)ヲ分チ又若シ上述各部ヲ設置セサル場合ニ於テハ上記事務ハ各黨員ニ

委託ス、各部ノ訓令ニハ市書記ノ署名ヲ要ス、市書記ハ市區執行員ト直接ノ聯絡ヲ保持シ又必要ナル場合ニ於テハ市内ノ總テノ黨團體ト直接聯絡ヲ保ツ事ヲ得

幹部會書記又ハ都市執行機關ノ各部ハ市區細胞集團又ハ細胞ニ於テ特別ノ事務(婦人ニ關スル

事務、文獻賬賈事務、勞働組合事務等)ヲ遂行スル黨員ト評議スルコトヲ得

都市執行機關ノ書記ハ管區執行員ト直接ノ聯絡ヲ保持ス

(註) 管區執行員ノ所在地タル市ニ於テハ右都市ニ對シ特別ノ執行機關ヲ設ケルコトナク該市ニ於ケル黨ノ活動ハ市

區執行員、管區執行員ノ一般的指揮ノ下ニ之ヲ行フ、管區執行員ハ市區執行員ノ事務遂行ヲ監督シ其ノ活動ヲ統一ス

市内ニ於ケル黨活動ノ全般ニ對シテハ管區執行機關責任ヲ負擔シ市區ニ於ケル黨活動ニ對シテハ當該市區ノ執行機

關責任ヲ負擔ス右規定ハ小管區ノ執行機關ニモ適用サル

市區執行機關ノ任務ニ關スル規定中第十三及第十四ハ此ノ場合ニ於テハ管區又ハ小管區ノ執行機關ニ適用ス

一四、都市執行員或ハ市區執行員又ハ細胞集團執行員ハ(イ)細胞長ト評議シ或ハ(ロ)細胞執行員其

他ノ細胞機關ト評議シ且(ハ)共產黨外團體ノ團體長ト評議ス

右評議會ハ何等議決ノ權能ナク又如何ナル事情ノ下ニ於テモ正規ノ黨會議又ハ黨員總會ニ代ハ

ルコトヲ得ズ

右會議ニ對スル準備(報告、提案等)ハ當該執行機關之ヲ爲ス、其ノ決議ハ當該執行機關ノ承認ヲ得テ效力ヲ發生シ右決議ニ對シテハ當該執行機關其ノ責任ヲ負、戰闘其他ノ黨務ニ關シ之ヲ準備スル爲メニハ執行機關ガ細胞長及黨外團體長又ハ其他ノ細胞役員及黨外團體役員ヲ召集シ之ニ對シテ指令スルヲ便宜トス

(註) 組織員ノ總會、代表者會議及特種機關以外ニハ議決ノ權能ヲ有スル團體ヲ認ムルヲ得ズ(信任者總會、役員團體)

第五 管 區

- 一、各管區内ニ於ケル黨團體例ヘバ都市ニ於ケル黨團體(大、中、小ノ都市)及多數ノ小管區及勞働區ヲ結合シテ黨管區團體ヲ組織セザルベカラズ
- 二、都市及小管區會議ハ管區會議ヘノ代表者ヲ選舉ス
- 三、管區會議ハ總テノ黨問題ニ對シ其ノ態度ヲ決シ、黨中央部及管區執行員ノ報告ヲ受ケ、且ツ管區ノ執行委員及黨會議ヘノ代表者ヲ選舉ス
- 四、管區執行委員ハ當該管區内ノ黨活動ノ全般ヲ指揮シ且ツ該管區内ノ總テノ黨團體ニ訓令シ、管區内ニ於ケル共產黨外ノ大衆組織タル共產黨外團體ノ活動ヲ指揮シ且ツ之ヲ監督ス
- 五、管區執行委員ハ七名乃至十三名ノ同士(管區團體ノ人數ニ應ジ)縮少執行委員會及一名ノ書記又ハ書記局ヲ選舉ス書記局ハ黨活動ヲ擔任スル三名乃至四名ノ管區執行委員ヨリ成リ日常ノ事務ヲ處理ス
- 縮少執行委員會ハ每週一回(必要ニヨリ更ニ頻繁ニ)集會シ管區執行委員會ハ毎月一回會合ス

管區執行委員會ハ當該管區内ニ於テ黨活動ノ性質ニ應ジ組織、宣傳、勞働組合、婦人、土地ノ諸部ヲ分テ其他ノ活動即産業組合運動競技等ニ付キテハ各擔任者ヲ選任ス

管區ノ各部ハ只管區書記ヲ通ジテノミ當該管區内ニ於ケル黨下級團體ト連絡ヲ保持ス、管區執行委員會各部ノ訓令其他ノ政治的文書ハ管區書記ノ署名ヲ要ス

第六、上級管區

政治上經濟上ノ事情ニ依リ必要ナル各國ニ於テハ若干ノ管區ヲ結合シテ上級管區ヲ組織スル事ヲ得

上級管區執行委員會ハ當該管區執行機關ノ代表者ノ會合ニ於テ之ヲ選舉シ黨中央部ハ右會合ニ其ノ代表者ヲ派遣セザルベカラズ

上級管區執行委員會ハ幹部會及一名ノ書記ヲ選舉シ上級管區ノ書記ハ共產黨中央委員會ノ確認要ス

上級管區及上級管區執行委員會ハ黨中央部ノ訓令ヲ遂行スルヲ以テ其ノ任務トス

第四項 中央部ノ組織

一、一九二五年五月七日共產「インターナショナル」執行委員會組織局ニ於テ採擇セラレタル「共

一、産黨ノ組織ノ建設ニ關スル方針決議及一九二六年三月二六日執行委員會組織局ニ於テ採擇セル右補充ノ提案ニ據ル

二、中央部ノ組織一般

九〇

- (一) 合法的組織トシテ認メラルル比較的大ナル共產黨ニ於テハ其ノ中央部ハ二十五名以上ノ黨員及若干名ノ候補者ヨリ成ル右ハ中央委員會總會ヲ組織ス(不法又ハ半合法的團體タル共產黨ニ於テハ其ノ中央部組成黨員ノ數ハヨリ少シ)
- (二) 比較的大ナル共產黨ノ中央部ハ二局ヲ選舉ス、一ハ政治局ニシテ他ハ組織局ナリ比較的小ナル共產黨ノ中央委員會ハ只一ケノ幹部會ヲ組織ス右幹部ハ政治局及組織局ト同様ノ仕事ヲ爲シ中央委員會ニ關スル第三、第五、第六、第七、第十五及第十六ノ規定ハ之ヲ幹部會ニ準用ス
- (三) 政治局、組織局及書記局ノ局員ハ主トシテ中央部所在地タル都市ニ於テ活動シ其他ノ中央部員ハ主トシテ管區ニ於テ活動ス
- (四) 中央委員會總會ハ少クトモ毎月一回會合シ最重要ナル基本問題ヲ決定ス
- (五) 政治局及組織局ハ中央部ノ日常ノ事務ヲ處理ス

(六) 政治局ハ三名乃至七名ノ中央部員ヨリ成リ、少クトモ每週一回會合シ、政治問題ニ對スル其ノ態度ヲ決シ且ツ之ヲ議決ス、而シテ政治局ノ議決ハ中央委員會總會ニ依リテノミ之ヲ改廢スルヲ得

(七) 組織局ハ三名乃至七名ノ黨員ヨリ成リ組織ニ關スル總テノ問題ヲ議シ且共產黨ノ現役兵力ノ分配ヲ指揮ス組織局ノ議決ニ對シテハ政治局ニ抗議スルコトヲ得ベク政治局ハ組織局ノ議決ヲ改廢スルコトヲ得

(八) 中央委員會總會ハ二名乃至三名ノ黨員(中央部委員タラザルベカラズ)ヨリ成ル書記局ヲ選任ス書記局ハ組織局政治局及中央委員會ノ總會ノ決議ヲ遂行シ右三ケノ主腦機關ノ會合ニ對シテ材料ヲ供給スルヲ任務トス

小ナル共產黨ニ於テハ中央委員會ハ一名乃至三名ノ書記ヲ選任ス右書記ニ關シテハ中央委員會ニ關スル第八、第九、第十、第十三及第十七ノ規定ヲ準用ス

(九) 中央委員會書記ハ書記局ノ仕事ヲ分擔ス

(十) 中央委員會書記ノ少クトモ一名ハ政治局員タラザルベカラズ且ツ同書記全部ハ中央部組織局ニ所屬セザルベカラズ

九一

- (土) 中央委員會ノ政治局組織局ノ間ニ於テ絶エズ近密ナル聯絡ヲ保ツ爲メ書記ノ外組織局ノ一名又ハ二名ノ局員ガ政治局ニ所屬セザルベカラズ
- (土) 中央委員會ハ組織部、煽動宣傳部(教育部モ亦之ニ屬ス)、労働組合部、土地部、婦人部、小數民族部(凡テノ共產黨ニ於テハ非ズ)、革命闘士救助部、理事部(簿記及出納之ニ屬ス)等ニ分タル
- 比較的大ナル共產黨ノ中央委員會ハ絶對ニ左ノ如キ各部ヲ組織セザルベカラズ組織部、宣傳部、労働組合部、婦人部、土地部及會計部之ナリ、黨活動ノ他ノ範圍、(産業組合、「スポー」  
「コンミン」政策小數民族等)ニ付テハ各部ヲ組織スルヲ得ベシ
- (a) 又既存各部内ニ小支部ヲ組織ス例ヘバ労働組合部内ノ産業組合小支部、煽動宣傳部内ニ於ケル小數民族小支部、煽動宣傳部内ニ於ケル共產主義政策小支部等ノ如シ此ノ場合ニ於テハ中央部委員會ハ小支部長ヲ置キ當該部長ニ直屬セシム
- (b) 時トシテハ此等ノ活動範圍ニ對シ各部又ハ小支部ヲ組織スル必要ヲ認メザルコトアリ此ノ場合ハ擔任者ノミヲ置ク
- (o) 労働者國際救助及革命闘士國際救助ニ關シテハ部ヲ構成スルコトナシ、此ノ種團體ヲ有スル國ニ於テハ中央委員會ノ各部ガ此ノ種ノ共產黨外大衆組織ノ幹部タルコトヲ許サズ右團體ニ對スル共產黨ノ感化ハ共產黨ノ黨外團體ヲ通ジテ行ハルベシ

- (三) 各部ハ中央委員會ニ直屬シ中央委員會ノ各書記之ヲ直接監督ス、斯ノ如クニシテ中央委員會書記ハ當該各部ノ活動狀況ニ關シ常ニ精確ナル報告ヲ受ク
- 書記局ハ各問題ニ付キ政治局又ハ組織局ノ孰レニ於テ審議スベキヤ否ヤヲ決定ス各部ヨリ提出セラレ書記局ニ於テ審査スベキ提案ニ關シ政治局又ハ組織局ガ決定ヲ爲スニハ當該書記ノ同意ヲ必要トス
- (四) 各部ニハ部長(大政黨ニ於テハ次長ヲモ)ヲ置キ書記局又ハ組織局之ヲ選任ス
- (五) 各部ノ提議ニ基キ又ハ自己ノ發見ニ依リ中央委員會(政治局、組織局、書記局)ハ地方團體ニ於ケル關係各部ノ代表ヲ召集シ會議ヲ開ク
- (六) 共產黨會議(「コンフェレンス」)ノ外中央委員會ノ當該機關(政治局、組織局、書記局)ハ管區又ハ地區團體ノ書記ト評議會ヲ開クコトヲ得
- (七) 各部ノ訓令又ハ指令ハ總テ當該部ヲ監督スル書記ノ署名ヲ要シ且ツ各團體ノ關係部ニ對シ直接發送セラルルコト無ク先ツ各團體ノ指揮者(執行員)ニ宛テ次テ右指揮者ガ更ニ之ヲ傳



達スルモノトス

(六) 中央委員會ハ共產黨所屬ノ總テノ團體ノ報告(文書又ハ口頭ニ依ルモノ)提出度數ヲ定ム  
合法團體タル共產黨ノ管區執行機關ハ少クトモ毎月一度中央委員會宛報告ヲ提出スベシ

三、中央委員會組織部及勞働組部

共產「インターナショナル」ノ執行委員會ノ第二回組織會議ニ於テ採擇、一九二六年三月二十三  
日執行委員會ノ組織局ニ於テ確認セラル

A、共產黨中央委員會ノ各部ト其ノ執行機關トノ相互關係

(一) 中央委員會ノ各部ハ同委員會書記局ノ機關ニシテ同書記局ハ右機關ヲ通ジテ其ノ任務ヲ遂行  
ス

(二) 各部ハ書記局ヲ通ジテ中央委員會ニ從屬ス、各部ハ中央委員會書記局所屬ノ一名ノ書記之ヲ  
直接監督ス

(三) 中央委員會書記局ハ各部ヨリ提出シ準備セル問題ニ付キ中央委員會ノ何レノ議決機關ヲシテ  
議決セシムルヤヲ決定ス  
而シテ各部ヨリ提出シ且ツ書記局ニ於テ審査セル問題ニ付キ中央委員會ノ執行機關ニ於テ討議

九四

シ且ツ議決スル場合ニ於テハ當該部ヲ監督スル中央委員會書記ノ同意ヲ要ス

(四) 中央委員會各部ノ首腦トシテ部長(必要ナル場合ハ次長ヲ伴フ)ヲ置ク、部長ハ中央委員會  
書記局又ハ組織局之ヲ選任ス

適當ノ候補者アリ且ツ中央委員會ノ委員ガ過剩ノ事務ヲ負擔スル場合ニ於テハ部長ハ必ズシモ  
中央委員會ノ委員タルコトヲ要セズ

(五) 共產黨中央委員會(政治局、組織局、書記局)ハ自己ノ發意ニ依リ又ハ各部ノ動議ニ依リ管區  
又ハ地區執行機關ノ關係各部ノ部長ノ會議ヲ召集スルコトヲ得

(六) 中央委員會各部ノ訓令決議同意等ハ中央委員會ノ當該部長及監督書記ノ署名アルヲ要ス但シ  
通信ハ當該部長ノ署名ノミヲ以テ足り中央委員會當該書記ノ署名ハ之ヲ必要トセズ

(七) 各部ノ通信ハ直接受信者即チ管區又ハ地區執行機關ノ當該各部ニ對シテ發セララル事ナク黨  
ノ執行員(書記局又ハ書記)宛テ之ヲ發送ス

(八) 中央委員會書記局ハ中央委員會各部ノ活動ヲ綜合スルニ努ム中央委員會ノ各部ハ常ニ相互的  
ニ他部會合ニ其ノ代表者ヲ派遣シ以テ相互ニ聯絡ヲ保持ス

九五

五、中央委員會組織部

(A) 組織部ノ任務

- (一) 黨會議及中央委員會ノ決議並ニ國際的決議及訓令(共產「インタナショナル」世界會議、擴大執行委員會、執行委員會及其他執行機關ノ)ノ内組織問題ニ關スルモノヲ作成シ評議シ且其ノ實施ニ努ム
- (二) 職業細胞ヲ基礎トスル共產黨ノ改造ヲ指揮シ訓令シ且ツ之ヲ監督ス
- (三) 共產黨ノ管區團體ノ組織狀態ヲ常ニ且ツ其ノ全般ニ互リ審査スル事並ニ過去ノ經驗ニ從ヒ既定ノ方針ニ基ク共產黨ノ正當ニシテ且ツ有效ナル改造ヲ監督シ且ツ之ヲ完成ス
- (四) 共產黨ノ中央委員會及管區執行機關ノ構造ヲ審査シ其ノ完成ノ爲ノ必要ナル具體的提案ヲ爲ス
- (五) 中央委員會ノ關係各部ト聯絡シ共產黨外ノ大衆團體(労働組合、勞農産業組合、運動競技團體、借家人團體、經濟的且政治的農民團體、「プロレタリア」防禦團體、國際革命闘士救助會、國際労働者救助會、其他ノ「プロレタリア」聯合)ニ於テ黨外團體ヲ構成シ組織的ニ建設スル事ニ關シテ其ノ方針ヲ確立シ且ツ右方針ヲ過誤ナク遂行スル様監督スルコト

- (六) 執行委員會及其ノ機關並ニ黨ノ主ナル機關(黨會議、中央委員會ノ書記局、政治局及組織局)ノ指令及決議ニ基キ且ツ中央委員會ノ關係各部ト密接ナル聯絡ヲ保持シ共產黨ノ各種任務ニ關聯スル共產黨組織事業ノ全般ニ互リ殊ニ國際的又ハ國內的戰闘團體ノ組織及各種選舉ニ關シテ具體的訓令方針ヲ作成シ且ツ其ノ實行ヲ監督ス
- (七) 黨ノ組織事業ニ關スル總テノ經驗及受理セル報告ヲ評量シ共產黨ト社會トノ聯絡ヲ監督シ黨員ノ労働組合及其他ノ大衆團體ヘノ所屬關係ヲ監督ス
- (八) 共產黨ノ最下級團體(細胞)ヨリ中央委員會ニ至ル全般ニ互リ情報蒐集及統計作成ニ關シ統一の系統ヲ作成ス
- (九) 中央部及管區ニ於ケル黨ノ主導者ヲ選定シ且ツ之ヲ登錄ス
- (十) 組織會議ノ準備ヲ爲ス
- (十一) 共產黨組織事業ニ關スル新聞材料ヲ蒐集シ組織問題ニ關スル出版物及ビ地方新聞ノ内容ヲ監督ス、黨ノ中央機關ノ爲メ組織問題ニ關スル定期附録ヲ編輯ス、右問題ニ關シ特別刊行雜誌(比較的大ナル共產黨)ヲ編輯シ及黨ノ理論的機關紙ニ於テ組織問題ニ關スル附録ヲ編輯ス
- (十二) 組織部ノ活動及右ニ關スル書記局ノ決議ノ實施ニ付キ中央委員會書記局宛テ口頭又ハ文書



以下定期報告ヲ提出スルコト

(三) 報告及材料ノ提供ニ依リ擴大執行委員會ノ組織部ト規則的聯絡ヲ保持スルコト

(四) 國際的新聞ニ共カン以テ組織事業ニ關シテ友黨ニ情報ヲ供與ス

(B) 任務遂行方法

(一) 管區團體及其ノ黨機關ノ活動ヲ指揮監督スル爲メ中央委員會ノ指揮者ヲ派遣スルコト、右指揮者ハ中央委員會ノ組織部ニ屬シ實際ノ活動ニ於テハ組織問題ノミニ限ラズ黨活動ノ全般ニ互リ之ヲ指揮ス

(二) 各管區ニ各管區ニ於ケル組織會議ヲ遂行

(三) 管區團體及其ノ下級黨團體ノ組織部ノ部長ト定期評議シ及管區又ハ下級黨團體ノ執行機關ノ書記又ハ代表者ト定期評議スルコト

(四) 管區執行員ト絶エズ個人的又ハ文書ニ依ル聯絡ヲ保持スルコト

(五) 管區執行機關宛テニ同意又ハ情報材料ヲ送付スルコト

(六) 機關新聞ヲ利用シテ以テ(イ)組織問題ニ關シ思想的教育ヲ施シ蒙リ啓キ竝ニ(ロ)組織ニ關スル各個問題及共產黨ノ組織状態ニ關スル最モ重要ニシテ且ツ高價ナル經驗ヲ開明ス

(七) 黨機關ノ爲メニ雜誌及冊子ノ出版

(八) 國際的團體組織ノ實際ノ經驗ヲ利用スルコト(執行委員會組織部ノ情報材料及同意、國際新聞及友黨ノ黨機關紙)

(C) 構成

(一) 組織部ハ(イ)一名ノ部長(出來得ベクハ中央委員會組織局員)(ロ)次長(ハ)若干ノ責任ヲ有スル技術的労働者及(ニ)一名乃至數名ノ中央委員會指揮者ヨリ成ル

(二) 組織部ノ日常事務ハ責任者タル常任部員間ニ分配サル、部長ハ當該部ノ仕事ヲ指導シ部下ニ對シ具體的指令及任務ヲ與ヘ其ノ遂行ヲ監視シ中央委員會書記局ト當該部トノ聯絡ヲ保持ス

組織部ノ日常事務ハ其ノ範圍ニ依リ責任者タル部員間ニ分配セラレ例ヘハ黨ノ改造、機關新聞ニ對スル共力、中央委員會ノ他ノ部トノ聯絡等ノ如シ

(三) 組織部ノ活動ハ組織部所屬ノ責任者タル部員ノ評議ニ依リ又ハ及同部ノ定期會合ニ依リ聯絡ヲ保持ス

組織部長ハ定期ニ同部ノ會合ヲ召集ス、同會ニ於テハ組織事業ニ關スル重要ナル問題及中央委員會指揮者及地方ヨリ招請セラレタル吏員ノ報告ヲ論議シ且管區執行機關ノ報告ヲ評議ス、右ニ關スル同會合ノ決議ハ之ヲ決議文トス

組織部ノ會合ニ參加スルモノ次ノ如シ組織部長、同部員、中央委員會派遣ノ指揮者、管區執行機關ノ組織部代表者、當該都市ニ於ケル比較的大規模ナル職業細胞ノ書記及重要ナル各部代表者(勞働組合部、煽動宣傳部及青年聯盟等)

(D) 組織部ト組織局

組織局ハ中央委員會ニ存シ全然中央委員會委員ヨリ成リ(イ)組織事業ノ全般ヲ指揮シ組織問題ニ於ケル根本方針ヲ確立シ且ツ(ロ)右方針ニ基キ中央委員會ノ各部ニ對シテ訓令ヲ發スルヲ以テ任務トナシ中央委員會ノ總會ニ依リ選舉セララルモノナリ

尙其他組織局ハ左ノ如キ任務ヲ有ス

- (イ) 重要ナル管區其他ノ團體ノ執行員ノ提出セル報告ヲ受理ス
- (ロ) 其ノ將來ノ活動ニ關シ議決シ又ハ訓令ヲ發ス
- (ハ) 中央委員會ノ各部ノ報告ヲ受理シ且ツ其ノ活動計畫ヲ確認ス

(ニ) 中央部及管區ニ於ケル主要地位ニ對シテ其候補者ヲ確定ス

(ホ) 黨財政政策ニ關シ其ノ一般方針ヲ確立ス(黨豫算ノ編成、黨ノ任務ニ鑑ミ各其ノ活動範圍ニ於テ支出者ヲ確定ス)

組織問題ノ範圍ニ於テハ中央委員會ノ名ニ於テ活動シ其ノ行動ニ付キテハ中央委員會總會ニ對シ責任ヲ負フ

之ニ反シ組織部ハ中央委員會書記局ノ機關ノ一部ニシテ同書記局ニ對シ責任ヲ負フ組織部ハ組織局ノ發スル訓令ノ實施ヲ司リ且ツ組織局ニ於テ確認セラルベキ決議文章案ヲ作成ス

(註) 中央委員會ハ管區市、管區、及細施集團ノ執行機關ニ於テ組織部ヲ構成スル爲メ實施規定ヲ作成ス

○ 中央委員會勞働組合部

(A) 組織

(一) 勞働組合部ハ中央委員會ノ委員タル部長、次長、若干ノ責任アル部員及技術家ヨリ成ル

(二) 勞働組合部ノ日常事務ハ同部ノ常任部員間ニ分配ス、部長ハ(イ)同部ノ活動ヲ指導シ(ロ)部員ニ對シ具體的訓令及任務ヲ與ヘ其ノ實施ヲ監督シ且ツ(ハ)中央委員會ノ書記局トノ聯絡ヲ保持ス

同部ノ事務ハ其ノ部員間ニ左ノ如ク分配セララル即チ(a)經濟狀況及各種工業ニ於ケル労働者階級ノ戰闘(b)各國ノ經濟狀況(c)失業(d)職業委員會運動(e)社會政策問題(f)新聞事業(g)中央委員會ノ他部トノ聯絡等ナリ

101

(三) 労働組合部ノ活動上ノ聯絡ハ同部所屬ノ責任部員ノ評議ニ依リ又ハ同部ノ定期會合ニ依リ之ヲ保持ス右會合ニ於テハ(i)労働組合ニ關スル活動ノ重要問題ヲ論議シ(ii)労働組合ノ指揮者及地方ヨリ招待セラレタル労働組合吏員ノ報告及労働組合内黨外團體中央部ノ報告ヲ受理ス

労働組合部ノ會合ニハ部長、同部ノ責任部員、労働組合幹部會内ノ黨外團體ノ代表者、管區執行機關労働組合部ノ代表者中央委員會ノ執行員、管區「カルテル」内黨團體ノ代表者、中央委員會ノ重要ナル部(組織部傳部)ノ代表者及青年團體ノ代表者參加ス

(B) 任 務

(一) 労働組合運動ニ關スル共產黨大會及中央委員會ノ決議ヲ作成シ討議シ、當該國ノ具體的事情ニ應ジテ其ノ實施ニ努メ且ツ労働組合運動ニ關スル其ノ經驗及材料ニ依リ其ノ議決ヲ左右ス

(二) 次ノ範圍ニ於テ材料ヲ系統的ニ蒐集シ作成シ、同範圍ヲ監視シ、且ツ適當ナル處置及時宜ニ適シ且ツ廣汎ナル情報ヲ督促ス

(a) 經濟生活殊ニ工業狀態

工業發達ノ動力、原料問題、生産及販賣ノ問題、工業ノ改造(集中化、「カルテル」化)、コンツェルン化、「トラスト」化(國際化等)、企業團體ノ組織、戰術及戰略

(b) 労働階級ノ經濟狀態

労働市場ノ狀況、労働賃金、労働時間、物價指數、失業、社會政策問題(保險等)職業委員會運動

(c) 各種ノ方針ヲ持スル労働組合ノ狀況

其ノ構成活動及結合、其ノ政黨ニ對スル關係(階級同盟、キリスト教的、自由主義的國民主義的、「ファシスト」的、「シンデリカリスト」的等)其ノ内部ニ成立スル潮流ノ研究、労働組合發達ノ原動力

(d) 労働組合統一運動

労働組合及労働運動ニ於ケル左傾的傾向又ハ其ノ反對ノ傾向ノ發達、國際的労働運動及労働

100

組合運動ノ研究、共產黨内外ニ於ケル労働組合統一ニ對スル思想的障害ニ對スル争闘  
罷業、税率協定及協同組合契約等ノ新締結、

一〇四

- (e) 労働階級ノ經濟戦争
- 此等ノ任務ノ遂行ニ付テハ中央委員會ノ關係各部ト密接ナル提携ヲ保クザルベカナズ
- (三) 黨ノ訓令ニ基キ第二ニ於テ列舉セル凡テノ問題ニ關シテ訓令方針ヲ作成ス
- (四) 労働組合同盟幹部會及労働組合中央幹部會ニ於ケル共產黨々外細胞ノ活動ヲ指揮監督シ且  
共產主義労働組合運動ノ全範圍ニ互リ共產黨外細胞側ニ於ケル共產黨指令ノ實施振リヲ監督  
ス
- (五) 労働組合運動ノ範圍ニ於テ労働組合ノ戦闘、罷業及職業委員會選舉等ニ際シ(就中最モ重  
要ナル賃金協定ノ期間満了前及満了中、罷業状態ノ成立中、各種ノ方針ヲ持スル労働組合ノ  
聯合會議又ハ「コンフェレンス」ノ前、及各種ノ戦闘ヲ遂行スル際)共產黨ノ探ルベキ政策  
戰術及具體的處置ニ關スル總テノ問題ニ關シ黨外團體及共產黨管區執行機關ノ労働組合部ニ  
對シ系統的ニ訓令ス
- (六) 労働組合ニ於ケル共產黨ノ統一の系統ノ作成振リヲ監督シ、各種方針ヲ持スル労働組合内

- ニ於ケル共產黨外團體ノ活動ヲ協同スルコト
- (七) 労働組合内共產黨外團體ノ經驗ヲ評量シ、最下級黨外團體ヨリ中央黨外團體ニ至ル迄黨外  
團體ノ統計ヲ組織シ且統一セラレタル報告系統ヲ組織スルコト
- (八) 各國ノ總テノ労働組合的組織、其ノ機關及其ノ聯合内ニ於テ共產黨ノ黨外團體ヲ組織シ且  
ツ之ヲ確立スル事業ヲ指導スルコト
- (九) 共產黨々外團體ノ建設ニ關スル方針ニ基キ黨外團體ヲ正當ニ建設セントスル活動ヲ監督  
シ、其ノ自ラ蒐集セル經驗ニ從ヒ黨外團體ヲ完成スルコト
- (一〇) 労働組合ノ大會及會議ノ準備ニ關スル共產黨外團體ノ活動ニ參與シ且ツ之ヲ監督ス
- (一一) 労働組合機關ニ於ケル主要ナル地位ニ選任スル目的ヲ以テ労働組合活動ニ經驗ヲ有スル人  
員ヲ中央部及管區ニ互リ之ヲ名簿ニ登録スルコト
- (一二) 労働組合ニ關スル共產黨ノ活動ノ狀況ニ關スル新聞材料ノ蒐集、中央部新聞及地方部新聞  
ニ於ケル労働組合ニ關スル記事ノ指揮監督シ黨ノ中央機關紙ニ附加スベキ労働組合ニ關スル  
定期附録ヲ編輯スルコト
- (一三) 報告ヲ提出シ又ハ國際新聞ニ共力スルコトニ依リ労働組合ニ關スル黨活動ニ付キ友黨ニ情

一〇五

- (一) 報ヲ供スルコト
- (二) 中央委員會書記局ニ對シ勞働組合ノ事務ニ關シ定期ニ口頭又ハ文書ニ依リ報告ヲ提出スルコト且右報告ニ基キ爲サレタル書記局ノ決議ヲ遂行スルコト
- (三) 事務遂行方法
  - (一) 勞働組合部ハ左ノ方法ニ依リ其ノ任務ヲ遂行ス
  - (二) 勞働組合部ノ指揮ヲ受クル黨外團體中央部ヨリ其ノ活動ニ關スル定期ノ報告ヲ受理ス
  - (三) 指揮及監督ノ目的ヲ以テ管區等地方團體ノ勞働組合部、勞働組合内地方黨外團體、職業委員會内ノ黨外團體及失業者運動ニ從事スル共產主義者代表ト定時會合ス
  - (四) 各種方針ヲ持スル勞働組合ノ中央幹部會内ノ黨外團體ノ代表者ト定期會合評議スルコト
  - (五) 中央部及管區等地方部ニ互ル黨外團體ノ活動ヲ審査シ且之ヲ改良スル爲メ中央委員會ノ指揮者ヲ派遣スルコト
  - (六) 同章情報材料ヲ移牒スルコト
  - (七) 管區執行機關及黨外團體ノ中央部ト文書ニ依リ聯絡ヲ保持スルコト
  - (八) 共產黨及勞働組合ノ地方、中央及國際的機關新聞精査スルコト

(八) 勞働組合ノ吏員ノ爲メ冊子(勞働組合ノ活動ニ關スル參考書)ヲ發行スルコト

第五項 各國共產黨ノ現狀

一、各國共產黨本部所在及代表

「ソヴェト」機關勤務員ノ手記ヨリ得タル情報ニ依レバ各國共產黨ノ本部所在地左ノ如シ

記

- 一、佛蘭西共產黨
  - 本部所在 巴里「ラーセントクロアダブルトンヌリ」三七
  - 代表者 「エル、セリエール」
- 二、獨逸共產黨
  - 本部所在 柏林「ノイケルン、ウアーセストラーセ」六九
  - 代表者 「」
- 三、共產黨(英國)
  - 所 在 倫敦「キング」街一六
  - 介 表 者 「アルバート、インクビン」



四、印度共產黨

本部所在 瑞西「ツリフ」郵便局函三四八

代表者

五、伊太利共產黨

本部所在 「ミラノ」市「ツスコネテ」街一四

代表者

六、共產黨(露國)

本部所在 莫斯科露國共產黨中央委員會

代表者 「ジョセフ、スターリン」

七、米國労働黨

本部所在 市俄古市西「ワシントン」街二二

代表者 「シー、イ、ルテンパーク」

八、國際共產黨

本部所在 莫斯科「モフ、ヴィアヤ」二六

九、労働黨(溙州)

本部所在 「ヴィクトリヤ、メルボルン」

一〇、加奈陀社會黨

本部所在 晚香波市郵便局函七二

代表者 「リニューエン、マクレオド」

二、世界ニ於ケル共產黨加入者機關紙並黨ノ狀況

國名		加入者	機關紙	共產黨ノ狀況
獨逸	一九二五年度 一九二六年度 一九二七年度	111,000 125,000 130,000	日刊新聞三十四、發行部數二八〇、〇〇〇週刊及月刊雜誌多數アリ主要ナルモノハDie rote Fahne, International, Oktober, Worker's Life (週刊) Sunday Worker (發行部數七五、〇〇〇) Communist Labour Monthly (月刊)	職業細胞ヲ基礎トシテ新ニ黨ノ組織ヲ改正セリ
英國	一九二五年度 一九二六年度 一九二七年度	5,400 9,000 10,000	同上	同上



埃太利	一九二七年度 4,000	維納ニ於テ學術並宣傳的機關 出版物ヲ發行ス	加入者漸減ス
白耳義	一九二五年度 7,600 一九二六年度 8,300 一九二七年度 11,000	Le Drapeau Rouge (日刊)	政治部員ハ Jacquemotte, Van-Ovenstraten, Lahaux, Lebonal.
勃牙利	一九二七年度 1,000	Arbeiter Bladet (週刊發行部 數五,000)	舊社會民主黨ノ左翼分子ノ構 成ニ係ル。一九二三年以來非 合法的政黨ナリ。
丁抹	一九二七年度 800		
西班牙	一九二七年度 1,500	La Antorcha (週刊、發行部數 七,000) Le Communiste. Le Jeune Proletaire.	「ソリモ、デ、ソグエラ」將軍ノ 政權獲得以來非合法的政黨ナ リ。
エストニア			非合法的的存在
芬蘭	一九二七年度 2,000		一九一八年度以來非合法的存 在

110

佛國	一九二五年度 2,000 一九二六年度 2,000 一九二七年度 2,000	Humanité (中央機關紙ニシテ 發行部數二五〇〇〇) L'Unité (地方ニ於テハ週刊版ヲ發行 ス) 地方ニ於テハ週刊版ヲ發行 ス。Cahier du Bolchevisme (學 術雜誌) 其ノ他共產黨ヨリハ ツノ出版ヲ有ス	政治部員左ノ如ク Somard, Cremer, Thorez, Sellier, Cachin, Doriot, Marin, Monmousseau, Midol, Renaud, Duvillier, Kacemond, Bernard.
希臘	一九二七年度 200		非合法的存在
和蘭	一九二五年度 1,000 一九二六年度 1,000	La Tribune (學術雜誌)	議會ニ一名ノ代議士ヲ有ス
洪牙利			非合法的的存在
伊太利	一九二五年度 3,000 一九二六年度 3,000 一九二七年度 3,000	Unita (週刊紙、發行部數六 〇,〇〇〇)	非合法的的存在

111

愛蘭	ラトヴィア	リスアミノ	諸威	波蘭	葡
		一九二七年度 七,000	一九二七年度 三,000	一九二七年度 七,000	一九二七年度 三,000
	多数ノ非合法的新聞紙ヲ有ス		Le Journal Communiste Marxian「オスロ」ニ於テ發 行、地方ニモ機關紙アリ		
一九二四年共產黨一度解散セ ル。一九二六年 John Larkien 中 心トナリテ再ビ共產黨ヲ組織 セリ。共產「インターナシ ナル」第六回大會ノ議決ヲ經テ 正式ニ加入スル運ビトナル可 シ。	非合法的的存在ナリ			非合法的的存在	共產黨ハ極メテ微弱ニシテ且 密接ナル關係ヲ有セズ

一一三

羅馬尼	瑞典	瑞西	チッコ、ス ロヴァキア	セルブ、ク スロヴネー
一九二七年度 一,000	一九二六年度 九,000 一九二七年度 二,000	一九二七年度 五,000	一九二五年度 一〇,000 一九二六年度 一〇,000 一九二七年度 一〇,000	一九二七年度 三,000
公ノ機關紙ヲ有セズ	Volkes Dagblatt Politiken (日 刊) Forskens Planrens (日刊) 其 ノ他多数ノ雜誌アリ	獨語日刊新聞三、週刊雜誌ニ アリ。	Rude Pravo Vorwärts「スロ ヴァク」語新聞三、洪牙利語 新聞一、露西亞語新聞一、獨 逸語及「チッコ」語ノ雜誌 Kommunistische Revue アリ。	
	最近ノ選舉ニ於テ共產黨議員 ハ總數六五、〇〇〇ノ投票ヲ 獲得セリ。政治部員左ノ如シ。 Fahlbom, Samuelson, Oslom, Fils, Anderson, Malmros, Jo- nson, Fredrikson.	共產黨員ハ主トシテ Zurich, Basle, Schaffhouse ノ三都市ニ 存在ス。	政治部員左ノ如シ。 Gmentl, Elek, Stern, Heies, Dobrovoly, Haken, Bolan, Sapozovsky, Ederwald.	

一一三



印 度	朝 鮮	支 那		
		五月	一九二七年度	一九二五年度
一九二八年度 10,000		五 月 五,000	一九二七年度 三,000	一九二五年度 四,000
影度ニ於ケル共産運動ニ著シキ	頭非合法的的存在、一九二二年初度ニ於ケル共産運動ニ著シキ	左ノ如シ。	一九二七年未共産黨ハ二〇%ニ達セリ	一九二七年五月青年共産聯盟ノ會員三〇%ニ達セリ

(二) 亞細亞

北米合衆國	伯刺南	亞爾然丁	土耳其
一九二五年度 六,三三五	一九二七年度 100	一九二六年度 五,000	(三) 米 國
九アルモ、就中最も重要ナル地位ヲ占ムルハDaily Workerナリ。其ノ他週刊十四、月刊雜誌四アリ。	行非合法的的存在 Le Class D'origine (月二回發行)	International (發行部數一〇、〇〇〇) 週刊三雜誌ニアリ。其ノ他共産「インターナショナル」南米局ハ、Correspondance Internationaleヲ發行ス。	非合法的的存在
治部員左ノ如シ。Jack Lovestone, Max Baudry, Ben Gitlow, William Forster, A. Bitchman, I. Krimm, V. Vineston.	非合法的的存在	一九二五年共産「インターナショナル」南米局ヲ設置シテ以來共産運動ハ頓ニ盛トナレリ。政治部員左ノ如シ。Kokovitch, Fencou, Koung, Gioldi, Meliopoloz, Morotti, Armandaris.	

インドネシヤ				
ブルキナファソ				
南アフリカ	一九二七年度 600	日刊新聞一アリ。		
南米及ニューギニア	一九二七年度 600	週刊新聞一アリ其ノ發行部數 6,000		
ウルグアイ		日刊新聞一アリ。		「モンテヴィデオ」ニ職業細胞 九五ヲ算ス。
墨西哥	一九二七年度 600			
(四) 阿弗利加其ノ他				

一一六

以上在莫斯科「莫斯科ノ労働者」紙社ノ發行ニ係ル「一九二八年度共産主義者ノ曆」ニヨル

第五款 黨外團體（ブラクチャ）ノ組織

第一項 緒言

第三「インタナショナル」ハ其ノ第三回大會ニ於テ共同戦線戦術ノ基礎ヲ作り次テ其ノ第四回大會及第五回大會ニ於テ更ニ具體的輪廓ヲ與ヘタルガ右共同戦線戦術ハ「プロレタリア」前衛ノ戦術ニシテ（イ）共産「インタナショナル」ガ労働大衆ノ多數ヲ麻痺テ得ル迄用フベク（ロ）且ツ事情ノ變化（時期及場所ノ異同）ニ從ヒ之ヲ具體化スルヲ要スルモノナリ

而シテ共産「インタナショナル」ハ現今労働者階級間ニ於テ統一ニ向ハントスルノ意思益々強固トナリツツアル事實ヲ認メ之ニ基キ共同戦線戦術ノ展開ヲ要求スルト同時ニ右労働階級ノ統一殊ニ労働組合運動ノ統一ニ際シテ國民的特性ガ作用シツツアル事實ヲ以テ尙現今労働運動ノ顯著ナル特徴ト認ムルヲ以テ右共同戦線ノ展開ニ關シテハ此ノ點ヲ特ニ考慮スベキモノト爲セリ

斯ノ如クニシテ共産「インタナショナル」ハ「プロレタリア」ノ前衛タル共産黨外ニ其ノ共同戦線ヲ展開スルニ至リタリ、而シテ其ノ範圍ハ人類生活ノ總テノ範圍ニ互ル總テノ團體ニ及ブベキモノナルモ各團體ノ發達ノ形式及重要性ニ依リ右共同戦線作成ノ時期及形式ヲ異ニスベキハ當然ナリ

一一七

0074

而シテ此ノ點ニ關シ共產「インタナショナル」ガ現今最モ重キヲ置クハ労働組合運動内ニ於ケル共同戦線ノ作成ニシテ其ノ形式ハ所謂黨外團體ノ形式ニ依ルモノナリ

第二項 労働組合内ニ於ケル共產黨外團體ノ組織及構成ニ關スル  
模範的方針

(執行委員會第二回組織會議ニ於テ議決一九二六年第六回擴大執行委員會ニ於テ確認)  
右決議ハ共產「インタナショナル」ノ各支部ニ於ケル共產黨外團體ノ組織及構成ニ際シ準據スベキ基本原則ヲ包含ス、而レトモ各國労働組合ノ構造ヲ異ニシ且共產黨發達ノ階梯ヲ異ニスルヲ以テ共產「インタナショナル」ノ各支部ハ右方針ニ基キ當該國ノ特別ノ事情ニ適應セル特別ノ實施規定ヲ作成スルヲ要スルモノトセリ

第一、黨外團體ノ役割

労働組合及其ノ機關(幹部會、會議、大會等)ノ共產主義分子ハ黨外團體ヲ組織シ且ツ右團體ノ積極的活動ニ從事スベキ義務ヲ負フ  
共產黨外團體ハ労働組合員ノ多數ヲ其ノ勢力下ニ收ムベシ労働組合内ニ於ケル共產主義活動ハ

當該労働組合構成法及其ノ決議ニ低觸スルヲ得ズ

第二、共產黨ト黨外團體トノ關係

共產黨外團體ハ共產黨ノ基礎ヲ爲スモノニアラズ從テ其ノ特別ノ活動範圍内ニ於ケル問題ニ對シテノミ其ノ態度ヲ決シ得ルモノトス  
黨外團體ノ活動ヲシテ效果アラシムル爲メニハ黨外團體員全部ヲ統一團結シ且ツ之ヲ訓練シザルベカラズ  
黨外團體ノ活動及其ノ各員ノ發言ニ付キテハ共產黨ガ全體トシテ一般労働大衆ニ對シ其ノ責任

共產黨外團體ノ政治問題及戰術問題ニ關スル方針ハ共產黨ノ執行機關之ヲ決定ス共產黨執行機關ハ右黨外團體ニ對シ訓令シ且ツ其ノ活動ヲ監督ス共產黨外團體ノ重要ナル事務ニ付キテハ共產黨労働組合部ニ於テ當該黨外團體ノ代表者出席ノ上之ヲ評議ス當該黨外團體ト労働組合部トノ間ニ重大ナル意見ノ相異アル場合ニ於テハ當該黨外團體代表者出席ノ上黨ノ執行機關之ヲ決定ス黨執行機關ノ決定ニ付キテハ黨外團體ハ絕對ニ之ヲ遂行セザルベカラズ其ノ不實施ハ黨ノ黨紀ヲ紊ル所以ナリ

大會、會議幹部會へ派遣スベキ黨外團體ノ代表候補者ニ付キテハ黨外團體ノ執行機關之ヲ提議シ  
管轄黨執行機關之ヲ確認スルヲ要ス、必要ナル場合ニ於テハ共產黨ノ執行機關自ラ候補者ヲ決  
定ス

管轄黨執行機關ハ何時タリトモ黨外團體ノ決議ヲ修正シ又ハ之ヲ廢棄シ黨外團體ノ執行員ヲ召集  
シ且ツ決議スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ黨外團體ノ各員ニ對シ之ヲ宣明スルヲ要ス

黨外團體ノ内部生活及日常事務ニ關スル問題ハ黨外團體單獨ニテ之ヲ處理ス黨ノ執行機關ハ不  
要ニ黨外團體ノ日常事務ニ干渉スベカラズ、黨外團體ニ對シ出來得ル限り行動ノ自由及發意ヲ保  
證セザルベカラズ

黨外團體ノ執行機關ハ管轄黨執行機關、共產黨ノ當該部及上級黨外團體ノ執行機關宛テ定期ニ報  
告ヲ提出スベキ義務ヲ負フ

第三、黨外團體ノ構成

共產主義的労働組合運動ハ企業團體ニ於テハ細胞ニ依リ又労働組合及其ノ機關ニ於テハ黨外團體  
ニ依リ之ヲ行フ、企業團體ニ於テハ黨外團體ヲ構成セズ

一、企業團體内ニ於ケル労働組合ノ活動

企業團體ニ於ケル労働組合ノ活動ハ細胞執行機關之ヲ遂行シ且監督ス

細胞執行機關ハ企業團體内ニ於ケル共產主義的労働組合ノ活動ヲ指揮スル爲其ノ細胞員中ヨリ  
一名ヲ其ノ指揮者トシテ選任ス大企業組織ニ於テ細胞カ數部ニ分タル場合ニ於テハ細胞執行  
機關ハ其ノ各部ニ對シ各一名宛ノ指揮者ヲ選定スベク又何等同志ノ存在セザル部ニ於テハ他部  
所屬ノ同志ト共同シテ活動ス

一個ノ企業團體内ニ於テ多數ノ労働組合（各種ノ職業組合、又各種ノ方針ヲ持スル労働組合例  
ヘハ赤色、「アムステルダム」派、「キリスト」教的等ノ労働組合）代表セラルル場合ニ於テハ細胞  
執行機關ハ各労働組合ニ對シ各々一名ノ同志ヲ選任ス而シテ右同志ハ細胞執行機關内ニ労働組  
合委員會ヲ形成ス、但シ右委員會ニハ其他ノ同志殊ニ細胞各部ニ於ケル共產主義的労働組合ノ  
活動指揮者ヲモ加フル事ヲ得、共產青年聯盟ノ細胞代表モ亦通常右労働組合委員會ニ所屬ス  
或ル労働組合企業團體内又ハ外ニ於テ大會ヲ開催スル場合ニ於テハ之ニ先チ共產主義的労働組  
合運動指揮者ハ當該労働組合内ノ同志ヲ集合シ細胞執行機關又ハ上級黨執行機關ノ決議ニ基キ  
彼等ト其ノ戰術ニ付キ評議ス

大規模企業團體ニ於テハ細胞執行機關ハ其ノ必要ニ應シ労働組合ノ共產主義的機關ヲ召集シ之

ト評議ス

細胞執行機關ハ當該企業團體内ニ於ケル共產主義的労働組合ノ機關ノ活動ヲ遂行シ且ツ之ヲ監督ス企業團體内ノ労働組合ノ選舉ニ際シテハ細胞執行機關ハ細胞ノ委託ニ基キ企業團體内ニ於テ労働組合ノ活動ヲ指揮スルカ如キ同土ヲ其候補者トシテ定ムル様配慮スヘシ

地區ニ於ケル黨外團體ノ執行機關ハ通常細胞トノ間ニ何等直接關係ヲ有セサルカ右聯絡ハ黨ノ執行機關(労働組合部又ハ労働組合部長)ヲ通シテ之ヲ行フ

特別ノ場合ニ於テハ黨外團體ノ執行機關ハ一定ノ事務ヲ處理スル爲メ(特定ノ企業團體ノ労働組合信任者ノ召集)當該黨執行機關ト協議ノ上直接細胞執行員ヲ通シテ細胞ト交渉スルコトヲ得

### 二、地區黨外團體

(一) 労働組合内ニ於ケル共產主義組合員ノ總テハ労働組合下級團體内ニ於テ一個ノ黨外團體ヲ構成ス

(二) 労働組合ノ機關(幹部會、委員會等)内ノ共產主義者ハ又一個ノ黨外團體ヲ組織ス

(三) 黨外團體執行員ハ必要ニ應ジ凡テノ黨外團體員ヲ召スヘク當該労働組合ノ大會前ニ於テハ

必ズ之ヲ召集スベシ、而シテ右黨外團體大會ニ於テハ當該黨機關ノ決議ニ基キ指令ノ實施ニ付キ論議ス

### 三、管區黨外團體

(一) 各労働組合ノ管區幹部會内ニ於ケル共產主義者タル幹部會員ハ一個ノ黨外團體ヲ組織ス

右管區幹部會内黨外團體ハ同時ニ當該管區内ニ於ケル當該労働組合所屬各團體内ニ於ケル黨外團體全部ノ執行機關タルベキモノナリ

(二) 管區労働組合ガ結合シテ管區「カルテル」ヲ組成スル場合ニ於テ右管區「カルテル」幹部會

内ニ共產主義者存在スル時ハ右共產主義者ハ管區「カルテル」幹部會内黨外團體ヲ組織ス

右黨外團體ハ同時ニ「カルテル」區域ニ於ケル労働組合内黨外團體ノ全部ノ執行機關タリ、

管轄權ヲ有スル管區黨執行機關ノ指揮監督ノ下ニ活動ス、管區黨執行機關ハ又労働組合内ニ於ケル管區黨外團體執行機關ト直接聯絡ヲ保有スル事ヲ得

### 四、全國的黨外團體

(一) 労働組合聯盟ノ中央幹部會内ノ共產主義組合員ハ一個ノ黨外團體ヲ組織ス、右黨外團體ハ同時ニ全聯盟ニ於ケル黨外團體ノ執行機關タルモノトス

一一三

一一三

労働組合中央幹部會内ニ共產主義者存在セザル場合ハ右労働組合ノ管區幹部會内ノ黨外團體ガ  
全國的區域ニ互リ黨外團體ノ執行機關タル職能ヲ行フ

二二四

(二) 各労働組合中央幹部會内ノ共產黨外團體ハ労働組合聯盟ノ幹部會内ノ共產黨黨外團體ニ從  
屬シ後者ハ共產黨中央委員會労働組合部ノ直接指揮ノ下ニ活動ス、共產黨中央委員會ハ全國  
的黨外團體ノ執行機關ト又直接交渉スルコトヲ得

労働組合聯盟幹部會ニ共產主義代表ノ存在セザル場合ハ各労働組合中央幹部會内ノ共產黨  
黨外團體ヲ召集シ中央黨外團體執行機關ヲ組織ス

#### 五、各種労働組合黨外團體

一 企業團體ニ於テ各種方針ヲ持スル労働組合(赤色、「アムステルダム」派、「シンデカリスト」  
的)ガ存在スル場合ニ於テハ各團體ハ其構造ニ從ヒ一ノ黨外團體ヲ組織ス「キリスト」教的労働  
組合、「フジスト」的労働組合及「ヒルシュンケル」労働組合等ニ於テ黨外團體ヲ組織スルノ必  
要アリ此ノ目的ノ爲メ黨團體ハ此等組合ノ組合員ヲシテ黨員タラシム様努メザルベカラズ各種  
方針ヲ持スル労働組合内ニ於ケル黨外團體ガ一定ノ「プログラム」ニ從ヒ又共同一致シテ行動  
スルノ必要アル時ハ管轄黨執行機關(労働組合部)ハ其ノ必要ニ應ジ關係労働組合内ノ黨外團

體又ハ黨外團體執行機關ト共同評議ス

#### 第四、黨外團體相互ノ聯絡

管區並ニ地區ニ於ケル各労働組合幹部會内ニ於ケル黨外團體ハ一方ニ於テハ中央幹部會又ハ管區  
幹部會内ノ黨外團體ヨリ他方ニ於テハ管區又ハ地區「カルテル」幹部會内ノ黨外團體ヨリ指令ヲ受シ  
黨ノ執行機關ハ労働組合内黨外團體ノ活動ヲ遂行シ當該管區幹部會又ハ當該地區「カルテル」幹  
部會ニ指令ヲ與フ

「カルテル」幹部會ヲ通シテ各労働組合ノ黨外團體ヲ指揮スルコト困難ナル場合ニ於テハ當該黨執  
行機關ハ直接労働組合内黨外團體ヲ指揮スルコトヲ得

#### 第五、大會又ハ會議ト黨外團體

共產黨執行機關ハ其ノ機關(労働組合部及黨外團體執行機關)ニ依リ黨外團體ノ大會、會議及代  
表者總會ヲ準備ス黨執行機關ハ黨外團體ノ會合前集合シ其ノ開會中其ノ共產主義的活動ヲ指揮シ  
及之ヲ監督ス

各黨外團體ハ右大會又ハ會議期間中日常事務ヲ處理スル爲メ一ノ事務局ヲ選舉ス右黨外團體ノ事  
務局ハ當該黨執行機關ノ指揮ノ下ニ活動シ其ノ活動ニ關シテハ當該黨執行機關ニ對シ政治上全責

二二五

任ヲ負擔ス

黨外團體會議中ハ總テノ共產主義者ガ一致ノ行動ヲ爲シ又嚴格ナル規律ニ服スルヲ要ス蓋シ勞働大衆ハ右會議ニ對シ注意シ居ルノミナラズ共產黨ハ會議ニ於ケル各共產主義者ノ發言ニ付キ勞働大衆ニ對シ責任ヲ負ハザルヲ得ザレバナリ

第六、黨外團體ト反對分子

各黨外團體ハ勞働組合ニ於テ共產黨ニ所屬セザル反對分子ト聯絡ヲ保持スル事ヲ以テ任務トスベシ

第七、黨外團體ノ財政

黨外團體ノ活動ニ要スル資金ハ共產黨團體ノ收入ヨリ之ヲ撥出ス黨外團體ニ於テ特別ノ負擔金ヲ徵收スベカラズ

第八、共產青年聯盟

共產青年聯盟ノ所屬員ニシテ勞働組合ニ所屬スルモノハ當該勞働組合内ノ共產黨外團體ニ屬シ該黨外團體ノ大會ニ參加ス  
共產青年聯盟員ハ右黨外團體内ニ於テ青年黨外團體ニ屬ス右青年黨外團體ハ當該團體内ノ青年勞働者ノ問題ヲ審議ス尙青年黨外團體ハ其ノ固有ノ執行機關ヲ有シ右執行機關ニハ共產黨外團體

ノ所屬員參加セザルベカラズ

青年黨外團體ハニ方ニ於テハ共產青年聯盟ノ管轄執行機關ノ直接ノ指令ヲ受ケ(共產黨外團體執行機關ト協議スルヲ要ス)他方ニ於テハ當該勞働組合内共產黨外團體ノ執行機關ヨリ直接指令ヲ受ケ

共產黨外團體及凡テノ黨外團體團體員ハ青年同志ノ活動ヲ常時且組織的ニ支持スルノ義務ヲ負フ

第四節 共產「インターナショナル」ノ活動方針

第一款 概 説

一、共產「インターナショナル」ハ其ノ第一回會議ニ於テ「レニン」ノ提出シタル「獨裁ト」デモグラフィイニ就テト題スル「テーゼ」ヲ議決シタルヲ初メトシ第三回會議ニ至ル迄純然タル「プログラム」的性質ヲ有スル多數ノ文書ヲ發表シ來レルガ第四回大會ニ至リ此等ノ基礎的文書ヲ蒐集シ其内ヨリ單一ノ「プログラム」ヲ作成スベキ必要ニ際會セリ

第四回大會當時共產「インターナショナル」ニ屬スル團體ハ五十二ニシテ其他ニ加入ノ希望ヲ有スルモ未タ完全ニ共產主義ノ要件ニ合セザルガ爲メ加入シ得ザルモノ若干アリ其ノ包含セント

スル團體ノ多數ニシテ且ツ各國共產黨ハ各々異リタル國情ノ下ニ活動セザルベカラザル状態ニ  
ケルガ爲メ全世界ノ労働者ニ對シ單一ノ「プログラム」ヲ作成スル事ハ極メテ困難ナル事業タ  
リシハ明ナリ

二、爾來共產「インターナショナル」ハ(一)「プログラム」委員總會(二)西歐「プログラム」委員會(西歐  
即チ佛、獨、伊、チッコ、スロヴァキア)等ニ於ケル共產黨「プログラム」ニ關スルモノ(三)特別  
「プログラム」委員會(日本ニ於ケル共產黨ノ「プログラム」ヲ起草スベキモノニシテ同委員會  
ニ於テハ日本労働運動ノ代表者タル片山潛及「ブハーリン」等委員タリ)(四)巴爾幹「プログラ  
ム」委員會(巴爾幹半島及「スカンヂナビア」諸團體ニ對シテ「プログラム」案ヲ作成スベキ  
事ヲ任務トス)四個ノ委員會ヲ組織シ問題ヲ審議シツツアリシガ第五回大會前ニ至リ漸ク草案  
ヲ得ルニ至リ右草案ハ第五回大會ニ提示セラレタリ

三、共產「インターナショナル」ノ第五回會議ハ(一)「プログラム」委員會ニ於テ作成セル右草案ヲ  
以テ各支部ニ於ケル論議ノ基礎トスベキ事(二)編輯委員會ハ委員會決議ニ從ヒ草案ヲ編輯スベキ  
コト(三)執行委員會ハ常設的「プログラム」委員會ヲ設置シ必要ナル説明資料ヲ附シテ右草案ヲ  
成ルベク速ニ發表シ以テ國際的論議ヲ指導シ且評議スベキ事及(四)「プログラム」ノ終局の決定

ハ次ノ國際會議ニ於テ之ヲ爲スベキ事ヲ決議セリ

四、第五回會議ニ於テ採用セラレタル右草案ハ(一)緒言(二)資本主義制度ニ於ケル賃金奴隷(三)労働者  
ノ解放ト共產主義的社會組織(四)資本主義ノ没落ト共產主義ノ爲メノ戦闘及(五)「プロレタリア」  
獨裁ハ階梯ノ五項ヨリ成ル

五、共產「インターナショナル」執行委員會ハ本年七月「モスクワ」ニ於テ開催セラルベキ共產  
「インターナショナル」第六回大會ニ新「プログラム」案ヲ提出スルノ目的ヲ以テ特ニ「プログラ  
ム」委員會ヲ組織シテ之ニ案ヲ編纂ヲ附託シタルガ今ヤ其案成リタルヲ以テ「プログラム」委  
員會ハ同章ヲ附シ同案ヲ世界各國ニ在ル共產黨即チ共產「インターナショナル」支部ニ廻ハシタ  
リ同同章ノ全文左ノ如シ

本「プログラム」草案ノ本文ヲ以テ第五回大會ノ決議ヲ基礎トシテ起草セラレシモノナルカノ  
如ク看做サルルモ事實ハ全ク之ト其ノ趣ヲ異ニスルモノニシテ同委員會ハ右ノ旨ヲ聲明スベキ  
事ヲ以テ自己ノ義務ト思考ス「プログラム」起草委員會ハ本草案ヲ起草スルニ當リ、獨リ其ノ  
變更ヲ編纂ノ方面ニノミ局限スルヲ得ザリキ、之レ第五回大會以來生活ノ重大ナル範圍ニ互リ  
且又局地的革命運動ニ於テ大ナル變革ヲ來セシニ基因スルナリ



第二款 第二回大會ニ於テ採擇セララル活動方針

一三〇

一、現下ノ共產「インターナショナル」運動發展ノ過程ニ於テ著ルシキ現象ハ總テノ資本主義國家ニ於テ革命的「プロレタリア」ノ優秀ナル代表的人物ガ共產「インターナショナル」ノ最も重要ナル根本原理ヲ完全ニ了解シ「プロレタリア」ノ專制及「ソヴェット」政權ニ關シ充分ナル理解ヲ有シ自ラ威激シテ共產「インターナショナル」ニ身方セルコトナリ更ニヨリ重大ナル進展ト認ムベキハ都市ニ於ケル大部分ノ「プロレタリア」ノミナラズ農民中ノ進歩分子ノ中ニモ至ル所此重要ナル根本原理ニ對シ全然明白ニ無條件ニテ同感ノ意ヲ表スル者ノ在ルコトナリ他面共產「インターナショナル」運動ハ異常ニ急速ナル發達ヲナシタル國際的運動ナルヲ以テニテテノ失敗或ハ弱點ヲ生ジタリ一ツノ非常ナル失敗ハ「プロレタリア」解放ノ成否ニ直接重大ナル危険ヲ意味スルモノニシテ第二「インターナショナル」ノ舊指導者又ハ舊黨派ノ一部ノ者ガ一面大衆ノ願望スル所ト其趣ムク所ト半バ意識シ一面「ブルジョア」ノ代理人又ハ補助者トシテ舊役割ヲ勞働運動ノ内部ニ在リテ依然保持センガタメ大衆ヲ欺瞞シテ共產「インターナショナル」ニ條件付ニテ又ハ甚シキニ至リテハ無條件ニテ加入スベキ事ヲ宣言スルニ至レルコトナリ而モ事實彼レ等ハ其ノ黨ノ實際運動ノ全部ニ於テ又政治上ノ活動ニ於テ第二「インターナショナル」

ル」ノ水準下ニ停滯シ一步モ其範圍ヲ出ズルヲ得ザルナリ。斯クノ如キ事態ハ斷然許容スベカラズ何トナレバ斯クノ如キハ大衆ニ直接混亂ヲ生ゼシメ強固ナル共產黨ノ成立ト發達トヲ阻害シ共產「インターナショナル」ニ對スル尊敬ノ念ヲ薄カラシメ洪牙利ノ社會民族主義者ガ逸早く共產主義者ナルガ如ク赤ク裝ヒタル場合ニ吾人ガ裏切ラレタルト同一ノ轍ヲ踏ムノ恐レアリ第二ノ比較的輕少ナル失敗ハ寧ロ本運動ノ成長ニ伴フ病患トモ云フベク狂的ナル急進主義者ヲ生ジタルコトニシテ彼等ハ共產黨ガ階級及大衆ニ對シテ有スル役割及使命ヲ誤解シ又革命的共產主義者ガ「ブルジョア」議會又ハ反動的勞働組合ノ内部ニ於テ活動スベキ義務ヲ正當ニ解釋スルヲ得ザルニ至ルヲ以テナリ

共產主義運動ノ弱點ヲ默過スルコトナク之ヲ公然批判シ出來得ル限リ急速ニ且ツ根本的ニ除去スベキハ共產主義者ノ義務ナリコレガタメニハ先第一ニ「プロレタリア專制」及「ソヴェット政權」ナル概念ノ内容ヲ明示シ第二ニハ特ニ上記ノ二名題ヲ實現スルタメ差當リテノ準備行爲ハ如何ナル點ニ於テ爲スヲ得且ツ爲ザルベキヤヲ明示シ第三ニハ吾人ノ運動ノ過失ヲ改善スル爲メ如何ナル方法及手段ヲ講ズベキヤヲ見出スコトヲ以テ緊急トス

(一) 「プロレタリア」專制及「ソヴェット」政權ノ實體

一三一

二、社會主義ガ(共產主義ノ第一ノ階程トシテ)資本主義ニ對シ勝利ヲ得タル場合ニハ眞ニ革命的ナル唯一ノ階級トシテ「プロレタリア」ハ次ノ三ヶノ使命ヲ遂行スルヲ要ス即

第一、ハ搾取階級殊ニ其ノ經濟上政治上ノ主タル代表者タル「ブルジョア」ヲ撲滅シ彼等ノ反抗ヲ壓服シ資本ノ羈絆竝ニ奴隸的賃銀制度ヲ再興セシメントスル彼等ノ有凡ル試ミヲ不可能ナラシムルコト

第二、ハ全部ノ「プロレタリア」或ハ其大多數ノ被壓迫階級ノミナラズ勞働ニ從事シツツアル者及資本ノタメニ搾取サレツツアル者ノ全部ノ大衆ヲ糾合シ「プロレタリア」ノ前衛即共產黨ノ配下ニ屬セシメ搾取者トノ間ニ無制限ニ勇敢ナル何等ノ假借ナキ激戰ヲナシツツ彼等ヲ啓發シ其組織ヲ整ヘ之ヲ教育シ訓練シ總テノ資本主義國ニ於テ此等ノ被壓迫民衆ヲ「ブルジョア」ノ隸屬ヨリ解放シ彼等ニ實際ノ經驗ニヨリ「プロレタリア」及其革命的前衛ノ指導的役割ニ對シ信頼ノ念ヲ起サシムルコト

第三、ハ總テノ進歩セル國々ニ於テ例令國民ノ過半数トマデハ行カズトモ悔リ難キ多數ヲ擁スル階級タル農業、工業及商業上ノ小企業階級ガ「ブルジョア」ト「プロレタリア」即市民的「デモクラシー」ト「ソツヴェト」政權トノ孰レニ就ク可キヤニ付テ動搖ヲ來スハ免レ難キ處ナ

ルガコレヲ中立セシメ又ハ無害タラシムルコト竝ニ上記諸階級ニ取テ劣ラザル智識階級及被備者官吏階級ヲ中立セシムルコトナリ

上述ノ第一、及第二、ノ使命ハ一個獨立ニ遂行セラルル性質ヲ有シ兩者孰レモ搾取階級竝ニ被搾取階級ニ對シ特殊ナル強制手段ヲ取ルコトヲ必要トス

第三、ノ使命ハ前記ニ使命ヲ果サンガタメニ自ラ生ズル處ニシテ動搖ヲ生ジタル場合ニハ其個々ノ具體的事態ニ適應シテ前記第一及第二、ノ使命遂行ニ要スル手段ヲ巧ニ時宜ニ適合スル様仲縮自由ニ使ヒ分クルヲ要スル事ナリ

三、全世界就中進歩セル、強大ナル、文明開化ノ自由主義ノ認メラレ居ル資本主義ノ國々ニ於テ軍國主義、帝國主義、殖民地及弱小國ノ絞殺、帝國主義ノ世界的虐殺及「ベルサイユ」平和條約ニヨリテ作出サレタル具體的ノ現狀ヲ直視スルトキ資本主義ハ被搾取階級ノ大多數ノ意思ニ對シ平和裡ニ服従スベシトノ思想又ハ社會主義ハ社會改革的ノ道程ヲ辿リテ移行行クベシトノ思想ヲ認ムルコトハ實ニ恐クベキ凡庸ニシテ魯鈍ナル主張ト云フベキノミナラズ勞働者ヲ直接欺瞞スルモノニシテ資本主義的奴隸賃金制度ヲ紛飾シ真理ハ穩蔽スルモノト云フベシ其真理トハ即最モ開化セル「デモクラティック」ナル「ブルジョア」ト雖彼等ハ既ニ今日生産機關ノ私有財

産權ヲ擁護セシメシメニハ労働者又ハ農民ノ何百萬人ヲ欺瞞シ破滅セシメ、更ニ慘殺スルモ敢テ恐ルルニ足ラズトナシ居ルコトナリ、タダ「ブルジョア」ヲ強力ニ訴ヘ撲滅シ、其財産ヲ沒收シ全部ノ「ブルジョア」的國家機關ヲ上階下階ノ區別ナク一議會、裁判所、軍事機關、各官廳、行政機關、地方自治體ノ諸機關一破壊シ最モ危険ニシテ頑強ナル搾取階級ヲ完全ニ追拂ヒ又ハ幽閉シ、彼等ノ盡キザル反抗ト資本主義的奴隸制度再興トノ試ミヲ不可能ナラシメンガ爲彼等ヲ嚴重ニ監視スルコト一只斯ノ如キ手段ニヨリテノミ全部ノ搾取階級ヲ事實上征服シ其勝利ヲ確保シ得ベシ

第二「インターナショナル」ノ舊派及舊使導者ノ中ニ普通次ノ如キ思想ノ認メラレ居ルコト即労働ニヨリ生活スル者及被搾取者ノ大多數ハ資本主義的奴隸制即「ブルジョア」ノ覇權ノ下ニ其形式ハ無限ニ種々雑多ニシテ殊ニ當該國ガ文明開化ノ國ナレバナル程益々狡猾ニシテ同時ニ慘酷又無慈悲ナリ一社會主義的信念及社會主義ノ本質ヲ完全ニ明確ニ體驗シ得ルガ如ク主張スルハ前段同様資本主義及「ブルジョア」的「デモクラシー」ヲ紛飾シ又ハ労働者ヲ欺瞞スルモノト云フベシナレド實際ニ於テ廣キ範圍ノ労働者及被搾取者ノ大衆ヲ共產黨ノ支配及指導ノ下ニ啓發シ教育シ及組織ヲ整フルコト、彼等ヲ利己主義分裂癡私有財産ノアルタメニ生ズル各種ノ破

廉耻及種々ノ惡徳ヨリ救ヒ出スコト、及彼等ヲ自由ナル労働者ノ自由ナル團體ニ變形セシムルコトハ唯一ノ革命的階級タル「プロレタリア」ノ全部又ハ其大多數ニ依リ支持セラルル「プロレタリア」ノ前衛ヲ搾取階級ヲ撲滅シ之ヲ抑壓シ被搾取階級ヲ彼等ノ奴隸状態ヨリ解放シ彼等ノ生活條件ヲ即時資本家ノ出資ニヨリテ改善シタル時並ニ最モ激烈ナル階級戦ヲ眞ニ經過シテ一始メテ可能ナリ

四、資本主義ヲ征服シ勝利ヲ得シメタメニハ指導者トシテノ共產黨、革命的階級即「プロレタリア」ヲ一方トシ大衆即總テノ労働ニヨリ生活スル者及被搾取階級ノ全體ヲ他方トシ其間ニ正當ナル相互關係ノ存スルコトヲ必要トス、共產黨ガ事實革命的階級タル場合ニ於テノミ同黨ガ總テ其優レタル代表の人物ヲ網羅スル場合、又同黨ガ頑強ニ戦ヘル革命戦ノ經驗ニヨリ啓發サレ且煉エ上グラレタル完全ニ自覺アリ無條件ニ主義ヲ捧ズル共產主義者ヨリ成立スル場合、更ニ同黨ガ彼等仲間ノ階級ノ全生活ト不可離ノモノトナルコト及同階級ヲ通ジテ被搾取階級ノ大衆全部ト綜合シ「プロレタリア」階級及此大衆ヨリ完全ニ信頼ヲ獲得ルコトヲ心得居ル場合ニ於テノミ同黨ハ「プロレタリア」ヲ卒ヒテ資本主義ノ有凡ユル勢力ニ反抗シテ最モ思ヒ切リタル決定的ナル最後ノ戦ヲナスコトヲ得ルナリ。一方「プロレタリア」ハ上記ノ如キ共產黨ノ指導

ノ下ニ於テノミ其有スル革命的暴動ノ全カヲ發動セシムルヲ得、一但コノカハ資本主義社會ニ於テハ其經濟組織ノ特質トシテ國民全體ノ數ノ中「プロレタリア」ノ占ムル數ノ割合ニ比シ測リ知り得ザル制度ニ薄弱ナルモノナリ一更ニ資本主義ノタメニ腐敗セル勞働貴族ノ僅少ナル少數派、舊時ノ勞働組合ノ指導者及消費組合ノ指導者連其他ノ仕末ニ負ヘザル怠惰性又ハ其反抗モ何等禍ヲナサザルニ至ラシメ得ベシ。要之「ブルジョア」及ビ「ブルジョア」的國家機關ノ羈絆ヲ事實脱シタル大衆即解放セラレタル勞働生活者及被搾取階級ノ全體ノミガ眞ニ（搾取者ノ羈絆ヨリ自由ニ彼等ノ「ソヴェト」ヲ組織シ得タル階級主義ニヨリテ壓服サレ居ル無數ノ人類ノ全部ノ獨立獨行ノ意思ト「エネルギート」ヲ發展セシムルコトヲ得ルナリ、「ソヴェト」制度ガ唯一ノ國家機關トナリタル場合コソ被搾取階級ノ全大衆ガ國家行政ニ參與スルコトヲ實現シ得ルナリ、而モ大衆ノ國家行政參與ハ「ブルジョア」的「デモクラシー」ニ於テハ例令ヘツレガ最モ開化セル最モ自由ナル「デモクラシー」ナル場合ニモ百分ノ九十九迄ハコレヨリ除外セラルルヲ常トス、「ソヴェト」組織ニ於テノミ被搾取階級ノ大衆ハ書物ニヨルニアラズシテ自己ノ現實ノ經驗ニヨリ、社會ノ建設、新シキ社會規律ノ創造及自由ナル勞働者ノ自由ナル團體ノ組織等ノ諸事業ハ如何ニシテ着手スベキヤヲ眞ニ自ら習得シ始ムルニ至ルベシ

(二) 「プロレタリア」獨裁ノ爲メニ即刻且ツ到ル處ニ於テ實行スベキ準備ハ如何ナル點ニ於テナザル可ラザルヤ

三、現下ノ國際の共產主義運動ノ發展ヲ策スルニ當リ注目スベキコトハ「プロレタリア」獨裁ヲ實現センガ爲メノ「プロレタリア」ノ準備ハ資本主義諸國ノ大多數ニ於テ未ダ完結シ居ラズ否未ダ管テ組織的ニ開始セラレ居ラザルコトヲ屢々ナルコトナリ。去レバトテ「プロレタリア」革命ハ近キ將來ニ於テ實現不可能ナリトノ結論ハ生ゼズ革命ハ完全ニ可能ナリ何トナレバ全世界ノ經濟的並政治的狀態ハ革命ノ烽火ノ燃ヘ上ランガ爲メノ導火線タルベキ要素並ニ爆發要素ヲ非常ニ多分ニ含メルヲ以テナリ、更ニ「プロレタリア」ノ準備以外ノ革命ノ前提條件即總テノ牛耳ヲトレル政黨内及總テノ「ブルジョア」政黨内ニ一般的ニ危機ノ到來セルコトハ明白ナル事實ナリ、前記ノ諸事實ヨリ推論シテ共產黨トシテノ現下ノ使命ハ革命ヲ促進スルニアリ但シ充分ナル準備ノ行ハレザル以前ニハ無理ニ人工的手段ニヨリテ革命ヲ勃發セシム可ラズトノ結論ヲ得ルナリ

革命ニ對スル「プロレタリア」ノ準備ハ實行ニヨリテ促進セラレザル可ラズ他面多クノ社會黨ノ歴史ヲ案ズルニ上記種々ノ場合（革命勃發ノ場合）「プロレタリア」獨裁ノ「承認」ハ單ナル

言葉ノ上ノ承認ニ止マラシメザル様警戒ノ要アルコトヲ認メザルヲ得ズ

一三八

國際的「プロレタリア」運動ノ立場ヨリ見タル共產黨ノ現在ノ主タル使命ハ分散セル共產主義勢力ヲ合體シ且ツ各國ニ於テ一ツノ統一セル共產黨ヲ組織シ（或ハ既ニ存スル共產黨ヲ強固ニシ革新シ）以テ「プロレタリア」獨裁ナル形式ニヨリテ國家主權ヲ掠取スベク「プロレタリア」ノ準備行爲ヲナスタメノ諸事業ノ規模ヲ大々的ニ擴大スルニ在リ、「プロレタリア」獨裁ヲ認ムル團體又ハ政黨ノ通常行フ社會事業ハコレヲ社會事業ガ共產主義的ニシテ且ツ「プロレタリア」獨裁前夜ノ使命ニ適應スルモノト認メラレ得ルタメニハ尙ホ多クノ根本的改造又ハ革新ヲ必要トス

六、「プロレタリア」ガ政權奪取ヲ了シタル時ヲ以テ「ブルジョア」トノ階級戦ハ終結セルニ非ズ否寧ロ反對ニ此戦ハ特ニ廣汎、激烈、慘酷トナルベシ於是完全ニ又ハ幾分社會改良主義、中間派其他ノ立場ヲ主張スル總テノ團體、政黨及勞働運動ノ現役運動者ハ階級戦ノ極端ニ峻烈ナルタメ已ムヲ得ズシテ「ブルジョア」側或ハ動搖派側ニ組シ或ハ（吾人ニトリ最モ危険ナルコトナルガ）勝利ヲ得タル「プロレタリア」ノ頼ミ難キ親友トナリ濟スモノナリ從ツテ「プロレタリア」獨裁ヲ準備センガ爲メニハ社會改良主義者及中間派ノ諸傾向ニ反抗シテ激烈ナル戦闘ヲ決

行セザル可ラザルノミナラズ此戦ヲ目的ニ適フ様ニ仕組ムコトヲ要ス即改良主義、中間派等ノ傾向ノ誤レルコトヲ指摘スルニ止マラズ勞働運動ニ從事セル人々ニシテ此等ノ傾向アル者ハ嚴格ニ何等假借スルコトナク其面皮ヲ剥ギツツ進軍セザル可ラズ然ラザレバ「プロレタリア」ハ「ブルジョア」トノ最モ重大ナル決戦ヲナスニ當リ何人ト共ニ出陣セザル可ラザルヤ知ルヲ得ザレバナリ此戦ハ如何ナル瞬間ニ於テモ批判ヲ武器トスル戦ヲ武器ヲ批判スル戦ニヨリテ置代フルコトヲ得ルナリ且ツ既ニ經驗ノ教ユル如ク現ニ置代ヘツツアリ、社會改良者或ハ中間派タルコト明トナリタル者ノ假面剝奪ガ時ニ不完全ナルカ又ハ薄弱ナルハ「プロレタリア」ノ政權ヲ「ブルジョア」ニヨリ轉覆セラルル危険ヲ直接大ナラシムルモノト云フ可シ蓋シ「ブルジョア」ハ短見者流ニトリテ今日ハ單ニ「理論上ノ意見ノ相違」トノミ映ズルモノヲ明日ハ反動革命ノタメニ利用スルニ至ルベキヲ以テナリ

七、特ニ吾人ハ「プロレタリア」ガ「ブルジョア」又ハ「協調主義」ト共同動作ヲナスコトヲ平凡ニ主義上否定スルノミヲ以テ足レリトナス可ラズ。單ニ（自由）又ハ（平等）ノ擁護ヲ叫ブコトハ「プロレタリア」獨裁ノ下ニ於テモ私有財産ヲ一撃ノ下ニ完全ニ削減セシムルコトハ不可能ナルベキヲ以テ一生産手段ニ付テ私有財産ガ確保セラルルニ於テハ勞働階級ノ政權ノタメ當

一三九

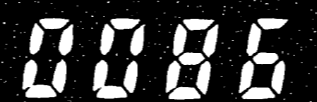
然墓穴ヲ掘リツツアル「ブルジョア」トノ共同動作ヲ認ムルト同様ナリ、然ルニ「プロレタリア」ノ獨裁トハ國家權力ノ全機關ニヨリ搾取階級ガ勞働者ヲ驅束シ且ツ搾取スル所業ヲ繼續スルコトニ對スル（不自由）及有産者（即一定ノ事業ニヨリ生ジタル生産手段ヲ自己ノ所有トナシタルモノ）ト無産者トノ（不平等）ヲ國家的ニ確立シ國家的ニ保護スルコトヲ意味ス。「プロレタリア」ガ勝利ヲ得ル以前ニ「デモクラシー」問題ニ關スル理論上ノ意見ノ相違ト見ユルコトモ明日「プロレタリア」ガ勝利ヲ得タル後ニハ已ムヲ得ズ武力ニ訴ヘテ決スベキ問題トナルベシ、ナレバ「中間派」及「デモクラシーノ辯護者」トノ戰ヲナスニ當リテハ其戰ノ全性質ヲ根本的ニ變更セザル可ラズ、然ラザレバ「プロレタリア」獨裁實現センタメ差當リ大衆ノナスベキ準備スラ不可能ナリ

八、「プロレタリア」ノ獨裁ハ「プロレタリア」ノ「ブルジョア」ニ對スル階級戰ノ最モ決定的ナル形式ナリ

コノ戰ハ「プロレタリア」ノ革命的前衛ガ「プロレタリア」ノ絶對多數ヲ其背後ニ有スル場合ニ始メテ勝利ヲ得ルナリ、從テ「プロレタリア」獨裁ノタメノ準備ハ生産手段ニ付テノ私有財産ノ確保ヲ前提トセル各社會改良主義者又ハ各「デモクラシー」辯護者ハ「ブルジョア」的性質

ヲ有スルコトヲ明ニスルコト、又ハ假面ヲ被リ勞働運動ノ内部ニ在リ實ハ「ブルジョア」ノ保護ヲ實行セントスル種々ノ傾向者ノ面皮ヲ剝クコトヲ必要トスルノミナラズ一更ニ絶對ニ總テノ種類ノ「プロレタリア」機關ニ於テ政治機關タルト産業組合購買組合又ハ教育機關タルコトヲ問ハズ指揮者ヲ共產主義者ト置換フルコトヲ要ス當該國ニ於テ「ブルジョア」的「デモクラシー」ノ勢力ガ永積シ完成シ且強固ナレバナル程益々「ブルジョア」ハ此等ノ指揮者ノ地位ニ彼等ニヨリテ教育セラレ彼等ノ見解又ハ偏見ヲ鵜呑シタル者又ハ屢々彼等ニヨリ直接間接買収セラレタル者ヲ据ユルコトヲ得タルナリ、コレ等ノ勞働貴族或ハ「ブルジョア」化セル勞働者ノ代表者ヲ以前ニ百倍シタル峻烈サヲ以テ總テノ彼等ノ地位ヨリ驅逐シ、例令無經驗ナル勞働者ト雖モ彼等ニシテ被搾取大衆ト結合シ、搾取階級トノ戰闘ニ於テ被搾取階級ノ信頼ヲ捷得ルニ於テハ彼等ヲシテ取ツテ代ラシムコト絶對ニ必要ナリ、「プロレタリア」獨裁ハ斯ノ如キ無經驗ナル勞働者ヲ國家ノ責任アル地位ニ就カシムルコトヲ必要トスルコトアル可シ然ラザレバ勞働者政府ノ權力ハ無力トナリ大衆ノ支持ヲ失フニ至ルベシ

九、「プロレタリア」獨裁ノ實現ハ資本家階級ニ依リ驅束セラレ、踏ミニジラレ、壓迫セラレ、脅迫セラレ、分裂セシメラレ、欺カレタル勞働生活者並ニ被搾取者全體ノ指導ガ資本主義ノ全歴



史ヲ通シ斯ノ如キ指導的役割ヲ演ズ可ク準備セル唯一ノ階級タル「プロレタリア」ニヨリ完成

セラルルコトヲ意味ス、ナレバ「プロレタリア」獨裁ヲ實現センガ爲メノ準備ハ至ル處ニ於テ  
又即刻開始セラルベク殊ニ次ノ如キ方法ニ依リテ行ハレザル可カラズ

例外無ク總テノ機關、團體、組合就中「プロレタリア」又ハ非「プロレタリア」ノ勞働生活者  
及ビ被詐取者ノ大衆(政治的團體、産業組合、軍事團體、共同組合、修養團體、運動團體ソノ  
他)ノ中ニ共產主義者ノ團體或ハ細胞ヲ創造セザル可カラズ

主トシテ公然ノ團體トシ、又場合ニヨリテハ秘密トナシ其團體ノ解散又ハ其團體員ノ拘禁、追  
放ヲ「ブルジョア」ヨリ受クル恐レ有ル場合ハ義務トシテ秘密トナス可シ。此場合之等ノ細胞ハ  
相互ニ又共產黨ノ中心ト密接ニ聯絡ヲトリ、其經驗ヲ交換シ、騒動、宣傳、組織ニ關スル職務  
ヲ果シ、絶體ニ公的生活ノ總テノ方面ニ適合スル如ク仕組ミ且ツ勞働生活大衆ノ總テノ娛樂手  
段ヲ講ジ其各團體ノ爲ニ奔走シ而シテ斯ノ如ク多方面ノ活動ニ依リ、組織的ニ自己並ニ共產黨  
其階級及ビ大衆ヲ教育セザル可カラズ

此ノ際最モ必要ナルハ上記全事業ノ爲、必要ナル手段ヲ確立シ、且ツ發展セシムル事ナリ。即  
ニ方ニ於テ小「ブルジョア」的又ハ帝國主義的偏見ニ依リ救フ可カラザル迄腐敗セル指導者、即

チ所謂責任有ル代表者ニ關シテハ如何ニスベキカ之等ノ指導者ハ假借スル事無ク面皮ヲ剥キ勞  
働運動ヨリ放逐セザル可カラズ。他方特ニ皇帝ノ暗殺ヲ爲サン事ヲ最モ要望スル傾向有ル大衆  
ニ對シテハ「プロレタリア」ノ統治ノ必要ナル事ヲ教ヘ、之ガ資本主義的奴隸制度ヨリノ唯一  
ノ遁道ナル事ヲ傾聴セシメ、此ノ説ヲ採用セシムルニ有リ。吾人ハ之等大衆ノ各階級、各職業、  
其ノ他ノ特性、心理上ノ特徴ヲ諒解シ得ル爲メニハ大衆ニ對シテハ特ニ忍耐強ク注意深ク接近  
スル事ニ努メザル可カラズ

十、共產主義者ヨリ成ル團體即細胞ノ或ル一個ニ對シテハ特ニ共產黨ヨリ特殊ナル注意ト配慮ト  
ヲ拂フヲ要ス。即チ議會内ノ細胞換言スレバ共產黨員ノ團體ニシテ「ブルジョア」ノ代議機關内  
ニ在ル代表者(就中國會、地方議會、自治體議會其ノ他)ノ團體ナリ。第一ニ此等議會ノ演壇  
ハ曖昧ナル或ハ小「ブルジョア」的偏見ニ依リテ泥酔セル勞働生活大衆ノ最モ廣キ階級ノ眼ニハ  
特別重要ナル意義ヲ有ス。從ツテ共產主義者ハ必ラズ此ノ演壇ヨリシテ宣傳、煽動及ビ組織ニ  
關スル演説ヲ爲シ大衆ヲシテ何故ニ「ロシア」ニ於テハ「ブルジョア」的議會ヲ一般「ソビエッ  
ト」會議ニ依リ置キ換ヘタル事ガ合法的ナリシカ(現時ニ於テ何レノ國ニ於テモ合法的タルベ  
キコト)ヲ知ラシメザル可カラズ。次ニ「ブルジョア」的「デモクラシー」ノ歴史ヲ案ズルニ特



ニ發達セル國々ニ於テハ未曾有ノ惡事財政上、政治上ノ國民欺瞞ノ事實、各種ノ野心、僞善、及ビ勞働生活者ノ壓迫ノ大部分少クトモ其主ナルモノノ幾部分ハ議會ノ演壇ヨリ爲サレタルナリ。サレバ革命的「プロレタリア」ノ最モヨキ代表者ガ議會ニ對シテ燃ユルガ如キ反感ヲ有スルハ全然正當ナリ。從ツテ各共產黨並ニ共產「インターナショナル」ノ各派ハ特ニ此ノ議會内ノ細胞ガ古キ黨派トノ分離ニ依ルカ或ハ永續セル頑強ナル戦ヒニ依リテ生ジタルニ非ズシテ古キ黨派ガ新シキ政治的立場ニ移リタルコトニ依リテ(多クノ場合單ニ外見ノミナリ)生ジタル場合ニハ斷然特別嚴格ナル態度ヲ以テ議會内ノ細胞ニ對スル事ヲ必要トス即チ彼等ガ共產黨ノ中央委員ノ統制並ニ指令ニ絶體服從スル事

主トシテ革命的ナル勞働者ヲ其構成部分ニ採用スル事、議會内ニアル黨員ノ演說ヲ共產主義ノ立場ヨリ共產黨機關紙及ビ共產黨集會ニ於テ最モ注意深ク分析スル事議會内黨員ニシテ第二「インターナショナル」ノ傾向ヲ有スルモノアル時ハ彼等ニ與ヘラレタル大衆煽動ノ命令ハ之ヲ取消シ、彼等ハ總テ細胞ヨリ排斥スル事其ノ他ノ手段ヲトラザル可ラズ

十一、發達セル資本主義諸國ニ於テ革命的勞働運動ヲ困難ナラシメタル主要原因ノ一ハ資本ニトリ植民地ノ所有及ビ事業資本ノ過剰利益ノ恩惠ニ依リ少数派勞働貴族ノ比較的廣汎ニシテ強固

ナル階級ヲ他ノ勞働者ヨリ分離スル事ヲ得タルニアリ。彼等勞働貴族ハ最モヨキ勞働條件ヲ享ケ同業組合のナル狹隘ナル思想及ビ小「ブルジョア」の帝國主義的偏見ニ浸潤セリ。之ガ恐ラクハ社會改良論者及ビ中間派ノ第二「インターナショナル」ノ有スル社會的根據ニシテ現在ニ於ケル「ブルジョア」ノ唯一ノ社會的支持者ナリト云フヲ得ベシ

「ブルジョア」ヲ撲滅センガ爲メノ「プロレタリア」ノ準備ハ例ヘ一時的ノモノトスルモ此勞働貴族階級ト即座ニ組織的ニ廣キ範圍ニ互リ公然ト戦フニ非ザレバ不可能ナリ。彼等ハ必ラズヤ既ニ經驗ガ完全ニ證明セル如ク「プロレタリア」ガ勝利ヲ得タル後「ブルジョア」ノ白衛軍ノ爲メ少カラザル要素トナルベシ。總ベテ共產「インターナショナル」ニ加擔セル黨派ハ如何ナル犠牲ヲ拂ヒテモ次ノ標語ヲ實現セサル可カラズ

即チ「大衆ノ中ニヨリ深ク」  
「大衆トノヨリ密接ナル聯絡」ナリ

而シテ此ノ際大衆トハ勞働生活者及ビ資本ニヨル被搾取者ノ全部ヲ意味シ特ニ最モ組織不備ニシテ無知蒙昧ニシテ最モ甚ダシキ壓迫ヲ受ケ團體組織ニ付到底不充分ナル人々ヲ意味ス  
「プロレタリア」ハ唯彼等ガ狹隘ナル同業組合ノ範圍ニ立籠ラザル場合ニ於テノミ又公的生活ノ





總テノ現象竝ニ總テノ方面ニ於テ全部ノ勞働竝ニ被擄取大衆ノ指導者トシテ參與スル場合ニ於テノミ革命的ナリ而シテ若シモ彼等ガ「ブルジョア」ニ對シ勝利ヲ得ンガ爲メニスル大ナル犠牲ヲ豫期シ且ツ之ヲ拂ヒ得ザル場合ニハ「プロレタリア」ノ專制ヲ實現スル事ハ不可能ナリ理論トシテモ亦實際トシテモ此ノ點ニ於テ「ロシア」ノ經驗ハ意義ヲ存ス。即チ「ロシア」ニ於テハ若シ「プロレタリア」ガ暴動戰爭及ビ世界ノ「ブルジョア」ヨリ封鎖ヲ受ケタル時ニ當リ最大ノ犠牲ヲ拂ヒ大衆中總テノ他ノ階級ニ比シヨリ多ク饑餓ニ耐ヘタル事無クバ「プロレタリア」ノ專制ハ實現シ得ザリシナル可ク又一般ノ尊敬竝ニ全勞働大衆ノ信頼ヲ得ル事ハ不可能ナリシナル可シ

廣キ範圍ノ根本的ナル大衆罷業ニ對シテハ特ニ共產黨竝ニ全部ノ進歩セル「プロレタリア」ノ各方面ヨリ且沒我的ナル援助ヲ必要トス。此ノ大衆罷業ハ資本ノ羈絆ノ下ニ苦シメル大衆ヲ事實目覺メシメ運動ヲ開始セシメ之ヲ啓發シ組織セシメ且彼等ノ内ニ革命的「プロレタリア」ノ指導的役割ニ對シ完全ナル信頼ヲ培ヒ得ル唯一ノモノナリ此準備無クシテ「プロレタリア」ノ專制ハ不可能ナリ。依テ公然罷業ニ反對シ得ル人例ヘバドイツノ「カウツキト」伊太利ノ「トラッテイー」ノ如キハ共產「インターナショナル」ニ加群セル何レノ黨派ニ於テモ如何ナル事情アリトスルモ認容スルヲ得ス。之ヨリモ尙甚シキハ「トレードユニオン」ノ連中及ビ議會ノ指導者ニシテ勞働者ヲ屢々裏切り彼等ニ罷業ノ經驗ヨリシテ社會改良ノ理論ヲ説キ革命ヲ説カザルモノ例ヘバフランスノ「ジュネー」、アメリカノ「ゴンバース」英國ノ「ジエー、エッチ、トーマス」ノ如シ

十二、總テノ國々ニ對シ否階級戰ノ最モ少ナキ自由ニシテ法律ヲ重ンズル平和ナル國ニ對シテモ戰機ハ既ニ熟セリ。サレバ各共產黨ニトリテ無條件ニ必要ナル事ハ之等ノ國々ニ於テ合法的活動ト非合法的活動及合法的機關ト非合法的機關ヲ組織的ニ一致セシムル事ナリ。何トナレバ最モ確固タル「ブルジョア」的「デモクラシー」ノ秩序ヲ有スル最モ開化セル自由主義ノ國々ニ於テスラ其政府ハ既ニ組織的ニ彼等ノ美辭麗句ヲ竝ベタル虛偽ニシテ且ツ表面ヲ糊塗セル宣言ニ反シ共產主義者ノ秘密名簿ヲ作製シ其組織ヲ際限ナク破壊シ白衛軍ヲ半バ秘密ニ又ハ秘密ニ支持シ各國ニ於ケル共產主義者ノ暗殺ヲ企テ、共產主義者ノ拘禁ヲ秘カニ準備シ總テノ騷擾者ヲ共產主義者ノ一味ナルガ如ク誣ユルニ至レルヲ以テナリ。只最モ反動的ナル小「ブルジョア」ハ如何ニ美シキ「デモクラシー」及ビ平和主義ノ美辭ヲ以テ粉飾スルト雖モ、其本性ハ明ラカニシテ彼等ノミハ上記ノ事實及ヒ之ヨリ必然生ズル結果ヲ否定スル事ヲ得可シ。從ツテ即座ニ總

テノ共産黨ニヨリ非合法的諸團體ヲ組織シ組織的ナル非合法的活動ヲナシ「ブルジョア」側ヨリ  
スル訴追ガ行ハレタル場合ニ對スル完全ナル準備ヲ爲サザル可カラズ

特ニ必要ナルハ陸軍、海軍及ヒ警察ニ於ケル非合法的活動ノ準備ナリ、何トナレバ大々的ナル  
皇帝皇族ノ暗殺ガ行ハルルヤ當該國ノ政府ハ皆農民及労働者ノ應募シ得ル所ノ國軍ニ對シテ恐  
怖ヲ威シ秘密裡ニ出來得ル限リノ手段ヲ盡シテ「ブルジョア」ヨリ徵兵シ特別ナル完成セル技術  
ヲ備ヘタル軍隊ノ選擇ヲ爲スモノナルヲ以テナリ

他ノ方面ニ於テモ總テノ場合例外ナク非合法的活動ヲ爲ス事必要ナルノミナラズ合法的活動ヲ  
モ爲シ、之ガ爲ニハ總テノ困難ヲ征服シ種々雜多ナル合法的ナル新聞機關及ビ各種ノ團體ヲ設  
置シ場合ニヨリテハ其名稱ヲ變更スル事ヲ要ス。「フィンランド、ハンガリー」ニ於テハ共産黨  
ハ斯ノ如キ活動ヲ爲シ「ドイツ」、「ポーランド」、「ラトビア」ニ於テハホボ斯ノ如キ行動ヲ爲  
シツツ有リ。「アメリカ」ノI、W、Wハ上記ノ如ク行動セザル可カラズ。又共産「インターナシ  
ナル」會議ノ決議ヲ根據トシテ、當該國ノ檢事ガ訴追ヲ爲サント欲シ居ル場合ニハ其ノ他ノ合  
法的共産黨ノ總テハ又同様ナル行動ヲ爲サザル可カラズ。合法、非合法ノ活動ヲ一致結合セシ  
ムル事ノ原則トシテ無條件ニ必要ナルハ「プロレタリア」專制ノ前衛タル現下ノ時勢ノ特性ノ

全部ニ依リテ認メラルルノミナラズ「ブルジョア」ニ對シテ如何ナル地方及ビ如何ナル種類ノ勞  
働ノ分野ト雖モ共産主義者ニ依リ征服セラレザルハ無キ事ヲ示ス事ノ必要アルヲ以テナリ。更  
ニ「プロレタリア」ノ至ル所ニ擴ゲル廣キ階級及ビ更ニヨリ多クノ非「プロレタリア」ノ勞  
働生活者及ビ被搾階級ノ大衆ガ「ブルジョア」的「デモクラシー」ノ正當ナル事ヲ尙信シ居  
ルヲ以テ彼等ヲシテ其反對ノ信念ヲ持タシムル事ハ吾人ニトリ頗ル重要ナルヲ以テナリ

十三、特ニ最モ進歩セル資本主義諸國ニ於ケル労働者新聞ノ現狀ヲ見ルニ「ブルジョア」的「デモ  
クラシー」ノ下ニ於テ自由平等ハ全然有名無實ナル事ハ明カニシテ合法、非合法ノ活動ヲ組織  
的ニ一致セシムル事ノ必要ヲ痛感セシム、敗戦國タル「ドイツ」ニ於テモ亦戰勝國タル「アメ  
リカ」ニ於テモ國家機關ノ全權力ハ「ブルジョア」ニ屬シ労働者ヨリ其新聞ヲ奪ハシメ爲メノ總  
テノ權謀術數ハ財閥ノ手中ニ在リ。即チ労働新聞編輯者ノ裁判上ノ訴追及拘禁（使曠シタル暗  
殺者ニ依ル暗殺スラ）並ニ郵便送達ノ禁止、原紙ノ供給拒絶等ハ日常茶飯事ナリ。加フルニ日  
刊新聞ニ必要ナル報道材料ハ「ブルジョア」ノ電信代理人ノ手中ニ在リ且ツ大新聞ノ經營ニ缺ク  
可カラザル廣告ハ單ニ資本家ノ「自由」ナル供給ニ待タザル可カラザルナリ斯ノ如クシテ「ブ  
ルジョア」ハ欺瞞ニ依リ資本ノ壓迫ニ依リ且ツ「ブルジョア」政權ニ依リ革命的「プロレタリア」

ヨリ其新聞ヲ奪フナリ

之ト戦ハシガ爲各共産黨ハ労働者ノ間ニ廣ク配布センガ爲週刊新聞月刊新聞等ノ一ツノ新シキ形式ヲ創造セザル可カラズ。即チ先ヅ第一ニハ共産主義的ニ見エザル且ツ共産黨ニ屬セル事ハ嘆氣ニモ出サザル合法的新聞ヲ出版シ一九〇五年以後ノ皇帝ノ下ニ「ヴォルシエビキ」ガナシタル如ク最少ノ合法行爲ニテモ利用スベキ事ヲ習得セザル可カラズ。第二ニハ非合法的新聞ノ發行ナルガコレハ極少數ノ範圍ニ於テ又不規則ニ出版セラルトスルモ多數ノ印刷所ニ於テ労働者ニ依リテ更ニ復寫セラレ（秘密ニ或ハ共産運動ガ盛ナル場合ニハ印刷所ノ革命的占有ニ依リ）「プロレタリア」ニ自由ニシテ革命的ナル諸報道及革命的標語ヲ傳達スルモノトス共産主義新聞ノ自由獲得ノタメ一戰ヲ交ヘルニ當リ大衆ヲ引入レ得ザルニ於テハ「プロレタリア」專制ノ準備ハ到底不可能ナリ

(三) 共産「インターナショナル」ニ加盟シ又ハ加盟セントスル各黨派ノ政治上ノ立場―其構成ニ付テモ或程度迄―ニ付テノ妥協調整ハ如何ニスベキヤ

十四、「プロレタリア」獨裁ヲ實現センガ爲メ―世界經濟及世界政策ノ立場ヨリ見タル―重要諸國

ニ於ケル「プロレタリア」ノ準備ノ程度如何ハ第二「インターナショナル」ノ最モ有力ナル黨派即佛蘭西ノ社會黨、獨逸ノ獨立社會民主黨、英國ノ獨立労働黨及米國ノ社會黨ガ此黃色「インターナショナル」ヨリ分離シ共産「インターナショナル」ニ加盟セント約定シツツアルコトヲ全然客觀的ニ且正確ニ觀察セバ明ナリ

右ハ即「プロレタリア」ノ前衛ノミナラズ革命的「プロレタリア」ノ大多數モ事件ノ經過ニヨリ確信ヲ得タル結果吾人ノ側ニ移動シ始メタル證左ト云フベシ、今ヤ最モ重要ナルハコノ移動ヲ完全ニナシ獲得シタル所ノモノヲ永續的ニ組織シ確保シ以テ吾人ノ全計畫ニ何等ノ支障ノ起リ得ザラシムル様注意セザル可カラザルコトナリ

十五、前記諸黨ノ（場合ニヨリテハ瑞西社會黨モ附加セザル可ラズ）全行動ノ實證スル所ナルガ此等諸黨ノ各週期的機關紙モ明白ニ此等諸黨ノ爲ス所ハ未ダ共産黨的ニ非ズ加之共産「インターナショナル」ノ根本主義ニ直接反對ナル場合モ少カラザルコトヲ確證シツツアリ。即彼等ハ「プロレタリア」獨裁ヲ認ムルコト及「ブルジョア」的「デモクラシー」ノ代リニ「ソヴェト」政權ヲ認ムルコトニ反對シツツアルナリ

從ツテ第二回共産「インターナショナル」大會ハ次ノ如ク決議セリ

前記諸黨ヲ即座ニ共產「インターナショナル」ノ中ニ包括スルコトハ不可能ナリト認ム

共產「インターナショナル」ノ執行委員會ガ獨逸獨立社會民主黨ニ與ヘタル回答ヲ確認ス

共產「インターナショナル」ハ第二「インターナショナル」ヨリ分離シ共產黨ニ近ヅカント欲ス

ル如何ナル黨派トモ交渉ヲ開始スルノ用意アルコトヲ明言ス

共產「インターナショナル」ハ此等黨派ノ代表者ニ對シ共產「インターナショナル」ノ會議又ハ

會合ニ於テ發言權ヲ與フ

共產「インターナショナル」ハ此等(又ハ類似ノ)黨派ト共產「インターナショナル」ト完全ニ合

同センガタメ次ノ諸條件ヲ規定ス

1 共產「インターナショナル」ノ總テノ會議及執行委員會ノ決議ハ總テ共產黨ノ總テノ週期的

機關紙ニ發表スルコト

2 黨ノ總テノ支部或ハ地方團體ニ於テ右ニ關スル討議ヲナスコト

3 討議ノ終リタル後答辯ヲ得ンガタメ黨ノ特別會議ヲ召集スルコト、コノ會議ハ出來得ル限

リ速ニ第二回共產「インターナショナル」大會ノ後四ヶ月ヲ經ザル中ニ召集セラルベシ

4 第二「インターナショナル」ノ精神ヲ以テ向ホ行動ヲ續クル者ヲ排除シテ黨ヲ清ムルコト

5 黨ノ週期的機關紙ハ總テ徹底的共產主義ヲ以テ編輯セントスル者ノ手ニ移スベキコト

6 現在共產「インターナショナル」ニ加盟セント欲スルモ向ホ未ダ急激ニ其舊慣ヨリ離脱セザ

ル各黨派ハ其中央委員會及其中央機關ノ三分ノ二ガ既ニ第二回共產「インターナショナル」大

會以前ニ共產「インターナショナル」ニ加盟スベキコトヲ公言セル者ヨリ成立セルコトヲ要ス

コレニ對スル例外ハ共產「インターナショナル」ノ執行委員會ノ同意アル場合ニノミ認メラル

7 共產「インターナショナル」ノ作成シタル條件及「テーゼ」ヲ非難スル黨員ハ排除セラレザ

ル可ラズ

右ハ特別會議ノ議員ニモ準用セラレ

第二回共產「インターナショナル」大會ハ前記及コレニ類似ノ黨派ガ此等ノ條件ヲ滿タシ其黨ノ

行動ノ性質ガ共產的トナリタルコトヲ豫メ審査シタル後彼等ヲ正式ニ共產「インターナシヨナ

ル」ノ一員トシテ加盟セシムルコトヲ執行委員ニ委任ス

十六、前記及コレニ類似ノ諸黨派ニ於テ現在少數ヲ占ムル共產主義者ハ其黨派ノ責任アル地位ニ

在リテ如何ナル態度ヲトル可キヤノ問題ニ關シ第二回共產「インターナショナル」大會ハ現時事

態發展ノ急激ナルコト及大衆ノ革命的精神ノ旺盛ナルコトヲ考慮スル時ハ此等共產主義者ガ其

一五三

一五四

黨内ニ於テ「プロレタリア」獨裁及「ソヴェト」政權ヲ認メシムルコト竝ニ其黨内ニ殘留セル「オボチニスト」及中間派ノ者ヲ非難スルコトガ可能ナル限リ彼等ノ其黨ヲ出ヅルコトハ好マシカラズト決議セリ但シ何時タリトモ中間派ノ左翼ガ充分強固トナリ共產運動ノ發展ヲ要望スルニ至ル時ハ共產主義者ハ全體トシテ其黨派ヲ去リ共產黨ヲ組織スルコトヲ得ルモノトス

同時ニ第二回共產「インターナショナル」大會ハ英國ニ於ケル共產主義的或ハ共產主義ニ同情ヲ有スル團體又ハ組織體ガ労働黨(レーバーパーティー)ニ一黨ハ第二「インターナショナル」ニ屬スルニモ拘ラス一加擔スルコトヲ認ムベキヲ明言ス。何トナレバ同労働黨ガ其構成分子ヲナシ居ル諸團體ニ對シ「プロレタリア」ノ獨裁及「ソヴェト」政權ヲ得ンガタメノ評論ノ自由並宣傳、煽動及團體組織ノ自由ヲ現在ノ如ク確保シツツアル限リ、又總テノ労働組合ト労働階級トノ協同一致ヲ保護シツツアル限リ共產主義者ハ斷然凡ユル手段ヲ講ジ又組織上ノ不滿ニ付テモ一定ノ妥協ヲ試ミ以テ最モ廣キ範圍ノ労働大衆ニ食込ミ大衆ヨリ見易キ高キ演壇上ニ於テ彼等ノ指導者中ノ「オボチニスト」ノ面皮ヲ剥ガシメ之ヲ引下ロサシメ大衆ヲ此點ニ速ニ救ヒ出サシメガタメ政權ヲ「ブルジョア」直接ノ代表者ノ手中ヨリ「資本家階級ノ労働將校」ノ手中ニ移ラシムルコトヲセザル可ラズ

一五五

十七、伊太利ノ社會黨ニ就テハ第二回共產「インターナショナル」大會ハ昨年「ボロニヤ」會議ニ於テ同黨ノ決議セル「プログラム」ノ改訂ハ共產主義ヘ移動スル爲メ仕組マレタル頗ル重要ナル變遷ヲ意味シ且ツ「トウリン」支部ヨリ同黨ノ國民會議ニ提出セラレ一九二〇年五月八日ノ「ル、オルデイン、ヌオヴオ」誌ニ發表セラレタル提案ハ共產「インターナショナル」ノ總テノ根本主義ニ合致スルコトヲ認ム、第二回共產「インターナショナル」大會ハ其定款竝ニ共產「インターナショナル」ノ一般採擇條件ニ從ヒテ開會セラルベキ次ノ共產「インターナショナル」會議迄ニ前記ノ提案及第二回共產「インターナショナル」大會ノ總テノ決議殊ニ議會内細胞、労働組合及非共產的分子ニ關スルモノヲ伊太利社會黨ニ於テ審査セラレンコトヲ同黨ニ希望ス

十八、第二回共產「インターナショナル」大會ハ無産階級及大衆ニ對スル黨ノ關係ニ關スル意見即共產黨ガ「ブルジョア」議會又ハ最モ反動的ナル労働組合ニ參加スルコトハ敢テ義務的タラシム可ラズトナス意見ノ誤リナルコトヲ認ム抑々此意見ハ第二回共產「インターナショナル」大會ノ特別決議ニ於テ詳細反駁セラレタル所ナリ但シ獨逸共產黨労働黨(K、A、P、D)ニヨリ完全ニ擁護セラレ、瑞西ノ共產黨モ幾分コレヲ擁護シ共產「インターナショナル」ノ東部歐洲書記局ノ機關「タル、ウイーン」ノ「共產主義」(雜誌)及二三ノ和蘭ノ共產黨更ニ英國ニ於ケル共產

主義團體、例へば社會主義勞働者同盟並ニ米國ニ於ケルIWW及ビ英國ノ商店買子組合委員「シヨップステュワード、コンミッティー」モヤコレヲ支持シツツアリ

一五六

ナレド第二回共產「インターナショナル」大會ハ此等ノ諸團體中ニ在リテ未ダ公然ト共產「インターナショナル」ニ加盟セザル連中ノ即刻加盟スルコトハ可能ニシテ且ツ好マシキコトト見做スナリ何トナレバ此場合特ニ米國及ビ、「オーストラリア」ノIWW及英國ノ「シヨップステュワード」ニ關スル限リ其運動ハ濃厚ナル「プロレタリア」ノ色彩ヲ有スル大衆運動ニシテ彼等ハ根本ニ於テ事實共產「インターナショナル」ノ主要ナル根本原則ノ上ニ立テテ以テナリ、斯ル團體ニ於テ共產黨ノ「ブルジョア」議會加入ニ關シ誤レル意見ノ行ハレ居ルコトハ「ブルジョア」ヨリ之レ等ノ團體ニ移リ來レル連中即根本ニ於テ小「ブルジョア」的思想―屢々無政府主義ノ思想ナルコトモアリーヲ唱導スル連中ノ仕業ナリト云フヨリモ全然革命的ニシテ大衆ト結合セル「プロレタリア」ノ政治的ニ無經驗ナルタメ生ジタル謬見ナリト云フヲ妥當トス、從テ第二回共產「インターナショナル」大會ハ「アングロサクソン」諸國ニ於ケル總テノ共產主義機關及團體ニ對シ例令IWW及「シヨップステュワード」ノ即時加盟ハ不可能トスルモ此等ノ團體（IWW及シヨップステュワード）ニ對シ親善政策ヲトリ彼等ニ接近シ又彼等ニ同情ヲ有スル大衆ヲ指導シ、彼等ニ

總テノ革命特ニ二十世紀ニ於ケル三回ノ露西亞革命ノ經驗ヲ基礎トシ上述セル如キ彼等ノ意見ノ誤レルコトヲ親切ニ釋明シ繰返シ此等ノ團體ヲ合併シテ一ツノ共產黨トナスコトヲ斷念セザラシメンコトヲ希望ス

十九、右ニ關聯シテ第二回共產「インターナショナル」大會ハ總テノ同志ニ對シ特ニ「ラテン」系及「アングロサクソン」系ノ諸國ノ同志ニ對シ大戰後全世界ノ無政府主義者ハ「プロレタリア」獨裁及「ソヴェト」政權ニ對シ如何ナル態度ヲトル可キヤノ問題ニ關シ深刻ナル精神上ノ分歧點ニ立チツアルコトニ付テ注意ヲ喚起セントス、「プロレタリア」ニ屬スル分子ガ屢々第二「インターナショナル」ニ屬スル黨派ノ御都合主義ト社會改良主義ニ對シ愛想ヲツカシ居ルハ全然正當ニシテ其結果彼等ハ無政府主義ヲ奉スルニ至レルガ彼等ノ間ニ此「プロレタリア」獨裁ナル原則ヲ正當ニ解釋セルモノアルヲ認ムルコト屢々ナルハ注目ニ値ス仍テ彼等ガ露西亞「フィンランド」、洪牙利、「ラトビア」、波蘭及獨逸ニ於ケル革命ノ經驗ヲ學ベバ學ブ程益々此原則ハ一般ニ廣ク諒解セラルルニ至ルベシ

依ツテ本會議ハ總テノ大衆「プロレタリア」分子ヲ無政府主義ヨリ共產「インターナショナル」ニ移ラシムル様努力スルハ吾人同志總テノ義務ナリト見做シ眞ノ共產黨ノ事績ハ種々アルヘキ

一五七

モ就中如何ナル程度ニ迄總テノ大衆「プロレタリア」分子ヲ無政府主義ヨリ吾黨ニ移ラシムルコトニ成功シタルヤニヨリテ測ルベキコトヲ宣言ス

一五八

第三款 第五回大會ニ於テ採擇セラレタル活動方針案

緒言

資本ノ支配ニ對スル革命的戰闘ニ於テ世界ノ「プロレタリア」ハ其ノ各個團體ノ努力ヲ統一シ且此等團體ヲ結合シテ「プロレタリア」ノ單一且國際的ノ軍隊タラシメザルベカラズ、共產「インターナショナル」ハ國境、國籍、民族、宗教、性又ハ職業ニ關係ナク戰闘的革命的「プロレタリア」ヲ統一スル國際的勞働者聯合ナリ、凡テノ共產黨ヲ包含シ且「プロレタリア」ノ國際的戰闘部隊タル共產「インターナショナル」ハ資本ノ羈絆ヨリ勞働者ヲ解放スルヲ以テ任務トス共產「インターナショナル」ハ「プロレタリア」ノ革命ニ依リ「ブルジョア」的制度ヲ實力ヲ以テ顛覆スルコトヲ宣傳シ且ツ組織的ニ計畫スルモノナリ、其際「マルクス」ニ依リ設立セラレタル共產主義者同盟ト第一「インターナショナル」ノ革命的傳統ヲ踏襲ス、共產「インターナショナル」ハ其ノ理論及實際ノ全般ニ於テ完全ニ革命的「マルクス」主義ノ見地ニ立ツモノナリ革命的「マルクス」主義ハ「レーニン」主義ニ於テ完成セラレタルモノニシテ「レーニン」主義ハ「プロレタリア」ガ權力獲得ノ

目的ヲ以テ直接戰闘ヲ爲ス時期ニ於ケル「マルクス」主義ニ外ナラザルモノナリ

此ノ見地ヨリ共產「インターナショナル」ハ大衆ノ階級意識ヲ明確ニスルノ目的ヲ以テ戰闘シ同時ニ辯證的「マテリアリズム」ヲ以テ「ブルジョア」的理想主義ノ教義ニ對立セシメ且ツ「プロレタリア」ニ對スル「ブルジョア」ノ凡テノ勢力ヲ排除スル爲メ宗教、理想主義的哲學、勞資協調ノ教理、社會主義、及日和見主義ニ對シ戰闘ス如クシテ共產「インターナショナル」ハ階級戰ノ基礎ニ立脚ス此ノ基礎ニ立チ共產「インターナショナル」ハ其「プログラム」ニ於テ戰闘ノ根本原則、基本目的及基本的方法ノ全般ニ互リ規定セルガ右綱領ハ幾百萬ノ勞働者ヲ統一シ、彼等ニ對シ資本主義的社會組織ニ於テ彼等ガ如何ニ壓迫セラタル状態ニ在ルカヲ明示シ且「ブルジョア」ニ對シ勝利ヲ博シ共產主義的社會ヲ建設スルノ道程ヲ示サントスルモノナリ

二、資本主義制度ニ於ケル賃金奴隸

(A) 搾取制度タル資本主義ノ一般的特質

現今ニ於テ資本ノ支配ニ服スルハ地表ノ殆ンド全部ナリ只「ソヴェト」聯邦ニ於テノミ資本支配ハ打破セラレタリ

(a) 貨物經濟ト私有財產

一五九

一六〇  
斯ノ如キ經濟組織ノ出發點ヲ爲スモノハ私有財産制度ト市場ヲ目的トスル生産即チ貨物ノ生産ナリ

(b) 生産手段ノ獨占

少數ヨリ成ル團體換言スレバ資本家ノ階級ハ貨物生産ノ手段及交通手段ヲ其ノ手中ニ獨占ス斯ノ如キ獨占ハ資本家ガ幾百萬ノ「プロレタリア」ニ對シテ有スル無制限ノ經濟的支配カラ保障スルモノニシテ「プロレタリア」ハ何等ノ生産手段ヲ有セザルヲ以テ其ノ勞力ヲ市場ニ販賣スルヲ餘儀ナクセララルモノナリ

(c) 賃金 勞働

賃税金勞働ト資本トノ關係ハ「ブルジョア」的社會ノ基礎タリ

(d) 支配階級ノ獨占的團體トシテノ國家組織(武器ノ獨占)

「ブルジョア」ノ經濟的支配ハ其ノ政治的支配即チ國家組織ニ依リ確保セラル何トナレバ其ノ國家組織ハ彼等ニ對シ武器ノ獨占的使用ノミナラズ身體ニ對スル權力行使ヲ目的トスル他ノ總テノ手段ノ獨占の使用ヲモ保證スレバナリ

(e) 教育ノ獨占

他方ニ於テ資本家ハ教育ヲ獨占セルヲ以テ「ブルジョア」階級ノ支配ハ又文化的方面ニ於テモ保證セラル

(B) 賃金勞働ト搾取狀態

(a) 賃金奴隷トシテノ勞働者

經濟的ニ壓迫セラレ且政治的文化的ニ束縛セラルル勞働階級ハ資本主義ノ制度ニ於テハ資本ノ奴隷ナリ

(b) 搾取 狀態

勞働者階級ハ人口ニ於テ絶ヘズ増加シツアル部分ニシテ右勞働者階級ハ其ノ勞力ヲ搾取スル「ブルジョア」ニトリテハ利潤ノ人的資源タリ

(C) 資本主義制度ノ根本的矛盾ノ増進

「ブルジョア」階級ハ利潤ヲ追及センガ爲ニハ不斷ニ其ノ生産力ヲ増進シ且資本主義的生產組織ノ範圍ヲ擴張スルヲ餘儀ナクセラル斯クシテ資本主義制度漸ク發達スルト共ニ其ノ根本的矛盾ヲ暴露シ遂ニ其ノ完全ナル破滅ニ至ルベシ

(a) 階級 戰



「小數ニ依ル大多數ノ搾取」ノ基礎ノ上ニ築カレタル資本主義社會ハ二個ノ相對立スル階級ニ分テ階級争闘ハ實ニ其ノ歴史ノ全部ヲ占ム

(b) 生産ニ關スル無規律状態(競争ト危機)

私有財産制度ノ支配ハ生産ニ關シ無規律状態ヲ呈セシメ生産組織ヲシテ何等ノ規律力ヲモ認ムルコトナク只盲目の歩調ヲタドラシムルノ原因トナレリ

其ノ結果ハ一方ニ於テ種々ノ企業及企業團相互間ノ争闘トナリ多大ノ勢力ノ浪費ヲ來タシ他方ニ於テハ生産ノ各部門ノ間ニ於ケル不一致ヲ來タシ且ツ生産ハ増加スルモ「プロレタリア」階級ノ消費ハ制限セラルルヲ以テ其ノ間ノ矛盾ヲ暴露シ以テ週期的危機ヲ惹起シ生産力ノ破壊ト「プロレタリア」ノ失業ヲ伴フモノナリ

(c) 資本主義國家間ニ於ケル權權ノ争奪ト戦争

資本主義制度ハ全世界ヲ搾取セントスルモノニシテ其ノ結果ハ特別ノ形式ノ競争即チ資本主義國家間ノ競争ヲ誘發シ其ノ結局ニ於テハ戦争ヲ惹起スルニ至ルベシ右戦争ハ經濟的危期及失業ト同様資本主義ノ矛盾タルモノナリ

(d) 資本集中ノ過程ハ資本主義制度ノ矛盾ヲ反映スルモノナリ

(e) 「ブルジョア」階級ト労働階級ノ對立ヲ生ズ

(f) 資本主義制度ノ破壊ハ不可避の現象ナリ

(g) 資本主義ノ發達ハ新社會組織形成ノ前提要件ナリ

(D) 帝國主義(資本主義ノ最後ノ階梯)

(a) 資本主義ノ世界的特質

資本主義ハ今ヤ中世界の資本主義即チ全世界ヲ支配スル經濟的體様タルニ至レリ

(b) 最近資本主義ノ獨占的性質(「ジンデケート」「カルテル」「トラスト」「コンシエルン」)

(c) 競争ノ新形式ト競争ノ激烈

(d) 金融資本ノ國家的權力(軍國主義)

(e) 資本主義抑壓ノ中心點

隷屬的地位ニ在ル國家的經濟團體及殖民地ナリ

(f) 資本主義ニ反抗スル勢力新章労働階級、植民地民族ニシテ之ヲ抑壓スル勢力ハ労働貴族

階級、社會民主黨等ナリ

(g) 矛盾ハ益々激烈トナル

(E) 右矛盾ハ益々激烈ナルベク一九一四年ノ戦争ハ資本主義破滅ノ最初ナリ

戦争ノ結果(資本主義没落ノ初期ニ於ケル現象)

- (a) 戦争ノ不生産的性質ト生産力ノ破壊
  - (b) 世界交通ノ破壊
  - (c) 植民地豫備軍ノ解放
  - (d) 社会收入ノ減少
  - (e) 帝國主義的少數團體間ノ争闘
  - (f) 植民地及本國間ノ抗争益々激烈トナル
  - (g) 階級戦モ益々激烈トナリタリ
  - (h) 資本主義制度ノ絶對的安定
- (F) 帝國主義戦線ノ崩潰ト社会革命期
- 階級戦争ハ世界大戦争中益々激烈トナリ遂ニ帝國主義側ノ戦線ハ其ノ最モ破壊サレ易キ地點即チ露國ニ於テ崩潰スル至レリ
- (a) 「プロレタリア」世界革命ノ端著トシテノ露國「プロレタリア」ノ十一月革命

露國「プロレタリア」ハ戦争上最モ有利ナル條件ノ下ニ在リタル結果十一月革命ニ依リ「プロレタリア」ノ支配ヲ顛覆スルヲ得タルモノニシテ右十一月革命ハ「プロレタリア」世界革命ノ時期ヲ開キ且ツソノ端緒トナリタルモノナリ

(b) 其他ノ革命

右ノ露國革命ニ次テ諸國ニ於テ「プロレタリア」革命ノ蜂起ヲ見タルガ此等ハ(一)或ハ一時戦勝ノ結果ヲ收メ得タルモ遂ニハ「プロレタリア」ノ残敗ニ了リ(「フィンランド」「洪牙利」及「ババリア」)(二)或ハ革命的共産主義運動ニ積極的ニ反抗セル社会民主黨ノ反逆的行爲ノ結果其ノ成功ノ中途ニ留ル状態ニ在リ(獨、埃)而レドモ此等ハ何レモ世界革命ノ一般的发展スルモノヲ意味シテ「プロレタリア」ノ幻想ハ一掃セラレ共産主義ノ革命力ハ統一セラルベシ

(c) 「ソヴェト」聯邦ノ意義

「プロレタリア」世界的運動ノ中心組織トシテ「ソヴェト」聯邦ノ成立セル事實ハ上述理由ニ依リ特別ノ意義ヲ有ス「ソヴェト」聯邦ハ只其ノ存在ノ事實ニ依リ資本主義制度ニ對シテ「撃ヲ加フルモノ」ニシテ同時ニ資本主義トハ主義上全ク相容レザルモノノ建設ヲ標榜シツツ今ヤ全世界ノ六分ノ一ヲ占ム

他方ニ於テ労働者階級ハ「ソヴェト」聯邦内ニ於テハ國家的權力ニ基ク凡テノ手段及補助ヲ利用シ得ルヲ以テ同聯邦ハ「プロレタリア」運動ノ最モ有力ナル團體タリ

一六六

(d) 反革命的勢力(社會民主主義ト「フアンシズム」)

社會民主黨ハ其權力ノ下ニ立ツ労働組合ト共ニ國際的革命運動發達ノ階梯ニ於テ横タハル最モ強固ナル反革命的勢力トシテ特別ノ意義ヲ有ス彼等ハ戰爭中ニ於テ労働者ノ利益ヲ尊重シツツ帝國主義的政府ヲ支持セリ(社會平和主義者、社會「シヨウビニスト」) 彼等ハ盜賊行爲ニ等シキ平和條約(「ブレストリトウスク」 「ベルサイユ」)ヲ支持セリ彼等ハ所謂將軍等ニ味方シ積極的勢力トシテ「プロレタリア」ノ革命運動ニ對シ最モ殘忍ナル壓迫ヲ加ヘタリ(ノスケ) 彼等ハ「プロレタリア」ノ最初ノ共和國ニ對シテ武裝的戰爭ヲ敢行セリ(露) 彼等ハ狡猾ナル手段ヲ以テ政權ヲ握レル「プロレタリア」ヲ裏切レリ(洪牙利) 彼等ハ盜賊的團體ニ等シキ國際聯盟ニ加入セリ(トーマス) 彼等資本家ノ味方トシテ植民地ノ奴隸ニ對シテ攻戰セリ(英國労働黨) 他方ニ於テ社會民主黨ノ平和分子ハ(中間派) ハ各種ノ平和的幻想及暴力排斥ノ宣傳ニ依リ労働者階級ヲ墮落セシメ以テ嚴格ナル意味ニ於ケル革命期ニ於テ資本主義ニ最良ノ武器ヲ與ヘタリ各派ニ屬スル社會民主黨ハ斯クテ「ブル

ジョア」社會ノ最後ノ豫備軍デアリ其ノ最モ有力ナル支柱タリ

「ブルジョア」階級ガ「プロレタリア」ヲ壓迫シ又ハ階級對立ノ勢ヲ熾痺スルノ手段トシテ利用シタル社會民主黨ト相違ンデ一般大衆ノ不滿ヲ利用シ其ノ不滿ヲ反革命的方向ニ誘導スル他ノ形式トシテ「フアンシズム」ノ出現ヲ見タリ

此ノ二個ノ手段タルヤ資本主義社會ノ正規ノ状態ニ於テハ之ヲ見ザル處ニシテ資本主義社會ノ一般の危機ノ兆候トシテ出現スルモノニシテ同時ニ革命ノ進展ヲ阻止セリ

(e) 共產黨ト共產「インターナショナル」

労働階級間ニ於テ帝國主義的幻覺ヲ打破スルハ「プロレタリア」ヲ社會民主黨及「フアンシズム」ノ影響ヨリ解放スル所以ニシテ共產黨發達ノ基礎ヲ作ルモノナリ而シテ戰爭中各國ノ共產黨ハ労働者ノ有力ナル革命的聯合即チ共產「インターナショナル」ニ結合ラセルルニ至リタルガ共產黨「インターナショナル」ハ人類ヲ死滅ト墮落ヨリ救ヒ之ヲ共產主義ニ誘導セ

二、労働者ノ解放ト共產主義的社會組織

共產「インターナショナル」ノ終局ノ目的ハ現今ノ資本主義的社會組織ニ代フルニ共產主義的社

一六七

會秩序ヲ以テスルニ在リ

同社會組織ニ於ケル特徴左ノ如シ

(a) 無規律狀態ノ廢止(階級及階級戰ノ廢止)

共產主義的社會ニ於テハ無規律狀態即チ階級ノ對立ニ代フルニ勞働者ヨリ成ル一個ノ共同團體ヲ以テス

從テ階級ノ對立スルガ爲メニ生ズル不生産的出費ハ之ヲ省ク事ヲ得且ツ解放セラレタル「エネルギー」ハ人類ノ自然ニ對スル支配力ヲ増進スル目的ニ使用スルヲ得

(b) 私有財産制ノ廢止、無規律ナル生産組織(競争ト戰爭)ノ消滅

生産手段ヲ共有ニ移ス事ニ因リ從來競争ノ爲ニ用ヒラレタル不規律ノ勞力及盲目的生産組織ハ消滅シ勞力ハ合理的ニ組織セラレ生産ハ右ニ相當スル一定ノ計畫ニ基キ行ハルニ至ルベシ  
斯ハ如クシテ無規律ナル生産組織ヲ廢止セバ戰爭ヲモ除去スルヲ得ベシ

(c) 國家ニ依ル搾取ノ廢止(支配組織ト強制規範ノ廢止)

私有財産ト階級ノ廢止ニ依リ人類ガ人類ヲ搾取スルノ組織モ亦除去セラレルベシ從テ勞働ハ最早他人ノ爲ノ勞働タラザルニ至ルベク且貧富ノ懸隔ハ消滅スベシ

同時ニ又國家ヲ始メ階級の支配ヲ目的トスル機關ハ消滅ス從テ強制的規範モ亦消滅スベシ

(d) 教育ノ普及ト教育ノ資格

階級ノ廢止ノ結果ハ教育ノ獨占モ消滅シ一方ニ於テハ一體ノ文化方面ニ於ケル獨裁ハ不能トナリ他方ニ於テハ才能天才ニ對シ廣汎ナル選擇ノ範圍開カル

(e) 生産力ノ増進

共產主義社會ニ於テハ生産力ノ増進ニ對シ何等社會的制限ノ存在スル事ナク同社會ニ於テハ最早生産手段ノ私有モ利己的ナル利潤ノ計算モ、人工的ニ維持シ來タレル大衆ノ無智モ資本主義社會ノ技術的進歩ノ結果タル貧困モ巨額ノ浪費モ無シ

(f) 經濟ト科學ノ組織

技術ト科學ノ結合、生産ノ科學的組織、統計的社會的簿記、經濟上總テノ能力ノ利用(業務ノ正當ナル分配、集中、自然力ノ出來得ル限リノ利用)ハ勞働ノ生産力ヲシテ最大ノ效果アラシメ人類ノ「エネルギー」ヲシテ科學ト藝術ノ偉大ナル發揮ノ爲メ自由ナラシムル事ヲ得ベシ

(g) 福利ト文化ノ増進

生産力ノ増加ハ新ナル社會組織ニ於ケル人類全體ノ幸福ヲ増進シ歴史ニ於テ未ダ嘗テ見ザル文化ノ隆興ヲ來タスベシ

一七〇

(h) 共產主義的文化ノ性質ト統一セラレタル人類

共產主義ニ於テ初メテ統一セラレタル人類ノ新ナル文化ハ人類間ノ明白ナル相互關係ニ立脚ス從テ各種ノ神祕、宗教、偏見及迷信ヲ撲滅シ全能ナル人智ヲ發達セシム

三、「ブルジョア」階級ノ顛覆ト共產主義ノ爲メノ戦闘

(A) 過渡期ノ一般の特質

帝國主義的組織ヨリ共產主義的組織ニ移ル間ニ於テハ所謂過渡期アリ其ノ特質左ノ如シ

(1) 「プロレタリア」ノ永續的戦闘

(2) 資本主義的社會ノ永續的没落

(3) 民族戦争植民地反亂

本來ハ革命的ニアラザルモ其ノ帝國主義ノ支配ニ反抗スル意味ニ於テ「プロレタリア」世界革命ノ客觀的成立要素タリ

(4) 社會主義國家ト資本主義國家間ノ戦争、兩者ノ間ニ或裝的又ハ平和的戦闘ヲ爲ス

(5) 相容レザル二個ノ社會的經濟組織間ニ於ケル一時的ノ妥協ト必死の戦闘

(B) 共產主義ノ爲メノ戦闘ノ絶對的の要件トシテノ「プロレタリア」獨裁

(a) 「プロレタリア」獨裁ノ必要

資本主義的社會ヨリ共產主義的社會ヘ推移スル爲メノ絶對的の要件換言レバ人類ノ發達ノ唯一ノ出發點ハ革命ニ依リ「ブルジョア」國家ヲ顛覆シ労働者ガ權力ヲ獲得スル事ナリ労働者階級ハ就中其ノ敵ヲ破リ新政治組織ヲ確立スル事ヲ以テ其任務トスベシ

「プロレタリア」ノ獨裁ハ今後社會ノ發達スル爲メ必要ナル基礎的前提要件ナリ

(b) 「プロレタリア」階級ノ戦闘機關ニ依ル「ブルジョア」國家ノ顛覆

「プロレタリア」ニ依ル權力ノ獲得トハ「プロレタリア」大衆戦争ノ戦闘機關ニ依リ「ブルジョア」的國家ヲ破壊シ又同機關ニ依リ新ナル「プロレタリア」ノ階級的の權力ヲ組織スル事ニ外ナラズ

(c) 國家權力ノ形式トシテノ「ソヴェト」制度

「ソヴェト」共和國ガ「プロレタリア」國權ノ最モ有效ナル形式ナル事ハ露國及洪牙利革命並ニ一八七一年巴里「コンミオン」ノ經驗ノ示ス處ナリ、廣汎ナル大衆運動ヨリ直接發

一七一

生セル此ノ形式ハ大衆ノ活動力ヲ極度迄ニ發揮シ其ノ決定的勝利ヲ博スルコトニ對シ最大ノ保證ヲ與フル形式ナリ

一七二

(d) 「ブルジョア」的民主主義ト獨裁

「ソヴェエト」國家ノ形式ハ「ブルジョア」的民主主義トハ全然相容レザルモノニシテ「ブルジョア」的民主主義ハ「ブルジョア」ノ獨裁ヲ裝フ形式ニナリ、労働者ノ大衆團體ハ「ブルジョア」的民主主義ノ下ニ於テハ只隱忍スルニ過ギザルモノ「プロレタリア」獨裁ノ下ニ於テハ「プロレタリア」國家ノ最も主要ナル支柱ニシテ且機關タリ

「ソヴェエト」國家ハ「ブルジョア」的民主主義ニ反シ人口ノ壓倒的多数ヲ占ムル「プロレタリア」ノ利益ノ爲メニ搾取者ヲ抑壓スルヲ以テ其ノ公然ノ任務トナス

「ブルジョア」的民主主義ハ生産手段殊ニ重要ナル物質的價值ヲ有スル總テノ物件ニ對スル資本家階級ノ獨占ヲ以テ動かカスベカラザルモノト爲シ労働者ノ形式的權利ヲ以テ全ク空虚ノモノトラシムルニ反シ「ソヴェエト」國家ハ労働階級ノ自由ヲ物質的ニ保證シ、労働團體ノ活動ヲ可能ナラシメ、以テ右労働者ノ權利ヲ遂行スル爲ニ必要ナル前提條件ヲ作ルモノナリ、凡テノ搾取制度ニ於テハ性、民族、宗教、國籍ノ相違ニ基キ人民ノ不平等ヲ認ムルモ

「プロレタリア」獨裁ハ歴史上初メテ右不平等ヲ除去シ以テ未ダ如何ナル資本主義國家ニ於テモ實現セラレザリシ人民ノ平等ヲ確立スルニ至レリ

「プロレタリア」民主主義ハ其ノ機關ヲ以テ労働者間ニ最も廣汎ナル民主主義制度ヲ實現スルモノニシテ即チ右大衆ニ對シ最も接近シ之ヲ行政ニ參加セシムルモノナリ、代表者ヲ新ニ選舉スル權利、其ノ臨時召集、行政權ト司法權ノ聯絡竝ニ地域ニ據ラズシテ生産制度ニ從フ選舉制度(工業及營業團體等ニ據ル)此等ニ凡テ「ブルジョア」的代議制度ノ共和國ト「プロレタリア」ノ「ソヴェエト」制度トノ間ニ存スル著シキ懸隔ナリ

労働階級ハ全労働大衆殊ニ農民大衆ノ指導者ニシテ又前衛ナルガ其ノ指導者トシテノ任務ノ遂行ヲ確保スル爲メニ法律上ノ特權ヲ認メラル、右法律上ノ特權ハ其ノ發達ノ第一階梯ニ於テハ已ヲ得ザル處ナルガ漸次之ヲ廢止スルニ努メザルベカラズ

(e) 「ブルジョア」ノ武器獨占ノ制度ノ破壊

「ブルジョア」ノ武器獨占制度ヲ打破シ之ヲ「プロレタリア」ノ掌中ニ掌握スル事ハ労働階

一七三

級ニ依ル政權獲得ノ重要ナル要素タリ「ブルジョア」ノ武装ヲ解除シ「プロレタリア」ヲ武

(f) 武装セルコトハ「プロレタリア」ノ主タル目的トナスモノナリ

(g) 軍隊ノ組織

「プロレタリア」ノ軍隊ハ嚴格ナル訓練ニ基キ、階級ノ原則ニ立脚シ、「プロレタリア」ノ獨  
裁ヲ完全ニ建設セントスルノ目的ニ副ヒ且「プロレタリア」ニ對シテ其ノ指導的地位ヲ保  
證スルモノタラザルベカラズ

(h) 掠奪者ヨリノ没收「ブルジョア」ノ生産手段獨占ノ廢止、實權獲得ニ必要ナル事業(土地、  
大産業、銀行、大規模取引、外國貿易、印刷事業及新聞)ヲ「プロレタリア」ガ奪取スル  
コト、「プロレタリア」國家ノ經濟政策ト私經濟トノ間ニ正當ナル關係ヲ樹立スルコト、戰  
時共產主義資本主義經濟ニ於ケル手段方法ノ暫時使用、經濟ハ如何ナル形式ヲトルベキヤ  
ノ論争、労働者及農民ノ經濟上ノ同盟

勝利ヲ得タル「プロレタリア」ハ其捷チ得タル權力ヲ利用シ、一方敵ノ反抗ヲ彈壓シ且ツ  
「ブルジョア」ノ攻撃ニ抗シテ労働階級ノ支配ヲ永續セシメ他方其勢力ヲ集中シテ掠奪者  
ヨリノ掠奪ヲ敢行セザル可ラズ即先ヅ經濟上ノ革命的變更ヲ行ヒ次テ他ノ總テノ社會上

ノ變革ヲ行フベシ、原則トシテコノ掠奪ハ没收ノ形式ニ於テ行ハル即生産手段ノ無償没  
收ヲ行ヒ「プロレタリア」國家ノ手ニ移サザル可ラズ、此方面ニ於テ共產「インターナ  
ショナル」ハ次ノ如キ基礎確立ニ必要ナル手段方法ヲ提唱ス

一、産業ノ大規模ナルモノ、運送、交通(電信、電話)及電氣事業ヲ「プロレタリア」  
ノ支配下ニ置クコト

二、大地主ノ所有地ヲ國有化シ、「プロレタリア」專制機關ノ處分ニ委シ農業「プロレタ  
リア」ノ助力ヲ借リテ土地ヲ開拓シ以テ農業「プロレタリア」ヲシテ國有財産ニ關ス  
ル國家行政ニ關與セシメ、大地主所有地ノ一部殊ニ農業「プロレタリア」ガ貸借シテ  
耕作シ居リタル土地ヲ貧農及一部ノ中農(農民ニ與ヘラルベキ土地面積ノ標準ハ經濟  
上ヨリ見テ收支價フヤ否ヤニヨリ又農民ヲ中立セシムルニ必要ナル程度ニ從ヒ更ニ社  
會政策的見地ヨリ決定セラル)ニ讓與スルコト、農業上ノ改良資金信用ヲ設定スルコ  
ト、高利及土地投機ヲ取締ルコト、農民啓發救助ヲ講ズルコト例ヘバ適當ナル學校ヲ  
建設スルコト等

三、銀行ノ國有化、全部ノ準備貨幣、有貨證券其他ヲ「プロレタリア」國家ノ手ニ移ス

三、コト、小節約者又ハ小預金者ノ利益ヲ擁護スルコト銀行組織ノ中央集権ヲ行フコト及  
總テノ大銀行ヲ共和國中央銀行ノ下ニ隸屬セシムルコト

四、大商業ノ國有化又ハ都市有化

五、國債ノ破却

六、外國貿易ノ獨占

七、主モナル印刷所及新聞ノ獨占

コレラノ各項目ヲ實現スルニ際シテハ次ノ原則ニ注意セザル可ラズ

原則トシテ小中企業ハ國有化ス可ラズ、第一ノ理由ハ「プロレタリア」ハ權力ヲ得タリ  
トスルモ特ニ其專制實現ノ當初ニハ建設的方面ニ必要ナル頭數ヲ有セザルヲ以テ舊制度  
ヲ破却シ更ニ其上小中ノ生産機關ノ連絡ヲ保ツコトハ不可能ナルガ爲ナリ

第二ノ理由ハ「プロレタリア」ハ中間團體ノ反抗ヲ生ゼシメザルヲ要スルガ爲ナリ、政  
權ヲ獲得シタル「プロレタリア」ハ一方中央集権的ニ且ツ計畫的ニ行ハルル生産ト一方  
單ニ附ケタリニ過ギザル生産トノ間ニ正確ナル區別ヲツケ後者ハ個人ノ意思ニ委セザル  
可ラズ

上記ノ如キ基礎確立ノ手段方法ヲ實行スルコトニヨリ政權ヲ得タル「プロレタリア」ハ  
資本主義經濟ヨリ社會主義經濟ヘノ最初ノ過渡期ニ於テ實行スベキ經濟政策上ノ根本的  
使命ヲ果スニ當リ最モ重要ナル前提條件ヲ充ストナルナリ  
此根本的的使命ヲ果ス方法ハ一方此目的ヲ達センガタメ經濟上如何ナルコトヲナスガ必要  
ナルカ又他方今後モ永ク存続シ又繰返サルベキ内亂又ハ戰爭ニ對シ政治上如何ナル  
コトヲナスガ必要ナルカニヨリテ決セラル、各國ノ經濟並ニ政治狀態及其國際關係ノ具  
體的條件ニ從ヒ長短ノ差コソアレニ定期間ハ吾人ノ敵タル階級ノ物質上ノ根據ヲ覆ヘシ  
現存スル貯藏物ヲ合理的ニ消費スベク仕組マレタル經濟的組織ヲ必要トスルハ明ナリ但  
シ之ガ爲メ「プロレタリア」ノ經濟生活ト密接ナル關係アル私經濟ノ生産額ヲ（徵發其  
他ニヨリ）減少セシメ、生産力ノ増加ヲ大大的ニ阻止シ場合ニヨリテハ生産不能ニ陥ラ  
シムルコトモアリ得ルナリ（戰時共產主義）

ナレド公明正大ナル内亂戰ノ終熄後即勞動階級ノ政治上ノ優越權ヲ確立シタル後合理化  
ナレタル經濟政策ガ利益ニシテ目的ニ適ヘルコトハ愈々明トナリ尊重セラルベク、同時  
ニ戰時共產主義ノトリタル手段ハ姿ヲ隠シ遂ニハ廢止セラルベシ



「プロレタリア」專制ノ初期ニ當リ社會經濟ハ全體トシテハ次ノ如キ形ヲトルベシ  
 一 概ニ經濟改革ト云フモ大ハ社會主義化セル大産業及社會主義化セル農業生産ノ統一ヨ  
 リ小ハ手工業又ハ農夫ノ小規模ナル私經濟ニ至ルマデ種々雜多ナル經濟改革ニ在リ  
 當該國ガ資本主義ノ色彩濃厚ナル程經濟組織ノ形式ハ益々多種多様ナリ  
 此ノ種々ナル形式ニ對應シテ種々ナル階級ト經濟的衝動ノ種々ナル形式トガ存シ、其階  
 級及經濟的衝動ノ動キヨソ現實ノ生産從ツテ生産力ノ現實ノ發達ヲモ左右スルモノナリ  
 大規模ノ生産及經濟上決定的勢力ヲ有スル生産ヲ其掌中ニ收メタル「プロレタリア」ノ  
 經濟政策上ノ根本的使命ハ此ノ點ヲ考慮シテ決セラルベキナリ、大産業又ハ交通機關ノ  
 經濟上ノ勢力竝ニ國家ノ行政機關ノ權力ヲ利用シ、私經濟及私經濟的ニ活動セントスル  
 欲望ヲ調整シ遂ニハ出來得ル限リ四消ニ此種私經濟ナル形式ヲ消滅センメザル可ラズ此  
 場合最モ必要ナルハ市場ニ適合スル様取計ヲコト及市場關係ヲ調整スルコトナリ  
 「プロレタリア」ハ市場ノ調整ニヨリ又時代遅レノ經濟組織及之ヨリ絶間ナク生ズル「ブ  
 ルジョア」、商人、資本家等ノ階級ト戰フコトニヨリ、「プロレタリア」專制ノ欲スル經濟  
 形式ノ實現ヲ期セザル可ラズ、但シ市場ニ適合センガ爲ニハ資本主義經濟ノ下ニ行ハル

ル形式又ハ方法ヲ暫時準用セザルヲ得ズ（經濟上ノ種種ノ計算、貨幣ニヨル支拂、取引上  
 ノ諸機關ヲ設ケタルコト、即取引所及銀行其他ノ如シ）ナレド此等ノ形式ハ資本主義經濟  
 ノ夫レト同一ナルモ「プロレタリア」國家ニ於テハ内容ハ反資本主義的ノモノタルコト  
 恰モ現在ノ「プロレタリア」軍隊ガ形式ハ資本主義時代ノ通りナルモ其内容ハ反資本主  
 義的ニシテ其色彩ハ益々濃厚トナリツツアルガ如シ、又コノ資本主義的ナル形式又ハ方  
 法ヲ用フルコトハ其レ自身資本主義克服ノ萌芽ヲ培フコトナルナリ、何トナレバコノ  
 形式方法ニヨリ「プロレタリア」ノ大生産ガ速クニ發展スレバスル程市場關係ヲ特ニ重  
 要視スルノ必要ハ益々僅少トナリ、計畫的ナル經濟政策ハ益々發達シ、資本主義的經濟  
 形式ハ益々必要トナルヲ以テナリ

ナレド社會主義化シタル事業ニ於テモ現在ノ如ク資本主義ノ影響ノ殘存シ且ツ勞働階級  
 ノ不統一ナル状態ニ於テハ暫クノ間ハ（割増賃金制度、出來高拂ノ賃金制度其他ノ如キ）  
 資本主義的ナル種種ノ形式方法ハ幾分コレヲ準用スルコトハ已ムヲ得ザルナリ  
 「プロレタリア」國家ハ小生産者ガ會社經營ニ移ラントスル場合ニハ其形式ノ如何ヲ問ハ  
 ズ如何ナル方法ヲ以テシテモ之ヲ支持促進セザル可ラズ、次ニ農民組合問題ハ重大ナル

意義ヲ有ス殊ニ農業國ニ於テハ特ニ然リ。資本主義及「ブルジョア」專制下ニ於テハ農民組合ハ已ムヲ得ズシテ資本主義的機關ト化シ農民組合ハ資本主義經濟ノ全組織ノ中ニ入りタル爲所謂「農業社會主義」ハ惱マシキ改良主義的「ユートピア」トナリタルニ反シ合理的ナル經濟政策ノ下ニ「プロレタリア」專制ノ世ニ於テ、社會主義化シタル大生産ノ發送セル場合ニハ農民組合ハ不可避免的ニ「プロレタリア」專制ノ經濟組織ノ中ニ發送セザルヲ得ズ

「プロレタリア」ト「ブルジョア」トノ階級戦ニ於テ、又其過渡期ノ初メニ當リテハ「ハ」ノ過渡期ノ大部分ハ相互ニ競争シニ定期間ハ並行シテ生長スルニツノ經濟形式ノ間ノ争闘ナルコトヲ常トス「プロレタリア」ノ經濟政策ノ主要事項ハ「プロレタリア」ニ敵對スル時代遅レノ經濟組織ヲ間斷ナク排除スルコトナリ。コレガ爲ニ特ニ重要ナルコトハ巧ニ國有産業ト組合組織ヲ有スル農業トヲ結合シ商業資本及産業資本ニ對抗セシムルコトナリ

國家財政及租稅ヲ利用シ「プロレタリア」國家ノ掌中ニ在ラザル生産方面ニ於テモ生産力ノ分配ヲ整調スルコトハ緊要ナリ

「プロレタリア」ハ都市ト地方トノ關係ヲ特ニ注意シ充分ナル用心ヲ以テ考察セザル可ラズ、且「プロレタリア」ハ農民ノ個人的勞働欲ニ對シテハ何等ノ制限ヲ加フ可ラズ

普通取引關係ノ認メラルル範圍及新經濟政策ノ適用セララルル範圍ハ資本主義的大企業ガ小企業ニ對スル關係ニ於テ許サルル範圍ニ準ズルコトハ勿論ナリ、即當該國ノ國民經濟ノ發達程度ニ準ズルナリ

(D) 「プロレタリア」專制及階級

徵發者ヨリノ徵發ヲ實現センガ爲ノ争闘ニハ此争闘ニ於ケル總テノ要素

(a) 「ブルジョア」及大地主ノ根本的ナル研究ヲ必要トス

大「ブルジョア」及大地主並高級軍人及高級官僚ノ團體ニ在リテ彼等ニ盲従スルモノハ勞働

階級ニトシテ不俱戴天ノ敵ニシテ彼等トハ斷乎トシテ戦フコトヲ緊急必要トス

(b) 彼等ノ組織力ヲ出來得ル限リ利用スルコト

此等階級ノ組織力ヲ利用スルコトハ原則トシテ、「プロレタリア」專制ノ確立シ且ツ總テノ

搾取者ノ陰謀又ハ一揆ヲ決定的ニ鎮壓シタル後ニ初メテ可能ナリ

(c) 技術家タル頭腦勞働者

「プロレタリア」革命ニトリ技術家タル頭腦労働者ノ問題ハ重大ナル意義ヲ有ス、「プロレタリア」ハ彼等ノ反革命的行動ハ最モ峻烈ニ彈壓スルト同時ニ此等教養アル頭腦労働者ノ力ハ絶対ニ必要ナルヲ以テ、此等ノ頭腦労働者及ヒ特ニ大戦ニヨリ難澁シタル連中ニ對シテ經濟上ノ困難ヲ來スガ如キ措置ハ悉クコレヲ避ケザル可ラズ「プロレタリア」ハ頭腦労働者ニ文化的ナル社會主義建設ノ有望ナル將來ヲ説キ彼等ヲシテ「プロレタリア」專制ノ理想ヲ了解セシメザル可ラズ

(d) 農民ノ中立

農民ニ對スル共產黨ノ使命ハ彼等ノ大多數ヲ其味方トナスニアリ、勝利ヲ得タル「プロレタリア」ハ農民間ニ於ケル各種ノ團體組織ハ嚴格ニ保持シ其特有ナル意義ヲ了得評價シ、農民中ノ無産者ナル「プロレタリア」階級ヲ支持シ、彼等ニ大地主ノ所有地ノ一部ヲ與ヘ高利資本ニ對スル闘争ヲ容易ナラシメザル可ラス「プロレタリア」ハ中農階級ノ所有地及共財産ニ手ヲ觸レズシテ彼等ヲ中立セシメザル可ラズ而シテ大農ガ大地主ト共ニ一團トナリテ行フ總テノ攻撃ヲ排撃セザル可ラズ

(e) 地方貧民ノ團體

コノ大農及大地主トノ戦ニ於テ「プロレタリア」ハ農業ニ於テ賃銀労働制度ノ發達セル國ニ於テニ地方「プロレタリア」指導ノ下ニ在ル地方貧民ノ團體ヲ根據トセザル可ラズ

(f) 都市ノ小「ブルジョア」

極端ナル反動運動ト「プロレタリア」ヘノ同情トノ間ヲ彷徨スル都市ノ小「ブルジョア」ハ同様ニ出來得ル限リ中立タラシムベシ、彼等ノ僅少ナル財産ノ不可侵ヲ認メ、彼等階級ニ對シテ經濟的交渉ノ自由ヲ認メ且高利ヲ暴ル信用制度ニ對スル反抗ニ於テ彼等ニ補助手段ヲ與フルコト等ニ依リ彼等ハ其ノ中立ノ地位ヲ保證セラル

(g) 「プロレタリア」團體ト「プロレタリア」國家

右總テノ任務ヲ遂行スルニ當リテハ「プロレタリア」ノ各種團體即産業組合、労働組合、殊ニ革命ノ指導的勢力トシテノ共產黨ハ「プロレタリア」政權ノ事實上ノ機關タルベシ只斯ノ如キ團體ニ依リ「プロレタリア」權力ヲ無制限ニ支持シ且階級意思ノ完全ナル一致ヲ圖リ且共產黨ノ指導ノ下ニ於テ「プロレタリア」ハ人類歴史上ノ危機ニ於テ社會ノ組織者トシテノ役務ヲ盡スコトヲ得ベシ

D、「ブルジョア」ノ教育獨占ノ廢止

(a) 「ブルジョア」ノ教育独占ノ打破

資本家階級ノ生産手段ノ独占ヲ廢止スル「プロレタリア」ハ又同ジク「ブルジョア」階級ノ教育手段ノ独占ヲ打破シ即チ大學ヲ初メ全教育機關ヲ其ノ手中ニ收メザルベカラズ

(b) 「プロレタリア」専門家ノ養成

「プロレタリア」ノ特ニ重要ナル任務ハ生産方面(技師、技術家、組織者、簿記者)ノミナラズ科學及軍制等ノ範圍ニ互リ労働者階級ヨリ専門家ヲ養成スル事ナリ斯ノ如クニシテ絶エズ新ナル部隊ヲ養成スル事ニ因リ「プロレタリア」ハ實際上其ノ社會建設ノ事業ヲ指揮スル眞實ノ動力タルベシ

(c) 「プロレタリア」ノ文化的向上

「プロレタリア」大衆ノ文化ノ程度ヲ向上セシメ且大衆ヲ政治的ニ啓蒙シ、其ノ智識及技術ノ標準ヲ向上セシメ社會的活動ヲ實習セシメ且「ブルジョア」及小「ブルジョア」ノ偏見等ニ對シテ戰闘スルヲ以テ任務トスベシ

(d) 宗教ニ對スル抗爭、國家ト教會、教會ト學校

宗教ニ對スル抗爭ハ「ブルジョア」ノ偏見及迷信ニ對シテ抗爭スルノ任務中ニ於テ特別ノ地位ヲ占ムルモノナリ

右戰闘ハ必要ナル戰術ト周到ナル注意トヲ以テ遂行シ殊ニ勤勞者ノ階級ニ於テハ宗教ガ從來日常生活ノ根底トナリ來リタル關係上特別ノ注意ヲ要ス

「プロレタリア」國權ハ教會ニ對スル國家ノ支持ヲ廢止シ教會ト國家教育トノ混淆ヲ防止シ尙教會組織及其ノ各個ノ職員ノ反革命的活動ニ對シテ抗爭スベシ

E、帝國主義ニ依ル抑壓ノ除去「プロレタリア」ノ自由意志ニ依ル國家的結合

植民地半植民地及民族國家ト帝國主義母國間ノ人工的ニ作り出サレタル關係ハ帝國主義的大國家ノ主ナル支柱ヲ爲シ又爲シタリ故ニ植民地及民族問題ハ資本主義社會破滅ノ見地ヨリ云フモ社會主義的建設ノ見地ヨリ云フモ特ニ重大ナル役割ヲ演ズ

此ノ範圍ニ於テ共產「インターナショナル」ハ「ブルジョア」及社會民主黨ノ政策ニ全然反對シ次ノ如キ「プロダラム」ノ要求ヲ確定ス

(a) 民族自決權

國家ヲ完全ニ解體スルノ權利ヲモ包含スルモノト解セラルル民族ノ自決權ノ原則ハ「ブルジョア」國家ニ對シテハ其ノ帝國主義ニ反抗スル戰闘手段タリ又「プロレタリア」ノ獨裁ニトリテハ「ブルジョア」ノ支配ニ依リ長年ニ互リ醸成セラレタル國民ノ不信任ヲ説得スル

ノ手段タリ

(b) 植民地ノ解放

植民地ノ解放及帝國主義ニ反抗スル植民地運動ノ支持

(c) 「ソビエト」共和國ノ結合(最初ハ「フエドレーション」ノ形式ニテ)

國家組織ニ關スル右ノ「プログラム」上ノ諸點ノ外共產「インターナショナル」ハ總テノ民族ノ平等ヲ要求シ以テ或ル民族ニ對スル除外例ノ除去ヲ要求ス

共產「インターナショナル」ハ又資本主義的移民法(例ヘバ北米合衆國ニ於ケル排日法)ニ反對シ「シビニスト」及國民主義ニ反對ノ意味ノ宣傳ヲ爲ス

(d) 資本主義國家ニ對スル反對ト妥協ノ可能性

「プロレタリア」ノ政權獲得ハ總テノ國ニ於テ同時ニ之ヲ行ヒ得ザルノミナラス各重要國家間ニ於テスラ然ルガ故ニ資本主義國家ノ外ニ「プロレタリア」國家ノ併立スルノ事實ヲ考慮シ資本主義國家ト「プロレタリア」國家間ニ於ケル主義上ノ對抗アルニ拘ラズ「プロレタリア」國家ガ其ノ外交政策ノ範圍ニ於テ資本主義國家ト妥協スルコトハ可能ニシテ且時トシテハ義務的タルコトアリ(外國トノ商業上ノ關係、借款、利權、政策、一般的會議又

ハ軍事協定其他ノ協定ヘ參加スルコト等)

四、「プロレタリア」獨裁ヘノ階梯

「プロレタリア」獨裁ニ到達センコトヲ目的トスル戰爭ニ於テ其ノ勝利ヲ收メンガ爲メニハ團結強固ニシテ戰爭ノ經驗ニ富ミ且ツ訓練ノ充分ナル集權的共產黨ニ依ル指導ヲ前提要件トス

右團體ハ労働者階級ノ前衛ニシテ同階級中ノ最モ優秀ニシテ階級意識ノ最モ強固ニシテ且最モ勇敢ナル分子ヨリ成ル、同黨ハ「プロレタリア」ノ總テノ戰爭ノ經驗ヲ獲得シ「マルクス」主義ノ革命ノ理論ニ立脚シ、労働階級ノ全體ノ一般的永久的利益ヲ代表シ「プロレタリア」ノ根本的信條、其ノ意思及其ノ革命的行動ヲ統一スルモノナリ

「プロレタリア」ノ權力掌握ヲ目的トスル戰鬥團體トシテ右共產黨ハ何等カノ黨務ヲ遂行シツツアル現役ノ革命闘士ヨリ成ル、斯クシテ同黨ハ革命的團體トシテ強固ナル訓練ト最モ嚴格ナル革命的秩序即チ「デモクラチク」ナル集權主義ニ依リ結束セラル而シテ此ノ事タルヤ「プロレタリア」前衛ノ階級意識、革命ノ爲ノ服従、「プロレタリア」大衆及労働大衆ト不斷ニ聯絡ヲ保チ得ル能力及其ノ政治的指導ノ正鴻ニ因リ達シ得ベシ

(a) 共產黨ノ戰術

其ノ歴史的任务ヲ遂行スル爲メ共產黨ハ左ノ如キ戰術上ノ目的ヲ豫定シ其ノ達成ニ努ム  
 共產黨ハ勞働大衆ノ大部分ヲ其ノ權力ノ下ニ收メザルベカラズ婦人勞働者、青年勞働者ニ就  
 テ又然リ(都市及農村ノ無資産階級、貧困ナル智識階級及所謂小「ブルジョア」階級)折ノ如  
 キニシテ共產黨ニ依リ指導セラルル「プロレタリア」ノ政治的統率關係ヲ實現ス  
 共產黨ハ各國內ニ於ケル支配階級間ノ抗爭ノミナラズ又其ノ國際的抗爭ヲモ利用スベシ(例  
 戦争ノ危機利用)

(a) 共產黨ハ資本主義ノ支持者タル社會民主主義及黄色勞働組合ノ官僚主義ヲ排斥シ其ノ假面ヲ  
 剥ギ其ノ政治的勢力ヲ打破シ「プロレタリア」ノ大衆ノ組織的團體ヲ其ノ權力ノ下ニ置カザ  
 ルベカラズ(勞働組合、産業組合、職業委員會、勞働委員會等)

(b) 共產黨ハ「プロレタリア」運動ノ最終ノ目的ヲ達成セントスル戰爭ニ於テ具體的事情即チ  
 各階級間ノ權力關係、資本主義ノ強固ノ程度、「プロレタリア」ノ準備的階級、中間階級ノ態  
 度等ヲ考量シ、右事情ニ應ジテ其ノ標語及戰爭方法ヲ作成決定スベシ共產黨ハ又事情ニ依リ  
 多クノ部分的要求又ハ中間的標語ヲ定ムル事アルモ此等要求標語ハ革命ノ最終目的(權力ノ  
 獲得ト「プロレタリア」的資本主義的社會ノ顛覆)ニ追隨スルモノナラザルベカラズ

(c) 共同戦線ノ戦略ト勞農政權

部分的要求及中間的標語ヲ設定セザルハ共產主義戰術ノ根本原則ニ副ハズ何トナレバ必ズヤ  
 黨ノ行動ヲ受動的ナラシメ且ツ其ノ大衆トノ聯絡ヲ斷ツヲ以テナリ

共同戦線ノ戦略及勞農政權ノ標語ハ共產黨ガ勞働大衆ヲ集收セントスル間ハ常ニ其ノ戦略ノ  
 最も重要ナル要件タリ

(d) 革命状態ト黨ノ戦術

革命ヲ起シ得ル直接状態發生ノ場合即チ支配階級ノ組織ガ多少トモ動搖シタル場合、大衆ガ  
 革命ヲ惹起シ得ル状態ニ在ル場合、中間階級ガ「プロレタリア」側ニ傾キタル場合ニ於テハ  
 「プロレタリア」團體ハ「ブルジョア」國家ニ對スル戰爭ノ直接ノ渦中ニ勞働大衆ヲ引キ入ルベ  
 キ任務ヲ生ズベシ、此ノ事タルヤ其ノ標語ヲ益々激烈ニシ集團的行動ヲ益々過激ナラシムル  
 事ニ依リ達シ得ベシ此ノ點ニ關シテハ罷業ヲ行ヒ又罷業ヲ機トシテ示威運動「プロバガンダ」  
 ヲ行ヒ遂ニハ全般的罷業ヲ遂行シ「プロレタリア」政權ニ對スル軍事の直接行動ニ出デザルベカ  
 ラズ而シテ此ノ戰爭ハ戰術ノ原理ニ從ハザルベカラズ即チ一定ノ戰爭計畫(場所時期等ノ決  
 定)攻撃的行動「プロレタリア」ノ絶對的服從及其ノ統率ヲ前提要件トス而シテ此等ノ行動

ハ大衆ヲ戰闘同盟ニ組織スル事ヲ前提シ其ノ形式ハ其レ自身勞働大衆ノ出來得ル限り多數  
(勞働者、兵卒及農民委員會其他)ヲ引キ入ルルモノナラザルベカラズ尙右戰術ノ勝利ヲ期ス  
ル爲メニハ陸軍及海軍ニ於ケル共產黨ノ活動ヲ必要トス

(e) 軍國主義及帝國主義ニ對スル戰闘

共產黨ノ旗幟ノ下ニ大衆ヲ結合セントスルノ運動ハ日常生活ノ現實問題ニ迄進展セザルベカ  
ラズ此ノ點ニ關シテハ就中帝國主義及軍國主義ニ對スル戰闘及新ナル帝國主義的戰争ノ勃發  
ノ危険ニ對シ抗爭セザルベカラズ

(f) 戰後ノ危機ニ於ケル種々ノ經濟的結果ニ對スル抗爭

他方ニ於テ戰時及戰後ノ危機ニ於テ發生セル種々ノ經濟上ノ結果ニ對スル抗爭ト關聯セル問  
題モ亦此ニ屬ス(物價ノ騰貴、失業狀態、勞働時間ノ延長、租稅負擔ノ増加等ニ對スル抗爭)

(g) 「ソヴェエト」聯邦ノ支持

資本主義ニ反對スル中心の團體ニ大衆ヲ集合シ又其ノ勢力ヲ強ムル手段トシテ「ソヴェエト」  
聯邦ヲ支持スル事ハ國際的勞働階級ノ手中ニ存シ且ツ其ノ團體ヲ維持スベキ最も有力ナル道  
具タリ

(h) 共產黨ノ國際的訓練ト共產「インターナショナル」

共產黨ノ行動ヲ統一シ且ツ之ヲ有效ニ指導スル爲メ「プロレタリア」ハ一個ノ階級トシテノ  
國際的訓練ヲ必要トス右訓練ハ各共產黨ニ於テ第一任務タリ、國際的共產主義的訓練ハ共產  
黨運動ノ部分的且ツ地方的利益ハ之ヲ其ノ一般的且ツ永久的利益ノ下ニ置ク事及ヒ共產「イ  
ンターナショナル」ノ主タル機關ノ決議ヲ無條件ニ遂行スル事ニアラザルベカラズ

(i) 各國ノ特別事情ト共產主義原則ノ適用

共產「インターナショナル」ハ「プロレタリア」ノ單一且世界的團體トシテ其ノ各支部ニ對シ  
當該國ノ特別狀況ヲ慎重ニ考量スベキ義務ヲ負ハシム右特別事情ヲ考量得ル場合ニ於テ  
ノミ眞實ニ「マルクス」主義ノ政策ヲ遂行シ得ベシ資本主義ノ發達其ノ高度ニ達シ且ツ「プ  
ロレタリア」革命ヲ遂行セントスル國、「ブルジョア」的革命ガ僅ニ其緒ニ就ケルノミニシテ  
爾後之ヲ「プロレタリア」革命ニ誘導セザルベカラザル國及最後ニ帝國主義的國家ノ植民地  
又ハ半植民地タルニ止リ植民地的且ツ民族的開放運動ヲ遂行セザルベカラザル國ヲ區別スベ  
ク此等諸國間ノ相異ハ共產「インターナショナル」ノ統一且ツ中央集權的指導ノ下ニ立ツ各  
共產黨ノ全行動ヲ決定スベキ最重要ナル要件ナリ

第四款 第六回大會ニ於テ提出セラルベキ活動方針

一九二

(一九二八年五月二十五日「コミンテルン」執行委員會内「プログラム」委員會ニテ採擇セラレタルモノ)

「インテレコール」一九二八年六月六日特別號第三十號ニ左記ノ如キ「コミンテルン」ノ「プログラム」ノ草案掲載セラレタリ

前文

「コミンテルン」ノ各團體ニ告グ!

「コミンテルン」執行委員會内「プログラム」委員會ハ「プログラム」草案ヲ公表セントス、本委員會ハ次ニ掲タル草案ハ「コミンテルン」第五回大會ニ於テ「プログラム」草案ノ基礎トシテ採用セラレタルモノト同一ノ主義ニ基ケルコト勿論ナルモ第五回大會當時ノ「プログラム」トハ重要ナル點ニ於テ相違セルコトヲ宣言セザルヲ得ズ、「プログラム」委員會ハ單ナル字句ノ修正ノミニ終始スルヲ得ザリキ何トナレバ第五回大會以來國際生活殊ニ革命運動ノ最重要ナル方面ニ於テ非常ナル變化ヲ生ジタルヲ以テナリ。資本主義ノ一般の危期ハ其形ヲ變ジ各國相互ノ關係ニモ變化ヲ生ジタル。又支那大革命ナル大事件勃發シ、且農民問題ノ重大ナルコトハ再ビ高調セラレタリ。

次ニ「ソヴェエト」聯邦ニ於ケル社會主義制度ハ非常ナル進歩ヲナシ、攻勢ニ轉セントシツツアル資本主義世界ト「ソヴェエト」聯邦トノ争闘ハ白熱化シ「フアシズム」ハ大資本ノ恐怖政策の獨裁實現セントシ社會的「デモクラシー」ハ破壊サレ侵略的帝國主義ハ極頭シ「コミンテルン」ハ反對派トノ争闘ニ於テ種々ナル教訓ヲ得タリ。一方共產主義ハ前進シ共產運動ハ眞ニ國際化シ「コミンテルン」ヲ單一ノ同盟機關トシテ、コレニ協調スベキ新タナル必要ヲ生ジタル。此等總テノコトハ舊草案ニ重大ナル變更ヲ加ヘ且ツ其範圍ヲ擴張スルコトヲ必要ニシテ已ムヲ得ザルコトトセリ

「プログラム」委員會ハ共產「インターナショナル」執行委員會ノ決議ニ基キ「プログラム」草案ヲ發表ス。右發表ニ當リ同委員會ハ批評的論文、觀察又ハ具體的提案ニヨリ本草案ニ對シ意見ヲ發表セラレンコトヲ總テノ同志ニ向ヒ希望ス。「プログラム」起草ニ當リテ得タル經驗ハ最近ノ共產主義者ノ國際運動ノ全問題ヲ一ノ文書ニ纏ムルコトノ如何ニ難事ナルカヲ痛感セシメタリ。「プログラム」問題ハ第六回「コミンテルン」大會ノ主要問題ノ一タル可シ、大會ニ於テハ本問題討論ニ當リ必要ナル材料ハ充分提供セラレザル可ラズ、「プログラム」委員會ハ總テノ同志ニ對シ「プログラム」ノ討議ニ加ハリ成果ヲ擧ケラレンコトヲ希望ス

一九三



緒論

「コミンテルン」執行委員會内「プログラム」委員會

一九四

帝國主義時代ハ取モ直サズ資本主義ノ死ニ瀕セル時代ナリ、資本主義ノ危機ハ帝國主義ニ基キテ進展スルモノニシテ右危機到來セルコトハ即社會主義發生ノ物質的前提條件ノ完備セルコトヲ意味ス

帝國主義ノ發達ハ社會主義ノ物質的前提條件ヲ創造スルト同時ニ資本主義轉覆ノ條件ヲモ創造スルモノナリ

帝國主義ハ凡ユル國土―資本主義國家ノ中心ヨリ植民地ノ津々浦々ニ至ル迄―「プロレタリア」大衆ヲシテ金融資本主義ノ獨裁下ニ服從セシム、帝國主義ハ根本的ニ資本家社會ノ總テノ矛盾撞著ヲ暴露シ明示シ或ハ階級的壓迫ヲ極度ニ強メ且世界經濟ノ生産力増進ト國家障壁トノ間ニ生ズル不一致ヲ異常ニ甚ダシカラシム、之等ハ必然全世界ニ互ル帝國主義戰爭ヲ惹起シ右戰爭ハ遂ニ現時ノ社會組織ヲ動搖セシメ斷乎トシテ世界「プロレタリア」革命ニ導クモノナリ

帝國主義ハ世界ヲ金融資本ノ連鎖ヲ以テ連結ス、血ト鐵ノ帶ヲ以テ其國籍、民族ノ如何ヲ問ハズ總テノ「プロレタリア」結合シ財閥及資本家ノ金權政治ノ繩ニ繫グ右金權政治ハ「プロレタリア」

ヲ信ジ得ザル程度ニ搾取シ、壓迫シ、奴隸視シ、斯クシテ「プロレタリア」ヲシテ權力獲得ノ事業ニ直面セシメツツアリ、即帝國主義ハ國籍、人種、性、或ハ職業ニ差別無ク總テノ國ノ「プロレタリア」ヲ驅ツテ國家的障壁ヲ打破セシメ爲單一ノ國際「プロレタリア」軍ヲ組織セザルヲ得ザラシムルナリ、斯ク帝國主義ハ社會主義實現ノ爲メ必要ナル物質的條件ヲ創造スルト同時ニ「プロレタリア」ヲシテ帝國主義ヲ轉覆スル爲メ「プロレタリア」ノ國際聯合軍ヲ組成スルノ必要ニ直面セシム

一方帝國主義ハ主タル被壓迫大衆ヨリ比較的良好ナル地位ニアル分子ヲ分離セシム、即チ比較的良好ナル地位ニ在ル分子トハ帝國主義ニ依リ買収サレ蠶毒セラレタル上流勞働階級ノ謂ニシテ彼等ハ社會民主黨ノ主要分子ト妥協シ植民地ノ帝國主義的掠奪ヲ好ミ彼等ハ「ブルジョア」階級及帝國主義國家ニ對シ忠義ヲ盡シ又階級戰爭ノ決勝期ニ當リ「プロレタリア」ノ敵タル階級ニ味方セリ。此等ノ原因ニヨリ一九一四年及「キーンタル」ニ於テ社會主義運動ニ於テ分裂ヲ生ジタリ。「ブルジョア」勞働黨ヲ征服シタル露西亞「プロレタリア」革命ノ勝利ハ國際「プロレタリア」ノ歴史的使命即チ帝國主義ノ鞭ヲ逃レ「プロレタリア」獨裁ヲ建設スルノ使命ハ唯社會民主主義ニ對シ假借スル處ナク戰闘スルコトニ依ツテノミ果サルコトヲ明ニセリ

一九五

斯ク觀シ來ルトキ世界革命ノ各種勢力ノ編成ハ共產主義ヲ根據トシテノミ可能ナリ。勞働階級内ニ於テ帝國主義ノ出店タリシ便宜主義者ヨリ成ル第二「インターナショナル」ハ必然共產「インターナショナル」ヨリ攻撃セラレベキモノナリ

一九六

一九一四年―一九一八年ノ世界大戰ニ促サレ第二「インターナショナル」即愛國社會主義「インターナショナル」ト對抗シ且好戰的帝國主義者ト戰フ武器トシテ新國際革命團體ヲ設立セントスル最初ノ企カ計畫セラルルニ至レリ露西亞「プロレタリア」革命ノ勝利ハ資本主義中心地及植民地ニ於テ共產黨組織ノ機運ヲ濃厚ニセリ、カクテ一九一九年遂ニ共產「インターナショナル」成立シ史上初メテ歐米ノ「プロレタリア」中最モ前進的ナル分子ガ革命争闘ノ實行ヲ綱領トシテ支那印度ノ「プロレタリア」及「アフリカ」「アメリカ」ノ有色勞働者ト眞ニ提携スルニ至レリ

共產「インターナショナル」ハ統一集中セル國際的「プロレタリア」團體ニシテ第一「インターナショナル」ノ綱領ヲ繼承シ之ヲ新大衆ヲ基礎トセル「プロレタリア」革命運動ニ應用セントスル唯一ノ團體ナリ、最初ノ帝國主義戦争、コレニ續ク資本主義ノ革命ノ危期、歐洲及植民地ニ起レル數度ノ革命、「ソヴェト」聯邦ニ於ケル「プロレタリア」獨裁社會主義ノ建設及共產「インターナショナル」大會ノ決議中ニ記録セラレタル各支部ノ事業等ヨリ得タル經驗ニ徴シ且帝國主義的

「ブルジョア」ト「プロレタリア」トノ争闘カ益々國際化スルニ至リタル事實ニ鑑ミ「コミンテルン」ハ其ノ所屬支部共通ナル「プログラム」ヲ起草スル事ヲ得ルニ至レリ且ツ右ハ必要ニシテ時宜ニ適セルモノナリ。本綱領ハ國際「プロレタリア」革命運動ノ經驗ヲ一般化セルモノナルヲ以テ世界「プロレタリア」獨裁ノ爲メノ戰闘即チ世界共產化ノ爲メノ争闘ニ關シ方針ヲ定ムルモノナリ「ブルジョア」及其ノ「社會主義者ト自稱スル」代理人等ニ對抗シ被壓迫、被搾取大衆ヲ指導スル革命勞働者ノ團結機關トシテ共產「インターナショナル」ハ「マルクス」ノ創立セル共產主義者聯盟、及第一「インターナショナル」ノ歴史的繼承者ニシテ且第二「インターナショナル」ノ最良ノ傳統ノ相續者タルコトヲ自認ス、第一「インターナショナル」ハ社會主義實現ヲ目的トスル國際的「プロレタリア」争闘ニ對シ觀念上ノ根據ヲ與ヘタルモノニシテ第二「インターナショナル」ハ其ノ存立中ノ最良期間ニ於テ勞働運動ノ範圍ヲ擴大シ且同運動ヲ大衆ノ中ニ廣ク普及セシムル準備ヲナセリ第三「インターナショナル」ハ第一「インターナショナル」ノ事業ヲ繼續シ且第二「インターナショナル」ノ事業ヲ繼承シツツアルモ後者ノ妥協主義社會愛國主義及社會主義ノ「ブルジョア」的曲解等ヲ斷然排除シテ「プロレタリア」獨裁ノ建設ニ着手セリ、斯クシテ共產「インターナショナル」ハ國際勞働運動ノ光輝アリ且英雄的ナル傳統ヲ踏襲シツツアリ。例ヘバ英ノ「チャーチスト」、

一九七

佛ノ叛徒(一八三二年)、獨佛ノ労働者革命家(一八四八年)、巴里「コンミュン」ノ不朽ノ戦士及犠牲者、獨、洪、芬革命ノ勇卒、前帝政「ロシア」ノ労働階級即「プロレタリア」獨裁ノ擁立者支那「プロレタリア」、即廣東及上海ノ勇士ノ如キ之ナリ

一九八

理論及實際ニ於テ共產「インターナショナル」ハ世界及全民族間ノ革命的労働運動ノ歴史の經驗ヲ基礎トシ且「レーニズム」ニ於テ完成ヲ見タル革命「マルキシズム」ノ見解ヲ完全ニ且ツ無條件ニ採用スルモノニシテ「レーニズム」トハ帝國主義時代及「プロレタリア」革命時代ニ於ケル「マルキシズム」ニ外ナラズ

共產「インターナショナル」ハ「マルクス」及「エンゲルス」ノ辯證法的唯物史觀ヲ推稱シ宣傳シ應用ス、アラユル「ブルジョア」哲學及便宜主義ノ理論並實際的ト抗争ス、共產「インターナショナル」ハ「プロレタリア」戦争ニ基礎ヲ置キ、且「プロレタリア」ノ一時的、部分的國民的利害ヲ其ノ永續的、普遍的且國際的ナル利害ニ從屬セシメ又社會改良論者ガ「ブルジョア」ヨリ受入レタル「階級平和」ノ學說ヲ忌憚ナク摘發ス(階級平和ノ學說トハ戰時ニ於ケル帝國主義「祖國」ノ防衛、「産業上ノ平和」其他ヲ云フモノニシテ「ブルジョア」的平和主義ノ福音タリ) 共產「インターナショナル」ハ資本主義ノ氣味惡キ墓穴掘鑿者ナル革命的「プロレタリア」ノ革命

的團體ヲ組織スルコトヲ以テ歴史の必要トス故ニ共產「インターナショナル」ハ「プロレタリア」獨裁ノ實現及共產主義ヲ以テ綱領トシ且國際「プロレタリア」革命ノ組織者トシテ公然出現セル唯一ノ國際的團體ナリ

第一 資本主義ノ世界的組織、其ノ發達ト其ノ必然ノ崩壞

商品生産ノ發達ニ基キ發生スル資本主義社會ノ特徴ハ資本家階級ニ依ル生産手段ノ機關獨占「プロレタリア」賃銀労働者ノ搾取及營利ヲ目的トスル商品生産ナリ、「ブルジョア」ノ搾取ト「ブルジョア」ノ經濟的優勢トノ因果關係ハ政治的ニハ「プロレタリア」壓迫ノ具タル資本家國家的ニ組織セラレ居ルコトヲ見レハ明ナリ

資本主義ノ今日迄ノ發展ハ資本主義社會發達ノ法則並其發達ノ矛盾ニ關シ右ガ資本主義制度ノ呪ハシキ運命ヲ不可避的ニ招來セザルヲ得ズト主張スル「マルクス」ノ學說ヲ裏書セリ

「ブルジョア」ハ利潤ヲ追及セントセバ無限ニ其生産力ヲ發展セシメ且生産ニ於ケル資本ノ勢力ヲ強大ナラシメ且擴張セシメザルヲ得ザリキ、其ノ結果資本主義ノ發達ハ資本主義組織ノ固有ノ矛盾ヲ廣キ範圍ニ互リ絶エズ反映スモノニシテ、先ヅ第一ニ社會ノ生産ト生産ノ結果ノ個人所得トノ間ニ存スル決定的矛盾即チ生産力ノ發達ト資本主義的財產制度ト間ノ矛盾ヲ示セリ。生産手段

一九九

ノ私有スベキ優先權及生産上ノ無政府状態ハ生産ノ諸分派間ノ經濟的平衡ヲ擾亂セリ、何トナレ

ハ生産ノ無限ノ膨脹ト「プロレタリア」大衆ノ有限ナル消費トノ間ノ矛盾ハ「プロレタリア」ノ間

ニ周期的ニシテ且破壊的ナル不況ト「プロレタリア」大衆ノ失業ヲ誘導スルヲ以テナリ。私有財産

ノ優越ヲ認ムル結果各資本主義國間ノミナラズ絶エズ擴大シツツアル世界市場ニ於テモ資本家ノ

競争ヲ生スベク此競争ハ資本主義發展ノ必然ノ附随物タル幾多ノ戦争ヲ惹起スルノ結果トナレリ

同時ニ又資本主義社會ノ内部的構造ニモ變化ヲ生ゼリ、大規模生産ノ技術的及經濟的ニ有利ナル

爲資本主義以前ノ凡ユル經濟形式ハ其ノ競争ノ過程ニ於テ破壊セラレ資本ノ集中及統一ノ勢ヲ益

々増進セリ。此ノ法則ノ行ハレタル結果産業界ニ於テハ第一ニハ小企業ノ破壊セラレ第二ニハ小

企業カ大企業ノ補助物タル状態ニ墮落スルコトナレリ。農業ニ於テハ農民間ニ區分ヲ生ジ農民

大衆ヲ無産化シタルノミナラズ主トシテ農業ヲシテ默示或ハ明示ノ中ニ大資本ニ隷屬セシムルニ

至レリ。小農ハ勞力ヲ只盡瘁シ且殆ンド斷食スルガ如キ生活ヲ爲シツツ漸ク獨立ノ體面ヲ維持ス

ルヲ得タリ

二〇〇

機械使用ノ増加、技術上ノ不斷ノ改良、資本ノ有機的組織ノ發達及之ニ加フルニ勞働ノ分業化及

勞働ノ生産力ノ増加並勞働ノ激甚化セルコトハ其特長トシテ婦人、幼年者ノ雇傭ヲ増加シ、巨大

ナル産業豫備軍ヲ組織スルニ至レリ。此豫備軍ハ自己ノ村ヲ去ラザルヲ得ザルニ至レル「プロレ

タリア」化シタル農民及頹廢セル都市ノ小中「ブルジュア」ノ中ヨリ絶エズ補充セラルルナリ。社

會ノ一方ニ小數ノ百萬長者ノ存在シ他方ニ無産「プロレタリア」ノ夥シキ大衆ノ存在スルコト勞

働階級搾取ノ度合ノ絶エザル増大、ヨリ廣キ範圍ニ互ル資本主義ノ根本的ナル矛盾及其ノ結果タ

ル恐慌、戦争等ノ頻發、間斷ナキ社會的不平ノ増加、無産階級不平ノ勃發、之レ等ハ資本主義生

産其自身ノ機械的絡繰ニ依リ統一訓練セラレ居レルモ資本主義ノ基礎ヲ不安定ナラシメ資本主義

撲滅ノ自ヲ早ムルモノナリ

産業資本主義時代ハ主トシテ自由競争ノ時代ナリ。即無主ノ植民地ノ分割及征服ヲ前提トシ全世

界ヲ通シ資本主義ノ比較的圓滑ナル發展及擴張ノ時代ニシテ資本主義ヨリ生ズル矛盾ノ絶間ナク

増大スル時代ナリ。之等ノ矛盾ヨリ來ル負擔ハ主トシテ植民地ノ虐ゲラレタル民衆ノ肩ニ課サ

レタリ

然ルニ二十世紀ノ初期ニ當リ資本主義時代ハ帝國主義時代ニ席ヲ讓レリ。帝國主義時代トナリテ

ヨリ資本主義ノ發達ハ苦悶ニ陥リ、自由競争ハ獨占ニ變ジ無主ノ植民地ハ總テ分割セラレタリ。

今ヤ植民地及勢力範圍ノ分配ノ遺留シヲナサントシテ先ヅ戦争ニ訴ヘントシツツアリ

二〇一

(財閥資本主義)時代トナリテ最モ明瞭トナレリ。即同時代ハ歴史的ニ觀察シテ新ナル形式ノ資本主義ヲ生ジタルコト、世界ノ資本家經濟ノ各種異レル部分ノ關係ニ新ナル組合セラシタルコト、資本家社會ノ主タル階級間ノ關係ノ一變セルコトヲ以テ其特徵トス

此ノ歴史的新時代ハ資本家社會ニ於テ原則的ナル學力上ノ法則ノ發達セル結果トシテ生ゼリ。資本ノ集中及中央集權ノ法則即資本ノ求心力ハ有力ナル獨占的結合體(「カルテル、シンジケート、トラスト」)ノ形成及銀行ニ依ツテ連結セラレタル企業ノ大團結ナル新形式ヲ生ゼンメタリ。産業資本ト銀行資本トガ合併シ此ノ形式ノ資本主義ガ獨占的性質ヲ有スルコトハ産業資本ノ時代ヲ財閥資本ノ時代ニ變ジタリ。封建的獨占、商業資本獨占ニ取ツテ代リタル産業資本主義時代ノ「自由競争」ハ今度ハ財閥資本獨占ニ代ラルル順序トナレリ。

複雑ナル機械化學的方法及電力ノ使用ハ益々増加シ有機的資本組織ノ勃興シ其結果生ズル利潤ノ減少ハ組合値段ノ高價維持ニ依ツテ幾ニ償ハルベキ利潤ノ減少等ノ爲ニ益々植民地ノ探索、事業地奪取ノ苦悶ヲ生ズ、大盤生産ノ結果ハ新ナル外國市場ヲ求ムルノ必要ヲ生ズベク原料及燃料ノ價格騰貴ハ右原料ノ資源ノ探求ヲ刺戟スベク途ニハ資本ノ輸出ヲ促シ國際資本家經濟ノ諸所ニ於

テ決戦起ル、結局植民地市場、源資、投資地ノ獨占ハ資本家發展ノ不同ヲ甚大ナラシメ植民地並ニ市場ノ分割ニ關シ列國ノ苦悶ヲ激増セシメタリ

世界工業ノ生産力増大ハ經濟生活ヲ一層國際化スルノミナラズ同時ニ地表ノ分配ヲ改正セシメシメテノ開争ヲ惹起スルニ至ルベシ地表ハ既ニ巨大ノ金融資本ヲ有スル國家間ニ分配セラレ不斷ニ争闘ヲ誘致シ且ツ其ノ争闘ヲシテ益々激烈ナラシム。「ボーイコット」、産業特別保護、關稅戰爭等ニヨリ争闘ス從ツテ資本主義ノ獨占ノ形式必ズハ帝國主義戰爭ヲ伴フベク其ノ戰爭ハ關係範圍及産業破壊性ニ於テ史上未曾有ナリ

前項ノ事業ニ依リ國家ノ勢力ト兵力トハ「ブルジョア」ニ對シ特種ノ意義ヲ有ス、茲ニ於テ金融資本ハ國家資本主義ノ形式ニ發達スベキ傾向ヲ示ス、右國家資本主義ノ形式ハ一方ニハ外國市場ノ獲得及工業ハ軍事の動員ヲ容易ナラシメ他方ニ於テハ軍國主義ノ例外的發達陸海空軍ノ充實化學及細菌學ノ應用ヲ招來ス

斯クノ如クシテ帝國主義ノ根本的矛盾ヲ益々増大ス、小資本家間ノ競争ハ終止シテ大資本家間ノ競争ニ讓ルベク大資本家間ノ競争ハ又巨大ノ資本ヲ有スル財閥及其ノ政府間ノ灼然的團體ト政府ト競争ニ依ルベク地方的民族的危機ハ國家的危機ニ變ジ最後ニ世界の危機タルニ至ル地方的戰爭

ハ國家乃至全世界ノ戰爭ヲ生ズ階級闘争ハ部分的勞資爭議ヨリ民族の爭議トナリ更ニ國際的勞資  
争闘トナル、二大革命勢力ガ財閥資本組織ノ勢力ニ對シ相成セラル、一ハ資本家國ニ於ケル勞働  
者團體、他ハ外國資本ニ壓迫セラレタル植民地民家ガ帝國主義本家ニ於テ革命無産運動ニ参加ス  
ルコトナリ

二〇四

此ノ革命的根本傾向ハ歐米並日本ニ於ケル無産階級ノ一部ノ如ク資本家ノ爲ニ腐敗セシメラルル  
ガ又ハ大革命運動ニヨリ脅カサレタル植民地及準植民地ノ民族的「ブルジョア」ノ裏切りニ依ッ  
テ癡痺セラル植民地、準植民地ヨリ搾取スルコトニ依リ本國ノ「ブルジョア」ハ補償的過剩利益ヲ  
得之ヲ本國ニ於ケル勞働者ノ賃銀ニ充テ彼等ニ搾取ノ興味ヲ與ヘ且ツ帝國主義「祖國」ニ對スル  
忠誠ヲ購ヒ得タリ、此ノ組織的買収ハ勞働者中ノ官僚階級無産階級及資本主義支持階級間ニ「ブ  
ルジョア」的影響ヲ反映セシメタル社會民主主義者及勞働組合ノ主要分子ニ依リ行ハレタリ、  
然ルニ勞働階級ノ上層ヲ腐敗セシムルコトニ依リ帝國主義ハ遂ニ該階級ノ勞働階級ニ對スル勢力  
ヲ破壊セリ、何トナレバ帝國主義ノ矛盾ノ増加、勞働者大衆ノ條件ノ惡化、戰禍ノ莫大ナル失費  
ト負擔、強國ガ獨占市場例ヘバ植民地ヲ失ヒタルコト等ハ社會民主主義ノ基礎ヲ破壊スベケレバ  
ナリ

同様ニ植民地、準植民地ニ於ケル民族的「ブルジョア」ノ裏切り及其ノ帝國主義強國トノ妥協ハ結  
局帝國主義者ノ壓迫ノ増大、大衆ニ對スル民族的「ブルジョア」勢力ノ失墜、革命危機ノ擴張、農  
民革命運動ノ解放、民衆ノ獨立及民族の自由獲得ノ抗争ニ於テ植民地無産階級ニ覇權ヲ得シムル  
好機ヲ與フルコト等ノ原因タルノミ

帝國主義ハ世界資本主義ノ生産力ヲ増大シ又社會主義ノ前提ヲ作レリ、帝國主義戰爭ハ帝國主義  
國家ノ國境外ニ進出セル産業生産力ガ國際的産業組織ヲ要求スルコトヲ示ス、帝國主義ハ火ト劍  
ニ依ツテ此ノ國家資本家ノ國際單一「トラス」組織ノ傾向ヲ斷タントセリ、然レ共社會民主主義  
夢想家ノ賞讃スル超帝國主義的理想郷ハ資本主義ノ自家崩壊ナル矛盾ニ達スベシ、資本集中ヲ  
目的トシ益々世界的ニ擴大セントスル帝國主義ノ戰爭ハ勞農階級ノ上ニ大ナル負擔ト荒廢ヲ齎ラ  
ス爲ニ帝國主義ハ無産階級ノ鐵槌ノ下ニ粉碎セラレベキナリ

帝國主義ハ資本主義發達ノ最高様式ナリ、ソハ世界産業ノ生産力ヲ巨大ナル規模ニ發展セシメ全  
世界ヲ自己ノ鑄型ニ鑄直セリ、帝國主義ハ植民地、民族、國民ヲ資本家搾取ノ範圍内ニ引キ入  
レタリ、然レトモ同時ニ資本ノ獨占ハ社會寄生ナル墮落、資本主義ノ崩壊ノ素因ヲ成長セシメタ  
リ、組合植段ノ高價維持及市場獨占ハ生産力ヲ減退セシメタリ、植民地勞農階級ヲ過度ニ搾取シ

二〇五

暴利ヲ貪リツツアル帝國主義ハ國家ノ年金ヲ寄生的ニ受領スル者及利札切リ取リヲ業トスル寄生階級ヲ作ル、帝國主義ハ社會主義ノ仕事ヲ大規模ニ發達サセ社會主義ノ基礎ヲ作レリ、然レドモ強國間ノ固有ノ敵意ハ世界産業ノ結合ヲ斷ツベキ戰爭ヲ惹起ス、故ニ帝國主義ハ瀕死ノ資本主義ナリ、資本主義發達ノ最後ノ階級ナリ世界社會革命ノ緒ナリ

故ニ國際無産革命ハ一般ニ資本主義發展ノ條件ヨリ殊ニソノ帝國主義的様式ヨリ招來セラル、經濟及政治的發展ノ不平均ハ資本主義ノ原則ナリ此ノ不平均ハ帝國主義ノ時代ニ一層強メラレタリ此ノ點ヨリ國際無産革命ハ單純ニ關聯セル國際行動トノミ認メ得ザルコトヲ示ス、社會主義ノ勝利ハ最初ハ小數或ハ一ツノ資本主義國ニ於テ可能ナリ然レドモ之等ノ無産者ノ勝利ハ世界革命ノ基礎ヲ擴大シ資本主義一般ノ危機ヲ強ム、カク資本主義組織ハ全體トシテ斷末魔ニ迫リツツアリ財閥資本ノ獨裁ハ死ニ瀕シ無産階級獨裁之ニ代ラントシツツアリ

第二、資本主義ノ一般の危機、世界革命ノ初期

資本主義大國間ニ於ケル土地再分配ノタメノ帝國主義的闘争ハ第一ノ帝國主義世界戦争（一九一四年乃至一八年）ヲ發生セシメタリ。該戦争ハ世界資本主義ノ全組織ヲ動搖セシメ其一般の危機ノ初期ヲ劃セリ。又該戦争ハ國家資本主義ノ武装ヲ堅固ニシ以テ好戰諸國ノ全國家經濟ヲ結合シ

不生産的經費ヲ著シク増加シ、生産手段及人類ノ勞働力ヲ夥シク破壊シ多クノ人口ヲ殺戮シ工業勞働者、農民及植民地人民ニ多大ノ負擔ヲ課シタリ從ツテ該戦争ガ階級闘争ヲ助成シ以テ革命的大家運動及内亂ヲ誘致シタルハ己ムラ得ザル所トス。帝國主義戦線ハ其最モ廣キ部分即帝政露西亞ニ於テ破ラレタリ。一九一七年ノ二月革命ハ大地主專制ノ權勢ヲ十月革命ハ「ブルジョア」ノ權勢ヲ孰レモ顛覆セリ、コノ勝利ヲ得タル「プロレタリア」革命ハ掠奪者ヨリノ掠奪ヲ行ヒ地主及資本家ヨリ生産手段ヲ取上ゲ人類ノ歴史上始メテ一大國ニ於ケル「プロレタリア」ノ獨裁ヲ樹立シ強固ニシ新ラシキ「ソヴェト」制國家ヲ創造シ國際的「プロレタリア」革命ノ基礎ヲ造リタリ世界資本主義ノ全體ガ受ケタル強力ナル衝撃、階級闘争ノ尖鋭化及十月ノ「プロレタリア」革命ノ直接ノ影響ニヨリ植民地及半植民地ハ勿論歐羅巴大陸ニ於テモ革命的運動ノ連鎖ヲ續發セシメタリ一九一八年三月ニハ芬蘭ニ於ケル勞働者ノ革命、同年八月ニハ日本ニ於ケル米騒動、同年十一月ニハ埃太利及獨逸ニ革命アリ半封建的王國ノ統治ヲ破壊セリ一九一九年三月ニハ洪牙利ニ於ケル「プロレタリア」ノ革命及朝鮮ニ於ケル叛亂アリ四月ニハ「バツリア」ニ於テ「ソヴェト」政府ノ樹立ヲ見タリ一九二〇年一月土耳其ニ於ケル「ブルジョア」ノ國民革命、九月伊太利ニ於ケル勞働者ノ工場占領一九二二年三月獨逸ニ於ケル新進勞働者ノ叛亂一九二三年九月「ブルガリア」

ノ叛亂秋ニハ獨逸ニ於ケル革命ノ危機、一九二四年十二月「エストニア」ノ叛亂、一九二五年四月及八月「モロツコ」及「シリヤ」ニ於ケル叛亂、一九二六年五月英國ニ於ケル總同盟罷工、一九二七年維納ノ勞働者叛亂尙又印度ノ深刻ナル動亂及亞細亞全大陸ヲ席卷セル支那大革命等之等ハ皆單一ナル國際革命ノ連鎖中ノ鎖環ニシテ又資本主義ノ深刻ナル一般の危機ノ構成部分ナリ世界經濟ノ統一ハ革命ノ國際的トナリタル場合實現セラル。然ルニ各國ニ於ケル革命ノ發展ガ一樣ナラザルコトハ世界經濟ノ各部分ノ發展ガ一樣ナラザル反映ナリ。

資本主義ノ危急存亡（一九一八年乃至一九二一年）ニ當リ革命的改革ヲ斷ラサントセル最初ノ企劃ハ諸國ニ於ケル「プロレタリア」ノ敗北ニ終レリ。而シテ之等ノ敗北ヲ招キタル根本的理由ハ先ヅ第一ニ社會民主主義ノ指導者及改革主義勞働組合ノ指導者ノ背反的戰術次ニ諸國ニ於テ未ダ共產黨ノ樹立ヲ見ザリシコト及勞働階級ノ大多數ガ未ダ共產黨員ノ指導ヲ承引セザリシガ爲ナリ此等ノ敗北ハ「ブルジョア」階級ヲシテ資本家相互關係ニ付部分的安定ヲ得シメタリ「プロレタリア」及植民地人ニ對スル搾取ハ著シク増大シ彼等ノ生活標準ハ極メテ抑壓セララルニ至レリ。世界經濟ノ生産力ハ再ヒ増加ニ向ヒ技術方面ニ於テハ著シキ進歩ヲ見セ、産業ノ「トラス」化及合理化ハ急速ニ發達シ國家資本主義ヘノ發展ノ傾向ハ復活シ勞働階級及植民地ニ加ヘラルベキ歴

カハ増加セリ。

國際的の革命ノ進行中ニ於テ社會民主主義及改良主義ノ勞働組合指導者竝「ファシスト」型ノ戰闘的資本主義諸團體ハ積極的ニ革命ニ反抗シ且資本主義ノ部分的安定ヲ支持スル有力ナル反革命的勢力トシテ特別ナル意義ヲ有スルニ至レリ。

一九一四年ヨリ一八年ニ至ル戰爭危機ニ續イテ社會民主主義的第二「インターナショナル」ハ不面目ナル崩壞ヲ遂ゲタリ

資本主義ノ下ニ於テ「プロレタリア」ハ國家ヲ有セズ云々ノ「マルクス」及「エンゲルス」ノ共產主義宣言ニ掲ゲタル理論竝「スツットガルト」及「ペーメル」大會ニ於テ可決セラレタル不戰決議ニ拘ラズ國家社會民主黨ノ指導者ノ大部分ハ戰時募債ニ賛成シ帝國主義祖國ノ防衛ヲ強調シ（帝國主義「ブルジョア」ノ國家的團體）帝國主義戰爭ニ反對セズシテ却ツテソノ最モ忠誠ナル軍人、宣傳員且讚美者トナレリ（社會帝國主義ニ代レル社會愛國主義）社會民主主義者ハ大ニ略奪的條約（「ブレスト」條約「ヴェルサイユ」條約）ヲ支持シ「プロレタリア」勃興ヲ慘酷ナル方法ニ依リ鎮壓セシ時ニ當リ軍國主義者側ニ味方シテ積極的ニ活動シ（「ノスケ」）又最初ノ「プロレタリア」共和國（ソヴェエトロシア）ニ對シ戰爭ヲ行ヒ又「プロレタリア」ガ政權ヲ獲得シタル時卑



此ノ反革命政策ヲ組織的ニ實行シツツ社會民主主義ハ其二翼ヲ交互ニ運用ス即チ社會民主主義ノ  
右翼一明ニ反革命的ナル「ハ」ブルジョア」ト妥協スル爲ノ必然ナルモノニシテ其ノ左翼ハ労働者  
ヲ巧ニ瞞着スルガ爲メ必要ニシテ時トシテハ平和主義者ヲ裝ヒ又時トシテハ革命的言辭ヲ弄シツ  
ツ實際ニ於テハ最大ノ危機ニ際シテ労働者ヲ裏切ルモノナリ英國獨立黨及一九二六年ノ總同盟當  
時ニ於ケル總會ノ左派指導者、「ウーロン」叛亂當時ニ於ケル「オートーバウエル」ノ一派）故ニ該  
社會民主主義ハ社會民主黨ノ最モ有害ナル分派ナリ労働階級ノ内ニ於テ「ブルジョア」ノ利害ヲ奉  
ジツツ及階級協力主義ヲ完全ニ奉ジツツ社會民主主義者ハ周期的ニ反對黨ノ立場ヲトリ労働階級

諸部ノ信任ヲ得ルガ爲メ且カクシテ更ニ不面目ニモ特ニ階級ノ決戦ノ真只中ニ於テ労働階級ノ現  
在利害ニ背叛センガ爲メ經濟的闘争ヲ指導スルガ如ク僞ハルモノナリ  
社會民主主義ハ理論ニ於テ全然「マルキシズム」ニ叛ケリ社會民主主義ハ「ブルジョア」自由改良  
主義ヲ完成セントシテ改革主義時代ニ入り社會帝國主義ヲ是認セリ

即チ階級戦争ニ關スル「マルクス」ノ綱領ヲ曲解シ階級平和ヲ主張ス其唱ヘルトコロハ「プロレ  
タリア」獨裁主義ニ非ズシテ「ブルジョア」トノ提携ナリ「ブルジョア」國家ノ破壊ニ非ズシテ其ノ  
建設ナリ帝國主義戦争ガ資本主義ノ下ニ避ケ難キ事ヲ指摘スルコトニ非ズシテ平和ナル急進帝國  
主義ナリ「プロレタリアート」ノ國際的團結ニ非ズシテ帝國主義祖國防衛ノ主義ヲ宣傳ス又「マ  
ルクス」ノ辯證的唯物主義ニ代フルニ理想の哲學ヲ以テシ「ブルジョア」ノ宗教的欺作ヲ弄ス  
斯ノ如ク總テノ方面ニ於ケル國際的社會民主主義、第二「インターナショナル」及其ノ労働組合、  
「アムステルダム」労働組合聯合ハ「ブルジョア」社會ノ遺物ニシテ且其ノ最誠實ナル支柱トナレリ  
社會民主主義ト俱ニ「ブルジョア」ガ労働者ヲ鎮壓シ若クハ労働階級ノ警戒ヲ緩メルモノ即チ「フ  
スシズム」ナリ帝國主義ノ時代、階級闘争ノ急進及内亂分子ノ増大一特ニ帝國主義戦争後ハ議會  
主義ニ對スル危機ヲ招來シタリ後ノ戦争時代ニ於ケル資本主義ニ對スル不信任、數多ノ非社會的

ナル社會分子ノ出現、都市ノ數多ノ小「ブルジョア」及智識階級ノ擯取（第一ニ「ヨーロッパ」諸國ニ於テ）及最後ニ「プロレタリア」大衆運動ノ絶エザル威嚇ハ「ブルジョア」獨裁ノ民主主義的假面ヲ被レル議會主義ノ破滅ヲ來シ公然タル「ブルジョア」獨裁ノ形式タル「ファシズム」ヲ勃興セシメタリ

「ブルジョア」自身ノ爲ニ一層安定セル確固タル然モ永久的ナル支配ヲ保障スルガため「ブルジョア」ハ漸次議會組織ヲ破棄シ且内部黨派ノ關係及結合トハ無關係ナル「ファシズム」ノ方式ヲ採用ス可ク餘儀ナクセラレツツアリ「ブルジョア」ハ其國家的理想ナルモノニ職業ノ代表制度ノ假面ヲ被セ（種々ノ支配階級團體ノ）特異ナル社會的籠絡ノ形式ヲ以テ小「ブルジョア」智識階級其他ノ民衆ノ不滿ヲ自己ノ爲ニ利用シ（「アンティセミティズム」、資本案ニ對スル攻撃、議會演壇ニ於ケル慷慨）又「ファシスト」ノ「ユニョツ」、黨機關及官僚政治ヲ創造シ腐敗ヲ利用ス、同時ニ「ファシズム」ハ勞働階級ヘノ侵入ニ努力シ又最後方ニアル勞働者ノ郡ヲ招集シ彼等ノ社會民主主義ノ受働性ニ對スル不滿ヲ自己ノ爲ニ利用ス「ファシズム」ノ主ナル作用ハ勞働者ノ革命的前驅即共產主義ノ單位「プロレタリアート」ノ指導者ヲ滅スニアリ外交ニ於ケル著シキ帝國主義的侵略ト同時ニ行ハレタル社會的籠絡、腐敗及積極的白禍ノ「コンピネーション」ハ「ファシ

ズム」ノ特徴ナリ「ブルジョア」ニトリ最モ危險ナル時代ニ於テ「ファシズム」ハ其目的ノ爲メ反資本主義ノ云ヒ廻シヲニコシ政權ニ對シ自己ヲ確立シタル時ニハ反資本主義的言辭ヲ擲テ而シテ現在ニ於テハ大資本ノ恐威的獨裁トシテ自己ヲ一層明ニシタリ（「ムッソリニ」「ビルストドスキ」）「ブルジョア」ハ政況ノ變化ト俱ニ交互ニ「ファシズム」又ハ社會民主主義トノ提携ノ方法ヲ採ル而シテ稀ニ社會民主主義ニ於テ公然「ファシズム」ノ役割ヲ行フ（獨逸ニ於ケル「ノスケ」波蘭社會黨等）之等ハ正規ノ資本主義ニ採リテハ特異ノモノナリ彼等ハ一般資本主義ノ危機ノ徵候ナリ彼等ハ革命ノ進行速度ヲ阻害ス史的ナル戰爭時代ノ經驗ハ資本主義ノ安定ハ勞働階級ニ對スル壓迫ニ依リテ得レル且其生活標準ノ組織的低下ハ部分的、一時的ノ安定ニ外ナラザルコトヲ示シタリ此ノ安定ハ資本主義ノ一般の危機ヲシテ一層銳キモノタラシメ且「プロレタリア」ノ世界革命ニ於ケル新形勢ヲ創造スルトコロノ新シキ且ヨリ深遠ナル矛盾ヲ招來ス

第一次ノ帝國主義戰爭（一九一四—一八年世界戰爭）及「ロシア」「ツァー」帝國ニ於ケル勞働階級ノ十月勝利ノ結果世界經濟ハ二ノ根本的ニ相敵對スル分野ニ分レタリ即チ帝國主義國家ノ分野及「ソヴェトロシア」ニ於ケル「プロレタリアート」獨裁ノ分野之レナリ二國家ノ階級構成ニ關

スル相異及階級的特徴、内治、外交、經濟及文化政策ニ於ケル兩者目的ノ根本的相異、二分野發展ノ方向ニ於ケル根本的相異ハ資本主義世界ヲシテ戰勝セル「プロレタリア」國家ト激シキ衝突ヲ致サシム二個ノ相敵對スル組織ハ單一ナル世界經濟ノ組織中ニ於テ衝突シツツ有リ即チ資本主義組織及社會主義組織之ナリ是迄階級闘争ハ「プロレタリア」カ國權ニ與ラサル事實ニヨリ定メラレタル形式ニ於テ行ハレタルモ今階級闘争ハ眞ニ世界的ノ廣サヲ以テ行ハレ然モ勞働階級ハソレ自身ノ國家「プロレタリア」ノ唯一ノ祖國「ソヴェト」聯邦ノ存在及勞働民衆上及全世界ニ振フ其ノ勢力ハソレ自身世界資本主義ノ深遠ナル危機及歴史上未タ且テ見サル程ノ階級闘争ノ擴大及増進ヲ最モ著シク示スモノナリ

固有ノ矛盾ヲ除去スルカナキ資本主義世界ハ國際團體（國際聯盟）ノ建設ニ努力シツツアリ即チ該團體ノ主要ナル目的ハ革命危機ノ潮流ヲ阻ミ封鎖又ハ戰爭ニ依リ「ソヴェトプロレタリア」其和國ヲ抑壓スルニ在リ一方ニ於テ革命「プロレタリア」及抑壓セラレタル植民地人民ノ全力ハ「ソヴェト」ヲ繞リテ動キツツ有リ不安定且内部的ニ腐蝕セル但シ充分武装セル資本ノ提携ハ勞働ノ單一且世界的提携ニ直面ス

斯クノ如ク第一時資本主義戰爭ノ結果根本的ナル新對峙ハ世界的範圍及意義ヲ有スルニ至レリ即チ「ソヴェト」及資本主義世界間ニ於ケル敵對之ナリ

一方世界經濟ノ資本主義分野ニ於ケル對峙ハ更ニ激烈トナリ世界ノ經濟中心ハ米合衆國ニ移リ「弗共和國」ハ凡ユル國家ノ開拓者トナリ從ツテ合衆國及歐羅巴ノ資本主義特ニ英國資本主義間ノ關係ヲ更ニ鋭クシタリ從來ノ保守的帝國主義國家中最有力ナル大英國及新進帝國主義國家中最タル且既ニ世界ノ霸權ヲ掌握セル合衆國間ノ闘争ハ資本國ノ世界的闘争ノ樞軸トナリツツアリ獨逸ハ「ヴェルサイユ」條約ノ挫取ニ遇エリト雖モ既ニ經濟的ニ回復シ再ヒ帝國主義政策ノ軌道ヲ歩ミツツアリ而シテ再ヒ大英帝國及佛蘭西ノ競争者トシテ世界市場ニ出現ス太平洋ハ主トシテ米日間ノ闘争ニ基クテ格ノ渦中ニ卷込マレツツアリ他方變化斷エ間無ク不安定ナル國家聯合ノ利害衝突ハ展開シ二等國ハ帝國主義國家及其聯合ノ手中ニ在リテ其補助者トシテ行動ス世界資本主義ノ産業機關ノ生産能力ハ増進シタルモ他方歐羅巴内國市場ハ大戰及「ソヴェト」聯邦カ資本主義分野ヨリ脱出セル結果制限セラレタリコハ主要ナル原料資源及燃料ノ獨占ト共ニ資本主義國家間ノ闘争ヲシテ更ニ其範圍ヲ廣メシメタリ石油、護謨、棉花、石炭及金屬ニ對スル平和的闘争市場及投資區域分配ニ對スル闘争ハ著々他ノ世界戰爭ヲ導キツツアリ而シテ該戰爭ノ破壊性ハ戰術ノ著シキ發達ト併行シテ増大スベシ更ニ帝國主義諸國、植民地及半植民地諸國間ノ敵對ハ高マ



ツツツアリ又世界大戦、植民地ニ於ケル資本主義ノ發展、「ソヴェエト」革命勢力ノ増進、主タル海軍國且植民帝國タル大英國（加奈陀、埃太利亞、南阿弗利加）内ニ進行シツツアル分裂ノ傾向ノ結果歐羅巴帝國主義ハ衰へ從ツテ植民地及半植民地ニ於ケル叛亂ヲ助長セリ數億ノ支那國民ヲ立タシメタル支那大革命ハ帝國主義組織ニ數多ノ破綻ヲ起シ印度數億ノ労働者及農民中ノ熄ムコトナキ革命騒擾ハ帝國主義英國ノ世界の籠城地ノ支配ヲ威嚇シ革命發展ノ最重要ナル要素タル「ソヴェエト」聯邦ノ存在ハ諸國ノタメニ社會主義ヘノ轉換ノ途ヲ開クモノナリ

斯ノ如ク人口ノ壓倒的多數ハ對帝國主義戰爭ニ進ミツツアリ諸植民地ノ革命ノ進行ハ亦深遠ナル帝國主義ノ一般的危機ヲ示スモノナリ最後ニ革命ノ危機ハ明ニ帝國主義ノ中心ニ於テモ熟シツツアリ即チ労働階級ノ生活標準、團體ノ組織及其政治的權利ニ對スル「ブルジョア」ノ攻撃ハ「プロレタリア」大衆ノ高マリツツ抵抗ヲ招來シ及労働階級ト資本家間ノ階級闘争ヲシテ更ニ鋭キモノタラシム大英帝國（一九二六年總同盟罷工）獨逸及米合衆國ニ於ケル勞資間ノ大争闘、大衆ノ左翼ヘノ躍進、共産黨ノ勢力及權威ノ増進「プロレタリア」獨裁國ニ對スル労働大衆ノ同情ノ増大—之等ハ皆革命ノ潮流ガ再び帝國主義ノ中心ニ現レツツアルコトヲ明示スルモノナリ

斯ノ如ク世界ノ帝國主義組織及資本主義ノ部分的安定ハ種々ノ原因ニヨリ破壊シツツアリ其原因トハ帝國主義諸國間ノ闘争及敵對、植民地大衆ノ闘争ヘノ進出、本國ニ於ケル革命「プロレタリアート」ノ勃興及最後ニ「ソヴェエト」聯邦ニ於ケル「プロレタリア」獨裁ニ依リ全世界ノ革命運動ニ及ホセル覇權之ナリ國際革命ハ發展シツツアリ

一ノ革命ニ對シ帝國主義ハ其力ヲ集中シツツアリ植民地ニ對スル遠征新世界戦争「ソヴェエト」聯邦ニ對スル運動ハ今ヤ帝國主義政治ノ實際的問題ナルト共ニ又國際革命ノ凡ユル勢力ヲ解放シ且資本主義ヲシテ避ケ難キ破壊ニ導ク可シ

第三、共産「イシターナシ」ナルノ終局ノ目的—世界共産主義

共産「イシターナシ」ナルノ終局ノ目的ハ資本主義ノ世界經濟ニ代フルニ共産主義的世界經濟ヲ以テスルニ在リ、共産主義的社會ノ基礎ハ歴史的發展ノ全過程ヲ通ジテ準備セラレタルモノニシテ右共産主義的社會コソ實ニ人類發達ノ唯一ノ出發點ナリ、蓋シ共産主義的社會ノミガ人類ノ陥落ト破壊ノ脅威ヲ與ヘツツアル資本主義制度ノ根本的矛盾ヲ除去スルコトヲ得レバナリ

共産主義的社會ハ社會ニ於ケル階級ノ分立ヲ除去ス即チ生産ニ於ケル無規律狀態ヲ廢止スルト同時ニ社會ニ於ケル無規律狀態ヲ除去スベシ、共産主義社會ニ於テハ其ノ社會ノ人員ハ統一セラレ

タル單一ノ社會ニ於ケル労働ニ於テ協力スルニ至ルベク互ニ争闘ヲ續ケツツアル階級ニ代ハルニ至ルベシ、資本主義社會ニ於テ階級争闘ノ爲メ費サレタル人類ノ「エネギー」ノ莫大ナル不生産的勞費ハ終止スベク斯クノ如クニシテ解放セラレタル人類ノ「エネギー」ハ自然ニ對スル争闘ノ爲メ且ツ人類ノ力ノ向上發展ノ爲メ用ヒラルルニ至ルベシ

生産ニ於ケル私有財産ヲ廢止シ之ヲ變ジテ社會ノ財産ト爲シタル後共產主義制度ハ世界市場ノ基本の要素即チ競争ト社會生産ノ旨目的過程ニ代フルニ意識的ニ統一セラレ且ツ計畫セラレタル生産ヲ以テスルニ至ルベシ、生産ノ無規律状態及競争ノ廢止ニ依リ同時ニ破壊の危機並ニ更ニ破壊のナル戦争ハ除去セラレベシ、生産力ノ莫大ナル空費並ニ社會ノ病的發達ハ變ジテ凡テノ資源ハ計畫的ニ管理セラレ社會ハ無制限ノ而モ急速ナル發達ヲ遂ゲツツアル生産力ヲ基礎トシテ何等ノ苦痛ヲ伴フ事ナク經濟的發達ヲ遂グルニ至ルベシ

私有財産並ニ階級ノ廢止ハ人類ニ依ル人類搾取ヲ除去スルニ至ルベシ労働ハ最早其ノ敵タル階級ノ利益ノ爲メノ労働タラザルニ至ルベク労働ハ生活ノ手段タリシモ今ヤ生活ノ必要タルニ至ルベシ、經濟上ノ不平等即チ奴隷的階級ノ貧困状態及物質的生存ノ悲惨ナル標準ハ消滅スルニ至ルヲ以テ貧富ノ觀念モ從テ消滅スルニ至ルベシ、労働ノ分配ニ依リ系統建設セララルト共ニ筋肉勞

働及精神労働ノ對立モ除去セラレベシ、同時ニ階級支配ノ機關並ニ國家ハ先ヅ第一ニ消滅スベシ階級支配ノ權化タル國家ハ階級ノ消滅セル範圍ニ於テ消滅シ同時ニ總テノ強制法規ハ消滅スベシ

階級ノ消滅ト共ニ所有形式ニ於ケル教育ノ獨占ハ打破セラレベシ一般ニ何人ト雖モ基礎教育ヨリ高等教育ニ至ル總テノ教育ヲ受ケ得ルニ至リ其ノ結果或特定ノ團體ガ人類ヲ支配スルコトハ不可能ト爲リ技術アルモノ又ハ天才ヲ有スルモノニ對シテハ其ノ範圍ヲ選擇シ又ハ其ノ才能ヲ發達セシメ得ル廣汎ナル範圍ガ開カルルニ至ルベシ

共產主義的社會ニ於テハ生産力ノ發達ニ對シテ何等社會的制限ヲ課スルコト無シ、生産ノ手段タル私有財産、利潤ヲ追及セントスル利己的慾望、大衆ヲ無理ニ無智ノ状態ニ止マラシムルコト及大衆ノ貧困状態ト此等ハ總テ資本主義社會ノ技術的進歩ヲ阻害スルモノナルガ一及莫大ナル空費ハ最早共產主義的社會ニ於テハ存在セザルニ至ルベシ

世界經濟組織ノ各部分ニ於テ天然ノ資源並ニ生産ノ自然的、氣候的條件ハ極度ニ利用セラレベシ都市ト田舎ノ區別ハ農業ガ他ノ産業ニ比シ技術的見地ヨリ見テ低キ程度ニ止ルガ故ニ生ズルモノナルガ右差別モ消滅スベシ科學ト技術ハ極度ニ結合セラレベシ研究調査ハ益々發達シ社會ノ最モ



廣汎ナル範圍ニ互リ實用ニ供セラルルニ至ルベシ労働ハ最モ科學的ナル組織ニ於テ結合セラレ統計の計算ト經濟ノ計畫の調節ノ最良ノ方法使用セラルベシ社會ノ需要ニ於テ急激ナル増加ヲ見ルニ至ルベク右ハ全組織ヲ内部ヨリ促進スル最モ有力ナル衝動タルベキモノナリ此等ノ總テハ労働ノ最大限度ノ生産力ヲ確保スル所以ニシテ右ハ人類ノ「エネルギー」ヲ解放シテ科學並ニ美術ノ有力ナル發達ニ向ハシムルモノナリ

共產主義社會ニ於テハ生産力増進スルヲ以テ人類全體ノ福利ヲ増進シ從テ文化ヲシテ未ダ歴史上見ザル發達ヲ遂グシムルコトヲ得ベシ初メテ統一セラレタル人類ハ總テノ國境ヲ貫通シ且人類相互間ニ於ケル明白ニシテ相互的ナル關係ヲ基礎トスル文化ヲ有スルニ至ルベシ右理由ニ依リ永遠ニ總テノ神秘、宗教、偏見、迷信ヲ打破シ且ツ全能ニシテ合理的ナル人智ノ發展ニ對シ有力ナル衝動ヲ與フベシ

共產主義ノ比較的發達セル階梯ニ於テハ共產主義の社會ハ既ニ其ノ基礎ノ上ニ確立セラレ同時ニ男女共ニ總テノ方面ニ互リ其ノ發達ヲ遂グ生産力ハ莫大ノ發達ヲ遂ゲルニ至ル、然レドモ此ノ階梯ハ其ノ歴史の條件トシテ更ニ低キ階梯ヲ前提トスルモノニシテ此ノ階梯ニ於テハ共產主義の社會ハ資本主義社會ヨリ出生セルノミニシテ從テ右資本主義の社會ヨリ傳統セル經濟的、倫理的、

智的特徴ヲ保有ス、此ノ階梯ニ於テハ社會主義的生產組織ノ發達猶不當ニシテ其ノ爲メ必要ニ應ジテ生産ノ結果ノ分配セラルル事ヲ許容ス、労働ノ分配即チ一定ノ團體ニ對シ一定ノ労働ノ機能ヲ承認スルコト特ニ筋肉労働ト精神労働ノ區別ハ未ダ除去セラレズ、階級ハ廢止セラレタルモ舊社會ニ於ケル階級分立ノ遺物、從テ「プロレタリア」ノ國家的權力ノ遺物、強制法規、權利殊ニ「ブルジョア」ノ權利（消費ニ於ケル私有財産ノ權利）サハ猶存在ス、其ノ結果不平等關係ハ未ダ全ク消滅スルニ至ラズシテ幾分トモ其ノ痕跡ヲ留ム、田舎ト都市トノ區別モ未ダ消滅スルニ至ラズ而レドモ舊社會ノ右殘骸ハ何レノ社會力ニ依リテモ擁護セラルル事ナシ、右殘骸ハ生産力發達ノ特定ノ階梯ノ一部分タルモノニシテ人類ガ資本主義的制度ノ羈絆ヨリ解放セラレ自然力ヲ征服シ共產主義的精神ニ馴致セラレ、且社會主義ヨリ完全ナル共產主義ニ進ムト同時ニ消滅スベシ

#### 第四、資本主義ヨリ社會主義ヘノ過渡期及「プロレタリア」ノ獨裁

資本主義的社會ヨリ社會主義的社會ヘ推移スル場合ニ於テハ革命的轉形期アリ、右期間ニ於テハ社會組織ハ全ク轉形スルモノナリ、右ハ政治的過渡期ニシテ右期間ニ於テハ國家ハ「プロレタリア」ノ革命的獨裁ニ外ナラザルベシ、又帝國主義ノ世界的獨裁ヨリ「プロレタリア」ノ世界的獨

裁ニ移ル間ニ於テハ「プロレタリア」ノ争闘ノ長キ期間存スルモノニシテ右期間ニ於テハ「プロレタリア」ハ戦勝ト敗北ヲ繰リ返スモノナリ、而シテ右期間ハ資本主義ノ組織ニ於ケル繼續的ニシテ且ツ一般的ナル危機ヲ包含スル時期ニシテ且社會革命ノ爛熟期ナリ、右期間ハ民族戦争及植民地叛亂ノ時期ナリ民族戦争及植民地叛亂ハ其レ自體「プロレタリア」ノ社會主義的革命運動ニハアラザルモ之ヲ客觀的ニ見ル時ハ其ノ帝國主義ノ支配ヲ顛覆セントスルモノナル範圍ニ於テ「プロレタリア」ノ世界革命ノ要素タルモノナリ、又右過渡期ニ於テハ資本主義的經濟組織ト社會主義的經濟組織及資本主義的社會制度ト社會主義的社會制度ガ相併立シ兩者ガ平和的關係ト武装的争闘トヲ繼續スル時期ナリ此ノ時期ニ於テハ社會主義「ソヴェト」聯邦ハ形成セラレ右ハ帝國主義諸國ニ對シテ戦闘ヲ賭シ且ツ植民地人民等ト更ニ益々密接ナル關係ヲ設定スルモノナリ

「ブルジョア」革命ハ既ニ成立シ且ツ經濟上支配力ヲ有スルニ至リタル生産組織ヲ政治上解放スルコトヲ意味スルニ過ギズ即チ搾取者ノ階級ノ掌中ニ存スル權力ヲ他ノ者ニ移轉スルコトヲ意味スルモノナリ、之ニ反シ「プロレタリア」革命ハ(イ)「プロレタリア」ガ「ブルジョア」ノ財産關係ニ強制的ニ干渉シ(ロ)搾取階級ノ財産ヲ沒收シ且(ハ)社會ノ經濟的基礎ヲ急激ニ改造シ竝ニ人類ニ依ル人類ノ搾取制度ヲ廢止セントスルコトヲ以テ目的ト爲ス「ブルジョア」革命ハ封建諸侯ノ政治的支配ヲ

終焉セシムル爲メ數世紀ヲ要シタルガ右ハ各個ノ革命ノ連續ニ依リ之ヲ打破セリ「プロレタリア」ノ國際的革命ハ單一ニシテ且ツ同時ナル行動ニアラザルベク右ハ全時期ニ互ルモノナリ、然レドモ現今各國間ニ密接ナル聯絡存在スルヲ以テ「プロレタリア」ノ革命ハ非常ニ短期間ニ其ノ使命ヲ果スコトヲ得ベシ而シテ社會主義經濟ヲ建設セントスル周約的事業ハ長期ニ互ルモノニシテ右ハ世界的社會主義革命ガ完成シ且ツ「プロレタリア」ガ其ノ世界的政權ヲ確立シタル後ニ於テノミ開始セラレベキモノナリ

「プロレタリア」ガ政權ヲ獲得スル事ハ社會主義的經濟組織ノ發達及「プロレタリア」文化發達ノ前提條件ニシテ右「プロレタリア」文化ハ性質ヲ變更シツツ遂ニ生活ノ凡テノ方面ニ於テ社會ノ指導者タルニ至レリ、轉形ノ過程ニ總テノ他ノ階級ヲ引キ入レ、斯ノ如クシテ階級廢止ノ基礎ヲ置クモノナリ

「プロレタリア」ノ獨裁ヲ樹立シ且社會組織ヲ轉形セン事ヲ目的トスル争闘ニ於テハ地主ト資本家ノ同盟ニ對シ労働者ト農民トハ「プロレタリア」ノ精神的政治的融合ノ下ニ、同盟ヲ締結スベク右同盟ハ「プロレタリア」ノ獨裁ヲ樹立スルノ基礎タルベキモノナリ

過渡期ノ特徴ハ搾取者ノ抵抗ヲ苛酷ニ抑壓スル事、社會主義的建設ノ業ヲ組織スル事及社會主義



ノ精神ニ於テ男女ヲ訓練シ以テ階級ヲ打破スルコトナリ  
右ノ如キ重大ナル歴史的任务ヲ滿タサレタル後ニ於テ初メテ過渡期ハ共產主義社會ニ變化シ初ム  
ルモノナリ

二二四

斯ノ如クニシテ資本主義の世界經濟ヨリ社會主義の世界經濟ニ推移スル爲メ必要ナル前提條件ハ  
世界「プロレタリア」ノ獨裁ニシテ此ノ獨裁ハ社會主義ガ若干國ニ於テ勝利ヲ博シタル後ニ於  
テ、且新ニ成立スルニ至リタル「プロレタリア」共和國ガ既存ノ「プロレタリア」共和國ト聯邦  
ヲ爲シ、右聯邦ガ帝國主義ノ羈絆ヨリ解放セラレタル植民地ヲ味方ト爲シ又右聯邦ガ「ソヴェ  
エト」社會主義共和國ノ世界の聯合ト爲リ國家トシテ統一セラレタル國際的「プロレタリア」ノ  
羈絆ノ下ニ人類ヲ統一スル場合ニ於テ完成セラレルモノナリ  
「プロレタリア」ニ依ル政權ノ獲得トハ議會ニ於テ多數ヲ制スル事ニ依リ既存ノ「ブルジョア」國  
家機關ヲ平和的ニ獲得スルコトヲ意味スルモノニアラズ「プロレタリア」ニ依ル政權ノ獲得トハ  
「ブルジョア」ノ權力ヲ暴力ヲ以テ顛覆シ資本主義的國家ノ機關（「ブルジョア」軍隊、警察、官  
僚組織裁判所、議會等）ヲ破壊シ、且ツ搾取者ノ抑壓ノ爲メノ武器トシテ「プロレタリア」權力  
ノ新機關ヲ以テ之ニ代フル事ナリ

一八七一年ノ巴里「コンミュン」ノ經驗ヲ無限ニ擴張セル露國並ニ洪國革命ニ依リ示メサレタル  
如ク「プロレタリア」國權ノ最モ便宜ナル形式ハ「ソヴェエト」國家ナリ

右ハ國家ノ形式トシテ最モ廣汎ナル範圍ニ亘レル大衆運動ヨリ直接ニ發生シ、大衆ノ活動ヲシテ  
最大ノ效果アラシメ且其ノ終局ノ勝利ヲ最モ確實ニ保證スルモノナリ、「ソヴェエト」國家ハ「デ  
モクラシー」ノ最高ノ形式即チ「プロレタリア」的民主主義ヲ代表スルモノニシテ實際ハ「ブ  
ルジョア」ノ專制ナルモ假面ヲ以テ之ヲ包メル「ブルジョア」的民主主義トハ之ヲ區別セザルベ  
カラズ

「ブルジョア」的民主主義トハ異リ「プロレタリア」民主主義ハ明ニ「プロレタリア」ノ歴史的  
多數ノ利益ノ爲メニ搾取者ヲ抑壓スルコトヲ以テ目的トナスモノナリ「プロレタリア」的民主主  
義ハ其ノ歐タル階級ヨリ政權ヲ剝奪シ散在セル小「ブルジョア」農民ニ比シ一時の特權ヲ「プロ  
レタリア」ニ許與シ以テ「プロレタリア」ノ指導的地位ヲ強固ナラシメントスルモノナリ同時ニ  
「ソヴェエト」ハ「プロレタリア」ノ指導ノ下ニ大衆團體ヲ包括スルノ形式ニシテ從テ右ハ事實上  
「プロレタリア」及農民ノ大衆ヲ戰闘ニ引キ入レ且之ヲ社會主義的建設ノ業ニ參加セシメ又國家  
行政以實際の事務ニ參與セシムルモノナリ、彼等ハ彼等ノ事業ノ總テニ於テ勞働階級ノ大衆團體

二二五



三、依頼シ、勤勞者ノ間ニ民主主義ノ原則ヲ實施シ且他ノ如何ナル政府ノ形式ヨリモ大衆トノ間ニ一層密接ナル接觸關係ヲ設定スルモノナリ、代表ヲ選舉シ又之ヲ解任スルノ權利、立法者及行政者ノ結合、及生産ヲ基礎トシ、住所ヲ基礎トセザル選舉制度（仕事場及工場等ニ依ル選舉等）ハ總テ「ブルジョア」ノ代議制の共和國ト「プロレタリア」ノ「ソヴェエト」獨裁トノ間ニ著シキ差異アルヲ示スモノナリ、

「ブルジョア」的民主主義ハ形式上ハ法律ノ前ニ於ケル各人ノ平等ヲ承認スルモ其ノ實階級間ニ於ケル經濟上物質上ノ明白ナル不平等關係ニ立脚スルモノナリ、

資本家階級ハ生産手段及其他ノ重要ナル富ヲ獨占スルモノナルガ右獨占ヲ保持シ又ハ之ヲ一層強ムルコトニ依リ「ブルジョア」的民主主義ハ法律ノ前ニ於ケル各人ノ形式ノ平等及民主主義の權利ト自由トヲ變ジテ被搾階級殊ニ「プロレタリア」ニ關スル範圍ニ於テハ之ヲ法律の擬制タラシメ、其ノ結果右形式的平等並ニ民主主義の權利及自由ヲ以テ大衆ヲ欺瞞シ且之ヲ奴隸タラシムルノ手段トシテ利用ス形式的權利ニ關シテハ「ソヴェエト」國家ハ搾取者及人類ノ敵ヨリ政治上ノ權利ヲ剝奪シ人間ニ於ケル不平等ヲ全然排除シ以テ他ノ如何ナル國ニ於テモ存立セザル平等關係ヲ設立セリ同時ニ「プロレタリア」ノ獨裁ハ絶エズ右平等關係ヲ現實ニ實現スル爲メ必要ナル物質

的基礎ヲ創造シツツアリ而シテ其ノ手段タルベキモノハ（イ）婦人ヲ解放スルコト及（ロ）植民地ノ工業化ヲ容易ナラシムルコト等ナリ故ニ「ソヴェエト」民主主義ハ「プロレタリア」ノ民主主義ニシテ換言スレバ勤勞大衆ノ民主主義ナリ更ニ換言スレバ搾取者ニ反抗スル民主主義ナリ

「ソヴェエト」國家ハ「ブルジョア」階級ヲ完全ニ武裝解除シ且ツ武器ヲ「プロレタリア」ノ掌中ニ集中スルコトヲ以テ前提トナスモノニシテ「ソヴェエト」國家ハ武裝セル「プロレタリア」ノ國家ナリ、而シテ武力ノ編制ハ階級主義ヲ基礎トシテ完成セラルルモノニシテ右原則ハ「プロレタリア」獨裁ノ全組織ニ適應シ且工業「プロレタリア」ニ對シテ指導的地位ヲ保障スルモノナリ、右編制ハ革命的訓練ヲ基礎トスルモノナルガ同時ニ赤衛軍隊及海軍ノ部員ト勤勞大衆間ニ於テ密接ニシテ且不斷ナル聯絡ヲ保持スルコト及彼等カ行政並ニ社會主義建設ノ事業ニ參加スルコトヲ前提トス

勝利ヲ收メタル「プロレタリア」ハ其ノ政權ヲ獲得ヲ利用シ以テ經濟的的革命即チ革命ニ依リ資本主義的財產關係ヲ社會主義的生產方法ニ轉形スルノ手段タラシム右經濟的大革命ハ地主及資本家ノ財產ヲ沒收スルコト即チ「ブルジョア」ノ獨占財產ヲ變ジテ「プロレタリア」國家ノ國有財產タラシムルコトヲ以テ其ノ第一歩トナスモノナリ

共産「インタナショナル」ハ此ノ範圍ニ於テ次ノ事項ヲ以テ「プロレタリア」獨裁ノ根本的任務ト爲ス

二二八

(1) 工業、運輸、通信

- (a) 私人經營ニ屬スル大規模工業（工場、仕事場、鑛山及電業所）ノ總テヲ沒收シ「プロレタリア」ノ所有ト爲シ且總テノ國營並ニ市營企業ヲ「ソヴェエト」ノ手ニ移スコト
- (b) 私營鐵道、水路、並ニ空中輸送設備（商業用及旅客運輸用）ヲ沒收シ之ヲ（プロレタリア）ノ所有ト爲シ且國營業ニ市營運輸事業ヲ「ソヴェエト」ノ手ニ移スコト
- (c) 私營通信設備（電信電話、及ラデオ）ヲ沒收シ之ヲ「プロレタリア」ノ所有ト爲シ同時ニ國營並ニ市營通信設備ヲ「ソヴェエト」ノ手ニ移スコト

(2) 農業

- (a) 都市及田舎ニ於ケル總テノ大規模所有地（私有地、教會所有地）ヲ沒收シテ之ヲ「プロレタリア」ノ所有ト爲シ同時ニ國有並ニ市有ノ土地（森林、鑛山、湖水、河川ヲ含ム）ヲ「ソヴェエト」ノ手ニ移シ斯クテ總テノ土地ヲ國有ト爲スコト
- (b) 廣汎ナル所有地ニ接屬スル總テノ財産即チ建物、機械、貯藏品、家畜、農業設備（大規模製粉車、酪農場、果物及野菜乾燥場）ヲ沒收スルコト

- (c) 廣汎ナル土地殊ニ模範農場ニシテ經濟上相當重要ナルモノハ之ヲ「プロレタリア」獨裁ノ機關及「ソヴェエト」農業團體ノ監理經營ニ移スコト

- (d) 分割地殊ニ小作人ニ依リ耕作セラルルモノハ之ヲ貧農及中農ノ使用ノ爲メ之ヲ移轉スルコト（農民ノ所有ニ移サルベキ土地ノ量ハ（イ）經濟的必要並ニ（ロ）農民ヲシテ中立ノ地位ニ立タシメ且被等ヲシテ「プロレタリア」ノ味方タラシムルノ必要ニ依リ之ヲ決定ス此ノ點ハ事情ヲ異ニスルニ從ヒ又相異ナカラザルベカラズ）

- (e) 土地ノ賣買ヲ禁止スルコト
- (f) 高利ヲ防止スルコト、役務ヲ條件トスル總テノ取引ノ廢棄、農民被搾取階級ノ總テノ債務ノ廢棄

- (g) 農業ノ改善ノ爲メ信用制度ヲ組織スルコト

- (h) 農業「コーペラチブ」、集團農場、「コンミン」ヲ財政上及其他ニ於テ支持スルコト

(3) 商業ト信用

- (a) 私營銀行（金準備、證券、預金等）全部ヲ「プロレタリア」ノ國家ノ所有ニ移スコトヲ

二二九

- (含ム)「プロレタリア」ノ所有トスト同時ニ國營並ニ市營等ノ銀行ヲ「プロレタリア」國家ニ移轉スルコト
- (b) 銀行ノ集中、即チ「プロレタリア」ノ國營ニ歸スルニ至リタル大規模銀行ノ總テヲ中央國立銀行ニ從屬セシムルコト
- (c) 卸賣業(倉庫、昇降機、店舗、在庫品等)ヲ國營トシ且之ヲ「ソヴィエト」國家機關ニ移轉スルコト
- (d) 外國貿易ノ獨占
- (e) 外國並ニ國內資本家ニ對スル國家ノ債務ヲ否認スルコト
- (4) 所謂精神的產物ノ製作所
  - (a) 印刷工場ノ國有
  - (b) 新聞並ニ書籍出版ノ國營
  - (c) 大規模ナル活動寫真企業及劇場等ノ國有
- (5) 家財
  - (a) 巨額ナル家財ノ沒收

- (b) 沒收セル家屋ハ之ヲ地方「ソヴィエト」團體ニ移スコト
- (c) 労働者ヲ「ブルジョア」ノ住宅ニ移住セシムルコト
- (d) 宮殿及其他大規模ノ私有又ハ公共ノ敷地ヲ労働者階級ノ使用ニ供セシムルコト
- (6) 労働日時ト労働者ノ工業監理
  - (a) 労働時間ヲ七時間ニ低減スルコト及健康ニ有害ナル仕事ニ在リテハ更ニ之ヲ低減スルコト
  - (b) 労働者ノ工業監理ヲ組織スルコト工業監理ニ於テ労働組合ト密接ニ協同スル事ヲ條件トシテ工業監理ノ爲メ國家機關ヲ設置スルコト
  - (c) 「プロレタリア」獨裁ノ第一期ニ於テ同國內ニ於ケル他ノ階級又ハ他ノ社會團體ニ對スル「プロレタリア」ノ政策ハ次ノ如シ
    - (1) 「ブルジョア」、地主、將校、官僚ハ労働階級ノ絶對ノ敵ナリ、彼等ノ組織的技術ハ利用シ得ベキモ無産階級獨裁確立後ナラザルベカラス
    - (2) 「ブルジョア」ノ傳統ニヨリ教育セラレタル工業知識階級ニ對シテハ無産階級ハ其ノ反革命行動ヲ抑壓スルト共ニ其ノ訓練サレタル社會的勢力ノ利用ヲ忘ルベカラス

本階級ヲ無産階級ニ思想上加増セシメ社會變革事業ノ協力者トセシムルヲ要ス

(3) 農民階級ニ對スル共產黨ノ事業ハ農村勞働階級ノ指導者トナルコトナリ其ノ手段ハ(イ)無産

及貧困農民ノ援助(ロ)地主ヨリ農民ヘ耕地移轉(ハ)中産農民ヲ中立セシメ地主トノ連絡ヲ絶ツ

(但シ無産獨裁確立後ハ中産農民ハ之ヲ合併ス)等ナリ

(4) 無産階級ニ對シ極端ナル反感若ハ同情ヲ有スル小「ブルジョア」ハ出來得ル限り之ヲ味方

トスルコトヲ必要トス之レカ爲ニハ僅少ノ財産私有ト營業ノ自由ヲ許セバ可ナリ

前記事業遂行中勞働團體ノ意義ハ根本的ニ變化ス資本主義ノ下ニ於テハ勞働組合ハ資本家及資本

主義國家ニ對スル闘争ノ武器ナルカ無産者國家ニ於テハ無産者獨裁ノ槓杆ニシテ又大眾ニ共產主

義ヲ教授スル學校ナリ故ニ勞働組合カ社會主義國家建設ノ事業ニ其ノ首領ヲ參與セシメ官僚政治

ト關フ範圍ニ於テ勞働組合ハ「プロレタリア」國家ノ經濟組織ノ支柱ナリ

資本主義ノ下ニ於テハ「コーペラチヴ」ハ往々墮落シテ資本主義ノ單ナル附屬物トナルモ「プ

ロレタリア」國家ニ於テハ最重要ナル分配機關ノ一ナリ

最後ニ農村「コーペラチヴ」ハ都市トノ連絡機關ナリ本「コーペラチヴ」ハ資本主義下ニテ

ハ資本家銀行、企業ヲ利用スル爲資本主義企業タルモ無産者國家ニ於テハ無産者ノ機關ヲ利用ス

ルヲ以テ其ノ運用ヲ誤ラサレハ社會變革ノ重要ナル槓杆タルベシ

社會主義國家建設ニ際シ無産者團體ハ共產黨ノ活動ニ依リ統一セル精神ト行動ヲ有シ來ル故ニ新

社會編纂者ノ使命ハ無産者教育ヲ充實シ社會主義ノ爲ノ科學、工業、政治ノ知識ヲ有スル男女ノ

養成ナリ

勞働者階級ハ資本家階級ノ生産手段ノ獨占ヲ廢止シタル後ハ更ニ進テ「ブルジョア」ノ教育機關

(高等教育ヲ含ム)ノ獨占ヲ廢止セサル可ラズ「プロレタリア」ノ爲ス可キ諸般ノ事業中最モ

重要ナルハ勞働者階級中ヨリ工業方面ノ専門家(例ヘバ技師、技手、會計士等)ノミナラズ科學

並軍事方面ノ専門家ヲモ續々輩出セシムルニアリ而シテ更ニ進デハ「プロレタリア」階級ノ文化

的向上、政治教育ノ普及、知識ノ發達、技術上ノ進歩、勞働ノ習慣ノ養成、「ブルジョア」並小「ブ

ルジョア」ノ偏見ノ撲滅ニ努メサル可ラズ

斯クノ如ク「プロレタリア」ハ「ブルジョア」ノ偏見並迷信ヲ撲滅スルニ努メザル可ラザル處、其

等偏見又ハ迷信中最モ有害ナルハ人民ノ阿片タル宗教ニシテ此ノ宗教ヲ撲滅スルコトハ最モ緊要

ナリ。而シテ此ノ撲滅運動ハ最モ系統的ニ又最モ熱心ニ繼續セサル可ラズ。「プロレタリア」ハ

支配階級並帝國主義者ノ代辯者タル教會ニ對スル國家ノ支持ヲ停止スルト共ニ教會ガ國家ノ教育

事業ニ關與スルヲ止メシメ、僧侶階級ノ企ツル反革命運動ヲ絶滅セシメサル可ラズ。「プロレタリア」ハ信教ノ自由ヲ認メツツモ一切ノ手段方法ニ訴ヘテ反宗教運動ヲ起スト同時ニ唯物史觀ノ基礎ノ上ニ立ツ新教育制度ヲ採用セサル可ラズ

「プロレタリア」ノ世界革命ヲ達成スル爲メニハ幾多ノ過程ヲ經サル可ラズ。即チ純然タル「プロレタリア」革命、「プロレタリア」革命ニ早晚變化ス可キ「ブルジョア」ノ民主的革命、國民的解放戰爭、植民地革命ナリ。此等ノ各種ノ革命ヲ經テ後始メテ「プロレタリア」ノ世界的獨裁政治可能ナリ、資本主義ヲ發達ハ各國ニヨリテ同一ナラズ、從テ國ニヨリテ資本主義ノ形體並ニ爛熟ノ程度ヲ異ニシ從テ革命ノ過程及條件ヲ異ニス。斯ノ如ク四圍ノ事情カ國ニヨリテ異ナル結果トシテ、「プロレタリア」ノ政權獲得ノ方法並様式ヲ異ニセザル可ラザルハ又已ムヲ得ザル處ニシテ、又或國ニ於テハ「プロレタリア」獨裁政治ノ實現ニ至ル迄過渡的過程ヲ經ルヲ要シ社會主義建設ノ形體ヲ異ニス。斯クノ如ク各國ノ資本主義ハ其ノ體様ヲ異ニシ從テ「プロレタリア」獨裁ハ其ノ實現ニ至ル過程ヲ異ニセザル可ラザル處今之ヲ概觀スレバ大略左ノ三個ノ型ニ分類スルヲ得

資本主義ノ發達高度ニ達セル諸國（北米合衆國、獨逸、英國）

右諸國ニ於テハ生産力ハ強大ニシテ生産カ著シク集中セラレ居リ、小規模生産ハ比較的輕キ意義ヲ有スルニ過ギズ且「ブルジョア」的民主主義的政治組織ハ既ニ確立セラレ長キニ互ル、「プロレタリア」上ニ於ケル右諸國ニ對スル根本的政治上ノ要求ハ直接「プロレタリア」ノ獨裁ニ推移スル事ナリ、(イ)經濟上ニ於テ先ヅ第一ニ大規模生産ヲ沒收シ(ロ)只小部分ノ土地ヲ農民ノ手ニ移シテ國有「ソヴエト」農場ノ多數ヲ結合シ、(ハ)不統一ナル市場關係ハ之ヲ只極メテ小サキ範圍ニ局限スベシ、一般社會主義的發達殊ニ農民ノ農場經營ノ集中ハ急速ニ進展ス

スル争闘ヲ經テ遂ニハ勞働者ノ革命ヲ要求スルニ至レルヲ得ベシ此等諸國ニ於テハ農業革命ハ可成リ重要ナル役割ヲ演ズルモノナリ即「プロレタリア」ノ獨裁ハ即刻ニハ完成セラレザルヤモ知レザルガ「プロレタリア」及農民ノ民主主義的獨裁ヨリ「プロレタリア」ノ社會主義的獨裁ニ推移スル過程ニ於テ右獨裁ノ實現ハ農民ノ意向如何ニ係ルモノナリ大規模ノ土地財産ヲ沒收スルノ過程ニ於テ沒收セラレタル土地ノ可成リノ部分ガ農民ノ任意ノ使用ニ供セラル又市場關係ノ範圍モ相當廣ク又農民ヲ「コーペラチブ」ニ於テ組織シ後ニ彼等ヲ生産ニ於テ結合セントスルノ任務ハ社會主義的建設ノ事業ニ於ケル最重要ナル任務ナルモ其進捗ノ度ハ前記資本主義ノ發達ノ極度ニ達セル諸國ニ比シ緩慢ナルベシ

植民地及半植民地(支那印度等)  
 右諸國ニ於テハ工業ハ未發達ノ状態ニ在リ只時トシテハ比較的ヨク發達セル場合アルモ尙獨立シテ社會主義的建設ヲ爲スニハ不適當ナル状態ニ在リ經濟竝ニ政治組織ニ於テハ封建的中世紀的關係ガ支配シ居リ且重要ナル工業、商業、銀行及運輸手段等ハ外國ノ帝國主義的團體ノ掌中ニ在リ斯ノ如キ諸國ニ於ケル最重要ナル任務ハ封建制度ニ對シテ戰闘シ且絶エズ一方ニ於テハ農民ノ革命ヲ誘導シ他方ニ於テハ外國ノ帝國主義者ニ對シテ民族獨立ノ目的ヲ以テ戰闘スル事ナリ斯ク

ノ如キ諸國ニ於テ「プロレタリア」ノ獨裁ハ只幾多ノ準備的階梯ヲ通過シ且只「ブルジョア」ノ民主主義的革命ガ社會主義革命タルニ至リタル後ニ於テノミ之ヲ達シ得ベキモノニシテ社會主義的建設ノ業ニ成功セントセハ既ニ「プロレタリア」獨裁ヲ樹立セル國ヨリ直接ノ援助ヲ得ザルベカラズ

現時期ニ於テハ「プロレタリア」國ガ政權ヲ獲得スベキ事ハ資本主義ノ發達セル諸國ニ於テハ第一要務タルニ至レリ而シテ右資本主義諸國中「ソヴェト」聯邦ニ於テハ既ニ「プロレタリア」ノ獨裁ヲ樹立シ右獨裁ハ世界的意義ヲ有スルニ至レリ、植民地及半植民地ニ於ケル解放運動ハ世界的資本主義ガ此等諸國ニ侵入スル場合ニ於テ發生スルモノニシテ右諸國ガ「プロレタリア」ノ獨裁及一般ニ國際的「プロレタリア」運動ヨリ支持ト援助ヲ得ル場合ニ於テハ右解放運動ハ社會主義運動ニ迄發達スルニ至ルベシ

植民地及半植民地ニ於テ蟻艇シツアル革命的争闘ガ特別ノ事情ニ在ルコト、「プロレタリア」及農民ノ民主主義的獨裁ヲ樹立シ且右獨裁ヲシテ「プロレタリア」ノ獨裁ニ迄發達セシメンガ爲メニハ長期ニ互ル争闘ヲ爲サザルベカラザルコト及最後ニ右争闘ガ民族的運動トシテ重大ノ意義ヲ有スル點ヨリシテ總テノ國ニ於ケル共產黨ハ特別ノ任務ヲ負フモノニシテ共產「インターナショナル」



ル」ハ此等特別ノ任務中左ノ事項ヲ以テ最重要ナルモノト思考ス

二三八

- (1) 封建的支配、諸侯ノ官僚主義及外國ノ帝國主義ノ顛覆
  - (2) 「プロレタリア」及農民ノ民主主義的獨裁制ヲ設立スルコト
  - (3) 完全ナル民族ノ獨立及民族統一ヲ確保スルコト
  - (4) 帝國主義者ニ所屬スル大規模企業（工業運輸、銀行及其他）ヲ國有トスルコト
  - (5) 諸侯領、教會領ノ沒收總テノ土地ノ國有
  - (6) 八時間制ノ採用
  - (7) 勞働者及農民ノ代表者ヨリナル「ソヴェト」ノ設立
- 民族解放ノ目的ヲ有スル植民地革命及運動ハ之ヲ帝國主義ニ反抗スル争闘タル點及勞働者ニ依ル政權ノ獲得タル點ヨリ見テ極メテ重大ナル意義ヲ有スルモノナリ從テ植民地及半植民地ガ過渡期ニ於テ重要ナル意義ヲ有スル所以ハ右植民地ハ工業諸國（世界商業地）ニ對スル世界農業地ノ關係ヲ代表スルモノニシテ社會主義的世界經濟ヲ組織セントスルノ問題ハ即チ帝國主義ノ以前ノ植民地ニ對スル帝國主義諸國ノ關係ヲ定ムル問題ナリ從テ植民地ニ於ケル勤勞大衆トノ間ニ友誼的軍事同盟關係ヲ設定スルコトハ世界ノ工業「プロレタリア」ノ遂行スベキ主たる任務ノ一ナリ

斯ノ如クニシテ世界革命ノ進歩ハ一方ニ於テハ本國勞働者ヲシテ「プロレタリア」獨裁ヲ目的トスル争闘ニ奮起セシムルト共ニ又他方ニ於テ幾百萬ノ植民地ノ勞農ヲシテ外國ノ帝國主義ニ反抗セシムルモノナリ而シテ「ソヴェト」共和國ハ益々其ノ經濟力ヲ増加シツツ社會主義ノ中心點タルニ至レルガ右中心點ノ存在スルガ爲メ帝國主義ノ羈絆ヲ脱シタル植民地ハ經濟上益々右中心點ニ向テ接近シ且漸次國際的社會主義ノ工業上ノ中心點ト結合シ以テ社會主義建設ノ道程ニ引キ入レラレシクテ經濟的及文化的發達ノ機會ヲ得ルニ至ル、比較的進歩ニ遅レタル從前ノ植民地ニ於ケル農民ノ「ソヴェト」及比較的發達セル從前ノ植民地ニ於ケル勞農「ソヴェト」ハ政治上「プロレタリア」獨裁ノ中心點ニ集合シ漸次發達ヲ遂ゲツツアル「ソヴェト」共和國ノ一般組織ノ内ニ加入シ且ツ最後ニハ世界的「プロレタリア」獨裁ノ系統中ニ加入スルニ至ル

生産ノ新方法トシテノ社會主義ハ發達シ全世界ニ及ベリ

第五、「ソヴェト」聯邦内ニ於ケル「プロレタリア」ノ獨裁ト國際的社會革命

世界經濟ガ一方ニ於テハ資本主義諸國他方ニ於テハ社會主義建設ノ途ニ在ル諸國ニ二分セラルルノ事實ハ資本主義制度ガ深甚ナル危機ニ瀕セル事ヲ最モ明ニ示スモノナリ、從テ社會主義建設ノ事業ニ於テ成就シタル成果ト目トスベキ「ソヴェト」聯邦内ニ於ケル「プロレタリア」ノ獨裁ヲ

二二九

内部ヨリ強固ニシ且「プロレタリア」及植民地ノ被抑壓民族ノ大衆間ニ「ソヴェエト」聯邦ノ努力ト權威ヲ伸展スルコトハ國際的社會革命ヲ繼續シ之ヲシテ益々激烈ナラシメ且ツ其ノ範圍ヲ擴張スル所以ナリ即チ「ソヴェエト」聯邦内ニ於テ確立セル「プロレタリア」ノ獨裁ハ社會革命ノ重要ナル構成部分ニシテ換言スレバ右社會革命ノ前衛ニシテ且ツ其ノ根據地ナリ

露國ニ於テハ王侯並ニ「ブルジョア」ヲ顛覆シ且完全ナル社會主義制度ヲ確立スベキ必要ト物質的前提條件存在シタルガ爲メ同國ノ労働者ハ國際的「プロレタリア」ノ援助ヲ得テ同國內及外國ノ反革命的軍隊ノ攻撃ヲ勇敢ニ擊退シ、農民ノ多數トノ間ニ設定セル同盟關係ヲ鞏固ニシ、且ツ社會主義的建設ノ事業ニ於テ著シキ成功ヲ收メタリ

「プロレタリア」ガ社會主義的建設ノ道程ヲ急速ニ前進シ得タルハ右「プロレタリア」ノ社會主義的工業ト農民ノ小規模經濟トノ間ニ適當ナル接觸ヲ保持セルガ爲メニシテ右接觸ハ農民ニ對シテハ農業ノ生産力ノ増大ヲ確保シ且ツ社會主義的工業ニ對シテハ其ノ指導的地位ヲ保證セリ「プロレタリア」ガ社會主義的建設ニ於テ急速ナル進歩ヲ遂グルヲ得タルハ尙社會主義的工業ト農業トノ間ニ聯絡ヲ設立セルガ爲メニシテ斯クテ農民ガ寄食階級ノ不生産的消費ノ爲メ労働スルヲ止メタリ、尙農業ハ資本家ノ私利ノ爲メニ生産セズシテ消費者大衆ノ不斷ニ増進シツアル慾望ヲ滿

足スルガ爲メニ生産スルガ故ニシテ右事實ハ之ヲ畢竟スルニ生産ノ全過程ニ互リ之ヲ促進スル處大ナルモノアリ、尙最後ニ經濟上ニ於ケル重要ナル地位ガ「プロレタリア」ノ國家タル「ソヴェエト」聯邦ノ手ニ集中セラレ、組織的經理ハ益々其ノ重要ノ度ヲ増シ且其ノ結果トシテ生産手段ガ從來ヨリモ更ニ經濟的ニ分配セラレツツアルガ爲メナリ

資本主義國家間ニ於テハ露國ニ對シテ財政上經濟上「ボイコット」ヲ組織的ニ企圖セルガ右「ボイコット」ニ拘ラズ「ソヴェエト」露國ノ「プロレタリア」ハ同國ノ全經濟ニ互リ生産力ヲ増加シテ更ニ高キ標準ニ達セシメ又大規模工業發達ヲ圖リ資本主義國家ノ其レヲ凌駕セシメ以テ同國生産手段ノ全生産額ハ工業ノ全生産額ヲ増加シ竝ニ全國商業ニ於テ國民經濟中社會化セル部分ノ享ケル分前ヲ増加シツツアリ

斯ノ如クニシテ國營商業並ニ急速ナル發達ヲ遂グツツアル「コーペラチブ」及土地ノ國有ヲ根柢トシテ使用シ以テ國營社會主義的工業、運輸並ニ銀行制度ハ小農ヲ益々誘導シツツアリ

特ニ農業ノ範圍ニ關シテ生産力ノ増進ハ農民間ノ分化ヲ制限スベキ諸條件（土地ノ國有從テ土地賣買ノ禁止、急激ナル累進稅、貧困ナル農民及中流農民ノ「コーペラチブ」及生産團體ノ金融、労働者ノ雇傭ヲ調節スル法律、大農ヨリ若干ノ政治上ノ權利及公權ヲ剝奪スルコト）ヲ必要トス



然レドモ社會主義工業ノ生産力ガ充分ナル發達ヲ遂ゲズ從テ農業ニ對シテ廣汎ニシテ且ツ新ナル技術的基礎ヲ與フルコト得ズ從テ農民ノ農場ヲ生産關係ニ於テ結合シテ大規模ノ公共企業タラシムルコトヲ得ザル場合ニ於テハ大農階級ハ所謂新「ブルジョア」ト稱セララル分子トノ間ニ先ヅ經濟的關係次テ政治的關係ヲ設定シ之ヲ發達セントスルノ傾向ヲ有スルモノナリ

二四二

「ソヴェト」聯邦ノ「プロレタリア」ハ同國ニ於テ經濟上重要ナル地位ヲ占メ右「プロレタリア」ハ新經濟政策實施後最近數年間ニ著シキ減少ヲ見タル地方ノ私有資本ノ殘部ヲ驅逐シツツアリ右「プロレタリア」ハ地方ニ於ケル搾取階級ノ上ニ凡ユル制限ヲ課シ且ツ農民及單純ナル物資ノ生産者ノ多數ヲ急激ニ増加シツツアル「コーペラチーブ」ノ仲介ニ依リ「ソヴェト」經濟團體ニ引キ入レ從テ又之ヲ社會主義的建設ノ事業ニ引キ入レツツアツ

社會主義ハ既ニ「ソヴェト」露國ノ經濟上ニ於ケル決定力ニシテ主トシテ同國ノ經濟的發達ノ全般ニ互リ之ヲ決定シ且ツ此ノ事實ニ依リ同經濟ノ更ニ大ナル發達ヲ促スモノナリ

「ソヴェト」露國ガ技術的經濟的進歩ニ運ルルガ爲メ且ツ大戦中及内亂中多大ノ損害ヲ蒙リタルガ爲メ同國ハ其ノ工場設備ヲ復舊シ新企業ヲ發達セシムルガ爲メ多大ノ資本ヲ支出セザルベカラザリキ而シテ右ハ社會主義發達ノ道程ニ於テ重大ナル障害ヲ横タヘタリキ而レドモ勞動階級及

勞動者ノ廣汎ナル階級ノ生活程度ハ絶エズ高上シツツアリ且同時ニ工業ノ社會主義的合理化ト科學的組織ニ伴ヒ七時間制度ハ漸次採用セラレツツアリ

「ソヴェト」露國ニ於ケル「プロレタリア」ノ獨裁ハ露國ノ帝國主義ヲ打破シ舊露國帝國ニ於ケル植民地及被抑壓民族ヲ解放シ以テ同聯邦内ニ於ケル各民族ニ對シテ形式上平等ノミナラズ實質上ノ平等ヲ保證セリ「ソヴェト」露國ニ於ケル「プロレタリア」ノ獨裁ハ右地方ヲ工業化スルノ方法ニ依リ彼等ガ文化上又政治上發達ヲ遂クベキ基礎ヲ組織的ニ設置セリ又右獨裁ハ「ソヴェト」聯邦内ニ於ケル自治區域自治共和國及聯邦共和國ノ法律上ノ地位ヲ明確ニ定メ民族自決權ノ原則ヲ極度ニ遂行セリ

「ソヴェト」露國ハ「プロレタリア」獨裁ト社會主義的建設ノ土地ナリ同國ニ於テハ勞動者階級ハ巨大ノ收穫ヲ得且ツ農民ト密接ナル同盟關係ヲ設定ス、同國ハ「マルクス」主義ニ追隨スル新ナル文化ノ發祥シ且ツ存在スル國ナリ、從テ「ソヴェト」聯邦ハ總テノ被抑壓階級ノ世界的運動ノ基礎ニシテ國際革命ノ中心ニシテ且ツ世界歴史ニ於ケル最も重要ナル要素ナリ

世界ノ「プロレタリア」ハ「ソヴェト」聯邦ニ於テ其ノ最初ノ祖國ヲ得且「ソヴェト」聯邦ハ植民地運動ノ最大中心點タルニ至レリ

二四三

斯ノ如クニシテ「ソヴィエト」聯邦ハ資本主義ノ一般的危機ニ於ケル重大ナル要素タルニ至リタルガ右ハ純然タル資本主義國家ノ經濟的交差ヨリ落伍セルガ爲メニアラズシテ社會主義的生產組織ノ基礎ヲ創造シ又一般革命運動ニ於テ特ニ重大ナル役割ヲ演ジツツアルガ故ナリ、「ソヴィエト」聯邦ハ「プロレタリア」革命ノ國際的推進力ニシテ且ツ各國ノ「プロレタリア」ノ政權獲得ノ努力ヲ促進スルモノナリ、「ソヴィエト」聯邦ハ勞働階級ガ資本主義ヲ打破スルノミナラズ社會主義的建設ヲ爲スノ能力ヲ有スル事ヲ示スモノナリ、「ソヴィエト」聯邦ハ總テノ民族間ニ於ケル友愛關係ト社會主義經濟ニ於ケル總テノ勞働者ノ經濟的統一ノ最初ノ象徴ナリ

一方ニ於テハ「ソヴィエト」聯邦内ニ於ケル社會主義制度アリ他方ニ於テハ其他ノ國ニ於ケル資本主義制度アリ右二個ノ經濟組織ガ同時ニ存在スルノ事實ハ「プロレタリア」國家ニ對シテ資本主義國家ノ加フル攻撃（「ボイコット」封鎖等）ヲ打破スベキ任務ヲ課シ且ツ同時ニ「プロレタリア」國家ヲシテ經濟的「マニニト」ニ訴ヘ以テ資本主義國家トノ經濟的聯絡ヲ（外國貿易ノ獨占、信用、借款、利權及所謂技術的援助等）ヲ手段ニ依リテ利用スルヲ餘儀ナクセシムルモノナリ、此ノ點ニ於テ執ルベキ基本の方針ハ「ソヴィエト」聯邦ノ利益ト兩立スル範圍ニ於テ即チ「ソヴィエト」聯邦ニ於ケル工業ヲ強固ニシ、其ノ大工業及電化事業ノ基礎ヲ設立シ且ツ最後ニ其ノ社會主義者

ヲ技術者トスル工業ヲ發達セシムル爲メ、出來得ル限り廣キ範圍ニ互リ外國トノ間ニ經濟的接觸ヲ確立スルコトナリ、資本主義國家ノ圍繞スル中ニ於テ「ソヴィエト」聯邦ノ獨立ヲ確保シ得ル程度ニ於テハ「ソヴィエト」聯邦ニ於ケル社會主義的建設事業ガ擾亂セラルルノ危險ニ對シ且「ソヴィエト」聯邦ガ資本主義制度ニ從屬物タルニ至ラザル様保證ヲ取付ケザルベカラス

他方ニ於テ資本主義國家ハ一方ニ於テ「ソヴィエト」聯邦市場ニ於テ彼等ノ商業上ノ利益ヲ得、ソトシテ他方ニ於テハ「ソヴィエト」聯邦ノ發達即チ國際的の革命ノ發達ニ對シテ危惧ノ念ヲ懷キ絶エズ其ノ間ヲ動搖セリ右ノ爲メ帝國主義的國家ノ政策ハ「ソヴィエト」聯邦ヲ圍繞シ且「ソヴィエト」聯邦又抑壓シ世界ノ「ブルジョア」ノ恐怖政治ヲ確立セントスルノ目的ヲ以テ右聯邦ニ對スル反革命運動ヲ指導スルコトヲ以テ其ノ主ナル且ツ根本的ナル傾向ト爲ス

然レドモ帝國主義者ノ側ニ於テハ「ソヴィエト」聯邦ヲ圍繞セント企圖シ又右聯邦ニ對シテ軍事的侵略ヲ爲サントスル危險ハ益々増大シツツアルモ右ハ同聯邦ノ共產黨―共産「インターナショナル」ノ支部ニシテ且ツ右聯邦ニ於ケル「プロレタリア」獨裁ノ指導者タル―ハ其ノ國際的義務ヲ遂行シ且總テノ被抑壓者、資本主義國家ニ於ケル勞働運動、植民地民族ノ反帝國主義運動及總テ

「ソヴェエト」聯邦ハ世界ノ「プロレタリア」ノ唯一ノ祖國ニシテ且ツ彼等ノ主タル城塞ニシテ且ツ國際的解放ノ運動ニ於ケル最重要ナル要素タルガ故ニ世界ノ「プロレタリア」ハ「ソヴェエト」聯邦ニ於ケル社會主義的建設ノ事業ノ成行ヲ容易ナラシメ且ツ凡有手段ヲ盡シテ以テ資本主義國家ノ攻撃ニ對シ右社會主義建設ノ事業ヲ防衛セザルベカラズ

國際政局ハ「プロレタリア」ノ獨裁ヲシテ緊急問題タルニ至ラシメ且ツ國際政局ニ於ケル凡テノ事件ハ只一點即チ「ソヴェエト」露國ニ對スル世界「ブルジョア」ノ戰鬥タル一點ニ集中セラレツツアリ而シテ右「ソヴェエト」露國ハ一方ニ於テハ各國ノ先進労働者ノソヴェエト運動他方ニ於テハ植民地及被抑壓民族ノ運動民族の解放ヲ中心トセザルベカラズ(レーニン)

植民地殊ニ「ソヴェエト」聯邦ヲ攻撃シツツアル帝國主義國家所屬ノ植民地ニ於テハ帝國主義軍隊ノ牽制運動ヲ利用シテ反帝國主義戰鬥ヲ極度ニ發達セシメ且ツ帝國主義的羈絆ヲ脱シ又其ノ完全ナル獨立ヲ獲ル目的ヲ以テ革命的行動ヲ組織スルヲ要ス

「ソヴェエト」聯邦内ニ於ケル社會主義ノ發達及其ノ國際的努力ノ増進ハ「ソヴェエト」聯邦ニ對シテ資本主義國家及其ノ社會民主主義者ノ憎惡ヲ惹起セルノミナラズ全世界ニ互ル労働大衆ノ間ニ「ソヴェエト」聯邦ニ對スル最大ノ同情ヲ喚起シ「ソヴェエト」聯邦ガ帝國主義ノ攻撃ヲ受ケタル

場合總テノ國ノ被抑壓階級ガ「ソヴェエト」聯邦防衛ノ爲メ戰鬥セントスルノ覺悟ヲ促スニ至レリ

斯ノ如クニシテ最近世界經濟ニ於ケル矛盾ノ増進、即資本主義經濟ノ一般の危機ノ増進ト「ソヴェエト」聯邦ニ對スル武力的の攻撃ハ大規模ノ革命ヲ勃發セシメ其ノ結果ハ多數ノ所謂文明國ニ於ケル資本主義ヲ壓倒シ且植民地ニ於ケル革命ヲシテ勝利ヲ博セシメ以テ「プロレタリア」獨裁ノ基礎ヲ擴大シ吾人ヲシテ全世界ニ互ル社會主義ノ終局的勝利ニ著シク接近セシメザルヲ得ズ

第六、共產「インターナショナル」ノ戰略及戰術「プロレタリア」獨裁ヘノ途  
共產主義ハ労働運動ニ於テ革命的の傾向ヲ博スルモノニシテ且又革命的「マルキシズム」、「レーニンニズム」ノ唯一ノ代表タルモノナリ故ニ共產主義ハ労働運動ニ於ケル他ノ總テノ主義ニ對シ反對ナリ

「アナキズム」ノ著名ナル代表者(クロボトキン、「ジャン」、「グレイブ」、「コルネリツセン」其他)ハ一九一四年乃至一八年ノ戰爭中裏切リテ帝國主義「ブルジョア」階級ノ味方ニ走レルガ彼等ハ大衆ヲ統べ中央集權的ニシテ訓練アル「プロレタリア」團體ノ組織ノ必要ヲ否認シ以テ「プロレタリア」ヲシテ有力ナル資本團體ノ面前ニ無力ナラシムルモノナリ又「アナキズム」ハ個々

ノ恐怖政策ヲ唱導スル旨トシテ無産階級ヲシテ大衆組織及大衆闘争ノ手段ヨリ引離シ絶對的自  
由ノため必要ナル「プロレタリア」ノ獨裁ヲ否認スルコトニヨリ「ブルジョア」階級、其軍隊及  
其凡ユル抑壓機關ニ對スル最も重要鋭利ナル武器ヲ「プロレタリア」ヨリ奪ヒ去ルモノナリ  
「アナキズム」ハ「プロレタリア」闘争ノ樞軸タル如何ナル大衆運動トモ相距ルコト遠ク且「ソ  
ヴェート」聯邦労働階級ノ獨裁ニ對スル敵意ヲ合ミ其戰術、其態度ヲ通シ反革命勢力ノ共同戦線ニ  
事實參加セツヌアルニ分派タラントシツツアリ

二四八

革命「サンボカ主義」(「アルツロ、ラグリオラ」等夥多ノ)指導者ハ「フランス  
ド」型所謂反議會主義反革命ノ圈内ニ逃避セリ彼等モ亦政治的闘争(特ニ對議會闘争)及「プ  
ロレタリア」ノ革命的獨裁ヲ否認シ且労働ニ關シ一般的ニ又労働組合ニ於テハ特ニ地方分權ヲ主  
張シ「プロレタリア」政黨ヲ否認シ及暴動ノ必要ヲ理解セズ總同盟罷工(「ザ、フォールド、ア  
ムス、タテテックス」)ノ重要性ヲ主張セズ其結果彼等カノ勢力ヲ有スル場合ニハ常ニ大  
衆ノ革命運動ヲ妨害ス故ニ「プロレタリア」獨裁否認ニ基ク其對「ソヴェート」聯邦攻撃ハ「ソ  
ニ於テ同主義ヲシテ社會民主主義ト同一範疇ニ置クモノナリ

「建設的社會主義」(「マクドナル」及其一派)ハ不相變自由博愛、反革命ヲ主張シ「フニビアニズ

ム」(「ツエブ、バーナード、シウ」其他)ノ「ブルジョア」的傳統ニ因ハレ原則トシテ「プロレタ  
リア」ノ獨裁及暴力手段ヲ一般ニ否認ス彼等ハ議會ニヨル政權獲得ヲ主張シ階級戦ヲ以テ野蠻ナ  
ル計畫ナリト宣言ス、建設的社會主義ハ微温的ナル「プログラム」ヲ推稱ス即賠償ヲ支拂ヒテ國  
有化ヲ行ヒ又ハ地價ニ對シテ課税シ相續税及特別所得附加税ヲ課シ此等ヲ以テ資本主義廢止ノ手  
段トス「ソヴェート」聯邦ニ於ケル「プロレタリア」獨裁ニ對シテハ真向ヨリ敵對シツツアリ從ツ  
テ「ブルジョア」ト完全ニ同盟シ「プロレタリア」ノ共產主義運動及殖民地革命ニハ積極的ニ反抗  
シツツアツ所謂「ギルド」社會主義(「メンテ、オラー、ホブソン、コール」)ハ貨銀制度  
ヲ不道德ナル制度ナリトシテ之ガ廢止ヲ要求スルコトヲ以テ其出發點トス「ギルド」社會主義者  
ハ大多數ハ革命ニ對スル有力ナル反對者ナリ勢力獲得ニ付最も重要ナル本問題ヲ等閑ニ付シテ  
「ギルド」社會主義者ノ大多數ハ労働者ヲ聯盟「ギルド」ヲ根據トシテ結合シ且コノ組織體ヲ平和  
手段ニヨリ「ブルジョア」國家ノ骨組内ニ於テ産業ノ支配運行ヲ掌ル組織體ニ變革セント努力シツ  
ツアリ其計畫ニ於テハ「ブルジョア」國家ノ帝國主義的性質ヲ有スルニ拘ラズ彼等ハ各階級ヲ統ベ  
消費者ノ利益代表タル地位ヲ占メツツアリ。コレト同時ニ議會政治及直接行動ヲ否認スルコトニ  
旨リ「ギルド」社會主義者ハ労働階級ヲ完全ニ不活動的ニシテ消極的タラシム斯クノ如クシテ彼

二四九

等ハ勞働組合主義者、「ユートピア」信者、日和見主義者ノ一派ヲ代表セル連中ニシテ反革命的役割ヲ演ジ得ルニ過ギズ

二五〇

英國ノ「フビアン」ノ連中（「ウエブ」夫妻、「バーナードショウ」其他）ハ彼等ノ社會主義ヲ自由博愛主義ノ基礎ノ上ニ建設シツツアリ彼等ハ革命ニ對シテハ故意ニ敵對シテ漸進主義ノ代辯者ナリ。此等總テノ傾向ハ「プロレタリア」革命ノ主タル敵ナル社會民主主義ト其政策上ノ根本問題「プロレタリア」獨裁問題ニ於テ一致ス、從ツテ此等總テハ多少ノ差コソアレ結局「ソグイエト」攻撃ト云フ點ニ於テハ社會民主主義ト同一傾向ニ歸スルナリ。他方全ク誤レル「マルクス」主義ヲ捧ズル社會民主主義者ハ「フビアン」會員、建設的社會主義者及「ギルド」社會主義者ノ理想論ニ益々頼ラントシツツアルナリ

此等ノ傾向ハ第二「インターナショナル」ノ「ブルジョア」社會主義ニ於テ公認サレ居ル自由主義的改良主義的理想論ニ變革サレントシツツアリ。植民地ノ勞働運動ニ於テ共產主義者ハ植民地ニ特有ナル種々ノ思想傾向ノ影響ヲ受ケタリ、即右傾向ハ其發達ノ或階梯ニ於テハ頗ル有效ナル役割ヲ演ジタルモ最近保守的勢力ト化シ始メタリ

孫逸仙ハ小「ブルジョア」社會主義ノ理想家トシテ支那革命最初ノ舞臺ニ於テハ非常ナル積極的大

役割ヲ演ジタリナレド同國ニ階級差別ヲ生ジ且支那革命ハ更ニ發達シ階級戰ヲ曖昧模糊タラシメ社會主義ニ關シ「デモクラティック」又ハ超階級的ナル解釋ヲトリタル爲孫逸仙ハ革命ノ發達ヲ遲延セシムル保守的勢力ト化シタリ

印度ニ於ケル「ガンデー」主義類似ノ傾向ハ默從主義ヲ辯護シ階級戰ヲ否認シ革命發達ノ過程ニ於テ公々然タル反動的勢力ト化シツツアリ、此傾向ハ斷然共產主義ヲ以テ抗爭セザル可ラズ

共產主義ハ上記各傾向トハ異ナリ殊ニ社會民主主義トハ別物ナリ即共產主義ハ「マルクス、エンゲルス」ノ主義ト全然一致シ「プロレタリア」獨裁獲得ノタメ理論上並實際上ノ闘争ニ從事シツツアリ

共產「インターナショナル」ガ「プロレタリア」獨裁ヲ獲得センガタメノ争闘ニ於テ成功センガタメニハ各國ニ右闘争ニ於テ鍛練ヲ經且大衆ト緊密ナル接觸ヲ有スル強固ナル訓練アル中央集權的ナル共產黨ノ存在スルコトヲ前提トス

右共產黨ハ勞働階級ノ前衛ニシテ最良ナル最モ階級意識ノ明確ナル活動的ナル勇敢ナル勞働階級所屬者ヨリ成立シ且全「プロレタリア」闘争ノ經驗ノ結晶ナリ。「マルクス」ノ革命理論ヲ根據トシ勞働階級ヲ全體トシテ其一般的且永續的利益ヲ代表シ共產黨ハ「プロレタリア」ノ主義主張

二五一

「プロレタリア」ノ意思及其革命的行動ニ一致ヲ人格化スルモノナリ。共産黨ハ革命黨ニシテ鐵ノ如キ紀律及「デモクラティック」ナル中央集權主義ニヨル嚴格ナル革命的制度ニヨリ結合セリ。斯ノ如キハ「プロレタリア」前衛ノ階級意識明ナルコト、其革命ニ對シ忠實ナルコト、「プロレタリア」大衆ト永久ノ接觸ヲ保チ且ツ正當ナル政治上ノ指導的地位ヲ維持スル能力アリタルコトニヨリテ捷チ得タル所ニシテ、既ニ大衆自身其試練及確證ノ經驗ヲ有ス。

共産黨ハ「プロレタリア」獨裁建設ノ歴史的使命ヲ完フニ以前先ヅ第一ニ左記戰略上ノ目的ヲ專心實現セザル可ラズ。

共産黨ハ婦人労働者及幼年労働者ヲモ包含シ同黨ニ屬スル階級所屬者ノ大多數ニ勢力ヲ扶植セザル可ラズ、労働者一般ノ大衆ノ廣キ範圍ニ勢力ヲ及ボサザル可ラズ、(都市及地方ノ貧民、下層知識階級及所謂「スモールメン」即小「ブルジョア」階級)而シテ此手段ニヨリ共産黨指導スルニ「プロレタリア」政治的霸權ヲ確立セザル可ラズ。

共産黨ハ社會民主主義及資本主義ノ最モ信賴シ得ル要塞タル黄色労働組合ノ官僚主義ノ政治上ノ勢力ノ信用ニ値セザルコトヲ主張シ其内情ヲ暴露シ撲滅セザル可ラズ、共産黨ハ「プロレタリア」ソヴェート大衆ニ勢力ヲ擴張セザル可ラズ、(労働組合、協同組合、工場委員合其他)

最モ廣汎ニ互ル「プロレタリア」大衆ノ機關タル労働組合ヲ占領セントノ見解ヲ以テ日毎ニ實行スベキ仕事ハ特ニ重要ナリ。コレガ爲メニハ反動的労働組合ヲモ占領セントノ見解ヲ以テ努力セザル可ラズ、而シテ改良主義者ノ指導的地位ニ變化ヲ生ゼシメザル可ラズ、何トナレバ之亦準備時代ノ最モ重要ナル使命ノ一ナレバナリ。

次ニ極貧農民ノ大衆階級ヲ味方ニシ中流ノ農民階級ヲ中立セシムルコトハ非常ナル意義ヲ有ス、決定的衝突ニ對シ階級力ヲ準備整頓スルニ當リ農民ノ大衆階級ヲ味方ニ得ンガタメノ「プロレタリア」ハ「ブルジョア」間ノ闘争ハ極端ニ重要ナル地位ヲ占ム、コレガ爲メ農民ノ間ニ活動スルコトハ共産黨ニトリ最モ顯著ナル(「プロレタリア」及半「プロレタリア」)階級剝奪富土地耕作者及小農ヲ味方トスルコト及彼等ヲ「プロレタリア」ノ政治上及精神上ノ霸權ニ服從セシムルコト而シテ此方法ニヨリ「プロレタリア」ヲ全人民ノ利益ノ擁護者ト化セシメ人民大衆ノ金融資本ノ壓迫ニ對スル争闘ニ於テ彼等ノ指導者タラシムルコトハ權力獲得ノ途上勝利ヲ得ントスル共産主義者ニトリ必要ナル前提要件ナリ。

戰術上ノ方針ヲ決定スルニ當リ共産黨ハ具體的ナル對内對外ノ現狀各階級間ノ關係、資本主義ノ實力程度、「プロレタリア」ノ準備程度、中間階級ノ態度等ヲ考慮ニ入レザル可ラズ、共産黨ハ其

「スローガン」ヲ實上テ事情ニ從ヒテ活動スベク其手段ヲ決定ス、革命ノ進行状態ニ在ル中ハ其産  
 黨ハ過渡的ナル「スローガン」ヲ提唱シ部分的要求ヲ具體的事情ヨリ生ズル要求トシテ主張セザ  
 ル可ラズナレド其産黨ハ此等ノ要求及「スローガン」モ權力ヲ獲得シ「ブルジョア」ノ資本主義的  
 社會ヲ破壊セントスル革命的目的ノタメニハ之ヲ犠牲ニセザル可ラズ、其日其日ノ必要及争闘ヨ  
 ツ隔離シ且コレニ對スル其産黨ノ活動ヲ制限スルコトハ其ニ許ス可ラザル所トス。其産黨ノ使命  
 ハコレヲ必要ヨリ出發シ勞働階級ヲ指導シ權力獲得ノ革命戰ニ從事セシムルニ在リ

革命的潮流ノ横溢シツアル時又支配的階級ノ組織紊亂セル時、大衆ハ革命的動亂状態ニ在リ中  
 間階級ハ「プロレタリア」ノ側ニ傾キツツアリ而シテ大衆ハ活動ト犠牲的奉仕ニ對シ準備セル場  
 合其産黨及「プロレタリア」ノ使命ハ大衆ヲ「ブルジョア」國家ニ對シ直接攻撃ヲナサシムベク指  
 導スルコトナリコレハ過渡期ノ「スローガン」(「ソヴェト」)又ハ勞働者ノ工場管理、地主ノ土地  
 掠取ノタメ農民委員會ヲ組織スベシト「スローガン」ノ總テノ爲ニ宣傳ヲ行フコト及其他大衆  
 運動ヲ組織スルコトニヨリ成功スベシ、コレガタメニハ總テ他ノ枝葉的ナル其産黨ノ活動、煽動、  
 宣傳ハ議會ノ活動ヲモ含メ悉クコレニ從屬セシメサル可ラズ、即チ中ニハ罷業、示威運動ト結合  
 セル罷業、示威運動ト罷業トノ結合セルモノ及「ブルジョア」ノ政治的權力ニ反抗スル武裝暴

動ト結合セル一般罷業ヲモ包含ス、コノ争闘ハ軍隊式規律ニヨリテ律セラレザル可ラズ又戰爭計  
 畫ニ從ヒ且軍隊ノ攻撃ト同様ノ形ニ於テ行ハレサル可ラズ。コレガ爲ニハ「プロレタリア」ノ獻  
 身的ナル忠實ト勇敢トヲ必要トス、上記行動ニ先立チテ行フベキハ第一ニ大衆組織ヲ軍隊的トナ  
 スコトナリコノ軍隊的組織ハ勞働者ノ最大多數(勞働者委員會、農民代表、兵卒委員會)ヲ引キ  
 ツケ且ツ活動セシムルモノニシテ第二ニハ陸軍及海軍内ノ綱紀ヲ肅正スルコトナリ  
 其産黨ハ「レーニン」ノ政治的戰術ノ根本原則ヲ遵奉セザル可ラズ換言スレバ大衆ヲ革命ニ導キ  
 彼等ヲシテ其産黨ノ活動方針ノ誤ラザルヲ知悉セシメザル可ラズ  
 若シ前記根本原則ヲ遵守セザランカ其産黨ハ必然的ニ大衆ヨリ分離シ共產主義ハ墮シテ一片ノ學  
 究的左翼主義ト化シ去ル可シ  
 革命運動ガ未ダ高調ニ達セザル間ハ其産黨ハ「プロレタリア」ノ日常生活ニ於ケル不滿ニ關スル  
 部分的要求ヲ提唱シ共產「インターナショナル」ノ根本的任務ト相聯關セシメザル可ラズ。若シ  
 「プロレタリア」ノ必要ニ應ジテ部分的要求ヲナサザルニ於テハ共產主義ノ根本方針ト相背馳シ共  
 産黨ハ全然大衆ヨリ孤立分離スルニ至ルベシ。革命ノ準備時代ニ於テハ其産黨ノ戰術中最モ重大  
 ナルモノハ即チ統一戰線ヲ布クコトナリ

今部分的要求ヲ具體的ニ云々大略左ノ如シ

(1) 勞働問題 經濟的紛糾問題 資本主義の攻撃ニ對スル抵抗、賃金、勞働日數、強制仲裁、裁判失業ニ關スル要求

(2) 政治的紛糾問題 大工業間ノ相互争闘、罷業權、勞働組合ノ政治權利ニ關スル要求

(3) 課税生活費「フアシズム」、革命的諸政黨ノ迫害、「ホワイト、テラー」ノ諸問題ニ關スル要求

(4) 世界政策問題 對スル態度、支那革命、國際的勞働組合運動ノ統一政策、帝國主義ニ對スル抵抗、戦争ノ危險並帝國主義的戦争ノ組織的準備ニ對スル抵抗ニ關スル要求

(5) 農村問題 租稅政策、農民ノ負債問題、搾取の資本ニ對スル争闘、貧農ニ對スル土地ノ分與、小作制度

(6) 植民地並半植民地 植民地並半植民地ニ於テハ勞働階級ハ相當重大ナル役割ヲ演シ且「ブルジョア」ハ斷然反革命的態度ヲ表明セルヲ以テ共產黨ハ「プロレタリア」ノ霸權獲得ヲ延テハ「プロレタリア」並

農民ノ獨裁政治ニ更ニ進テハ勞働階級ノ獨裁政治ニ向テ募進セザル可ラズ。斯カル地方ニ於テハ共產黨ハ全力ヲ集中シテ廣キ範圍ニ於ケル「プロレタリア」ヲ組織シ(勞働組合)、又革命的農民組合ヲ組織シ勞働階級ニ直接關係ヲ有スル要求ヲ提唱ス可シ。「プロレタリア」ハ根本的ニ「ブルジョア」階級ト敵對關係ニアリ、而シテ此ノ敵對關係ハ一時的妥協ニヨリテ消滅スルモノニ非サルヲ以テ「プロレタリア」ハ一個獨立ノ階級トシテ自由ヲ獲得スルヲ其ノ理

ハニ關スル要求

共產黨ハ先ツ以上ノ諸問題ニ對スル部分的要求ヨリ始メテ次第ニ其ノ要求ノ範圍並程度ヲ擴大シ最後ニ大農ノ土地沒收、更ニ進テハ勞働者農民ノ政府ヲ樹立スル迄ニ至ラザル可ラズ

共產黨ハ此ノ目的ヲ以テ單ニ一般農民ニ對シテ活動スルノミナラズ農村青年及婦人ニ對シテモ亦活動スルコト必要ナリ。其ノ爲ニハ共產黨ハ上述ノ一般的要求ヲ提唱スルノミナラズ此等青年及婦人ノ特種ノ要求ヲモ亦併セテ主張スルコト必要ナリ

(3) 植民地並半植民地

植民地並半植民地ニ於テハ勞働階級ハ相當重大ナル役割ヲ演シ且「ブルジョア」ハ斷然反革命

的態度ヲ表明セルヲ以テ共產黨ハ「プロレタリア」ノ霸權獲得ヲ延テハ「プロレタリア」並

農民ノ獨裁政治ニ更ニ進テハ勞働階級ノ獨裁政治ニ向テ募進セザル可ラズ。斯カル地方ニ於

テハ共產黨ハ全力ヲ集中シテ廣キ範圍ニ於ケル「プロレタリア」ヲ組織シ(勞働組合)、又革

命的農民組合ヲ組織シ勞働階級ニ直接關係ヲ有スル要求ヲ提唱ス可シ。「プロレタリア」ハ根

本的ニ「ブルジョア」階級ト敵對關係ニアリ、而シテ此ノ敵對關係ハ一時的妥協ニヨリテ消滅

スルモノニ非サルヲ以テ「プロレタリア」ハ一個獨立ノ階級トシテ自由ヲ獲得スルヲ其ノ理

ハニ關スル要求

共產黨ハ先ツ以上ノ諸問題ニ對スル部分的要求ヨリ始メテ次第ニ其ノ要求ノ範圍並程度ヲ擴大

シ最後ニ大農ノ土地沒收、更ニ進テハ勞働者農民ノ政府ヲ樹立スル迄ニ至ラザル可ラズ

共產黨ハ此ノ目的ヲ以テ單ニ一般農民ニ對シテ活動スルノミナラズ農村青年及婦人ニ對シテ

モ亦活動スルコト必要ナリ。其ノ爲ニハ共產黨ハ上述ノ一般的要求ヲ提唱スルノミナラズ此

等青年及婦人ノ特種ノ要求ヲモ亦併セテ主張スルコト必要ナリ

(3) 植民地並半植民地

植民地並半植民地ニ於テハ勞働階級ハ相當重大ナル役割ヲ演シ且「ブルジョア」ハ斷然反革命

的態度ヲ表明セルヲ以テ共產黨ハ「プロレタリア」ノ霸權獲得ヲ延テハ「プロレタリア」並

農民ノ獨裁政治ニ更ニ進テハ勞働階級ノ獨裁政治ニ向テ募進セザル可ラズ。斯カル地方ニ於

テハ共產黨ハ全力ヲ集中シテ廣キ範圍ニ於ケル「プロレタリア」ヲ組織シ(勞働組合)、又革

命的農民組合ヲ組織シ勞働階級ニ直接關係ヲ有スル要求ヲ提唱ス可シ。「プロレタリア」ハ根

本的ニ「ブルジョア」階級ト敵對關係ニアリ、而シテ此ノ敵對關係ハ一時的妥協ニヨリテ消滅

スルモノニ非サルヲ以テ「プロレタリア」ハ一個獨立ノ階級トシテ自由ヲ獲得スルヲ其ノ理

ハニ關スル要求

共產黨ハ先ツ以上ノ諸問題ニ對スル部分的要求ヨリ始メテ次第ニ其ノ要求ノ範圍並程度ヲ擴大

シ最後ニ大農ノ土地沒收、更ニ進テハ勞働者農民ノ政府ヲ樹立スル迄ニ至ラザル可ラズ

共產黨ハ此ノ目的ヲ以テ單ニ一般農民ニ對シテ活動スルノミナラズ農村青年及婦人ニ對シテ

モ亦活動スルコト必要ナリ。其ノ爲ニハ共產黨ハ上述ノ一般的要求ヲ提唱スルノミナラズ此

等青年及婦人ノ特種ノ要求ヲモ亦併セテ主張スルコト必要ナリ

(3) 植民地並半植民地



想トス。共產黨ハ「プロレタリア」ノ右理想ヲ宣傳普及セサル可ラス。共產黨ハ又大衆ニ向テ労働者階級ノ覇權獲得ノ理想ヲ教示スルヲ要ス。

「プロレタリア」ノ革命ト植民地ニ於ケル帝國主義反對運動トハ利害相一致スルヲ以テ共產黨「インターナショナル」ノ支部ハ左記方針ノ下ニ活動スルヲ要ス

帝國主義國ニ於ケル共產黨ハ植民地ニ於ケル自由獲得運動ヲ組織的ニ援助セサルヘカラス殊ニ被壓迫民族カ屬國のニ或ハ財政的ニ帝國主義的強國ニ隸屬シ居ル場合ハ前記援助ノ義務ハ一ニ右帝國主義國ノ労働者ノ双肩ニ懸ル。(例ヘハ植民地ヨリノ撤兵、被壓迫國ノ解放ヲ軍隊間ニ宣傳スルコト、軍隊及軍需品ノ輸送拒絶、罷業其他ニヨル反抗等ヲ行フベシ) 植民地ハ本國ヨリ獨立スルノ權利アルコト、植民地ハ帝國主義ニ反抗スル爲武器ヲ採ルノ權利ヲ有スルコト又植民地ノ前記運動ヲ積極的ニ援助スル必要アルコトヲ極力宣傳スルヲ要ス

植民地並半植民地ニ於テハ共產黨ハ外國ノ帝國主義ニ對シ勇敢ニ闘ヒ且帝國主義國ニ於ケル無産階級ト提携スルノ必要アルヲ提唱セサルヘカラス。更ニ農民大衆ヲシテ地主壓制ノ轉覆ニ向テ蜂起セシメ農民革命ニ向ハシメ或ハ僧侶其他宗教家ノ舊弊ナル反動的勢力ヲ一掃スヘク指導セサルヘカラス同時ニ労働者及農民ヲ糾合シテ獨立團體ヲ組織シ以テ彼等ヲシテ「ブルジョア」ノ影

響ヨリ離脱セシメサル可ラス

「ブルジョア」トノ一時的協調ハ右協調カ労働者トノ革命的組織ヲ阻害セシ且兩者ノ提携ニヨリテ帝國主義ニ眞ニ抗争セントスル場合ニ於テノミ之ヲナスモ可ナリ

共產黨「インターナショナル」ハ所謂文明諸國ニ於テ無産階級獨裁ナル旗幟ノ下ニ帝國主義ニ對抗シテ革命ヲ形成シツツ植民地ノミナラズ形式上ハ獨立セル諸國(例ヘハ「ラテン」亞米利加)ニ於テ帝國主義ノ暴威ニ對抗スル各運動ヲ支持スルヲ要ス、又各種ノ排外主義及弱小民族ニ對スル帝國主義ノ凡ユル虐待(「ネグロ」、黄色労働者等ニ對スル態度)ヲ極力排撃シ此等虐待サレツツアル諸民族カ「ブルジョア」ニ反抗シテナス階級闘争ヲ支援スルヲ要ス

共產黨「インターナショナル」ハ國內ニ小數民族ヲ有スル帝國主義諸國ニ於ケル排外主義ヲ克服セサル可ラズ、此等ノ諸國ニ於テハ排外主義ハ「ブルジョア」並其ノ社會民主的代表者タル第二「インターナショナル」ニ依リ盛ニ主張サレツツアリ

共產黨「インターナショナル」ハ帝國主義諸國ニ於ケル「ブルジョア」ノ行動ト諸民族間ニ親交關係ヲ樹立シタル「ソヴェト」聯邦ノ行動トヲ比較對照スルヲ要ス

共產黨「インターナショナル」ハ帝國主義的戰爭ノ危險防止ヲ目的トスル組織的準備ニ特別ノ注意ヲ

拂ハサル可カラス

各國ノ共產黨ハ「ブルジョア」階級ノ帝國主義的計畫ヲ陰蔽スル社會的排外主義、社會的帝國主義並平和主義ノ弄言ヲ躊躇ナク暴露セサル可カラス、且又共產「インターナショナル」ノ主要ナル綱領實現ノ必要ヲ力説シ合法手段ハ勿論非合法手段ヲモ盡シテ以テ右綱領ノ實現ニ努メサル可ラス、而シテ共產「インターナショナル」ノ主要ナル綱領トハ即チ次ノ如シ(イ)帝國主義戰爭ヲ化シテ内亂トスルコト(ロ)國內ニ於ケル帝國主義的政府ノ倒壞(ハ)帝國主義的戰爭ノ起レル場合ニ凡ユル手段ヲ以テ「ソヴェート」聯邦及植民地ヲ防衛スルコト

二六〇

此等綱領ヲ宣傳シ社會主義者ノ詭辯及國際聯盟ノ社會主義的陰蔽ヲ暴露シ並一九一四年戰爭ノ經驗ヲ絶ニス想起セシムルコトハ共產「インターナショナル」ノ總テノ支部及其ノ黨員不斷ノ義務ナリ、革命事業及革命運動ヲ正規ニ指導スル爲メ國際的無産階級ハ何ヨリモ先ツ階級の規律ヲ維持スルニ努メサル可ラス、此ノ規律トハ地方的又ハ部分的利益ヲ犧牲ニシテ一般的又ハ全體的利益ニ從ヒ共產「インターナショナル」ノ指導機關ノ決定ヲ忠實ニ實行スルニアリ、  
「ブルジョア」ノ規律ヲ遵守スル第二「インターナショナル」ニ加入セル社會民主黨ト異リ共產「イ

ンターナショナル」支部ハ唯一ノ規律ヲ承認スルノミ、此ノ規律トハ即チ無産階級ノ規律ニシテ此ノ規律ニヨリテ世界ノ労働者ハ其ノ最終ノ目的タル無産階級ノ獨裁ヲ實現スルヲ得ルモノナリ、共產主義者ハ彼等ノ意見及企圖ヲ隱蔽スルヲ必要ト認メス、彼等ハ其決勝點ニ到達スル爲ニハ必然的ニ暴力ヲ以テ現在ノ社會組織ヲ破棄スルヲ要スルコトヲ公然宣言ス

支配階級ヲシテ共產主義革命ノ前ニ戰慄セシメヨ、無産階級ハ其ノ失フ可キモノトシテ其ノ羈絆以外ニ何物ヲモ有セス、無産階級ハ其ノ獲得ノ對象物トシテ全世界ヲ有ス、  
諸國ノ労働者ヨ團結セヨ(昭和三年六月六日附「インプロコール」)

#### 第四章 共產「インターナショナル」ノ諸會議

##### 第一節 會議ノ年鑑

共產「インターナショナル」ハ露國共產黨執行委員會ノ主唱ニ依リ莫斯科ニ於テ其ノ第一回大會ヲ開催シ爾來一九二四年ニ至ル迄一九二三年ヲ除キ毎年大會ヲ召集シ第五回大會ニ及ヘリ而シテ同年後ハ毎年執行委員會ヲ中心トスル擴大執行委員會ヲ以テ大會ニ代エ從來ノ如ク毎年大會ヲ召集セザルコトトセリ、尙本年七月十七日ヨリ第六回大會ヲ開催スルニ至レリ

二六一

成立以來今日ニ至ル迄開催セラレタル共産「インターナショナル」大會及執行委員會總會ノ開期ヲ示シ左ノ如シ

(一) 共産「インターナショナル」大會 (「コングレス」)

開會年月日	閉會年月日	開催地
第一回大會 一九一九年三月二日	同年同月七日	莫斯科
第二回大會 一九二〇年七月十九日	同年八月六日	同右
第三回大會 一九二一年六月二十二日	同年七月十二日	同右
第四回大會 一九二二年十一月五日	同年十二月十二日	「ペトログラド」
第五回大會 一九二四年六月十七日	同年七月八日	莫斯科
(註)第六回大會 一九二八年七月十七日	——	同右

(二) 共産「インターナショナル」擴大執行委員會 (「プレナム」)

開會年月日	閉會年月日	開催地
第一回擴大執行委員會 一九二二年二月二十四日	同年三月二十九日	莫斯科
第二回擴大執行委員會 一九二二年六月七日	同年同月十一日	同右

第三回擴大執行委員會 一九二三年六月十二日	同年同月二十三日	同右
第四回擴大執行委員會 一九二四年六月十二日	同年同月十四日	同右
第五回擴大執行委員會 一九二五年三月三十一日	同年同月六日	同右
第六回擴大執行委員會 一九二六年二月十七日	同年三月十五日	同右
第七回擴大執行委員會 一九二六年十一月二十二日	同年十二月十六日	同右
第八回擴大執行委員會 一九二七年三月十八日	同年同月三十日	同右
第九回擴大執行委員會 一九二八年二月九日	同年同月二十五日	同右

第二節 共産「インターナショナル」諸會議ノ業績

一、共産「インターナショナル」ハ其ノ第一回大會ニ於テ世界革命「プロレタリア」獨裁ノ旗幟ヲ闡明シ全世界ノ労働者「プロレタリア」ヲ其傘下ニ糾合スルノ企圖ニ發途セリ即リ同大會ハ設立期ナリト認ムルヲ得ベシ

次デ第二回大會ニ於テハ(イ)一面ニ於テ其内部的構成ヲ整ヘルト同時ニ(ロ)他面ニ於テ共産主義革命ノ爲メ直接戦闘ヲ爲スベキ時期ニ入レリ

(イ) 内部的構成ニ關シテハ一先ツ共産「インターナショナル」ノ規約ヲ議決シテ以テ構成ノ基礎



ヲ置ケリ、

(ロ) 直接戦闘期ニ入レル共産「インターナショナル」ハ先ツ「プロレタリア」革命ニ於ケル共産  
 黨ノ任務ニ關スル原則ヲ規定スルト同時ニ一面ニ於テハ中間派「オボチニスト」ニ對シ他面  
 立ニ於テハ宗派的分派のナル所謂極左派ニ對シテ戦闘スベキ宿命ニ向テ其ノ第一歩ヲ進メザル  
 ヲ得ザリキ共産「インターナショナル」ノ加入條件ニ對スル所謂二十一個條ハ同「インターナ  
 シヨナル」ガ其ノ大會ニ於テ中間派「オボチニスト」ニ對シ築キタル城壁ナリ、又極左派ニ  
 對スル戦闘ハ議會政治問題、労働組合問題、英國同志ノ労働黨加入問題ニ於テ具體化セリ前  
 記諸問題ニ關スル同大會ノ決議ハ既ニ「レニン」主義ノ極左派ニ對スル勝利ヲ示セリ

第二回大會後ニ於テハ(イ)獨逸獨立社會黨ハ分裂シテ其ノ左翼派ガ「スバルタカス」トシテ團結  
 シタル結果有力ナル共産黨組織セラルニ至レリ又(ロ)佛國ニ於テモ有力ナル共産黨起リハ「チマ  
 コ」スロヴァキア」社會黨ハ共産黨ニ變リ(ニ)伊太利ニ於テハ莫斯科ノ大會ニ列席シタル同國社會  
 黨員ガ同黨ヨリ分離シ斯クテ各國ニ於ケル共産黨著シク發達スルニ至レリ

第三回大會ニ於テ引續キ右翼及極左兩派ノ分子ヲ除外シテ内部的純化ノ過程ヲ追ヒ外ニ對シテ  
 ハ「大衆ヘ」ノ標語及共同戦線ノ戰術ヲ定メテ労働組合、産業組合、婦人團體、青年團體等

共産黨々外國體ニ喰ヒ込ミ其ノ地盤ヲ鞏固ナラシメントスル準備ヲ整ヘタリ

第四回大會ハ十月革命ノ第五周年記念日ニ開催セラレ所謂新經濟政策ニ對シテ理論的批判ヲ試  
 ミ、同時ニ農民問題東方問題ヲ議セリ

第五回大會ニ於テハ共産「インターナショナル」ノ基礎漸ク堅ク再ビ「プログラム」案ニ關シテ  
 議決シ又共産「インターナショナル」ノ規約ヲ修正シテ内部的構成ノ完成ニ努ムルト同時ニ外ニ  
 對シテハ第三回大會ニ於テ定メラレタル共同戦線ノ原則ヲ更ニ具體化シ一方ニ於テハ各種ノ大  
 衆團體ニ侵入スルノ歩ヲ進メルト共ニ他方ニ於テハ第二回大會ニ於テ定メラレタル民族問題ニ  
 關スル方針ニ基キ各支部ニ對シ更ニ具體的訓令ヲ發スルニ至レリ、從テ第五回大會ノ重要問題  
 労働組合内ニ於ケル共産黨々外國體組織ノ問題ト民族問題ナリキ

其後昨年(一九二七年)ニ至リ露國共産黨内部ニ於テ幹部派及反幹部派ノ反目暴蕪シテ反幹部ノ  
 失速ト爲リ對外關係ニ於テハ英露ノ斷交ニ依リ其ノ國際的積極的活動ニ一頓挫ヲ來シ益々第三  
 「インターナショナル」モ衰勢ニ傾ケルノ感アリシガ本年ニ至リ反幹部ヲ再ビ收容シテ茲ニ第六  
 回大會ノ開催ヲ見ルニ至レリ

第三節 諸議會ノ組織及決議

第一款 第一回大會

一、開 會

二六六

共產「インタナショナル」第一回大會ハ一九一九年三月二日ヨリ同年同月六日ニ至ル期間「モスコウ」「クレムリン」宮殿ニ於テ開催セラルル最初ハ秘密會トシテ會合セルモ第三會合ヨリ後ハ之ヲ公開會議トシテ議事ヲ遂行セリ  
同會合併頭「レニン」先ツ開會ノ辭トシテ「露國ノミナラス資本主義ノ發達セル歐洲諸國殊ニ獨逸ニ於テモ「プロレタリア」ノ革命戰實現セラレ「ブルジョア」的「デモクラシー」ノ幻覺カ全ク打破セラレタル事(二)斯ノ如キ「プロレタリア」ノ革命運動ヲ促進セルハ帝國主義的戰爭ニシテ「ブルジョア」ハ今ヤ此種運動ノ發展ニ對シ非常ナル危惧ヲ懷キツツアル事(三)「プロレタリア」獨裁ノ實現ヲ可能ナラシムルカ如キ實際的形式ハ「ソヴェエト」制度ニシテ現今此ノ制度ハ露國ノ「ソヴェエト」政權、獨逸ノ「スバルタカス」團體及英國ノ「シヨブ、スチュアート」委員會等ニ依リ闡明セラレ且廣メラルルニ至レル事及(四)英國政府カ勞働代表委員會ヲ經濟機關トシテ承認スルノ意向ヲ示シタル事實ハ此ノ「ソヴェエト」制度カ資本主義ノ故國タル英國ニ於テサヘ勝利ヲ得タル證據ナル事ヲ述フ

二、日 程

- (1) 根本的構成
  - (2) 各國代表ノ報告
  - (3) 共產「インタナショナル」ノ方針、辦論通告者「アルバート」「ブハーリン」
  - (4) 「ブルジョア」的「デモクラシー」ト「プロレタリア」ノ獨裁、同右「レニン」「ラジヤ」
  - (5) 「ベルン」會議ト社會主義運動ニ對スル態度、同右「ブラッテン」「ジノビエフ」
  - (6) 國際事情ト聯合國ノ政策、同右「オボレンスキー」「ブラッテン」
  - (7) 宣言書、同右「トロツキー」
  - (8) 反共產運動、同右「シロラ」
  - (9) 選舉等
- 右ニ關シ「ラコフスキー」其他ノ代表ノ未到着及洪國三代表ノ逮捕ノ事實ヲ報告シ辦論通告者ノ表ハ確定的ニアラサル旨留保シ大會ニ於テ議決セリ
- 三、會議ノ性質ニ關スル論争
- 此ノ會議ノ性質ニ關シテ二個ノ意見アリハ今回ノ會議自身ヲ以テ直ニ第三「インタナショナル」

二六七

ソ會議トスベシトナスモノニシテ他ハ此ノ會議ヲ以テ單ニ共產黨ノ國際會議ニ止メ第三「インタ  
 ーナショナル」ノ構成ハ後日ノ會議ニ譲ルヲ以テ便宜トスルモノナリ  
 後説ハ主トシテ獨逸代表ノ主張スル處ニシテ其ノ理由トスル處ハ(一)招請ノ通知カ極メテ開會間際  
 ニ發セラレタル爲メ第三「インターナショナル」ノ構成ニ關スル通知カ全體ニ普及シ居ラザル事  
 (二)技術的困難ノ爲各代表ノ「モスコウ」着不可能ナル事ナリ  
 「ブラッテン」及「ジノヴィエス」ハ後説ヲ支持セルガ大會ハ前説ニ決シ茲ニ第三「インターナ  
 シナル」ハ成立スルニ至レリ

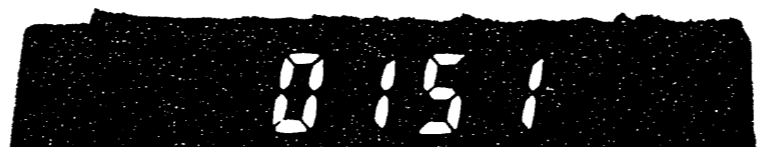
四、代表關係

1	獨逸 共產黨	「アルベルト」	票數	五
2	露 國 共 産 黨	「レニン」、「トロツキー」、「ジ ノヴィエフ」、「スターリン」、 「ブハーリン」、「チチエリン」	評議權	五
3	獨 逸 共 産 黨	「グルーベル」、「フアティン」	票數	三
4	洪 牙 利 共 産 黨	「ルドニアンツキー」	評議權	三

5	瑞典左傾社會民主黨	「グリムムンド」	票數	三
6	諾威社會民主黨	「スタンゲ」	評議權	三
7	瑞西社會民主黨	「ブラッテン」	票數	三
8	米國社會勞動黨	「ラインスタイン」	評議權	三
9	爾 幹 革 命 黨		票數	三
10	波 蘭 共 産 黨	「ラコウスキー」 「ウンシユリヒト」	評議權	三
11	「フィンランド」共產黨	「シロラ」、「マンナー」、「ク シネン」、「ラジャ」、「ラ ジャ」	票數	三
12	「ウクライナ」共產黨	「スクリフニク」、「ポプナー」	評議權	三
13	「ラトビア」共產黨	「グリス」	票數	一
14	「リトアニア」及白露共產黨	「グドリス」	評議權	一
15	「エストニア」共產黨	「ベエーグルマシ」	票數	一
16	「アルメニア」共產黨	「アイクニ」	評議權	一

- |    |                |  |     |
|----|----------------|--|-----|
| 17 | 獨領植民地共産黨       | 「クリンガー」                                      | 二七〇 |
| 18 | 東露民族聯合團體       | 「ジャリモフ」「ビケンタエフ」<br>「カルチネロフ」「カシモフ」<br>「マンソロフ」 | 一   |
| 10 | 佛國「チンメルワールド」左翼 | 「ギルボー」                                       | 五   |
| 20 | 「チラコ」共産主義團體    | 「ハンドリル」                                      | 一   |
| 21 | 「ブルガリア」共産主義團體  | 「ドジョロフ」                                      | 一   |
| 22 | 南「スラブ」共産團體     | 「ミルキツ」                                       | 一   |
| 23 | 英國共産主義團體       | 「ファイベルグ」                                     | 一   |
| 24 | 佛國共産主義團體       | 「サドル」  | 一   |
| 25 | 和蘭社會民主黨        | 「ルートゲル」                                      | 一   |
| 26 | 「アメリカ、リガ」      | 「カシヤ」  | 一   |
| 27 | 瑞西共産主義者        | 「ジャリモフ」                                      | 一   |
| 28 | 「トルキスタン」       |  |     |
| 20 | 「トルコ」          |  |     |

- |    |             |          |  |
|----|-------------|----------|--|
| 30 | 「ゲオルグ」      | 「スプレ」    |  |
| 31 | 「アーゼルバイジャン」 | 「シユゲンチ」  |  |
| 32 | 「ベルンシヤ」     | 「バジロフ」   |  |
| 33 | 支那社會主義労働黨   | 「ファセイノフ」 |  |
| 34 | 朝鮮社會主義労働黨   | 「ラオシイツ」  |  |
| 35 | 「チンマール」委員會  | 「ドジャツ」   |  |
|    |             | 「シヤングンク」 |  |
|    |             | 「バラバノフ」  |  |
- 十八名 計四五名
- 五、決議事項
- (1) 共産「インタナショナル」ノ宣言書
  - (2) 共産「インタナショナル」ノ方針
  - (3) 「ブルジョア」的「デモクラシー」ト「プロレタリア」獨裁ニ關スル指針條項
  - (4) 社會主義運動及「ベルン」會議ニ對スル態度ニ關スル決議
  - (5) 世界ノ形勢ト聯合國ノ政策ニ關スル指針條項
  - (6) 反共産運動ニ關スル決議



- 二七二
- (7) 社会主義ノ爲メノ戦闘ニ労働者ヲ結合スルノ必要ニ關スル決議文
  - (8) 第三「インタナショナル」構成ニ關スル提議
  - (9) 共産「インタナショナル」ノ構成ニ關スル決議文
  - (10) 組織問題ニ關スル決議文
  - (11) 「チンメルワルド」聯合ニ關スル決議文
- 六、第一回大會及同大會ヨリ第二回大會ニ至ル執行委員會ニ於テ  
採擇セル概文
- (一) 一般問題ニ關スルモノ
- (1) 一九一九年五月二日ノ概文
  - (2) 「ベルサイユ」平和條約反對概文
  - (3) 「ブルジョア」階級ノ對共産「インタナショナル」戦闘ニ關スル概文
  - (4) 全世界ノ「プロレタリア」青年團體ニ對スル概文
  - (5) 「ソヴェト」共和國ニ對スル戦闘ニ關シ全世界労働者ニ概スル概文
  - (6) 黄色「インタナショナル」ノ「ボイコット」ニ關スル概文

- 二七三
- (7) 一九一九年七月二十一日ノ國際的罷業ニ關シ聯合國労働者ニ概スル概文
  - (8) 議會政治及「ソヴェト」建設ノ爲メノ戦闘ニ關スル概文
  - (9) 各國婦人労働者ニ對スル概文
  - (10) 運輸労働者ノ國際會議ニ對スル概文
  - (11) 各國労働組合ニ對スル概文
  - (12) 一九二〇年五月祭ノ概文
  - (13) 共産「インタナショナル」第二回大會ノ召集ニ關スル概文
  - (14) 青年共産「インタナショナル」ニ關スル概文
- (二) 米 國
- (1) 全世界ノ工業労働者聯合ニ對スル公文
  - (2) 米國共産黨及共産労働黨ノ中央委員會ニ對スル概文
- (三) 巴 爾 幹
- (1) 巴爾幹及「ダニエーブ」諸國ノ「プロレタリア」ニ對スル概文
  - (2) 波斯、「アルメニア」及土耳其ノ被抑壓民族ニ對スル概文



(四) 獨逸

- (1) 巴威共產主義者ニ對スル檄文
  - (2) 獨逸社會民主黨内閣ノ最近ノ暴虐ニ關スル檄文
  - (3) 「ロザルクセンブルグ」ノ死ニ際シテノ檄文
  - (4) 「カールリイブクネヒト」及「ロザルクセンブルグ」慘殺一年祭ニ際シテ發セラレタル檄文
  - (5) 獨逸ノ全労働者ニ對スル檄文(第三「インターナショナル」ニ關スル獨立社會黨「ライプテヒ」會議ノ決議ニ基キ)
  - (6) 獨逸ニ於ケル革命戰ニ關シ獨逸労働者及全世界ノ労働者ニ對スル檄文
  - (7) 獨立社會黨幹部ニ對スル檄文
  - (8) 獨逸共產労働黨ノ黨員ヘノ公文
  - (9) 獨逸獨立社會黨ノ凡テノ地方團體ニ對スル檄文
- (五) 英 國
- (1) 英國獨立労働黨ニ對スル檄文
- (六) 「フィンランド」

(七) 佛 國

- (1) 「フィンランド」共產黨ノ會議ニ宛テタル公文
- (2) 「ジョウレ」死亡五年祭ニ際シテ發セラレタル檄文
- (3) 「ナドール」ノ死刑宣告ニ際シ佛國労働者ニ對スル檄文
- (4) 「ストラスブルグ」ニ於ケル佛國社會主義者大會ニ對スル檄文

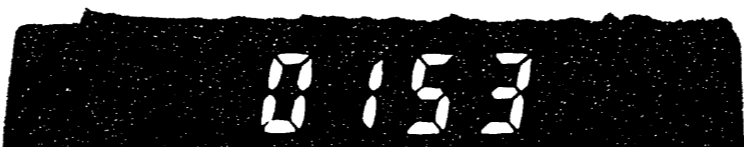
(八) 伊 國

- (1) 「ボロニヤ」ニ於ケル伊國社會主義者大會ニ對スル檄文
- (2) 波蘭問題ニ對シ全世界労働者ニ對スル檄文
- (3) 「ポーランド」ノ攻撃ニ關シ全世界ノ労働者ニ對スル檄文

(九) 露 國

- (1) 對露干涉ニ關シ聯合國労働者ニ對スル檄文
- (2) 十月革命二年祭ニ際シ全世界「プロレタリア」ニ對スル檄文
- (3) 第三回全露労働組合會議ニ對スル檄文

(十) 「スカンデナヴィア」



- (1) 瑞典同土ノ大會ニ對スル檄文
- (2) 共產主義者及在傾社會主義者ノ「スカンデナビア」大會ニ對スル挨拶文
- (3) 「スカンデナビア」労働者、諸威労働黨ニ對スル檄文
- (4) 瑞典労働者ノ「ロクアクト」ニ關シ全世界労働者ニ檄スル檄文
- (5) 諸威社會黨大會ニ對スル檄文

(二) 「ウクライナ」

- (1) 「ウクライナ」ノ労働者及農民ニ對スル檄文
- (2) 「ウクライナ」黨ニ關スル共產「インターナショナル」ノ態度ニ關スル檄文
- (3) 「ウクライナ」ノ第四回「ソヴェト」大會ニ關シ全世界ノ勤勞大衆ニ對スル檄文

(三) 洪 牙 利

- (1) 洪牙利革命ニ關シ世界労働者及兵士ニ對スル檄文
- (2) 洪牙利共產主義者大會ニ對スル公文
- (3) 對洪牙利干涉ニ關スル檄文
- (4) 洪牙利社會黨ノ大會ニ對スル挨拶

- (5) 洪牙利委員會制度ノ破壊ニ關シ全世界「プロレタリア」ニ對スル檄文
- (6) 洪牙利労働者ニ對スル虐殺ニ關シ全世界労働者ニ對スル檄文
- (7) 洪牙利ニ於ケル白色恐怖ニ關シ全世界「プロレタリア」ニ對スル檄文

第二款 第二回大會

一、召 集 狀

共產「インターナショナル」執行委員長「ジノヴィエフ」及同委員會書記「ラデック」ノ名ニ於テ發セラレタル共產「インターナショナル」第二回世界大會ノ召集狀ニ於テハ左ノ點ヲ規定セリ

(一) 開會期日及開會地

開會期日ハ一九二〇年七月十五日、開會地ハ莫斯科トス

(二) 日 程 案

執行委員日程案ヲ提議セルガ右日程案ハ其ノ儘大會ニ於テ採擇セラレタリ(別項參照)

(三) 參 加 資 格

(1) 表決權ヲ有スルモノ

總テノ共產黨、共產主義團體及共產主義的労働組合ニシテ(イ)公然共產「インターナショナル」



ルニ加入シ居リ且(ロ)同執行委員會ノ承認ヲ得タルモノ、

(2) 評議權ヲ有スルモノ  
共産「インターナショナル」ノ基礎ニ立脚スルモ、公然共産「インターナショナル」ニ加入セ  
ル共産黨トハ反對ノ立場ニ在ル團體ハ會議ノ評議ニ參加スルコトヲ得

尙革命的「サンヂカリスト」ノ團體ノI、W、W團體及共産「インターナショナル」ト關係ヲ  
有スル他ノ團體ハ會議ニ參加スルコトヲ得

(3) 他ノ團體ニ依リ代表セラルモノ

青年同盟ハ青年「インターナショナル」ノ執行委員會ノミナラス各國ノ共産主義團體ニ依リ  
テ代表セラルヘシ

(四) 關係諸會議召集ノ計畫

(1) 共産主義婦人ノ國際的會議

(2) 共産青年同盟ノ國際會議

(3) 赤色労働組合ノ第一回國際會議

右三會議ノ召集ヲ計畫中ナル事ヲ發表セリ

(五) 代表者

各共産黨及其他ノ團體ハ出來得ル限り多數ノ代表者ヲ同會議ニ派遣スヘシ但シ同會議席上ニ  
於テ表決權ヲ有スル代表者ノ數ト單ナル代表者ノ數トハ勿論別箇ノモノナリ

同世界會議ニ代表ヲ派遣セル總テノ共産黨ハ絕對ニ其ノ代表ノ内一名ヲ共産「インターナシ  
ョナル」ノ執行委員會ノ常任代表者トシテ指名スヘシ右ノ者ハ長期ニ亘リ「モスコウ」ニ滞留ス  
ルヲ得ヘシ

(六) 第二回會議ノ任務

第一回世界會議ハ共産主義ノ旗幟ヲ確立セルガ今ヤ其ノ旗幟ノ下ニハ幾百萬ノ階級意識ノ強  
固ナル労働者在リ從テ今回ノ會議ハ最早共産主義的思潮ノ宣傳ニノミ止ラス

共産「インターナショナル」ハ(イ)共産主義ヲ奉ズル「プロレタリア」ヲ組織シ且ツ(ロ)共産主義  
革命ノ爲メ直接戰鬥スヘキ時期ニ入レリ

二、開 催

共産「インターナショナル」第二回大會ハ前掲執行委員會ノ提議ニ基キ一九二〇年七月十五日ヨリ  
同年八月七日ニ至ル間「モスコウ」ニ於テ開催セラレタリ

- (1) 共産「インターナショナル」執行委員会報告
- (2) 各国代表ノ報告
- (3) 現今世界ノ形勢ト共産「インターナショナル」ノ任務
- (4) 議會政治ニ對スル共産「インターナショナル」ノ態度
- (5) 勞働組合及職業委員會
- (6) 「プロレタリア」ニ依ル政權獲得ノ前後及同期間中ニ於ケル共産黨ノ役割及構成
- (7) 民族運動問題及植民地問題
- (8) 農業問題
- (9) 中間派ニ對スル共産「インターナショナル」ノ態度
- (10) 共産「インターナショナル」ノ規約
- (11) 組織問題（合法及不法ノ團體、婦人團體）
- (12) 青年共産運動
- (13) 選舉

(14) 雜

四、諸機關ノ構成

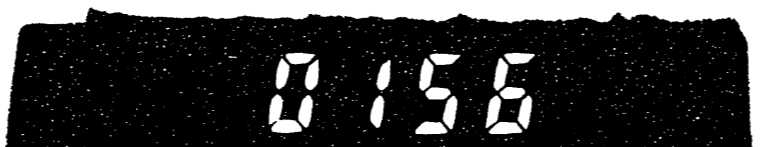
(一) 幹部會（選舉ノ結果左ノ如シ）

- 露國側 「レーニン」、「ジノヴィエフ」
- 獨逸側 「レビイ」
- 佛國側 「ロスマール」
- 伊國側 「セラッテ」

(二) 委員會

(イ) 委員會組織ノ原則

- (1) 各委員會ハ七名内至十一名ノ同士ヨリ成ル
- (2) 各國團體ハ各委員會ヘ各一名ノ代表ヲ派遣スヘキ權利ヲ有ス
- (3) 事務局ハ各委員會ノ委員ヲ終局ニ決定ス
- (4) 各委員會ハ報告者ヲ選舉ス
- (5) 委員會日程ニ上程セラレタル各問題ヲ審議シ之ニ關スル提案ヲ爲ス



(甲) 委員會ノ分科

(1) 議會政治委員會

(2) 勞働組合委員會

(3) 民族問題植民地問題委員會

(4) 農業問題委員會

(5) 共產「インターナショナル」加入ノ條件ニ關スル委員會

(6) 構成法、組織問題(但シ青年團體、婦人團體ニ關シテハ二個ノ附屬委員會ヲ組織ス)ニ關スル委員會

(7) 世界ノ現狀ト共產「インターナショナル」ノ任務ニ關スル委員會

(8) 委員會人名表ニ付キテハ附録參照

(9) 特別委員會

(10) 「インターナショナル」ヨリ英國ニ於ケル勞働黨ヲ研究スル爲メ特別ノ委員會ヲ設置スヘキ旨ノ提議アリ大會ニ於テ可決セリ

五、議事規則

(一) 大會ハ午前十一時ヨリ午後三時迄又午後六時ヨリ午後九時迄之ヲ開會ス

(二) 辯論通告者ハ二時間ノ報告時間及外ニ結論ノ爲メ三十分ノ辯論時間ヲ有ス

(三) 共同辯論通告者ハ同一ノ辯論時間ヲ有ス

(四) 議事進行ノ爲メニ一回限リ二分ヲ限度トシテ發言スルヲ得

(五) 各代表ハ各問題ニ付キ二回發言ヲ爲スヲ得(最初ハ十分、二度目ハ五分)

(六) 發言ノ通告ハ文書ヲ以テセザルベカラズ

(七) 票決ハ票決權ヲ有スル代表之ヲ爲ス

(八) 各提案(議事進行ノ爲メニスルモソモ)ハ書記局ニ文書ヲ以テ提出スベシ

提案者ハ右手續ヲ完了シタル後第一ニ發言ヲ爲スノ權ヲ有ス

六、資格審査

資格審査委員會ニ於テハ(一)各國間ニ於ケル代表權分配ニ關スル一般的問題及(二)東部「ガリシヤ」

ノ代表資格問題(三)瑞西代表「ブルグスドルフ」ノ代表資格問題(四)「ウクライナ」共產團體代表資

格問題(五)英米兩國ニ於ケル代表權分配ノ問題ヲ討論シ大會ニ提案スル處アリタリ

(一) 代表權分配問題



右ニ關シ資格審査委員會ハ大體ニ於テ執行委員會ノ提案ヲ採用セルガ左ノ二點ヲ修正セリ  
(イ)和蘭ノ票數ニ付キ七票ヨリ之ヲ四票ニ改ム、理由トスル處ハ和蘭ノ共產黨ハ未ダ勢力大ナ  
ラズシテ「インターナショナル」ニ於テモ第二流國ト認ムベキモノナリト云フニアリ(ロ)「パレ  
ステチナ」ノ代表權ヲ認ムル事ニ對シ抗議ヲ受理セリ  
其ノ結果代表權分配ハ次ノ如シ

- (1) 十票ヲ有スルモノ  
獨逸、佛蘭西、英吉利、露西亞、亞米利加、伊太利
- (2) 七票ヲ有スルモノ  
澳太利
- (3) 四票ヲ有スルモノ  
和蘭、墨國、波斯、印度、瑞西、土耳其、勃牙利、場合ニ依リ「アイルランド」「エスト  
ニア」朝鮮
- (4) 二票ヲ有スルモノ  
「ソトアニア」

- (二) 東部「ガリシア」代表權問題  
委員會ハ獨立ノ一國トシテ二票ヲ有セシメタリ
- (三) 瑞西代表「ブルグスドルフ」ノ代表資格問題  
同人ハ最近迄「ブルジョア」的新聞ノ編輯者タリシガ爲メ委員會ニ於テ同人ノ代表資格ニ關シ  
問題ヲ生ゼリ  
併シ同人ガ前記「ブルジョア」的新聞ノ編輯ニ從事セシハ久シキ以前ノ事ニシテ爾後社會主義  
者トナリ同紙ノ編輯ヲ放棄セシ事實判明シ問題解決セリ
- (四) 「ウクライナ」共產主義團體ノ代表資格問題  
「ウクライナ」ニ於テハ大組織タル共產黨ト相併ンデ共產主義ヲ奉ズル小團體アリ委員會ニ於  
テ後者ノ代表者資格問題トナリタルガ委員會ハ右團體ガ(イ)百名乃至五百名黨員ヲ有スル小團  
體タルコト從テ(ロ)共產主義ノ具體的活動ト何等關係ナキヲ理由トシテ其ノ代表資格ヲ否  
定セリ
- (五) 英米兩國ニ於ケル代表權分配問題  
(イ) 米國ニ於ケル共產黨及統一共產黨間ニ於ケル代表權分配問題



從來米國ニ於テハ共產黨及共産労働黨併立セルガ第二回大會開會中共産黨ヨリ三萬人共産労働黨ヨリ二萬人ノ黨員ヲ結合シテ統一共産黨ヲ成立セリ尙右合併ニ際シテ兩黨ノ一部ハ右合併ニ參加セザリキ茲ニ於テ代表權分配ノ問題ヲ生ジ統一共産黨(代表ハ「フリン」)ハ米國代表權ノ全部ヲ要求シ共産黨殘留分子(代表ハ「フレイナ」)ハ米國ノ代表權ノ一部ヲ留保セントス

委員會ニ於テハ只統一共産黨側ノ報告アリタルノミニシテ斯ノ如キ不完全ナル報告ニ基キ共産主義團體ヲシテ共産「インターナショナル」ヨリ失格セシムルコトヲ得ズトシテ共産黨ノ代表資格(「フレイナ」及「ストツクリツキ」)ヲ認メ且ツ共産黨及統一共産黨間ノ代表數分配ニ關シテハ共産黨側代表「フレイナ」ハ共産黨ノ多數ヲ統一共産黨ニ加入セル事實ヲ否定セザルガ故ニ其ノ比例ヲ統一共産黨六票共産黨ト定ムベキ事ヲ決定セリ  
右委員會ノ決定ニ對シテハ統一共産黨側代表「フリン」ヨリ抗議アリ既ニ兩黨合併アリタル以上共産黨「インターナショナル」ガ共産黨ノ殘留分子ノ代表資格ヲ承認スルハ結局分裂ヲ許容スルモノナルベキ事ヲ理由トセリ  
之ニ對シテ共産黨側代表「フレイナ」ハ右合併ノ事實ニ關シ未ダ公報ナキヲ以テ共産黨ガ

其ノ代表ヲ召喚スルコトヲ決議シ又ハ執行委員會ガ事實調査ノ後共産黨ガ「インターナショナル」ヨリ脱退スベキ事ヲ決議スルニ至ル迄代表トシテ留ルコトヲ主張セリ  
投票ノ結果九票對十九票ヲ以テ資格審査委員會ノ提案可決セラレタリ

(ロ) 英國ニ於ケル代表權分配問題

英國ニ於テハ社會黨ト「シヨツプスチユアイト」ノ併立セルアリ右兩者間ノ代表權分配及其比例ニ關シテハ大會ニ於テ決定スベキモノトセリ

七、第二回大會ニ於ケル思想的對立

共産「インターナショナル」ハ第二回大會ニ於テ一面ニ於テハ共産「インターナショナル」内ノ所謂左翼派ト又他面ニ於テハ「オボチニスト」ニ對シテ抗争セザルヲ得ザリキ

所謂左翼分子ハ分派の宗派のニシテ革命ノ具體的條件ニ關シ意見ヲ異ニスルモノニシテ右ニ對スル論争ノ原因トナリタル具體的問題ハ三個ニシテ(一)ハ英國同土ノ労働黨加入ノ問題(二)ハ労働組合ニ對スル問題(三)ハ議會政治ニ關スル問題ナリキ

- (1) 英國同土ノ労働黨加入問題  
英國同土ノ英國労働黨加入ノ問題ニ關シテハ第二回大會ニ於テ二日ニ互リ論議セラレタルガ



英國代表ノ殆ソド總テハ之ニ反對シ右加入ヲ以テ日和見主義の見解ニ基クモノナリトセリ米國代表中「リード」一派ハ彼等ヲ支持セリ

英國ニ於テハ大衆運動ノ發達ハ極メテ顯著ナルモ共產主義的感化ハ極メテ緩慢ナル特別事情アルヲ以テ共產「インターナショナル」及共產黨ハ同國ニ於テハ多數ノ「プロレタリア」ヲ包含スル各種ノ大衆組織ニ加入シ以テ内部ヨリ共產主義分子ヲ統一シ細胞ヲ作り右大衆組織ヲ以テ共產主義ノ勢力下ニ置カザルベカラザル旨決定セリ

(2) 労働組合運動

右問題ニ關シテモ労働黨加入問題ニ於ケルト同様ノ見解ヲ持シ共產「インターナショナル」第二回大會ハ共產主義分子ハ労働組合内ニ於テ結合シ内部ヨリ労働組合ノ官僚主義ニ反對シ改良社會主義的政策ニ對シ抗争セザルベカラザルコトヲ決定セリ

(3) 議會政治問題

革命的議會政策ニ對シテ第二回會議ニ於テ伊太利代表「ボルヂガエ」ノ一派之ニ反對シ瑞西及白耳義ノ代表ノ一部之ヲ支持セルガ共產「インターナショナル」第二回大會ハ共產「インターナショナル」ハ右革命的議會政策ヲ放棄スルベカラザルコトヲ決議セリ

「オボチユニスト」ニ對スル抗争即チ中間派及半中間派の分子ニ對スル戦闘ハ所謂二十一箇條ニ於テ表現セラレタリ

當時英米ニ於テハ共產「インターナショナル」ノ加入ノ氣運一般ニ旺シテ中間派ノ共產「インターナショナル」へ加入セント欲スルモノ多ク又米國カラハ獨逸ノ「シャイデマン」一派ト同様ノ見地ニ立ツ「ヒルキット」派ノ代表又伊國カラハ「デイットマン」「クリスビエン」「ダラゴナ」等中間派又ハ改良派代表ノ加入ヲ求め來タレリ

八、決議事項

- (1) 共產「インターナショナル」ノ宣言
- (2) 「プロレタリア」革命ニ於ケル共產黨ノ任務ニ關スル指針條項
- (3) 民族運動及植民地問題ニ關スル指針條項
- (4) 議會政治問題ニ關スル指針條項
- (5) 農業問題ニ關スル指針條項
- (6) 共產「インターナショナル」ノ構成ニ關スル法規(規約)
- (7) 勞兵委員會組織ニ關スル指針條項



- (8) 労働組合運動ニ關スル指針條項
- (9) 共產「インターナショナル」加入資格條件ニ關スル指針條項

九、執行委員會

(一) 執行委員會ノ構成

(イ) 第二回大會ニ於テ採決セラレタル共產「インターナショナル」ノ規約ニ依レバ執行委員ノ數ハ十名ニ限ラレ居ル處「ジノヴィエフ」ハ露國共產黨ノ名ニ於テ執行委員ノ數ニ關シテ右規約ニ修正ヲ抗議セリ

其ノ要旨ハ原案ニ於テ「十名」トアルヲ「十名乃至三十名」ト修正セントスルモノニシテ其ノ理由トスル處ハ若シ十名ニ限ルトキハ重要ナル共產黨ニシテ執行委員會ヨリ除外セラルルモノヲ生ズベシト云フニ在リ右修正案ハ全會一致採決セリ

茲ニ於テ執行委員ノ數ハ決定セルヲ以テ次デ其ノ何人タルヤヲ決定スベキ必要アリ

(ロ) 「ジノヴィエフ」ハ次回大會ニ至ル期間ノ執行委員ノ名簿ヲ作成シ第二回大會ニ之ヲ提出セルガ右ニ對シテハ和蘭代表「ウイーンコープ」及「ジャバ」代表「マリンド」ヨリ修正ノ提議アリ又「チラコ、ストラヴァキア」代表「ワネク」ハ補選選舉ニ關シテ提議セリ

(二) 執行委員會ノ選舉

「ジノヴィエフ」提出ノ名簿ニ依レバ和蘭ハ執行委員ヲ有セザリシヲ以テ「ウイーンコープ」ハ右ニ對シテ激シク抗議シ「ラデック」「ジノビエフ」共ニ和蘭ノ除外ハ政治的意議ヲ有スルニアラズシテ單ニ和蘭共產黨ガ黨トシテ勢力僅少ナルノ事實ニ基クモノナルコトヲ説明シ原案維持ニ努メタルガ「ウイーンコープ」ノ修正案ハ大會ニ於テ採用セラレタリ

原案ハ又東方諸國ニ對シテ一名ノ執行委員ヲ選出スベキ權ヲ與ヘタルガ右ニ對シ「マリンド」ハ極東及近東ハ大ニ其ノ事情ヲ異ニシ從テ一名ノ執行委員ヲ以テ極東及近東ノ雙方ヲ適當ニ代表シ得ベキ事ハ不可能ナルコトヲ理由トシテ東方民族ノ爲メニ名ノ執行委員ヲ要求セリ右修正モ亦大會ニ於テ可決セラレタリ

「チエツコスロバキア」代表「ワネク」ハ執行委員會ノ補選選舉ヲ提案セルガ右ハ其ノ勢力及人數ニ於テ極メテ有力ニシテ社會革命ニ對シ大ナル意義ヲ有シ從テ執行委員會ニ於テ代表セラレザルベカラザル程度ニ達セル共產黨ヲシテ執行委員會ニ委員ヲ送クル事ヲ得シメントスルモノナリ、換言スレバ右執行委員會ヲシテ自ら補充シ得ルノ弾力性ヲ有セシメントスルモノナリ、右提案モ亦同様大會ニ於テ採決セラレタリ

執行委員ノ名簿表ハ左ノ如シ

- (1) 「マイヤー」(「レヴィ」)
  - (2) 「ロスメール」
  - (3) 「セラチイ」
  - (4) 「ケルチ」
  - (5) 「リード」(「グルウイシュ」)
  - (6) 「スタインハルト」
  - (7) 「フリース」
  - (8) 「シヤプリン」
  - (9) 「ミルキツェ」
  - (10) 「ルドニアンスキー」
  - (11) 「バツク」
  - (12) 「サルタンサーデ」
  - (13) 「ラデック」
- 獨逸 佛國 伊國 英國 米國 埃國 瑞典 勃牙利 「ユーゴースラフ」 洪牙利 極東 近東 波蘭

- (14) 「ヤンソン」
  - (15) 「マリンク」
  - (16) 「スタフチュカ」
  - (17) 「チャカヤ」
  - (18) 「シヤツキン」
  - (19) 「マナー」
  - (20) 「グラ」
- 和蘭 「ジャバ」 「ラトビア」 「ガリシヤ」 土耳古 「フィンランド」 「チエツコスロバキア」

(三) 次回大會ニ至ル迄ノ期間ニ於ケル執行委員會ノ所在地ニ關シテハ「ジノウイェフ」ハ露國タル

第三款 第三回大會

一、日 程

第三「インターナショナル」執行委員會ハ一九二二年六月一日第三會議ヲ開催スルコトヲ決定シ左ノ如キ日程案ヲ採用セリ

(二) 執行委員會報告



- (二) 世界經濟ノ危機及共産「インターナショナル」ノ新任務
- (三) 革命中ニ於ケル共産「インターナショナル」ノ戰術
- (四) 過渡期
- (五) 「アムステルダム」黄色「インターナショナル」ニ對スル争闘
- (六) 赤色労働組合及共産「インターナショナル」ノ國際委員會議
- (七) 共産黨ノ組織的建設並ニ其ノ活動ノ方法及内容
- (八) 共産「インターナショナル」ノ組織的建設及其ノ加入黨派ニ對スル關係
- (九) 極東問題
- (十) 伊太利社會黨ト共産「インターナショナル」
- (十一) 獨逸共産黨ト共産「インターナショナル」
- (十二) 婦人運動
- (十三) 青年共産運動
- (十四) 共産「インターナショナル」執行委員ノ選舉

右日程ニ關シ佛國「サンヂカリスト」代表「トマシイ」ハ第一次會合席上(一)労働組合ノ問題ガ佛國「サンヂカリスト」ニ對シ重大ナル意義ヲ有スルコト及(二)佛國代表ハ遅クモ七月十日迄ニ歸國「リ」ユ「ノ會議ニ列席セサルヘカラサル事ヲ理由トシテ日程ヲ變更シ労働組合ト共産主義ノ關係ヲ第一ニ論究セン事ヲ主張セリ「ジノビエフ」議長ハ佛國代表ノ要求ヲ正當ト認メ盡力スヘキ事ヲ言明シ之ヲ議場ニ諮リ即決セリ

二、諸機關

- (一) 執行委員會
  - 委員長 「ジノヴィエフ」
  - 委員
    - 露國側 「レニン」、「トロツキー」、「ブハーリン」、「ラヂック」
    - 佛國側 「ロスメル」
    - 英國側 「ケルチ」、「ベル」
    - 埃國側 「スタインハルト」
    - 洪國側 「ペラクン」、「ルドニアツキー」、「バルガ」



- 波蘭側 「ワレツキ」
- 勃國側 「ディミトロフ」、「ボボフ」、「シヤブリン」
- 米國側 「ヘイウッド」、「クロスビー」
- 「フィンランド」側 「クーシネン」、「マンナー」、「ラジャ」
- 和蘭側 「ヤンセン」
- 諸威側 「フリース」
- 瑞西側 「イチユナー」
- 「グオルギー」側 「チャカジャ」
- 「レットランド」側 「シュツェカ」
- 波斯側 「サルタンサーテ」
- 國際青年同盟側 「シヤッキン」
- 計 二十八名
- (二) 執行委員會幹部會
- (A) 會長 「ジノグイエフ」

(B) 理事 「コラロフ」(勃國) 「ゼンナリー」(伊國) 「ロリロ」(佛國) 「ケーネン」(獨國)

(C) 名譽會長 「レニン」、「トロツキ」、「ムナ」、「インクピン」、「ブランドラー」

(三) 書記局

十五ヶ團體カ各々一名ノ書記ヲ選出スヘキ旨ノ執行委員會ノ決議ニ基キ第二次會合ハ同委員會ノ提出ニ際ル名簿ヲ可決セリ

「スミス」(英) 「カモッキ」(波蘭) 「シロラ」(フィンランド) 「ミルキー」(ユーゴースラヴ) 「ハントリール」(チエッソスロバキア) 「コリチョナー」(埃) 「ハジュール」(洪牙利) 「マヌイ ルスキー」(ウクライナ) 「マーシャル」(米) 「シュツェカ」(レットランド) 「フリース」(ス カンチナビヤ) 「スムヤッキー」(極東) 「サルタンサーデ」(近東) 「ニコラエヴァ」(婦人) 「ミ ャンツベルグ」(青年)

三、決議

- (1) 執行委員會報告ニ對スル決議
- (2) 露國共產黨ノ戰術ニ關スル決議

- (3) 共産「インターナショナル」ト共産青年運動ニ關スル決議
- (4) 共産主義婦人ノ國際的結合及ヒ國際共産黨婦人書記局ニ關スル決議
- (5) 婦人運動内ニ於ケル共産黨ノ活動ノ形式及方法ニ關スル決議
- (6) 産業組合内ニ於ケル共産黨ノ活動ニ關スル「ライズ」

第四款 第四回大會

第四回大會ハ一九二二年十一月五日ヨリ「ベトログラード」ノ人民「クラブ」ニ於テ開催セラレ「クララツエーキン」開會ヲ宣ス

二、日 程

- (1) 執行委員會報告 辯論者 「レニン」
- (2) 新經濟政策 辯論者 「ラヂク」
- (3) 資本ノ攻勢 同右 「ラヂク」
- (4) 「プログラム」問題 辯論者 「ブハリーン」、「タールハイマー」
- (5) 労働組合ニ於ケル共産黨ノ任務 辯論者 「ロソウスキー」

- (6) 東方問題
  - (7) 農業問題
  - (8) 産業組合問題
  - (9) 婦人運動ニ於ケル共産黨ノ活動ニ關スル任務
  - (10) 教育問題
  - (11) 組織改造問題
  - (12) 國內問題
  - (13) 共産青年運動
  - (14) 「ベルサイユ」平和條約問題
  - (15) 執行委員會ノ選舉
- 三、幹部會
- 1 露 國 「レニン」、「トロッキー」
  - 2 勃 牙 利 「コラロフ」
  - 3 「スカンデナビア」 「シネプロ」



- 4 日 本 片 山
- 5 「チッコスロバキア」「ノイラート」
- 6 佛 國 「ペロン」「ヘンリー」
- 7 伊 國 「マラビニ」
- 8 獨 逸 「クララソットキン」
- 9 米 國 「カル」
- 10 英 國 「レッキ」
- 11 波 蘭 「マルチウスキー」

計 十三名

四、代表關係

幹部會ハ六十四國ヨリ三百五十名ノ代表ヲ大會ニ招請セリ各共產黨ノ代表者ノ數ヲ決定スルニ際シテハ(一)各共產黨ノ黨員ノ多少(二)革命戦ノ現今ニ於ケル各共產黨ノ政治的重要性ノ如何(三)當該國ノ政治及經濟事情(四)當該共產黨ノ不法ノ程度及敵ニ依リ壓迫セララルル程度ヲ考量セリ

國別代表數ハ獨逸二十三、佛國二十四、伊國二十一、露國七十五、「チッコスロバキア」十七ニシ

テ此等大共產黨ノ外青年共產「インターナショナル」及「プロフインターン」ヨリ各二十名ノ代表派遣セラレタリ

從テ六十一ヶ國ヨリ三百九十二名ノ代表出席シ其ノ内票決權ヲ有スルモノ三百四十二名、評議權ヲ有スルモノ四十四名、賓客待遇ヲ受クルモノ六名、此ノ外幹部會ハ伊國社會黨ヨリ五名ノ代表ヲ招請シ評議權ヲ與ヘタリ尙「チッコスロバキア」ノ反幹派ヨリ三名ヲ招請シ同シク評議權ヲ附與セリ

五、決議

- (1) 執行委員會報告決議文
- (2) 「プログラム」問題ニ對スル幹部會ノ提案
- (3) 産業組合問題ニ關スル決議
- (4) 婦人労働者間ニ於ケル共產黨ノ活動ニ關スル決議
- (5) 「ネグロ」問題ニ關スル「テーゼ」
- (6) 農業問題ニ關スル活動計畫
- (7) 舊「ボルシェビキ」聯合ノ決議文

- 三〇二
- (8) 佛國共産黨ニ關スル決議文
  - (9) 丁株問題ニ關スル決議文
  - (10) 組織改造委員會ノ決議文
  - (11) 青年共産運動ニ關スル決議文
  - (12) 「チエコスロバキア」共産黨ニ關スル決議文
  - (13) 「ソヴェエト」露國ニ對スル「プロレタリア」救援ノ問題ニ對スル決議文
  - (14) 「ユーゴスラバ」問題ニ關スル決議文
  - (15) 諾威問題ニ關スル決議文
  - (16) 「アイルランド」ニ於ケル恐怖政治ニ關スル決議文
  - (17) 「ベルサイユ」平和條約問題ニ關スル決議文
  - (18) 共産「インターナショナル」ノ戰術ニ關スル決議文
  - (19) 東方問題ニ對スル決議文
  - (20) 教育問題ニ對スル決議文
  - (21) 露國革命ニ對スル決議文

六、次期執行委員會(選舉左ノ如シ)

委員	委員數	委員名	候補數	候補名
委員長	一	「ジノヴィエフ」		
佛國	二	「フロサルスーバリン」	一	「デュン」
獨逸	二	「ツエトキン」、「ボエルンレ」	一	「ボツチエル」
露國	二	「ブハーリン」、「ラテック」	二	「レニン」、「トロツキー」
「チエコスロバキア」	二	「スメラル」、「ノイラート」	一	「ムナ」
伊國	二	「ゼンナリ」、「グラムシ」	一	「ボルヂガ」
「キム」	二	「シュラー」、「シヤッキン」		
英國	一	「マックマナス」	一	「ニューボルド」
米國	一	「カル」	一	「ダモン」
「スカンデナビア」	二	「ヘエグルンド」、「シニプロ」		
波蘭	一	「ブルチュナク」		
「フィンランド」	一	「クーシネン」		

三〇三

三〇四

巴、爾、幹 一 「コラロフ」  
 「オーストラリア」 一 「ガーデン」  
 南「アメリカ」 一 「ステュールマー」  
 南「アフリカ」 一 「アンドレイ」  
 東 洋 二 片山、「サファロフ」 一 「ロイ」  
 計 二十五名  
 第五款 第五回大会  
 一、日 程  
 (一) 「レニン」ト共産「インターナショナル」(「レニン」主義ノ基礎並ニ其ノ宣傳ニ關ス) 辯論通告者 「カリニン」(露)「ブラウン」(獨)「ロイ」(印度)  
 (二) 執行委員會ノ活動及戰術ニ關スル報告 辯論通告者 「ジノヴィエフ」  
 (三) 世界經濟ノ現狀 同 「バルガ」

三〇五

(四) 「プログラム」問題 同 「ブハリン」、「タールハイマー」  
 (五) 労働組合戰術 同 「ロソフスキー」、「ヘッケルト」  
 (六) 民族問題 a、民族問題ニ於ケル共産黨ノ態度(露國、波蘭、「チラコスロバキア」及巴爾幹) 同 「マヌイルスキー」、「ワレツキー」、「ボスコウツチ」  
 b、東洋並ニ植民地ニ於ケル革命運動 同 片山、「チン」  
 c、「ネグロ」問題 同 「タン」(米)「フレランド」(佛)  
 (七) 組織問題 a、黨ノ組織的建設 b、共産「インターナショナル」ノ根本的構成法(規約)c、婦人間ニ於ケル共産黨ノ活動 d、不法活動 e、軍隊内ニ於ケル活動



- (八) 辯論者ハ組織委員會ニ於テ決定セラル  
宣傳問題  
辯論者ハ宣傳委員會ニ於テ決定ス
- (九) 「フアンズム」  
辯論者 伊國側「ボルデガ」 獨逸側「フライムート」
- (十) 智識階級問題  
同 「クララチエトキン」、佛國側「セリエ」、植民地側ハ未定
- (十一) 「ソヴェト」 共和國聯邦ノ經濟狀況ニ關スル報告  
同 「ルイコフ」
- (十二) 農民「インターナショナル」  
同 「コロロフ」
- (十三) 青年運動(本問題ハ最初大會總會議席上ニ於テ次ニ委員會ニ於テ論議ス)  
同 「オートウウンガー」
- (十四) 國際革命闘士救助會

辯論者ハ組織委員會ニ於テ選舉ス

(十五) 支那ノ問題

- (a) 露國 (先ツ第一ニ總會ニ於テ次ニ委員會ニ於テ論議ス)
- (b) 獨逸 辯論者「ルートフィシャー」
- (c) 伊太利 (d) 勃牙利 (e) 英國 (f) 米國 (g) 日本

(十六) 労働組合問題

共産「インターナショナル」所屬「コオペラティブ」支部ノ國際會議ノ決議ハ編輯委員會ニ於テ審查シ其ノ審査後總會ニ於テ産業組合問題ニ關スル報告トシテ之ヲ提出ス、辯論者ハ「コオペラティブ」支部國際會議ニ於テ之ヲ定ム

二、諸機關ノ構成

- (1) 幹部會  
委員長 「ジノヴィエフ」  
個人資格 「ツェトキン」  
露國側 「スタータン」、「ブハーソン」、「トロツキー」



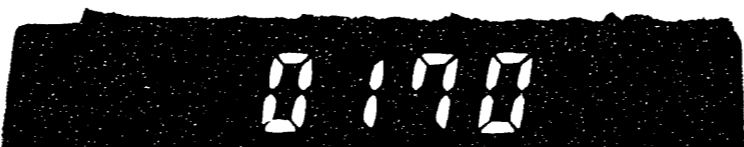
- 三〇八
- 獨逸側 「ブラウン」、「ダブハルト」  
 佛國側 「トレント」、「セリエ」  
 伊國側 「ボルヂガ」  
 「チラゴ、スロバキア」側 「スメラル」、「ムナ」  
 「スカンデナビア」側 「シエプロ」  
 「バルカン」側 「コラロフ」  
 波蘭側 「クラエウスキー」  
 日本側 片山  
 印度側 「ロイ」  
 英國側 「スチュアート」  
 米國側 「ダン」
- (2) 書記局  
 「ピートニツキー」、「マクマナス」、「ノイライト」、「ドリオ」、「スチルナー」
- (3) 委員 會

(1) 資格審査委員會 (2) 編輯委員會 (3) 政治委員會 (4) 組織委員會 (5) 「プログラム」委員會 (6) 労働組合委員會 (7) 國民運動及植民地問題ニ關スル委員會 (8) 農民委員會 (9) 婦人問題委員會 (10) 青年委員會 (11-16) 露、英、波蘭、勃牙利及日本ノ各國委員會 (17) 宣傳委員會 (18) 獨逸委員會 (19) 「スカンデナビア」委員會ニ分タル詳細ハ別表參照

三、代表資格

(一) 各支部ノ代表資格

番號	支部名	票決	評議	合計
1	獨逸	四一	一六	五七
2	佛國	二三	一三	三六
3	英國	一〇	一	一〇
4	「チラゴ、スロバキア」	二〇	三	二三
5	伊國	一七	二	一九
6	米國	一〇	一	一一
7	勃牙利	三	一	四
				三〇九



35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」	「オーストリア」
1	1	2	2	2	3	1	1	1	1	1	2	2	2
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」
3	2	3	3	2	2	2	2	6	4	5	9	7	3
1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

36	洪牙利	1					
37	蒙古	1					
38	「アイルランド」	1					
39	「アイズランド」	1					
40	個人資格	7					
41	「ソヴェト」聯邦	7					
		計	三二六	計	八二		
各支部外ニ於テ評議權ヲ有スルモノ							
(1) 共産「インターナショナル」執行委員会委員							
	1 「ラヂック」	2 「スパーリン」	3 「クララチエトキン」	4 「ステルナー」			
(2) 婦人書記局							
	1 「カスバロヴ」						
(3) 農民「インターナショナル」							
	1 「ゴロフ」	2 「ルカノフ」					

- (4) 國際革命闘士救援會
  - 1、「ベストコウスキー」 2、「チジョムキン」
- (5) 國際労働者救助會
  - 「ミュンツベルグ」
- (6) 「スポーツ インターナショナル」
  - 「ロイスナー」
- (7) 共産黨中央委員會
  - 1、「イワノフ」 2、「キゼレフ」 3、「コロトコフ」 4、「ゴジレフ」 5、「リジチン」
  - 6、「バスタチョフ」 7、「ロイゼンマン」 8、「チエツカエフ」
- (8) 労働組合赤色「インターナショナル」執行局
  - 1、「ハイス」 2、「ハンマー」 3、「ゼルマネト」 4、「カルニン」 5、「ニン」
  - 6、「トムマン」 7、「ヘルタレ」
- (9) 全露中央労働組合局幹部會
  - 1、「ウラジミロフ」 2、「コッシオル」 3、「ゼンジュシュキン」 4、「ヤガロム」

三三三



(10) 個人

- 1、「アルバリ」 2、「ブランドラー」 3、「バルガ」 4、「ルジャサノフ」
- 5、「タールハイマー」 6、「ストラッサー」

四、「テイズ」及決議

- (1) 執行委員會ノ報告ニ對スル決議文
- (2) 戰術問題ニ關スル「テイズ」
- (3) 世界經濟狀況ニ關スル「テイズ」
- (4) 「プログラム」問題ニ關スル決議文
- (5) 共產「インターナショナル」ノ基礎的構成法
- (6) 職業細胞ヲ基礎トスル共產黨改造ニ關スル決議文
- (7) 共產「インターナショナル」及其ノ支部ノ宣傳ニ關スル「テイズ」
- (8) 労働組合運動ニ關スル決議文
- (9) 労働組合運動ニ於ケル共產「インターナショナル」ノ戰術ニ關スル「テイズ」
- (10) 英國労働内閣ニ關スル決議文

- (11) 「フアシズム」ニ關スル決議文
- (12) 婦人労働者ニ對スル共產黨ノ活動ニ關スル「テイズ」
- (13) 共產青年「インターナショナル」ニ關スル「テイズ」
- (14) 労働階級ノ教育ニ關スル決議文
- (15) 革命闘士救助國際協會ニ關スル決議文
- (16) 國際的労働者救助ニ關スル決議文
- (17) 露國問題ニ關スル決議文
- (18) 波蘭問題ニ關スル決議文
- (19) 瑞典問題ニ關スル決議文
- (20) 諾威問題ニ關スル決議文
- (21) 「イスラント」問題ニ關スル決議文
- (22) 「マルクス」「エンゲル」協會ノ出版ニ關スル決議
- (23) 中歐及巴爾幹ニ於ケル民族運動ニ關スル決議文
- (24) 共產「インターナショナル」ト國際農民委員會ノ關係ニ關スル問題ニ關スル決議文



- 三二六
- (25) 「プロレタリア革命期ニ於ケル産業組合ノ任務ト共產主義的産業組合ノ義務
  - (26) 伊太利共產黨ノ活動ニ關スル「プログラム」

五、概 文

- (1) 帝國主義戦争ノ十年期ニ際シテ發シタル文概(共產「インターナショナル」ノ幹部會ノ聲明)
- (2) 「ドーズ」案ニ關シテ世界ノ「プロレタリア」ニ概スル概文
- (3) 伊太利労働者ニ對スル概文(擴大執行委員會)
- (4) 波蘭共產黨所屬ノ總テノ團體ニ對スル概文
- (5) 第一「インターナショナル」六十年ニ際シテ擴大執行委員會ノ發セル概文
- (6) 漢堡ノ革命的「プロレタリア」ニ對スル擴大執行委員會ノ概文
- (7) 獨逸共產黨ノ暴力的行爲ニ對シテ又獨逸「プロレタリア」ノ反逆的虐殺者ニ對スル概文
- (8) 十月革命ノ七月期ニ際シテ擴大執行委員會ノ發セル概文
- (9) 獨逸共產黨ノ暴行ニ對スル擴大執行委員會ノ概文
- (10) 「エストニア」ノ處刑者ニ對スル概文
- (11) 「エデプト」共產黨中央委會ニ對スル概文

- (12) 獨逸労働者ニ對スル擴大執行委員會ノ概文
- (13) 「エストニア」ニ於ケル労働者ノ流血事件ニ關スル概文
- (14) 「ベルー」、「ボリビア」及「ベネツエラ」獨立百年祭概文
- (15) 英國ノ對「エデプト」最後通牒ニ對スル概文極東局ノ概文

六、執行委員會ノ選舉、選舉ノ結果左ノ如シ

委員長	「ジノヴィエフ」	候補者
國名	執行委員名	候補者
塊	「フィアラ」	
米	「フォスター」、「ルランベルグ」	「ダン」
英	「ボリット」、「アックマナス」	「スチュアート」、「ガラツチャー」
白	「ジャクモット」	
勃	「コラロフ」	「ディミトロフ」
牙	「デシユテ」	「ロバート」、「ルトフィシャー」
獨	「シュレヒト」、「ローゼンベルグ」	「デールマン」



和 蘭 「ウーシコープ」 「ジイミッチ」  
「ユーゴスラフ」 「ボシュコウイマリノウイツ」  
印 度 「ロイ」  
「アイルランド」 「ホルチガ」「エルコリ」  
伊 太 利 「チエ」「デ」「リ」  
支 那 「シエフロー」  
諸 威 那 「グルシエゴルシエウスキー」  
波 蘭 「ジノヴィエフ」「アハーリン」  
露 國 「スターリン」「カメネフ」  
「ルイコフ」  
「クリステス」  
「マヌイルスキー」「フルンゼ」  
「クーシネン」  
「ミッキウイフ」

佛 國 「セールド」「トレントセリエ」 「グエ」「ジェラム」「ジロード」  
「チチコスロヴキア」 「ノイラート」「スマラルムナ」 「ベルキック」「ドブゾヴィー」  
瑞 典 「ヘゲルンド」「キルボム」 「ツアボトッキー」  
「ジャ」「バ」 「サモアン」 「サミールソン」  
日 本 片 山  
南 米 「ペネロン」  
西 班 牙 「ベレソソリス」  
個人資格 「クララファエトキン」 「ペラクン」  
英 國 「マルフィー」  
米 國 「プロウダー」  
伯 刺 西 爾 「アストロジランド」

七、監督委員會



獨逸 「ケーニヒ」  
 丁抹 「ラウエルゼン」  
 伊太利 「ゼンナリ」  
 「ラトビア」 「ストツェカ」  
 「リトアニア」 「アシガレタイ」  
 波蘭 「ブローチニアク」  
 露國 「ソルツ」 「ヘコリクスコーン」  
 佛國 「カシヤン」  
 「チエロスコバキア」 「クライビヒ」  
 「ブルガリア」 「カパチエフ」  
 「エストニア」 「ペエゲルマン」  
 「メキシコ」 「スチルナー」  
 土耳古 「メドシッド」

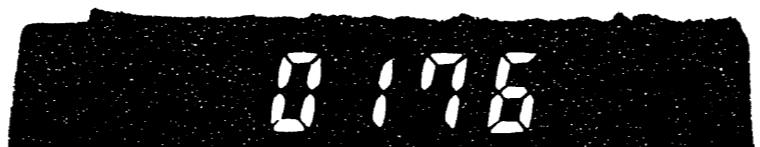
執行委員會所在地

第六款 擴大執行委員會第五回會議  
 一、開會

執行委員會所在地ニ付キテハ「モスコウ」ニ決定セリ  
 擴大委員會第五回ハ一九二五年三月二十一日「クレムリン」宮殿内「アンドレエフ」廣間ニ於テ  
 開會セラレタリ  
 廊下並ニ其他ノ廣間ニハ「インタナショナル」ニ屬スル各支部ノ材料、國際革命闘士救助會宣傳  
 ニ關スル材料ノ陳列アリ、中就執行委員會宣傳部ノ出品ニ係ル各國ノ新聞紙類ノ陳列ハ最モ一般  
 ノ興味ヲ惹ケリ

二、諸機關ノ選舉  
 (1) 幹部會 選舉ノ結果左ノ如シ

「ソツエト」聯邦側 「ジノビエフ」 「ブハーリン」 「スターリン」  
 佛國側 「スマール」 「カシヤン」  
 獨逸側 「ゲシユケ」 「ウイタリヒ」





「チエロコスラバキア」側  
 「ハーケン」、「ツアボトキ」  
 伊 國 側 「ビオラ」  
 米 國 側 「ドルシー」、「サンボール」  
 英 國 側 「ガラツチア」  
 東方諸國側 「ロイ」  
 「スカンデナビア」側 「ハンゼン」  
 「アイルランド」側 「ラーキン」  
 個人資格 「タララツェトキン」  
 (2) 書記、局 「ターシネン」、「ビアトニキ」、  
 「トレント」、「カツ」、「フンベルトドロツ」、「ノイラー」  
 「ハト」、「コルンブルム」

三、参加者及表決権  
 資格審査委員會報告左ノ如シ  
 (1) 参加者

三三三

執行委員總數四十四名中二十四名及ヒ同數ノ缺席委員ヲ補充スル爲メ八名ノ候補出席セリ  
 尚候補總數二十七名中五名ノ候補出席セリ從テ出席者總數ハ委員三十二名候補五名ナリ

(2) 表 決 権

(a) 三票ノ表決権ヲ有スルモノ 露西亞、獨逸、佛蘭西、伊太利及青年共產黨  
 (b) 二票ノ表決権ヲ有スルモノ 英、米、諾威、勃牙利、波蘭及「ヅクライナ」  
 (c) 其他ハ各一票ヲ有スノミ

之ヲ合計スレハ五十支部表決権六十三票ナリ

(3) 委員ノ増派  
 幹部會ハ擴大委員會議中ニ於テ「チエロコスロバキア」佛蘭西、「ユーゴースラヴ」和蘭ノ諸國  
 ヲヨリ委員ノ増派ヲ求メタリ  
 從テ出席者中表決権ヲ有スルモノ 一〇四  
 會議ニ加ハルモ表決権ナキモノ 一四〇

合 計 二四四

四、委員會

三三三



(1) 資格審査委員会 (2) 救恤委員会 (3) 労働組合委員会 (4) 農民問題委員会 (5) 「テラコ」委員会 (6) 「ユーゴ  
ー斯拉フ」委員会 (7) 和蘭委員会 (8) 伊太利委員会 (9) 殖民地委員会 (10) 九個ノ委員会組織セラル

五、「テーズ」及決議文

擴大執行委員會第五回會議ニ於テ採決セラレタル「テーズ」及決議文左ノ如シ

- (一) 共産「インタナショナル」所屬各團體ノ「ホルシエビキ」化ニ關スル「テーズ」
- (二) 農民問題ニ關スル「テーズ」
- (三) 執行委員會ノ報告ニ關スル決議文
- (四) 労働組合ノ統一ノ爲メニスル争闘ニ關スル決議文
- (五) 共産「インタナショナル」ノ各支部内ニ於ケル煽動並ニ宣傳行爲上ノ緊急任務ニ關スル決  
議文
- (六) 露國共産黨内ニ於ケル論争ニ關スル決議文
- (七) 「チゴロバキア」問題ニ關スル決議文
- (八) 米國ニ於ケル問題ニ關スル決議文
- (九) 伊國ニ於ケル問題ニ關スル決議文

三三四

- (十) 「ブランドラー」「タルハイマー」「ラデック」ノ事件ニ關スル中央監督委員會ノ決議
- (十一) 「ブランドラー」「タルハイマー」「ラデック」ノ説明ニ對スル決議文
- (十二) 國際革命闘士救助國際協會ニ關スル決議文
- (十三) 共産「インタナショナル」及共産青年ノ組織會席上ニ於ケル報告ニ對スル決議文

第七款 第六回大會

一、開會

共産「インタナショナル」第六回大會ハ一九二八年七月十七日莫斯科職業組合會館ニ於テ開催

一、「ブハーリン」ノ開會ノ辭要旨

第五回大會以來共産主義運動ハ極度ノ發達ヲ遂ケ就中支那共産黨ハ其ノ間眞實ノ意味ニ於ケル革  
命的政黨タルニ至リ日本ノ共産黨ハ戰闘的政黨タルノ體型ヲ具備シ初メ印度ニ於ケル共産主義運  
動又ハ發達ヲ遂ケタリ

共産主義側ニ於テモ城塞ヲ築ケルカ社會民主黨ノ側ニ於テモ亦其ノ勢力ヲ増加セリ、資本主義カ  
部分的ニ安定セルカ爲メ共産「インタナショナル」ハ帝國主義ニ對スル新ナル決定的打撃ニ大衆  
ヲ動員スル爲メニ極メテ複雑ナル戰術ヲ採ルヲ餘儀ナクセラルルニ至レリ「ソウヴェト」政權及其

三三五

ソ共産黨ハ困難ナル事情ノ下ニ於テ社會主義的建設ヲ爲スノ大任ヲ負ヘリ  
吾人ハ大會ニ「プログラム」ヲ提出セサルヘカラス右ハ幾百萬ノ労働者及勤勞者ニ適合シ且米  
國ヨリ支那ニ至ル諸國ニ對シテ戰術上ノ方策ヲ確定セルモノナリ

三二六

三、幹部會ノ選舉

英 國 側 「ベル」、「ムルフィー」  
 「ソヴェエト」側 「ブハーリン」、「マヌイルスキー」、「モロトフ」、「ビヤトニ  
 キー」、「スターリン」  
 佛 國 側 「カシヤン」、「スマール」  
 「ネグロ」代表 「カールトン」  
 青年共産「インタナショナル」側 「チャタロウ」、「シュラー」  
 北米合衆國側 「フォスター」、「ロープストン」  
 伊 國 側 「カルランディ」、「シラア」  
 瑞 西 側 「フンベルト」、「ドロツツ」  
 「チチロソロバキア」側 「ジレック」、「ツァボトキー」  
 日 本 側 片 山

「スカヂナビア」側 「キルボーム」  
 「フィンランド」側 「ターシネン」  
 南 米 側 「ラセルダ」  
 波 蘭 側 「レンスキ」、「コスチエツ」  
 赤色職業組合側 「ロソウスキー」  
 印度支那側 「マナワール」  
 獨 逸 側 「レンメレ」、「テールマン」  
 「ギリシヤ」側 「サリス」  
 「バルカン」側 「スタンコフ」  
 支 那 側 「ストラチョウリクアン」  
 印 度 側 「セカンダー」  
 個 人 資 格 「クララチエトキン」  
 四、日 程

(一) 執行委員會ノ活動報告(「ブハーリン」)

三二七

(一) 青年共産「インタナショナル」ノ活動報告(「シユラー」)  
 (二) 帝國主義戦争ノ危険ニ對スル防護處置(「ベル」)  
 (三) 共産「インタナショナル」ノ「プログラム」(「ブハーリン」)  
 (四) 植民地ニ於ケル革命運動(「クーンネン」,「エルコリ」)  
 (五) 「ソヴェト」聯邦事情及「ソヴェト」聯邦共産黨(「バルガ」,「マヌイルスキ」)  
 第六回大會ハ總テノ勞働者及農民並ニ支那「プロレタリア」ノ民族的開放運動ニ同情ヲ有スル總テの士ニ對シ七月十七日ヨリ同月三十一日ニ亘ル期間ニ於テ赤色職業組合「インタナショナル」カ舉行スル連帶的戰鬥ヲ出來得ル限リ支援スヘキコトヲ要求ス

六、「ブハーリン」ノ演說概要  
 「同志諸君「ツァール」帝制ヲ覆セル十月革命十周年紀念ノ後ニ於テ茲ニ第六回共産「インタナショナル」大會開催セラル、最近數年間ニ於テ各種ノ外交上或ハ非外交上ノ會議集會等ハ人類ノ爲ニ最も危険ナル國際「ブルジョア」ノ機關タル國際聯盟ニヨリテ平和ノ假面ヲ着タル虚偽ト

偽善トヲ以テ行ハレタリ然ルニ吾カ共産「インタナショナル」萬國大會ハ右等會議ト性質ヲ異ニシ革命的「プロレタリア」ノ大會ニシテ國際共産軍支隊參謀部ノ嚴肅ナル閱兵式ナリ同志諸君吾人ハ本大會ヲ「プロレタリア」國家ノ赤色首府ニ開クニ當リ自己ノ全生命ヲ世界「プロレタリア」革命戰ノ爲ニ犠牲ニ供セル數多ノ同胞ニ對シ茲ニ劈頭發辭ヲ呈セントス

歐羅巴「プロレタリア」ハ數多ノ忠良ナル闘士ヲ喪失セリ闘士多クハ主トシテ貪慾ナル波蘭ノ黨ノ爪先ニカカリ「ビルズドスキー」ノ靴底ニ踏躐ラレタリ、伊太利ニ於テハ「ムソソリー」ノ暴虐ニ蹂躪セラレ「ボルガリア」ニ於テハ社會民主黨ノ壓迫ニヨリ根絶セラレタリ唯タ茲ニ勞働者及農民カ血ヲ以テ潔ク戰ヲ繼續シ居レル一國アリ之レ支那ナリ支那ニ於テハ勞働大衆ハ悉ク帝國主義ノ壓制ニ抗爭シ赤手ヲ以テ之ト爭闘ノ苦ヲ嘗メツアリ而シテ數千ノ勞働者ハ拷問ノ刑ニ遭ヒ絞殺的研ニ陥リ共産黨ノ凱歌ヲ叫ビツツ革命シツツアリ

波蘭ヨリ日本ニ、伊太利ヨリ支那ニ、馬來群島ヨリ亞米利加ニ亘リテ無數ノ革命闘士ハ絞殺吏ノ斧ノ下ニ斷頭臺ニ晒サレ居レリ吾等ハ革命運動ノ爲ニ捕ハレテ伊太利、波蘭、支那、「ボルガリア」其他諸國ノ牢獄中ニ呻吟スル同胞ニ熱烈ナル挨拶ヲ送ラサル可ラス而シテ彼等ニ關スル注意カ瞬刻ニ吾人ヲ離レサルコトヲ彼等ニ知ラシメサル可ラス

同志諸君、第五回共産「インターナショナル」大會以來吾等カ運動ハ漸時擴大シ共産ノ語、共産運動ノ原理及解シ易キ「レーニン」ノ金言ハ數多ノ國家領域並新大陸ヲ貫通シテ新民族ノ耳朶ニ達シ新勞働階級ニ滲透セリ即チ第一共産「インターナショナル」ノ勢力圏内ニ陥リタルモノハ南亞米利加ナリ次ニ共産運動ノ歴史の舞臺ニ乗出シタルハ倭少ナカラモ既ニ戰闘單位トシテ認メラルルニ至レル日本共産黨ナリ吾人ハ印度ニ於ケル共産運動ノ疑ナキ發達ヲ信スルモノナリ此ノ時ニ當リテ吾等共産運動ノ問題ハ極メテ多岐複雑ナラサルヲ得ス歐羅巴ニ進出セル共産運動ノ最初ノ突撃ト革命ノ堡壘ハ資本主義國勞働階級ノ敗北ニヨリテ終リテ告ケタリ

資本主義國ハ今ヤ急遽自己ノ堡壘ヲ築キ武裝ヲ固メツツアリ資本主義ノ崩潰ハ直線のニ行ハルルモノニ非ス恰モ彼カ部分の建設ヲ以テ漸時ニ其ノ堡壘ヲ築キタル如ク其ノ崩潰モ亦曲線ヲ辿ル可キヲ以テ吾人共産運動ノ爲ニ茲ニ新ナル大困難ヲ生シ共産「インターナショナル」及各支部ニ對シ勞働階級ノ闘士養成並動員上最モ多岐多様ナル戰略ヲ考究設定スルノ要アル所以ナリ

資本主義國ニ於テ共産「インターナショナル」ハ一再ナラス職業同盟及大衆ノ戰闘ヲ引起セリ吾人ノ強敵トスル所ハ社會民主黨ナリ吾人ハ西歐及亞米利加ニ於テモ吾等カ強敵タル社會民主黨カ如何ナル行動ニ出ツルヤヲ熟知スルモ然モ未タ決定的ニ大ナル成功ト共ニ之等敵手ノ頭角ヲ挫折

スヘキ充分ナル手段ヲ盡セルコトナシ今ヤ各共産黨指揮ニ關シ最モ大ナル統制ヲ要ス終リニ吾人カ本大會ノ議題トシテ擧グル所ハ殖民地問題ニ始マリ比較的重要ナラサル第二義の戰術問題ニ及ビ之ヲ數年前ニ吾人カ取扱ヒタル問題ニ比シ議案夥シク幅狭セリ吾人ハ今ヤ萬國勞働運動史上未曾有ノ階級戰の時機ニ逢着ス故ニ本大會ニヨリ一億萬ノ勞働者及農民ノ爲ニ生活問題ヲ解決シ支那ヲ始メ北米ニ至ル迄ノ諸國ノ爲ニ行使スヘキ確固タル戰術ヲ設定シ引イテ本大會ノ事業ヲ基礎トシテ各共産黨支部カ益々業績ヲ擧ケ「マルクス」主義ニ則リ「レーニン」主義ノ旗幟ヲ掲ケテ共産運動ニ突進センコトヲ祈ル次第ナリ、

(一九二八年七月十九日「ブラウダ」紙摘譯)

第五章 共産「インターナショナル」ノ戰術上ノ諸問題

第一節 概 説

一、共産黨ノ「ボルシェビキ」化ト單一國際共産黨ノ形成

現今共産「インターナショナル」ノ最重要ナル任務ハ共産「インターナショナル」ノ各支部ヲ「ボルシェビキ」化スル事ナリ、而レトモ「ボルシェビキ」化トハ露國ニ於ケル共産黨ノ經驗ノ總テ

三三二

ヲ他國ノ共產黨ニ機械的ニ當テ嵌ムル事ヲ意味スルモノト解スヘカラス  
 眞實ノ「ボルシェビキ」的共產黨ノ根本的特徴トシテ擧クヘキモノ左ノ如シ  
 (1) 共產黨ハ眞實大衆の政黨トラサルヘカラス即チ其ノ合法團體トシテ認メラルモノタルト  
 不法團體タルモノトヲ問ハス「ボルシェビキ」的共產黨ハ勞働大衆ト密接ニシテ鞏固ナル接  
 觸ヲ保有シ且ツ勞働階級ノ困苦ト期待トヲ表現スルモノトラサルヘカラス  
 (2) 其ノ戰略ハ決シテ獨斷的又ハ宗派的ナルヘカラス  
 (3) 共產黨ハ其ノ本質上革命的ニシテ且ツ「マルタス」ノ主義ヲ奉スルモノトラサルヘカラス  
 (4) 共產黨ハ集權的ナルナルヘカラス分派ノ成立ヲ許サス  
 (5) 共產黨ハ「ブルジョア」ノ軍隊内ニ於テ規則的ニシテ且ツ頑強ナル宣傳ヲ行ヒ内ニ共產主  
 義的組織ヲ作ラサルヘカラス  
 共產黨ノ「ボルシェビキ」化トハ共產「インターナショナル」ノ各支部カ露國共產黨ニ付其ノ國  
 際的意義ヲ有スルモノノ總テヲ體得スルコトヲ意味スルモノナリ  
 共產「インターナショナル」ノ主要支部カ事實上「ボルシェビキ」化シタル場合ニ於テハ共產「イ  
 ンターナショナル」ハ單ニ言葉ノ上ニ止ラス實際上ニ於テモ「レーニン」主義ニ依リ貫徹セラレタ  
 ルモノト世界の團體タルヲ得ヘシ

二、「ボルシェビキ」ノ右傾的思潮ニ對スル戰闘  
 「ボルシェビキ」ハ共產「インターナショナル」ノ第四回大會ヨリ同第五回大會ニ至ル期間ニ於  
 テ共產主義運動中ニ豫期以上ニ強固ナル勢力ヲ占ムルニ至レリ、共產「インターナショナル」ノ  
 若干ノ支部ハ初メ社會民主黨ノ搖籃ニ成長シ漸ク其ノ膝下ヲ離レテ共產「インターナショナル」  
 (三) 所屬スルニ至リタルモノニシテ其際此等ノ支部ハ社會民主主義ノ傳統的遺物ヲ共產「インタ  
 ーナショナル」ノ内ニ齎シタルガ右傳統ハ今日迄未タ依然トシテ存シ共產「インターナショナル」  
 三ノ之ヲ征服スルヲ得サル状態ニ在リ、共產「インターナショナル」所屬ノ政黨ガ大衆の政黨タル  
 場合ニ於テ右翼的傾向ハ殊ニ危險性ヲ帶ブ  
 勞働運動ニ於テ最重要ナル役割ヲ占ムル國ノ二三ニ於テ右翼的傾向ノ代表者ガ共同戰線ノ戰  
 術、勞農政府ヲ曲解シ右戰術ヲ以テ共產主義者ト社會民主主義者ノ政治的同盟即チ總テノ勞働  
 黨ノ有機的聯合政治同盟ナリト解釋セント企圖セル事實ガ第五回大會ニ於テ明白トナレリ、共  
 産「インターナショナル」ニトリテハ共同戰線戰術ノ主タル目的ハ反革命的態度ヲ持スル社會民  
 主黨ノ首領ニ對シテ戰闘シ且ツ社會民主主義ニ染メル勞働者ヲシテ其ノ反革命的の首領ノ勢力ヲ

三三三



リ解放スルコトニ在ルモノナルガ右翼代表者ハ右戦術ヲ以テ社會民主黨トノ政治的同盟ノ意義ニ解セントスルモノナリ

第五回大會ニ於テハ右小「ブルジョア」的傾向ニ對シテ斷乎タル批判ヲ試ミ共産「インターナショナル」ノ若干支部ニ於テ暴露セル共同戦線ノ戦術ノ曲解ヲ否認シ且ツ斯ノ如キ政策ハ共産「インターナショナル」ノ決議ニ根本的ニ抵觸スルモノニシテ共産「インターナショナル」ハ右政策ニ對シテ之ヲ批難シ且ツ峻烈ナル戦闘ヲ試ムベキ事ヲ宣言セリ

三、共産主義的大衆政黨ノ形成ニ關スル基本的要求  
右要件左ノ如シ

- (1) 職業細胞ヲ基礎トシテ共産黨ヲ組織的ニ建設スルコト  
歐洲共産黨ノ大多數ハ其ノ組織ニ關シ社會民主主義者ノ採レル基本原則ヲ固執スルモ右ハ共産黨ヲ以テ猶選舉ノ補助機關ト認メタル時代ノ遺物ナリ
- 職業團體内ニ於ケル黨細胞ニ其ノ建設ノ基礎ヲ置カサル以上共産黨ハ真ノ意味ニ於ケル且ツ内部的團結ノ強固ナル大衆組織トシテ成立スルヲ得ザルベシ青年團體婦人團體ニ付又然リ
- 職業團體ニ強固ナル基礎ヲ有シ且ツ大規模ノ營業組織ガ共産黨ノ城塞タルニ至ラザル限り如

何ナル共産黨ト雖モ「プロレタリア」ノ決定的多数ヲ戰闘ニ引キ入レ「ブルジョア」ヲ征服スルヲ得ズ

- (2) 労働組合内ニ於ケル共産主義者ノ活動ヲシテ正鵠ヲ得シムルコト  
(イ) 單ニ紙上ニ於テノミナラス實際上ニ於テ労働組合内ニ共産黨外團體ヲ形成シ及 (ロ) 労働組合ヲ占領スル爲メ組織的ニシテ且ツ頑強ニシテ且ツ永年ニ互ルベキ戦闘ヲ遂行シ (ハ) 社會民主黨首領ノ宣傳スル労働組合ノ分裂ニ對シテハ労働組合ノ統一ヲ主張シテ之ニ對抗スルコトハ共産主義ノ強固ナル大衆的政黨ヲ形成スル爲メ基本的要求ナリ

四、職業委員會運動  
職業委員會ハ「プロレタリア」ノ新シキ組織ナルガ漸次新ニシテ眞實革命的ナル労働組合タルニ至ル且ツ順境ニ乘ジテ労働代表委員會形成ノ核心タルニ至レリ

此ノ眞面目ニ考慮スベキ職業委員會ノ運動ニ付キテハ共産黨ハ各々自國ニ於テ右運動ヲ喚起シ又ハ既ニ職業委員會運動ノ存スル國ニ於テハ之ニ對シテ一層強キ勢力ヲ確實ニ扶植セザルベカラズ然ラザレバ共産黨ハ眞ニ共産主義的大衆的政黨ト認ムルコトヲ得ザルベシ

五、農民ニ對スル態度ニ於テ正鵠ヲ得ルコト



農業國半農國ニ於テノミナラズ典型的資本主義國ニ於テモ第一回帝國主義戰爭ノ後經濟的危機ヲ發生セルガ右危機ニ因リ農民階級ノ驚クベキ大部が共產主義者ノ革命的思想ニ對シ戰前ニ比シ遙ニ感受シ易キ状態ニ達セリ農民ノ一部ニ對シテハ之ヲ中立セシムルノ政策ヲ採リ又農民ノ他ノ部分ニ對シテハ之ヲ味方ト爲スヲ努ムルニアラザレバ「プロレタリア」ハ勝利ヲ博シ且ツ「ソヴェト」政權ヲ確立スルコトヲ得ズ

農民問題ニ關スル「テーズ」ヲ以テ満足セズ「プロレタリア」前衛ト農民ノ優良分子トノ間ニ結合關係ヲ作ルコトヲ知ラザルベカラズ而シテ右結合關係ハ（兵卒ハ主トシテ農民ヨリ徵集セラルルモノナルヲ以テ右結合ハ軍隊トノ聯絡ニ對シテ特ニ著シク重大ナル意義ヲ有ス）ハ主トシテ労働者ニ依リ作ラルベシ

此ノ目的ノ爲メニ共產主義者ガ多大ノ勢力ヲ占ムル職業團體内ノ革命的労働者ハ更ニ多クノ代表ヲ組織的ニ地方ニ派遣シ、及基金ヲ募集スルコト等ヲ以テ義務ト爲サザルベカラズ

共產「インターナショナル」側ニ於テ農民問題ニ對シ充分ノ注意ヲ拂ハザルハ社會民主主義ノ弊ニ外ナラズ農民階級ノ間ニ革命的活動ヲ爲スベキコトヲ知ラザル共產黨ハ政權獲得ヲ眞面目ニ論議スベキ共產主義ノ大衆組織タルコトヲ得ズ

其ノ際共產「インターナショナル」ノ各支部ガ「マルクス」流ノ労働黨トシテ止リ労働黨ニ變ズ

ベカラザルコトハ自明ノ理ナリ

六、民族問題ニ關シ正當ナル政策ヲ執ルベシ

第一回帝國主義戰爭ノ結果世界ハ新ニ分合セラレ其ノ結果總テノ國ニ於テ民族抑壓ノ勢ヲ増シ且ツ民族分割ノ問題ヲ生ゼリ斯クテ歐洲諸國ノミナラズ殊ニ植民地及半植民地ニ於テモ「ブルジョア」ノ支配ヲ爆破スベキ原因ト動力蓄積セララルニ至レリ

民族問題ニ於テ共產主義ノ探ルベキ正當ナル政策ハ第二回大會ニ於テ採擇セラレタル「テーズ」ノ内ニ詳細ニ明示セラレ居ルガ右ハ大衆ヲ獲得シ且ツ革命ヲ準備スルヲ目的トスル政策ノ最も重要ナル要素ノ一ナリ

民族問題ハ今日迄共產黨ノ總テヲ支配セル問題ナル處右問題ニ於ケル虛無思想ト日和見主義者ノ脱線ノ行爲ハ共產黨ノ弱點ニシテ共產黨ハ此ノ弱點ニ打テ克ツニアラザレバ其ノ歴史の任務ヲ遂行スルヲ得ズ

七、民主主義的平和論者ノ妄想

國際事情ニ關聯シ労働大衆ノ或部分ガ民主主義的平和主義的の妄想ヲ懐クニ至レリ而シテ社會民主黨ノ首領ハ此ノ種妄想ヲ永存セシムル爲メ所有手段ヲ盡シ遺漏ナシ



此種妄想ニ對シテ抗爭スルコトハ共產主義者ガ來ルベキ時期ニ於テ努ムベキ最重要ナル任務ナルガ右抗爭ト共同戦線ノ戰術トノ關係ニ付キテハ右抗爭ハ同戰術ノ使用ヲ全然排除スルモノニアラズシテ却テ共同戦線戰術 (イ) 社會民主主義ヲ奉ズル勞働者ヨリ成ル廣汎ナル階級ヲ經濟戰爭ニ引キ入レ共產主義者ト協同セシムルコト (ロ) 現今ノ民主主義的勞働内閣ニ依リテハ滿スコトヲ得ナル政治的基礎的要求ヲ確立スルコトヲ最モ巧妙ニ使用スルハ民主主義的平和主義的妄想ヲ打破スヘキ最良ノ方法タリ

共同戦線ノ戰術ハ左ノ條件ヲ願慮スル場合ニ於テノミ效果ヲ收メ得ベシ

- (1) 民主主義的社會主義的妄想ヲシテ共產主義ノ戰線ニ侵入セシメサルコト
- (2) 共同戦線ノ戰術ヲ行使シ及勞農政權樹立ノ標語ヲ使用スル場合ニ於ケル總テノ危險ハ共產

「インターナショナル」ノ再三指示セル處ガ共產主義者ハ右凡テノ危險ヲ考量スルコト

八、西歐ト東洋

共產「インターナショナル」ハ世界革命ヲ目的トスル團體ナリ

西歐諸國ハ特別ノ事情ニ依リ特ニ共產「インターナショナル」ノ注意ヲ惹キ來タレリ然レトモ東洋ニ於ケル其ノ活動(最モ廣義ニ之ヲ解ス)ニ付キテモ共產「インターナショナル」ハ從來ヨリ

更ニ大ナル注意ヲ拂ハサルヘカラサルニ至レリ

印度、日本、支那及土耳其ニ於テハ既ニ共產主義運動ノ最初ノ萌芽發生シ右諸國ニ於テハ勞働者ハ綜合的經濟戰ヲ開始セリ共產「インターナショナル」ハ右運動ニ對シテ最大ノ注意ヲ拂ハサルヘカラス

總テノ被抑壓民族ノ反帝國主義運動ニ付キテハ共產「インターナショナル」ハ其ノ第三回大會ノ決議ノ精神ニ從ヒ之ヲ支持シ且ツ右運動ハ大規模ナル解放運動ノ最モ重要ナル部分ニシテ單獨ニテ西歐ノミナラス世界ニ互リ「プロレタリア」革命ノ勝利ヲ保證シ得ルモノナルノ事實ヲ考慮シ其ノ全方面ニ互リ之ヲ支持セサルヘカラス

八、極左的傾向

露國ノ革命的「プロレタリア」運動タル「ボルシェビズム」ハ一面ニ於テハ少數派及中間派ト殘餘ナル戰闘ヲ交ヘ又他面ニ於テハ極左的傾向ト抗爭ヲ續ケツツ其ノ發達ヲ遂ゲタルガ「ボルシェビズム」ノ國際的團體タル共產「インターナショナル」モ亦其ノ成立ノ第一日ヨリ「オボチニスト」ニ對シテノミナラス極左的傾向ニ對シテモ抗爭ヲ繼續シ來レリ極左的傾向ハ單ニ「オボチニズム」ノ反面トシテ表現スル場合屢々アリ

共産「インターナショナル」の第四回大會より第五回大會ニ至ル間ニ於テ極左的傾向ハ反動的労働組合内ニ於ケル活動ニ關スル問題ニ關聯シ共産主義者ヲ特ニ脅威スルカ如キ觀ヲ示セリ極左的運動ハ労働組合ヨリ共産主義ノ脱退スルコトヲ獎勵スルモノニシテ共産主義ニ對シテ最大ク危險ヲ伴フモノナリ此種傾向ハ又労働組合内ニ於テ共産主義者ヨリ分離セシムコトヲ欲スル社會民主黨ノ反革命的首領ヲ激勵スルモノニシテ共産「インターナショナル」ハ絶エズ此ノ傾向ヲ斷絶スルニテラザレバ決シテ眞實「ボルシェビキ」的ナル政黨ヲ組織スルコトヲ得ザルベシ尙極左的傾向ハ (イ)「マニニバー」ノ戰術ヲ主義上批難シ (ロ)特ニ共同職線ノ戰術ニ對シテ理解ナク其ノ實際的遂行ヲ否定シ (ニ)或ハ共同戰術ノ戰術ヲ單ニ經濟ノ範圍ニ局限セントス「マニニバー」ハ之ヲ日和見主義ノ手段トシテ使用スルヲ許サズ

共産「インターナショナル」ハ右翼ノ日和見主義的傾向ニ對シテ争闘スルト同時ニ極左派ノ此種誤謬ヲ闡明セザルベカラス極左派ハ共産主義ニ準據シ且ツ「マニニバー」ノ可能ナル大衆的組織ノ建設ヲ不能ナラシムルモノナリ

第二節 革命的議會政策  
第一款 緒言

一、本件ニ關シテハ既ニ第二回大會ニ於テ伊太利代表「ボルヂガ」ヲ主腦トスル所謂極左派トノ間ニ論争アリタル事ハ前述ノ如シ(第三章第二節第二款第二回大會參照)

二、茲ニハ右第三回大會ニ於テ採擇セラレタル「テーズ」ヲ蒐録ス

第二款 議會政治ニ關スル共産「インターナショナル」ノ「テーズ」

- 第一、「プロレタリア」獨裁ヲ爲メノ戰闘ト「ブルジョア」的議會ノ利用
- (1) 議會制度ハ國家組織トシテハ「ブルジョア」階級ガ其ノ所謂民主主義的支配ヲ行フ形式ナリ而シテ右形式ハ一定階級迄發達スル時國民代表ノ擬制ヲ必要トスルニ至ルモノニシテ國民代表ノ擬制ハ外部ニ對シテハ階級以外ニ存スル國民ノ意思ヲ表現シ其ノ實質ニ於テハ支配階級タル資本家ガ抑壓ノ目的ノ爲メニ使用スルノ機關ナリ
- (2) 議會制度ハ國家組織ノ一形式ナリ、故ニ議會ハ階級モ階級戰モ又國權ヲモ認メザル共産主義的社會ノ形式タルヲ得ズ
- (3) 議會制度ハ「ブルジョア」獨裁ヨリ「プロレタリア」獨裁ニ移ラントスル過渡期ニ於テモ又「プロレタリア」國家行政ノ形式タルヲ得ズ即チ階級戰ニ於テ「プロレタリア」ハ其ノ國家組織ヲ戰闘團體トシテ建設セザルベカラズ而シテ右團體ニ於テハ從來ノ支配階級ノ代表者ノ加



三四二  
入ハ之ヲ許スベカラズ「プロレタリア」獨裁ニハ議會ニ於ケル如キ權力ノ分立ヲ必要トセザルニミナラズ右權力ノ分立ハ「プロレタリア」獨裁ヲ害スルモノナリ「プロレタリア」獨裁ノ形式ハ「ソヴェト」共和國ナリ

(4) 議會ハ「ブルジョア」ノ國家機關中最モ重要ナルモノノ一ニシテ「プロレタリア」ガ之ヲ永久ニ占領シ得ザルハ恰モ「プロレタリア」ガ「ブルジョア」的國家自體ヲ征服シ得ザルト同様ナリ

「プロレタリア」ハ「ブルジョア」ノ國家機關ヲ破壊シ之ヲ粉碎シ同時ニ議會ヲモ打破スル事ヲ以テ任務トスベシ、其ノ際共和制タルト君主制タルトハ之ヲ問ハズ

(5) 「ブルジョア」ノ「コンミュン」制度ハ之ヲ以テ國家機關ト對照スルハ理論上正當ニアラザルモ實質上ハ「ブルジョア」ノ國家組織ニ類似スル機關ニシテ革命的「プロレタリア」ニ依リ打破セラルベク且ツ勞働代表者ノ「ソヴェト」ヲ以テ之ニ代フベキモノナリ

(6) 從テ共產主義ハ議會制度ガ將來ノ社會ノ形式即チ「プロレタリア」ノ階級の獨裁ノ形式トシテ得ザル事及議會ヲ永久ニ占領スル事ハ不可能ナルヲ認ム共產主義ハ議會ノ破壊ヲ以テ其ノ目的トナス

故ニ「ブルジョア」ノ國家機關タル議會ヲ利用スルハ只其ノ破壊ノ目的ノ爲メニノミ問題ト爲リ得ベシ

(7) 總テノ階級戰ハ政治的戰鬪タルノ性質ヲ有ス何トナレハ右ハ政權ノ獲得ヲ以テ終局ノ目的トスレバナリ全國ニ播延セル反亂ハ「ブルジョア」國家ヲ脅威スルモノニシテ其ガ爲政治的性質ヲ有ス「ブルジョア」階級ヲ顛覆シ且其ノ國家ヲ破壊セントスル總テノ企圖ハ政治的戰鬪ヲ遂行スル所以ナリ「ブルジョア」ヲ抑壓シ及行政ヲ布クノ目的ヲ以テ「ブルジョア」ノ階級機關ヲ設立スル事ハ其ノ機關ノ性質ガ如何ナルモノニモセヨ即チ政權ヲ獲得スル所以ナリ

(8) 從テ政治的戰鬪ノ問題ト議會政治ニ對スル態度ニ關スル問題トハ決シテ其ノ範圍ヲ同シウスルモノニアラズ前者ハ「プロレタリア」階級戰ヲ意味スル一般的問題ニシテ小戰鬪タル部分的戰鬪ガ増加シ遂ニ資本主義制度ノ顛覆ヲ目的トスル一般の戰鬪タルニ至ルモノナリ

(9) 「ブルジョア」即チ國權ニ對スル「プロレタリア」戰鬪ノ最モ重要ナル方法ハ就中大衆運動ヲ行フベク其ノ一般の指揮ヲ爲スモノハ統一セラレ且ツ訓練セラレタル集權的團體タル共產黨ナリ

革命(大衆戦争)ハ一種ノ戦争ナリ此ノ戦争ニ於テハ「プロレタリア」ハ勇敢ナル政治的闘士ノ團體及有力ナル政治的參謀本部ノ組織ヲ有セザルベカラズ

(10) 大衆ノ戦闘ハ個々ノ戦闘行爲ノ系統的ニ結合セラレタルモノニシテ其個々ノ行爲タルヤ其ノ形式ニ於テ益々激烈トナリ且理論上資本主義國家ニ反抗スル革命状態ニ達スルモノナラ

「プロレタリア」ヲ指揮スルノ地位ニ在ル共産黨ハ大衆ノ戦闘ニ於テハ一般ニ其ノ合法的地位ヲ確立シ以テ其ノ革命的活動ノ支柱タラシメザルベカラズ

(11) 斯ノ如キ根據地タルモノハ「ブルジョア」ノ議會ナリ議會ガ「ブルジョア」ノ國家機關タル事ハ以テ議會ニ參加スルコトニ反對スルノ理由ト爲スヲ得ズ

共産黨ハ議會ノ権能ニ參與スルガ爲メニ議會ニ進出スルモノニアラズ共産黨ノ議會ニ進入スルハ議會内部ヨリ大衆ヲ援助シ且ツ其ノ行動ニ依リ國家機關及議會自體ヲ粉碎スルガ爲ナリ

(例ヘバ獨逸ニ於ケル「リープクネヒト」ノ活動、露國王朝時代ノ議會、所謂民主主義的會議、「ケレンスキー」ノ準備議會及立法會議ニ於ケル「ボルシエビキ」ノ活動、並ニ勃利共産主義者ノ活動)

(12) 共産黨ノ議會内ニ於ケル活動ハ主トシテ(イ)議會ヲ革命ノ爲煽動スル事(ロ)共産黨ノ敵ノ假面

ヲ剣ク事及(ハ)依然トシテ民主主義ノ幻想ニトラハルル大衆ヲ精神的ニ統一スルコトニ在ルカ

右議會内ノ活動ハ議會外ニ於ケル大衆戦闘ノ目的及任務ニ從フヘキモノナリ

議會内部ヨリ選舉戰及革命的宣傳ニ參加スルコトハ從來地方勤勞者ノ如ク政治的生活ニ遠ク

カリ來リタル勤勞者階級ヲ政治的ニ結合スル上ニ於テ特ニ重要ナリ

(13) 共産主義者カ「コンミュン」ニ於テ多數ヲ占ムルニ至リタル場合ハ左ノ事項ヲ努ムヘシ

(a) 「ブルジョア」ノ中央権力ニ對シテ革命的反抗ヲ爲スコト

(b) 貧困ナル人民ノ爲メ出來得ル限リ配慮スルコト

(c) 根本的改革ニ對シテ「ブルジョア」國權カ設クル制限ヲ機會アル毎ニ指摘スルコト

(d) 「ブルジョア」國權トノ衝突ヲ恐ルルコトナク此ノ基礎ニ基キ最も激烈ナル革命宣傳ヲ行フコト

(e) 一定ノ條件ノ下ニ共同團體行政ニ代フルニ地方勤勞委員會ヲ以テスルコト

「コンミュン」ノ行政ニ於ケル共産主義者ノ活動ハ資本主義制度ヲ打破セントスル一般

活動ノ一要素タラサルヘカラス

三四四

三四五

三四六

三四七

三四八

三四九

三四〇

三四一

三四二

三四三

(14) 選挙戦自體ニ付キテハ投票ノ多数ヲ獲得スルヲ目的トセス「プロレタリア」革命ノ標語ノ下ニ大衆ヲ革命ニ動員スルヲ以テ目的トスヘシ  
選挙戦ニ付キテハ黨ノ精銳ノミナラス黨員ノ全部之ニ從事スヘシ其ノ際現在スル大衆ノ活動(反亂、示威、兵卒、海員間ニ於ケル革命的氣運ノ醸成等)ヲ利用シ之ト密接ノ聯絡ヲ保ツヲ要ス

三四六

「プロレタリア」ノ總テノ大衆組織ヲ積極的活動ニ引キ入ルル事ヲ必要トス

(15) 共産黨ハ此等總テノ前提條件竝ニ特別ノ指令中ニ掲ケラレタル前提條件ヲ承認スヘク其ノ活動ニ於テハ社會民主黨ト正反對ナリ即チ社會民主黨ノ如ク所謂民主主義ノ機關タル議會ヲ支持シ出來得ヘクシテハ之ヲ占領センカ爲メ議會ニ入ルモノニアラス、共産黨ハ「カールリプクネヒト」及「ボルシエビキ」ノ精神ニ基キ專ラ議會制度ヲ革命ノ目的ノ爲メ利用スヘシ  
(16) 選挙及議會内ニ於ケル革命的運動ニ參加スルコトヲ絕對的且必然的ニ否定スル意味ニ於ケル議會政治反對ノ主義ハ幼稚ナル教義ニシテ所謂代議士ニ對スル憎惡ニ基クモノナリ右ノ憎惡タルヤ健全ナリト云フヘキモ同時ニ革命的議會政策ノ可能ナルコトヲ知ラサルモノナリ尚右教義ハ共産黨ノ役割ヲ誤解スルモノナリ何トナレハ右教義ハ共産黨ヲ以テ労働者ノ集權的

攻撃團體ト認メスシテ只緩ニ相結合セル分權的團體ト認ムルヲ以テナリ

(17) 議會内ノ活動ハ主義トシテ承認スルモ其ノ當然ノ論議トシテ特定ノ選挙又ハ特定ノ議會ノ會合ニ絕對的ニ參加スルノ必要ヲ認ムルモノニアラス特別ノ事情ニ依リ議會ヨリ脱退スルノ必要ナルコトアリ又事情ニ依リ左ノ處理ヲ必要トスルコトアリ得ヘシ

(1) 選挙ニ對シ「ボイコット」スルコト

(2) 「ブルジョア」ノ全國家機關竝ニ「ブルジョア」議會ヲ直接實力ニ依リ除去スルコト

(3) 議會自體ニ對シテ「ボイコット」スルモ其ノ選挙ニ參加スルコト等

(18) 共産黨ハ中央議會並ニ地方自治機關ノ選挙ニ參加スルノ必要ヲ認メ且此等機關内ニ於ケル活動ヲ一般原則トシテハ認ムルモ問題解決ニ付キテハ一定ノ時期ニ於ケル特別ノ事情ヲ考量シテ具體的ニ之ヲ解決スヘシ若シ武装的戰鬥及権力獲得ニ直接推移スヘキ前提條件ノ存スル場合ニ於テハ選挙及議會ニ對シテ「ボイコット」ヲ爲シ又ハ議會ヨリ脱退シ差支ナシ

(19) 其ノ際吾人ハ常ニ議會利用ノ問題カ比較的重要ナラサル點ニ着眼セサルヘカラス  
吾人ハ議會外ニ於テ且政權獲得ノ目的ヲ以テ遂行セラルル戰鬥ニ其ノ重點ヲ置クヲ以テ議會政治ノ利用ニ關スル特別問題ハ其ノ重要ナル程度ニ於テハ「プロレタリア」ノ獨裁問題及「ブ

三四七

ロレタリヲ「獨裁ノ目的ノ爲ニスル大衆戦争ノ問題ノ比ニアラサルコトハ自明ノ理ナリ  
(20) 其レ故ニ共產「インターナショナル」ハ右ノ方針ニ於テ又單ニ此ノ理由ヨリシテ共產黨内  
部ニ於ケル分裂ヲ來シ又ハ之ヲ分裂セシメントスル企圖ハ重大ナル過誤タルコトヲ斷然力説  
ス

共產黨ハ革命的「プロレタリア」ヨリ成ル集権的團體ニシテ且又總テノ労働者大衆團體ニ對  
シテ指令スルノ地位ニアルモノナルカ共產「インターナショナル」ノ大會ハ右共產黨ノ指揮  
ノ下ニ立チ且「プロレタリア」ノ獨裁ヲ實現スルコトヲ目的トスル大衆ノ戦争ヲ承認シ之ニ  
立脚スル總テノ共產主義分子ニ對シテ縱令「ブルジョア」議會利用ノ問題ニ關シテ見解ヲ異  
ニスルニモセヨ共產分子ノ完全ナル統一ニ努ムヘキ事ヲ要求ス

第二 革命的議會制度

革命的議會政策ノ實際的遂行ヲ確實ナラシムル爲左ノ事項ヲ必要トス

- (1) 共產黨及其ノ中央委員會ハ既ニ準備期ニ於テ即チ議會選舉前ニ於テ其ノ院內團議員ノ品質  
ヲ高ムルニ努力スヘシ  
共產黨中央委員會ハ共產黨院內團ノ行動ノ一切ニ對シテ責任ヲ負フ共產黨中央委員會ハ共產

黨候補者ニシテ議席ヲ占ムルニ至リタル場合共產主義的政策ヲ遂行スルヲ保シ難キ懸念アル  
キモ之ニ付テハ其ノ候補者タル事ニ對シ抗議スルノ權ヲ有ス

共產黨ハ辯護士等ヲ專ラ代議士トシテ推舉スル社會民主黨ノ舊弊ヲ打破シ労働者ヲ候補者ト  
シテ推舉スルヲ必要トス其ノ際右候補者ノ大多數カ議會ノ經驗ヲ有セサル單純ナル黨員タル  
モ差支ナン議員タラシカ爲メニ共產黨ニ近ツキ來ル野心家ニ付キテハ共產黨ハ何等ノ顧慮ナ  
ク斷然注意スヘシ  
共產黨中央委員會ハ多年ノ活動ニ依リ労働者階級ニ對シ奉公ノ意ヲ表シタル闘士ヲ候補  
者トシテ確認スヘシ

- (2) 選舉終了後共產黨院內團ヲ組織スル事ハ專ラ共產黨中央委員會ノ權限ニ屬ス其ノ當時各黨  
カ合法團體タルト不法團體タルトハ之ヲ問ハス共產黨院內團ノ總裁及幹事ハ共產黨中央執行  
委員會ノ承認ヲ要ス

中央委員會ハ院內團ニ於テ一名ノ常任代表者ヲ設置シ院內團ノ行動ニ對シテ異議ヲ唱フルノ  
權ヲ有セシメ且總テノ重要ナル政治問題ニ付キテハ院內團ハ豫メ中央委員會ヨリ訓令ヲ仰ク  
ヘキモノトス。中央委員會ハ後述スルカ如キ共產主義者ノ議會内ニ於ケル重大ナル活動ニ際



シテハ院内閣ノ辯論者ヲ定メ或ハ抗議スルノ権利及義務ヲ有ス又中央委員會ハ辯論者ニ對シテハ中央委員會ノ承諾ヲ得ル爲メ豫メ其ノ演説ノ梗概又ハ演説全文ヲ提出スヘキ事ヲ要求スルノ権利及義務ヲ有ス

共産黨ノ選舉名簿ニ登録セラレタル候補者ハ總テノ代表資格ヲ辭退スヘキ事ヲ中央委員會カ要求シタル場合ハ直ニ議會ヨリ脱退スヘキ事ヲ豫メ用意スルノ義務ヲ有ス

(3) 改良主義者又ハ單純ナル野心家カ共産黨院内團體ニ喰ヒ込ミタル國ニ於テハ共産黨中央委員會ハ根本的ニ人員整理ヲ行フヘシ其ノ際多數ノ人員ヲ有スルモ一定ノ共産主義的政策ヲ有セサル院内閣ニ比シ縱令人員僅少ナルモ眞ニ共産主義的性質ヲ有スル院内閣ノ方カ勞働階級ニトリ遙ニ有益ナリトスル原則ヨリ出發スベシ

(4) 共産黨代議士ハ中央委員會ノ決議ニ基キ合法的活動ト非合法的活動トヲ連絡スヘキ義務ヲ有ス共産黨代議士カ普通法律ニ對シテ不可侵權ヲ享有スル國ニ於テハ共産黨代議士ハ右不可侵權ヲ利用シテ其ノ組織及宣傳ニ關スル共産黨ノ不法活動ヲ支持セサルヘカラス

(5) 共産黨議員ハ其ノ院内ニ於ケル凡テノ行動ニ付キ院外ニ於ケル共産黨ノ活動ニ從ハサルヘカラス

共産黨代議士ハ黨又ハ中央委員會ノ訓令ニ從ヒ時ニ示威的法律案ヲ提出スヘシ而シテ右法律案ノ提出ハ同法律案カ「ブルジョア」ノ多數ニ依リ採用セララルコトヲ目的トスルモノニアラスシテ單ニ宣傳煽動及團結ノ爲ニスルモノナリ

(6) 勞働者カ街路上ニ於テ示威運動及其他ノ革命的行動ニ及ヒタル際ハ共産黨代議士ハ勞働大衆ノ先頭ニ立チ第一ノ指導者タル地位ヲ占ムヘキ義務ヲ有ス

(7) 共産黨代議士ハ革命的勞働者、農民及勤勞者ト文書其他ニ依リ聯絡ヲ保持スル爲メ凡ユル手段ヲ盡スベシ、共産黨代議士ハ如何ナル場合ニ於テモ社會民主黨ノ代議士ト同様ノ行爲ヲ爲スベカラズ何トナレハ右代議士ハ其ノ選舉民ト取引上ノ關係ヲ繼續スレバナリ

(8) 共産黨代議士ハ何時ニテモ當該國ニ於ケル共産主義團體ノ宣傳活動ニ應ゼザルベカラズ議會内ニ於ケル總テノ共産黨代議士ハ立法者ニアラズシテ共産黨ノ煽動員タルベキ事ヲ考量スベシ共産黨議員ハ一般選舉人大衆ニ對シテ責任ヲ有スルモノニアラズシテ彼等ノ所屬スル合法又ハ不法共産黨ニ對シテ責任ヲ負フモノナリ

(9) 共産黨代議士ハ一場ノ演説ヲ爲サザルベカラズ而シテ右演説ハ各勞働者、農民、洗濯婦、牧羊者ニモ解シ得ルモノタラザルベカラズ何トナレバ共産黨ハ右辯論ヲ宣傳「ピラ」トシテ

出版シ津々浦々迄配布スレバナリ

(10) 單純ナル共產主義労働者ハ議會ニ關シテ何等ノ經過ヲ有セザル初心者ナル場合ニ於テモ又

議場ニ經驗深キ所謂代議士ニ讓ルコトナク議會ニ登場セザルベカラズ必要ナル場合ニ於テハ

共產黨代議士ハ労働者ノ群中ニ於テ其ノ演説ヲ讀ミ上グル事ヲ得ベシ斯ノ如クセバ其ノ演説

ハ新聞ニ掲載セラレ且ツ宣傳「ピラ」トシテ印刷セラルルヲ得ベシ

(11) 共產黨代議士ハ議場ヲ利用シテ「ブルジョア」及其ノ公然ノ手先タルモノノミナラズ社會

愛國主義者、改良主義者及中間派ノ半數其他共產主義ノ敵タル者ノ假面ヲ剥キ共產「インタ

「インタ」ノ思想ヲ傳播ニ努ムベシ

(12) 共產黨代議士ハ如何ニ其ノ味方少ナキ場合ニ於テモ其ノ行動ノ全體ヲ通ジ資本主義ニ對シ

挑戰的態度ヲ示スベシ共產黨代議士ハ言辭ノミナラズ行爲ニ於テ「ブルジョア」社會及社會

愛國主義ノ強敵タル事ヲ示サザルベカラズ

第三節 民族問題植民地問題ニ對スル共產「インタ」ナシヨナルノ對策

第一款 民族問題ニ關スル「レニン」主義ノ原理

「スタヴリン」ハ一九二四年四月初旬「スヴェユルドロフ」大學ニ於テ「レニン」主義ノ原理ト題

シテ講演スル處アリシガ右講演中ノ一節ニ於テ民族問題ニ關レ本問題ニ關スル「レニン」主義ノ

見解ヲ直截且簡單ニ説明スル處アリタリ以下右講演ニ依リ本問題ヲ概説セントス

本件ニ關シテハニケノ根本問題ヲ考察セザルベカラズ(一)設問及(二)被抑壓民族ノ解放運動ト「プロ

レタリア」革命之ナリ

一、設 問

民族問題ハ最近二十年間ニ於テ極メテ重要ナル變遷ヲ見タリ即チ「レニン」主義時期ニ於ケル

民族問題ハ之ヲ第二「インタ」ナシヨナル」時代ノ其レニ比スルニ(1)其ノ範圍及(2)内部的性質ニ

於テ根本的相異アリ

(1) 範圍ノ差異

從來民族問題ハ通常主トシテ文明民族ニ關スル問題トシテ取扱ハレ從テ其ノ範圍狭少ナリキ

即チ「アイルランド」洪牙利、波蘭、「フィンランド」、「スラブ」及其他二三ノ歐洲民族ガ第二

「インタ」ナシヨナル」ノ英雄等ノ所謂非獨立民族ノ範圍ナリキ

怖ルベキ形式ニ於テ民族的抑壓ヲ受ケ其ノ下ニ呻吟スル幾千萬幾億ノ「アジア」及「アフリ

カ」民族ハ一般ニハ度外視セラレ白色人種ト有色人種、文明民族ト非文明民族トハ對等ニ併





立セラレザリキ而シテ植民地解放ノ問題ニ關シテハ第二「インターナショナル」ハ二三ノ決議ヲ爲シ其ノ首領等ハ之ヲ誇示スルモ右決議ハ何等云フニ足ルベキ内容ヲ有セズ且ツ極メテ不徹底ノモノナリキ

三五四

現今ニ於テハ民族問題ニ於ケル斯ノ如キ二重性ト不徹底ハ根本的ニ掃蕩セラレタルモノト認ムベシ「レニン」主義ハ(1)斯ノ如キ甚シキ不合理ヲ闡明シ(2)白色人種ト有色人種、歐洲民族ト「アジア」民族文明民族ト帝國主義ノ奴隸タル非文明民族トノ間ニ存シタル障壁ヲ打破シ(3)民族問題ト植民地問題ヲ結合セリ

之ニ因リ從來部分的國內問題トシテ取扱ハレ來リタル民族問題ハ今ヤ一般的且國際的問題即チ隸屬國及植民地ノ抑壓民族ヲ帝國主義ノ羈絆ヨリ解放セントスル世界的問題タルニ至レリ

(2) 内部的性質ノ差

(イ) 民族自決權ノ内容(被抑壓民族ノ完全ナル分立ト獨立ノ國家的存在)

從來民族自決權ノ原則ハ通常誤解セラレ單ニ民族ノ自決權ヲ意味スルモノト解セラレ其ノ意義縮少セララルコト稀ナラザリシガ第二「インターナショナル」ノ二三ノ領袖ハ自決權ヲ

政治的自決權及文化的自決權ノ二者ニ分チ所謂自決權ヲ以テ民族ノ文化的自決權即チ被抑壓民族ガ自己固有ノ文化的施設ヲ所有スルノ權利ナリトシ民族自決權ノ意義ヲ更ニ縮少シ其際政治的自決權ガ支配民族ノ手中ニ在ルト否トハ之ヲ問ハザリキ斯クテ從來領土併合ニ反對スル武器トシテ使用セラレタル民族自決權ノ思想ハ今ヤ領土併合ヲ辯護スルノ手段ニ變セントスルノ危険ヲ冒スニ至レリ

然ルニ「レニン」主義ハ自決權ノ概念ヲ擴張シ隸屬國及植民地ノ被抑壓民族ガ(一)完全ニ分離シ且(二)獨立ノ國家的存在ヲ爲スベキ權利ヲ意味スルモノトナセリ

茲ニ於テ所謂民族自決權ヲ自決權ノ意義ニ解シ以テ領土併合ヲ辯護スルヲ得ザルニ至レリ加之民族自決ノ原則ハ社會「シヨウビニスト」ガ帝國主義戰爭中大衆ヲ欺瞞スル手段トシテ用ヒタルモノナルガ今ヤ右原則自體モ(一)所有帝國主義的野心及「シヨウビニスト」ノ陰謀ヲ暴露シ且ツ(二)國際主義ノ精神ニ於テ大衆ヲ啓蒙スルノ手段タルニ至レリ

(ロ) 被抑壓民族ノ問題ハ從來一般ニ純然タル法律問題トシテ取扱ハレタリ帝國主義ノ支配ノ下ニ於テハ民族ノ一團體(少數)ガ他ノ團體ヲ搾取シ其ノ上ニ生存セルモノニシテ斯ノ如キ支配ノ下ニ於テハ所謂民族ノ平等ハ被抑壓民族ヲ殘酷ニ凌辱スルモノナリ而ルニ第二

三五五

「インターナショナル」ノ諸黨ハ民族ノ平等權ニ關シテ儀式張リタル宣言ヲ爲シ民族ノ平等ヲ付キテハ幾多ノ宣言ヲ發シ以テ右事實ヲ蔽ハントセリ

今日ニ於テハ民族問題ニ關スル所ノ如キ「ブルジョア」的的法律的態度ハ自ラ消滅シ「レニン」主義ハ民族問題ヲ單ナル宣言ニ止メズ之ヲ現實問題トシテ取扱ヒ且ツ民族ノ平等ニ關スル總テノ宣言ハ單ニ宣言タルニ止ラズ被抑壓民族ノ解放運動ヲ直接支持セザルベカラザルモノニシテ若シ然ラザレバ斯ノ如キ宣言ハ何等内容ナキ虚偽ノ宣言タルニ至ルベキ事ヲ聲明セリ

斯クテ被抑壓民族ノ問題ハ被抑壓民族ガ眞ノ意義ニ於ケル民族ノ平等及獨立ノ國家的存在ヲ得ントシテ帝國主義ト抗争スル場合ニ於テ右被抑壓民族ニ對シ不斷ニ眞ノ支援ヲ與フベキ事ヲ意味スルモノトナレリ

(ハ) 「プロレタリア」革命問題ノ一部ナリ

民族問題ハ從來資本主義ノ支配帝國主義ノ顛覆及「プロレタリア」革命ノ一般問題トハ何等關係ナキ獨立セル獨立ノ問題トシテ取扱ハレタルガ右ハ社會改良主義ノ見解ニ基クモノニシテ植民地ニ於ケル解放運動ト直接聯合セズトモ「プロレタリア」ハ歐洲ニ於テ勝利ヲ得ベク (二) 民族問題植民地問題ハ「プロレタリア」革命トハ別ニ且ツ帝國主義ニ對シテ革命的戰闘ヲ爲スコト無シニ平穩ニ遂行シ得ベキモノナルコトハ默認セラレタリ

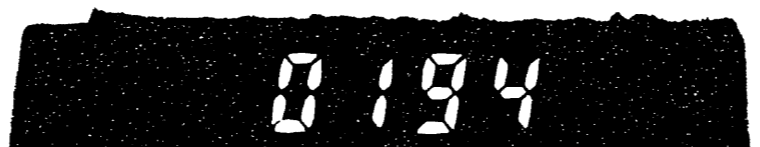
斯ノ如キ反革命の見地ハ今日ハ既ニ終焉セルモノト認ムベク (一) 民族問題ハ只ニ「プロレタリア」革命ト關聯シ且ツ其ノ基礎ノ上ニ於テノミ解決セラレ得ル事及 (二) 西歐ニ於テ革命ノ勝利ヲ收メシガ爲メニハ帝國主義ニ對スル隸屬國及植民地ノ解放運動ト革命上ノ聯絡ヲ保持セザルベカラザル事ハ「レニン」主義ノ證明スル處ニシテ帝國主義戰爭及露國革命ハ之ヲ裏書セリ民族問題ハ「プロレタリア」革命ノ一般の問題即チ「プロレタリア」獨裁ノ問題ナリ

二、被抑壓民族ノ解放運動ト「プロレタリア」革命

(I) 民族問題解決ノ原則

民族問題ノ解決ニ際シテハ「レニズム」ハ次ノ諸原則ヨリ出發ス

(a) 世界ハ二個ノ陣營ニ分タル一ハ文明民族ノ陣營ニシテ文明民族ハ金融資本ヲ擁シ且地表人口ノ著シキ多數ヲ擁取ス他ハ植民地及隸屬國ノ被抑壓被搾取民族ノ陣營ニシテ彼等ハ世界人口ノ大多數ヲ占ムルモノナリ



- (b) 金融資本ニ依リ抑壓セラレ且ツ搾取セラルル植民地及隸屬國ハ帝國主義ノ最大ナル豫備軍ヲシテ且ツ最も重要ナル根源ナリ
- (c) 帝國主義ニ對スル隸屬國及植民地ノ革命運動ハ抑壓及搾取ヨリ彼等ヲ解放スル唯一ノ道ナリ
- (d) 最も重要ナル植民地及隸屬國ハ既ニ民族解放運動ノ道ヲ辿リ來レルガ右ハ必ズヤ世界資本主義ノ危機ニ至ルモノナリ
- (e) 先進國ニ於ケル「プロレタリア」運動ト植民地ニ於ケル民族解放運動トハ其ノ利害關係上合同シ共通ノ敵タル帝國主義ニ對シテ共同ノ戰線ヲ作ルニ至ルモノナリ
- (f) 先進國ニ於テ「プロレタリア」ガ勝利ヲ博シ又被抑壓民族ヲ帝國主義ノ羈絆ヨリ解放スル爲メニハ共同ノ革命戰線ヲ作成シ且ツ之ヲ鞏固ナラシメザルベカラズ
- (g) 抑壓國ノ「プロレタリア」ガ被抑壓民族ノ解放運動ヲ直接且ツ決定的ニ支援スルニアラザレバ共同戰線ヲ作成スルコトハ不可能ナリ、何トナレバ他ノ民族ヲ抑壓スルハ自由タリ得ザルヲ以テナリ（「マルクス」）
- (h) 斯ノ如キ支援ハ「民族ノ分離權及獨立國家トシテノ存在權」ナル標語ヲ標榜シ擁護シ且

ツ實現スル事ヲ意味スルモノナリ  
 斯ノ如キ標語ヲ實現スルニアラザレバ社會主義勝利ノ物質的基礎タル單一世界經濟ニ於テ

民族ガ相互ニ結合シ且ツ協同スルコトヲ得ザルベシ

(i) 右結合ハ民族相互ノ信頼及同胞的關係ヲ基礎トシテ成立スルモノニシテ只自由意思ニ基

(2) 民族問題ノ二方面

斯ノ如クニシテ民族問題ニ於テハ二個ノ方面二個ノ傾向ヲ生ズ (一)ハ帝國主義ノ羈絆ヨリ政治的ニ解放シ且ツ獨立ノ民族國家ヲ形成セントスル傾向ニシテ帝國主義ノ壓迫及植民地ノ搾取ニ原因スルモノナリ (二)ハ民族ノ經濟的接近ノ傾向ニシテ右世界市場及世界經濟ノ形成ト關聯シテ成立スルモノナリ

「レニン」ハ此ノ點ニ關シ左ノ如ク述フ

「資本主義ノ發達ヲ見ルニ民族問題ニ於テ二個ノ歴史的傾向ヲ認メ得ベシ (一)ハ民族生活民族運動ノ覺醒、民族ニ對スル總テノ壓迫ニ對スル戰爭、獨立ノ民族國家ノ創成ニシテ (二)ハ民族相互間ニ於ケル有ユル關係ヲ發達セシメ且ツ相互間ノ交渉ヲ頻繁ナラシムル事、民族的



障壁ノ破壊及資本、經濟生活、政治及科學等ノ範圍ニ亘リ國際的單一組織ヲ創成スルコト右  
二個ノ傾向ハ資本主義ノ普通的世界の原則ニシテ第一ノ傾向ハ資本主義發達ノ初期ニ於テ顯  
著ニシテ第二ノ傾向ハ資本主義熾熱時代ノ特徴ナリ

三六〇

(3) 民族問題ノ二重性

右二個ノ傾向ハ帝國主義ニトリテハ相調和スベカラザル矛盾ナリ、蓋シ帝國主義ハ植民地ヲ  
擯取シ且ツ之ヲ帝國主義ノ單一體ノ内ニ強制的ニ保持スルニアラザレバ生存不能ニシテ且ツ  
帝國主義ハ只併合ト植民地征服ノ方法ニ依リテノミ民族相互間ノ接近ヲ齎シ得ベキモノナレ  
バナリ

之ニ反シ共產主義ニトリテハ右二個ノ傾向ハ同一事(被抑壓民族ヲ帝國主義ノ羈絆ヨリ解放  
スルコト)ノ兩面ニ過ギズ何トナレバ共產主義ハ(イ)各民族ヲ結合シテ單一ノ世界經濟ヲ構成  
スルコトハ只相互間ノ信頼及自發的一致ニ基キテノミ可能ニシテ(ロ)民族ノ自發的結合ハ帝國  
主義ノ一體ヨリ植民地ヲ分離シ以テ獨立國家タラシムルニ依リテノミ達成シ得ベシト爲スヲ  
以テナリ

(4) 労働者教育ニ關スル共產主義ノ二重の任務

故ニ支配民族(英、佛、米、伊、日等)ニ於ケル所謂社會主義者ノ奉ズル「シヨウビニズム」  
ニ對シテハ頑強ニ且不斷ニ且決定的ニ戰闘セザルベカラズ彼等ハ自國ノ帝國主義的政府ニ抗  
爭スルコトヲ欲セズ且ツ彼等ハ彼等ノ植民地ニ於ケル被抑壓民族ガ奴隸的地位ヨリ脱シ獨立  
國家トシテ分離センガ爲メ行フ戰闘ヲ支持スルコトヲ欲セズ

斯ノ如キ戰闘ナクハ眞實國際主義ノ精神ニ於テ即チ隷屬國及植民地ニ於ケル勤勞大衆ヘノ接  
近ヲ圖リ且「プロレタリア」革命ヲ眞實準備スル意義ニ於テ支配民族ノ労働者階級ヲ教育ス  
ルコトハ之ヲ考ヘ得ザルベシ、舊帝政時代ノ露國ノ被抑壓民族ヨリノ同情ト支援トヲ得ルニ  
アラザレバ露國革命ハ不成功ニ了リ「デニキン」「ゴルチャック」ノ徒ハ掃蕩セラレザリシナルベ  
シ而レドモ此等民族ノ同情ト支援ヲ得ル爲メニハ露國「プロレタリア」ハ先ツ第一ニ帝國主  
義ノ拘束ヲ打破シ此等被抑壓民族ヲ民族の羈絆ヨリ解放セザルベカラザリキ然ラザレバ「ソ  
ヴェエト」政權ヲ確定シ眞ノ國際主義ヲ養成シ且ツ「ソヴェエト」共和國聯邦ナル名稱ヲ有ス  
ル彼ノ大規模ノ民族共同團體ヲ創立スルヲ得ザリシナラン而シテ右「ソヴェエト」聯邦ハ將  
來各民族ガ單一ノ世界經濟ニ結合セラルル場合ノ模範タルベキモノナリ  
其ノ結果トシテ被抑壓民族ノ社會主義者ノ民族の孤立及偏狹ニ對シテ戰闘スルノ必要アリ彼

三六一

等ハ其ノ民族の鐘樓ヨリ出ヅル事ヲ欲セズ且ツ彼等ノ解放運動ト其ノ支配國ノ「プロレタリア」運動トノ相互關係ヲ解セザルモノナリ

三六二

斯ノ如キ戰闘ナクバ被抑壓民族「プロレタリア」ノ獨立運動ハ考フルコトヲ得ズ又被抑壓民族ノ「プロレタリア」ハ其ノ共通ノ敵ヲ打破シ且ツ帝國主義ヲ顛覆スルコトヲ目的トスル戰闘ニ於テ其ノ支配民族ノ「プロレタリア」ト連帶ノ責任ヲ有スルモノナルガ右階級の連帶ノ觀念モ之ヲ考フヲ得ザルベシ

斯ノ如キ戰闘ナラバ國際主義ハ不可能ナリ

右ハ抑壓及被抑壓民族ノ勞働大衆ヲ革命的國際主義ノ精神ニ於テ教育スルノ方法ナリ

故ニ問題ハ(一)被抑壓民族ノ革命的解放運動ノ内部ニ於テ革命ノ可能性猶存スルヤ否ヤ(二)若シ存スルトセバ右革命ノ可能性ヲ「プロレタリア」ノ革命ノ爲メ利用シ得ルノ希望アリヤ否ヤ換言セバ帝國主義的「ブルジョア」ノ豫備軍タル隸屬國及植民地ヲ變ジテ革命的「プロレタリア」ノ豫備軍即チ「プロレタリア」ノ盟友タラシムル希望アリヤ否ヤト云フニ在リ  
「レニシ」主義ハ此ノ點ニ關シ(一)被抑壓國ニ於ケル民族解放ノ運動ハ革命ノ能力ヲ包ムモノニシテ(二)共同ノ敵ヲ撲滅シ且ツ帝國主義ヲ打破スル爲メニ利用スルコトヲ得ベシ帝國主義ノ

機械的發達帝國主義戰爭及露國革命ハ此ノ點ニ關スル「レニシ」主義ノ結論ヲ完全ニ確證セリ

從テ「プロレタリア」ガ被抑壓民族及隸屬民族ノ國民的解放運動ヲ斷乎トシテ且ツ積極的ニ支持スベキ必要ヲ生ズ而レドモ「プロレタリア」ハ之ヲ以テ總テノ民族運動ヲ如何ナル場合ニ於テモ支持セザルベカラザルモノト解スベカラズ民族運動ニシテ帝國主義ヲ弱メ又ハ顛覆スルコトヲ目的トスルモノニ限り之ヲ支持スベシ

民族權ノ問題ハ孤立シ且ツ獨立ノ存在ヲ有スル問題ニアラズシテ「プロレタリア」革命ナル一般の問題ノ一部ニシテ其ノ全般ニ從屬スベク又其ノ全般の見地ヨリシテ考察セラレザルベカラズ

四十年前ニ於テ「マルクス」ハ波蘭及洪牙利ノ民族運動ヲ支持シ「チエコスロバキア」及南「スラブ」ノ民族運動ニ反對セリ「チエコスロバキア」及南「スラブ」ガ當時反動的國民ニシテ歐洲ニ於ケル露國ノ前哨即チ專制主義ノ前衛タルニ反シ波蘭及洪牙利ハ革命的國民ニシテ專制政治ニ反抗セルガ爲メナリ即チ「チエコ」及南「スラブ」ノ民族運動ヲ支持スルコトハ當時ノ狀況ニ於テハ歐洲ニ於ケル革命運動ノ最モ危険ナル敵即チ「ツァーリズム」ヲ間接

三六三

ニ支授スル所以ナリシヲ以テナリ

第二款 民族問題及植民地問題ニ關スル「テーゼ」

(一) 「ブルジョア」的民主主義ハ其ノ本質上一般の平等問題ニ關シ又殊ニ民族間ノ平等問題ニ關シテモ抽象的見解ヲ持ス

「ブルジョア」的民主主義ハ「人格ノ平等」ナル觀念ヨリ出發シテ財產所有者ト「プロレタリア」搾取者ト被搾取者間ノ形式的法律的平等ヲ宣言シ以テ大ニ被搾取者ヲ欺瞞ス

平等ノ觀念ハ貨物ノ生産關係ニ於ケル平等ヲ反映スルモノナリ然ルニ「ブルジョア」ハ「人格ノ平等」ナル實益ナキ觀念ヲ口實トシテ平等ノ觀念ヲ以テ階級ヲ打破セントスル共產主義ノ戰闘ニ對抗スル武器タラシム

平等ノ要求ノ真意ハ只階級ヲ打破セントスルノ要求ナリ

(二) 共產黨ハ「ブルジョア」ノ羈絆ヲ脱セントスル「プロレタリア」ノ階級戰ヲ自發的ニ代表スルモノニシテ「ブルジョア」的民主主義ニ對シテ戰闘シ又其ノ虛言及虛偽ノ假面ヲ剝グ事ヲ以テ主たる任務トナスモノナルヲ以テ右任務ニ從ヒ民族問題ニ於テモ亦抽象的形式的原則ヲ採ル事ナク第一ニ歴史的環境殊ニ歴史的環境ヲ精確ニ評價シ第二ニハ被搾階級勤勞大衆被

搾取者ノ利益ヲ以テ所謂國民ノ利益ナル一般の概念ヨリ截然區別ス蓋シ所謂國民的利益ナル一般の概念ハ支配階級ノ利益ヲ意味スルモノナレバナリ第三ニハ被搾階級トシテ獨立ノ存在ヲ有セズ又平等ノ地位ヲ有セザル民族ヲ以テ抑壓者、搾取者及平等者タル民族ヨリ同様截然區別シ以テ「ブルジョア」民主主義ノ欺瞞ニ對抗セザルヘカラス「ブルジョア」民主主義ハ資本主義及帝國主義ノ時代ノ特徵トシテ資本主義ノ發達セル富裕ナル國家ノ少數カ全世界ノ總人口ノ驚クヘキ多數ヲ財政上ノ關係ニ於テ或ハ植民地關係ニ於テ奴隸タラシムルニ至ルノ事實ヲ蔽フモノナリ

(三) 一九一四年帝國主義戰爭ハ全世界ノ奴隸的民族及被抑壓階級ノ總テニ對シ「ブルジョア」的民主主義ノ虛言ヲ特ニ明瞭ニ暴露セリ

戰爭ノ兩當事者側共ニ民族ノ自由解放及民族ノ自決ヲ根本原則トスルモ一方ニ於テハ「プレス トリトウスク」及「ブカレスト」ノ平和條約他方ニ於テハ「ベルサイユ」「サンゼルマン」ノ平和條約ハ勝利者タル「ブルジョア」ガ何等ノ顧慮ナク只其ノ經濟的利益ニ從ヒ其ノ國境ヲモ定メタルモノナルコトヲ示セリ「ブルジョア」ニトリテハ國境モ亦單ニ商業ノ對象物ニ過ギズ所謂國際聯盟ハ戰爭ノ勝利者ガ相互ニ其ノ盜賊的行爲ヲ保障セルモノニ外ナラス「ブルジョア」ハ民族の統一ヲ回復シ又其ノ分離セル領土ヲ再ヒ併合セントスルノ努力ヲ以テ來ルベキ新戰爭

ニ對シカヲ集中セントスル戰敗者ノ企圖ニ外ナラザルモノトナス然レドモ人工的ニ分離セラレタル民族ヲ再ビ統合スルコトハ「プロレタリア」ノ利益ニモ亦適合スル所以ニシテ經濟上ニ於ケル民族ノ自由ト統一ハ革命的戰爭ニ依リ且ツ「ブルジョア」ヲ顛覆シテ後初メテ「プロレタリア」ガ達成シ得ベキモノナリ國際聯盟及大戰後ニ於ケル帝國主義國家ノ全政策ハ此眞理ヲ一層明確ニ且ツ峻烈ニ闡明シ、到ル處ニ於テ文明國ノ「プロレタリア」竝ニ植民地及非獨立國ノ凡テノ勤勞大家ノ革命的戰闘ヲ益々激烈ナラシメ且資本主義ノ下ニ於テモ平和的共同生活ヲ營ミ得ベク又民族ノ平等ヲ確立シ得ベシトスル小「ブルジョア」階級ノ妄想ヲ打破スル機運ヲ促進セリ

(四) 民族問題及植民地ニ於ケル共產「インターナショナル」ノ全政策ハ主トシテ大地主及「ブルジョア」ノ顛覆ノ目的ヲ以テ總テノ國總テノ民族ノ「プロレタリア」及勤勞大衆ヲ結合シテ革命的戰闘ヲ遂行スル事ヲ以テ其ノ根本ト爲スベシ資本主義ニ對スル勝利ハ只斯ノ如キ結合ニ依リテノミ保障セラルベク先ツ資本主義ニ對シテ勝利ヲ博スルニアラザレバ民族ノ抑壓及不平等ヲ除去スルコト不可能ナリ

(五) 國際政局ヲ見ルニ「プロレタリア」ノ獨裁ハ既ニ其ノ緒ニ就キ露國「ソヴェエト」共和國ニ對スル全世界「ブルジョア」ノ戰闘ニハ必ズ國際政局上ノ總テノ現象ノ中心タルニ至レリ露國ハ一方ニ於テハ各國勤勞者前衛ノ「ソヴェエト」運動ノ中心タリ又他方ニ於テハ植民地及被抑壓民族ノ民族の自由解放運動ノ中心タリ

植民地及被抑壓民族ハ其ノ苦キ經驗ニ依リ革命的「プロレタリア」ト結合シ「ソヴェエト」政權ニ依リ世界ノ帝國主義ヲ征服スル以外ニ自救ノ道ナキヲ確信スルニ至レリ

(六) 現今吾人ハ各國勤勞者ノ接近ヲ單ニ承認シ又ハ宣言スルニ止マラズ各國民及各植民地ニ於ケル自由解放運動ト「ソヴェエト」露國トノ最モ緊密ナル同盟ヲ實現スルノ政策ヲ遂行セザルベカラス

其際右同盟ノ形式ハ(イ)各國ノ「プロレタリア」間ニ於ケル共產運動發達ノ楷梯又ハ(ロ)文化ノ未タ進歩セザル各國及民族ノ革命的自由解放運動ガ如何ナル程度迄發達セルカニ依リ決定セラレベシ

(七) 聯邦制度ハ各國勤勞者ノ完全ナル統一ニ至ル迄ノ過渡的形式ナリ聯邦制度ハ實際上既ニ(イ)露國「ソヴェエト」共和國聯邦カ他ノ「ソヴェエト」共和國(過去ニ於テハ洪牙利、芬蘭「ラトビヤ」現在ニ於テハ「アゼルバイジャン」及「ウクライナ」共和國)ニ對スル關係ニ於テノミナ

ラスロ)又露國「ソヴィエト」共和國聯邦自體ノ内部ニ於テモ未タ國家的存在又ハ自活ヲモ享有セサル民族ニ對スル關係(例ヘハ一九一九年及一九二〇年ニ露國聯邦内ニ建設セラレタル「バシキール」及「タタール」自治共和國)ニ於テ其ノ目的ニ適合スルコトヲ示セリ

(八) 此ノ點ニ關スル共產「インターナショナル」ノ任務ハ「ソヴィエト」制度及「ソヴィエト」運動ノ基礎ニ立脚スル聯邦ヲシテ一層ノ發達ヲ遂ゲシムルノミナラス其ノ經驗ヲ研究シ審査スルコトニ在リ

聯邦ヲ以テ完全ナル統一ニ達スル過渡的形式ト認メ益々鞏固ナル聯邦的結合ヲ作ルヘク努力セザルベカラズ

其ノ際左ノ點ヲ考慮セザルベカラズ

(イ) 極メテ強力ナル軍隊ヲ有スル帝國主義ノ國家ニ圍繞セララル露國ニトリテハ他ノ「ソヴィエト」共和國ト密接ナル結合關係ヲ設定スルニアラザレバ其ノ存立不可能ナル事

(ロ) 「ソヴィエト」共和國ニ於テ密接ナル經濟同盟ヲ締結スルノ必要アリ、然ラザレバ帝國主義ニ依リ破壊セラレタル生産力ヲ復興シ且ツ労働者ノ幸福ヲ保障スルコト不可能ナリ

(ハ) 總テノ國ノ「プロレタリア」ニ依リ規定セララル共同ノ「プログラム」ニ從ヒ統一セラレ

タル單一ノ世界經濟組織ヲ創設セント努力スルコト此ノ傾向ハ既ニ資本主義ノ下ニ於テ公然表顯セルカ今ヤ社會主義ニ因リ其ノ發達ト完成ヲ期ス

(九)

共產「インターナショナル」ノ民族政策ハ「ブルジョア」民主主義ガ固持スルカ如キ實際上ハ何等ノ效果ナキ形式的平等ヲ以テ満足スルヲ得ズ總テノ資本主義國家ニ於テハ民主主義的憲法ノ存在スルニ拘ラズ、絶エズ民族ノ平等及少數民族ノ權利侵害セララルモノニシテ右事實ニ付キテハ共產黨ノ其ノ宣傳及煽動活動ノ全般ニ於テノミナラズ議會ノ内外ニ於テスラ之ヲ摘發セザルベカラズ

尙左ノ諸點ヲ必要トス

(イ) 「ソヴィエト」制度ハ「ブルジョア」ニ對スル戰鬥ニ於テ先ツ「プロレタリア」次デ勤勞大衆ヲ統一シ以テ各民族ニ對シ眞實ノ平等ヲ保障シ得ル唯一ノ制度ナルコトヲ終始闡明スルヲ必要トス

(ロ) 從屬的ニシテ且ツ不平等ノ地位ニ在ル諸民族(例ヘバ「アイerland」,「アメリカカナダ」等)及植民地ノ革命運動ハ當該國ノ共產黨直接之ヲ支持スルノ必要アリ

(ニ) 第二「インターナショナル」所屬ノ中間派政黨ニ於テノミナラズ同「インターナショナル」ヲ



脱退セル政黨ニ於テモ單ニ言葉上ハ國際主義ヲ承認シ事實上ニ於テハ其ノ宣傳煽動及實際活動ノ全般ニ互リ小「ブルジョア」的國家主義及平和主義ヲ混ズルコト屢々ナリ尙斯ノ如キ現象ハ共產黨ト自稱スル政黨ニ於テヌラ稀ナラズ

「プロレタリア」ノ獨裁ヲ國家的獨裁(即チ只一國ニ於テノミ存在シ獨立シタル世界政策ヲ遂行スル能力ナキ獨裁)ヨリ國際的獨裁(即チ少クトモ重要ナル二三國家ニ互ルノ「プロレタリア」獨裁ニシテ世界政策ニ對シテ決定力ヲ有スルモノ)ヘ改造セントスル問題ノ熾烈トナルニ從ヒ深キ根底ヲ有スル小「ブルジョア」ノ國民的偏見ニ對シテ益々戰闘セザルベカラズ

小「ブルジョア」ノ國家主義ハ國際主義ヲ以テ民族ノ平等ヲ承認スルモノナリト宣言シ斯ノ如キ承認ハ只言葉ノ上ニ止ル事ヲ無視シ國民的利己主義ヲ以テ侵スベカラザルモノト思考ス

之ニ反シ「プロレタリア」ノ國際主義ハ左ノ事項ヲ要求ス  
(1) 各國ニ於ケル「プロレタリア」ノ戰闘ヲシテ國際的範圍ニ互ル「プロレタリア」ノ戰闘ニ追從セシム

(2) 「ブルジョア」ニ對シテ勝利ヲ博セル國民ハ國際的資本主義ヲ顛覆スル爲メ最大ノ國民的犧牲ヲ拂フベキ能力ト覺悟ヲ有セザルベカラズ

資本主義ノ完全ニ發達シ「プロレタリア」ノ前衛トシテ労働黨ノ存在スル國家ニ於テハ國際主義ノ概念及政策ニ關スル「オボチニス」及小「ブルジョア」的平和主義者ノ曲解ニ對シテ抗爭スルコトハ第一ニシテ且最重要ナル任務ナリ

未ダ資本主義發達ノ極度ニ達セザル國家及民族、封建政治又ハ族長政治ノ時期ニ在ル國家民族或族長的農業時期ニアル國家及民族ニ關シテハ左ノ諸點ヲ注意スベシ

(a) 總テノ共產黨ハ其ノ實際的行動ヲ以テ各國ニ於ケル革命的自由運動ヲ支持セザルベカラズ其ノ援助ノ形式ニ付キテハ當該國ニ共產黨ノ組織アル場合ニハ該共產黨ニ於テ論究セラルベシ

植民地タルノ理由ニ依リ又ハ財力ノ乏シキ理由ニ依リ資本主義ノ發達ニ遅ルル民族ニ對シテハ之ガ支配國ノ労働者ハ先第一ニ右ニ對シ實力の支援ヲ與フベキ義務ヲ負フ

(b) 宗教「キリスト」教等ノ反動的且中世紀的腐化ニ對シテハ絕對的ニ抗爭スルコト

(c) 汎「イスラム」教汎亞細亞運動及其ノ類似ノ思潮ニシテ歐米ノ帝國主義ニ反對スル自由解放運動ヲ利用シテ土耳其日本ノ帝國主義貴族、大地主、僧侶等ノ權力ヲ強大ナラシムルノ企圖ヲ有スルモノニ對シテ戰闘スルノ必要アリ

(d) 未だ文化ノ發達セザル國ニ於テ大地主及封建制度ノ凡テノ形式及傳説ニ對抗スル農民運動ヲ支持スルニトハ特ニ必要ナリ

就中吾人ハ農民運動ニ對シテ革命的性質ヲ與ヘ出來得ベクシテ總テノ農民及凡テノ被擄取者ヲ「ソヴェト」ニ組織シ、西歐ニ於ケル共產主義的「プロレタリア」ト東方(植民地半開國)ニ於ケル農民トノ間ニ出來得ル限リ密接ナル聯絡ヲ設立スルニ努メザルベカラズ

(e) 半開國ニ於テ實際ハ共產主義的革命的ニアラザル自由解放運動ニシテ而モ共產主義ヲ裝ハシメントスル企圖ニ對シテハ斷乎トシテ抗爭スルノ必要アリ

共產「インターナショナル」ハ(イ)總テノ國ニ於テ將來建設セラルベキ「プロレタリア」政黨ノ黨員(單ニ名義上ノミナラズ真ノ意義ニ於テ共產主義的性質ヲ有スルモノ)ヲ集メ(ロ)此等黨員ヲシテ其ノ特別ノ任務殊ニ其ノ自國ニ於ケル「ブルジョア」的民主主義ノ思潮ニ對シテ開スルノ任務ヲ意識スル様教育スル目的ニ於テノ植民地及半開國ノ革命的運動ヲ支援スベキ義務ヲ負フ

共產「インターナショナル」ハ植民地及半開國ニ於ケル革命的運動ト一時の共同關係ノミナラズ同盟關係ヲサヘ結ブベキモノナルモ之ト融合スベカラズ、共產「インターナショナル」ハ其

ノ獨立ノ存在ヲ有スル「プロレタリア」運動タルノ特質ハ其ノ出生ノ形態ニ於テモ存シタルモノニシテ絕對ニ之ヲ保持セザルベカラズ

(f) 帝國主義諸國ガ被抑壓國ニ於ケル特權階級ノ援助ヲ以テ政治的ニハ獨立ノ存在ヲ有スルモ經濟上財政上及軍事上ハ全然右帝國主義諸國ニ隸屬スルガ如キ國家ヲ形成スル事ハ一ノ欺瞞ナルコトヲ各國殊ニ半開國ノ廣汎ナル勤勞民衆ノ間ニ引續キ指示シ且ツ闡明スルコトヲ要ス

帝國主義ノ聯合國ト當該民族ノ「ブルジョア」階級トカ共力シテ被抑壓民族ノ勤勞大衆ヲ欺瞞セル最モ拙劣ナル例トシテ「チオニスト」ノ「パレスチナ」事件ヲ舉グル事ヲ得ベシ「チオニスト」ハ「パレスチナ」ニ「ユダヤ」人ノ國家ヲ建設セントスルカ如ク裝ヒ實ハ同地方ニ於ケル「アラビヤ」人ノ勤勞者大衆(其ノ内「ユダヤ」人ノ勤勞者ハ極メテ少數ナリ)ヲ英國人ノ搾取ノ犠牲トナシタリ現今ノ國際時局ヲ見ルニ弱少ニシテ且ツ獨立シ得ザル民族ニ對スル救済策トシテハ「ソヴェト」共和國ト同盟スルノ一策アルノミナリ

(二) 帝國主義ノ強國ハ數世紀ノ永キニ互リ植民地民族及弱少民族ヲ奴隸的地位ニ置ケリ從テ此等被抑壓民族ノ勤勞大衆ハ抑壓民族ノ一般ニ對シ即チ抑壓民族中ノ「プロレタリア」ニ對シテモ憤怒ノ情ヲ有スルノミナラズ不信ノ念ヲ抱クニ至レリ



此等「プロレタリア」ノ公ノ指導者タルモノノ多數ガ社會平和主義者トシテ祖國ノ守護ノ名目ノ下ニ秘ニ殖民地民族ヲ奴隸的地位ニ置キ且ツ財政上獨立ノ存在ヲ有シ得ザル各國ヲ奪掠シテ其(三)上ニ「階級」ノ利益ヲ擁護セルハ社會主義ニ對シ卑賤ナル反逆ヲ爲セルモノニシテ斯ノ如キ反逆ヲ只被抑壓國勤勞大衆ノ不信ノ念ヲ只強メタルノミナルガ右不信ノ念ハ全然正當ノ理由アルモノト云ハザルベカラズ

右不信及民族の偏見ハ文化ノ進歩セル國ニ於テハ其ノ帝國主義ヲ撲滅シテ後又未ダ文化ノ進歩セザル國ニ於テハ其ノ經濟生活ノ根本ノ全部ニ互リ之ヲ急激ニ改造シテ後ニ於テ始メテ之ヲ除去シ得ベキモノニシテ斯ノ如クセバ民族の偏見ノ除去ハ極メテ除キ去ルニ進歩スベキモノナリ

茲ニ於テ各國ノ階級意識ノ強固ニシテ且共產主義ヲ奉ズル「プロレタリア」ハ長キニ互リ奴隸的地位ニ置カレタル各國民族ノ中ニ傳統スル民族感情ノ現在及將來ニ對シ特別ノ注意ヲ拂フヘキ義務及此ノ種ノ偏見及不信ヲ出來得ル限リ急激ニ除去スヘキ義務ヲ負フ

全世界ノ總テノ國家及總テノ民族ノ「プロレタリア」及總テノ勤勞大衆カ自發的ニ結合シ一ノ同盟及協同關係ヲ作ルニアラサレハ資本主義ニ對スル共產主義ノ戰勝ヲシテ有終ノ美アラシムルヲ得ス

第四節 「ファシズム」ニ對ル共産「インターナショナル」ノ政策

共産「インターナショナル」ハ「ファシズム」運動ノ本質ニ關シテ如何ニ之ヲ觀念スルカ又右運動ニ對シテ如何ナル具體的對策ニ出デントスルカ右ノ二點ニ關シテハ共産「インターナショナル」ノ第五回大會議ニ於テ採擇セラレタル「テーゼ」ガ明白ナル解答ヲ下セルヲ以テ茲ニ同「テーゼ」ヲ蒐録セントス

第一、「ファシズム」ノ本質

「ファシズム」ハ資本主義的社會制度ノ没落期即チ「プロレタリア」革命期ニ於テ特ニ「プロレタリア」ガ政權獲得ヲ開始セルモ革命ノ經驗充分ナラザルト且「プロレタリア」ヲ指導スベキ階級ヲ基礎トスル革命的政黨ノ存在セルガ爲革命ヲ組織シ及大衆ヲ「プロレタリア」獨裁ニ導ク事ヲ知ラザル地ニ於テ勃發セル「反革命運動」ノ傳統的形式ノ一ナリ

「ファシズム」ハ「プロレタリア」ガ發達シテ最早國家ノ合法的權力手段ヲ以テシテハ之ヲ抑壓スルヲ得ザルニ至リタル場合ニ於テ大「ブルジョア」ガ「プロレタリア」ニ對シテ用フル戰闘手段ナリ

「ファシズム」ハ大「ブルジョア」ノ非常戰闘手段ニシテ「ブルジョア」ノ獨裁ヲ樹立シ之ヲ確立ス



ルコトヲ目的トスルモノトナス

然レトモ其ノ社會的構成ヨリ見レバ「ファシズム」ハ小「ブルジョア」ノ運動ニシテ資本主義ノ危機ニ因リ其ノ没落ニ類セル中産階級、戦争ノ結果階級的ニ低下スルニ至リタル分子（舊士官等）及革命ニ對スル期待ヲ裏切ラレ困窮セル「プロレタリア」ノ分子ノ内ニ其ノ根底ヲ有スルモノナリ

「ブルジョア」的社會ノ没落ガ愈々其ノ歩ヲ進ムルニ及ンデハ凡テノ「ブルジョア」的政黨特ニ社會民主黨ハ多少トモ「ファシスト」的性質ヲ帯ビ「プロレタリア」ニ對スル戦闘ヲ利用シ自ラ形成シ維持セル社會秩序ヲ自ラ解體スルモノニシテ「ファシズム」ト社會民主主義トハ資本主義獨裁ヲ實現シ之ヲ維持スル同一ノ手段ノ兩面ナリ從テ「ファシズム」ニ對シテ戦闘ヲ繼續中ノ「プロレタリア」ニトリテハ社會民主黨ハ對「ファシズム」戦闘ニ於テ信頼シ得ベキ戰友タルコトヲ得ルモノニアラズ

其ノ内部ニ於テ大「ブルジョア」ト小「ブルジョア」及「プロレタリア」分子トノ間ニ於テ利害相反セルガ爲メ「ファシズム」ハ其ノ勝利ヲ收メタル後政治的破産ノ状態ニ陥リ其ノ内部ヨリ崩壞ス（伊太利）又「ファシズム」ガ形式上ノ勝利ヲ收ムルコトナク又「ブルジョア」ノ政府ヲ公然支

持シ且ツ擁護セザルベカラザル國ニ於テモ「ファシズム」ハ類似ノ危險状態ニ陥レリ（獨逸）

第二、「ファシズム」ニ對スル對策

「ファシズム」ノ歴史的作用、其ノ本質及社會的關係ニ應ジ共產主義者ノ「ファシズム」ニ對スル戦闘方法ハ(1)「ファシズム」ヲ政治上征服シ(2)且革命的「プロレタリア」ニ對スル「ファシスト」ノ武力的攻撃ヲ防禦スルコトヲ可能ナラシメ且之ヲ保障スルモノナラサルヘカラス

(A) 政治的範圍

(1) 共產黨ノ眞實革命的ナル戦術及政策ヲ遂行スルコト即チ「プロレタリア」「ブルジョア」的  
中産階級及小農ヲ共產主義運動ニ引キ入レ且「プロレタリア」ノ獨裁ニ依リ經濟、社會、政治及文化ノ問題ヲ解決シ得ヘシトノ信念ヲ促進シ且鞏固ニセサルヘカラス

(2) 「ファシズム」ノ反革命的性質及勞働者ノ敵タルノ特質ヲ勞働階級ニ對シ組織的ニ闡明スル  
コト

(3) 小「ブルジョア」及農民階級ハ資本主義ノ危機ニ因リ「プロレタリア」ト爲リ經濟上壓迫セラレルニ至レルカ右小「ブルジョア」及農民ノ大衆ヲシテ彼等ノ境遇及「ファシズム」カ純然タル